



みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関

ICHINOSEKI

一関市総合計画後期基本計画

2021 - 2025

(令和3年度 - 令和7年度)





みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関

ICHINOSEKI

一関市総合計画後期基本計画

2021 - 2025

(令和3年度 - 令和7年度)



一関市民憲章

わたくしたちは

ゆたかな自然と悠久の歴史に育まれた
いわいの里に誇りをもち

心あわせて活力ある一関をつくるため
この憲章を定めます

一 教養を高め誇れる文化を育てます

一 健康で働き豊かな郷土を築きます

一 自然を愛し美しい環境を守ります

一 思いやりと協力で安全な暮らしをつくります

一 地域が結び合い輝く一関を目指します

(平成18年9月1日制定)



市章

(平成17年11月15日制定)

一関市が人々に愛され、親しまれ、さらに発展する姿をイメージし、「一関市」の「い」の字を基にデザインしています。青は中央部を流れる北上川やその支流の川の色を、また緑は奥羽山脈や北上山系の森の色をイメージしており、一関市の豊かな自然を表現しています。

市の花・木・鳥

(平成18年8月1日制定)



花「なのはな」

昔から作物として人々の生活との関わりが深く、一面黄色に群生している様は、市民の連帯と協調を表す花としてふさわしいとされ認定。



木「ぶな」

栗駒山や室根山などに原生し、豊かな自然環境の象徴であり、うるおいのある健やかな市民生活を表す木としてふさわしいとされ認定。



鳥「うぐいす」

昔から人々に愛され、春の訪れを感じさせる美しい鳴き声は、市民の高い精神性・文化性を象徴し、明るく安らぎのあるまちづくりを表す鳥としてふさわしいとされ認定。



はじめに

本市のまちづくりの指針である「一関市総合計画」は策定後5年が経過し、10年間の計画期間の折り返しを迎えました。

この間、総合計画の将来像である「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」に近づいていくため、「一関市総合計画前期基本計画」に基づく施策をその時々に合わせて形で取り組んできたところであります。

しかし、近年では急速な少子高齢化の進行やICT（情報通信技術）の目覚ましい革新、地球規模での環境問題の顕在化、新型コロナウイルス感染症の蔓延など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しており、従来どおりの発想や取組では通用しない大きな歴史的転換期を迎えていると感じています。

そのため、この度、今後5年間の市政運営の基本となる「一関市総合計画後期基本計画」を策定し、施策の展開方法や推進方策を定めたところです。

本計画では、重点プロジェクトとして「まち・ひと・しごとの創生」、「ILCを基軸としたまちづくり」、「東日本大震災からの復旧復興」を前期基本計画から継続して掲げ、さらなる取組を推進していくこととしたほか、時代に即したまちづくりの進め方として、新たに「SDGsの推進」や「新しい日常の推進」を掲げ、将来像の実現に向けた取組を進めていくこととしております。

これからのまちづくりは、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の実現に向け、まちづくりの課題を、市民の皆さんや企業の皆さんと共有し、一丸となって解決に向かって取り組んでいくことが重要であると考えております。

この計画の着実な推進に向け、最大限の努力をさせていただきますので、より一層の市政への参画とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力をいただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案を賜りました多くの皆様に、心より御礼を申し上げます。

令和3年3月

一関市長 勝部 修

基本構想

将来像

まちの主役である市民一人ひとりが個性や能力を生かしながら、自らが主体となってまちづくりを進めることで、いきいきとしたコミュニティが生まれ、人もまちも輝きます。

人と自然の中で培われた歴史や文化、市民や市民のネットワークを郷土の宝として育み、まちづくりに活用していくことで、新たな魅力が生まれ、誇れるまちになります。

市民一人ひとりの幸せを実現するために

「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」

を私たちのまちの将来像に掲げます。

まちづくりの考え方

将来像を実現するためには、市民、地域、企業、行政などが協働でまちづくりに取り組むことが必要です。次の4つの考え方でまちづくりを進めていきます。

「郷土の宝物」

地域資源を
活用しよう

- 豊かな自然、歴史、文化などの風土や農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源などの先人が守り、築いてきた地域資源は、一関市の宝物です。
- これらを十分に活用するほか、まだ気づかれていない資源を市民一人ひとりの知恵と工夫により掘り起こし、みがき、活用します。

「市民主体」

自ら考え共に
行動しよう

- 市民は、互いに助け合いながらまちづくりに主体的に参画し、行政は、市民がまちづくりについて知り、考え、行動できるような市政を推進します。
- 市民、地域、企業、行政など多様な担い手が、それぞれの立場や責任に応じて協力関係を築き、役割を分担し、共に行動します。

「次世代人材支援」

郷土を誇りに思う
心を育てよう

- まち全体で人を育てることは、郷土を誇りに思う心を育み、この誇りが地域づくりを担う気持ちへとつながります。
- 家庭、地域、学校、企業、行政などそれぞれの持てる力を結集し、次代の一関を担う人材を育成します。

「安全・安心」

みんなで支え合い
暮らしていこう

- すべての市民が、自然災害や生活などに不安を感じることなく安全・安心に暮らせることは、まちづくりの根幹です。
- 行政、関係機関、地域などが協力し合い、安全なまちを実現し、いつまでも安心して暮らしていけるよう、市民同士が互いにつながり、共に支え合います。

まちづくりの目標

- 1 地域資源をみがき生かせる
魅力あるまち
- 2 みんなが交流して地域が賑わう
活力あるまち
- 3 自ら輝きながら
次代の担い手を応援するまち
- 4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ
自然豊かなまち
- 5 みんなが安心して暮らせる
笑顔あふれるまち

まちづくりの進め方

- 1 市民と行政の協働のまちづくり
 - 市民が主体となる地域づくり活動を支援し、活動組織や人材の育成、活動の拠点の充実を図ります。
- 2 健全な行財政運営
 - 市民への説明責任を果たし透明性の確保を図るとともに、コスト縮減に努め、行財政改革を推進します。
- 3 広域連携の推進
 - 岩手県南・宮城県北地域等の市町村との連携を深め、中東北の拠点都市としての機能の充実を図ります。

後期基本計画

第1部 重点プロジェクト

基本構想を実現するためには、各分野の枠組みにとらわれず横断的に対処しなければならない課題に対し、重点的かつ戦略的に取り組んでいくことが必要です。

次の3つを重点プロジェクトとして掲げ、施策の考え方、進め方を示し、具体的な施策を展開します。

【プロジェクト1】

まち・ひと・しごとの創生

- (1) 人が集うまちづくり
- (2) 次代を担う子どもを育むまちづくり
- (3) 安心して住み続けられるまちづくり

【プロジェクト2】

I L Cを基軸としたまちづくり

- (1) I L Cの早期実現に向けた取組
- (2) 東北I L C事業推進センター等の関係機関との連携
- (3) 市民の理解増進と市内外への情報発信
- (4) 人材育成、次世代教育
- (5) 国際色豊かで暮らしやすい生活環境の整備
- (6) 新しい産業・イノベーション拠点の形成

【プロジェクト3】

東日本大震災からの復旧復興

- (1) 放射性物質による汚染問題への対策
- (2) 被災者の生活再建支援と災害に強いまちづくり
- (3) 近隣自治体との連携による復旧復興の推進

第2部 分野別計画

1 地域資源をみがき 生かせる 魅力あるまち

- 1 農林水産業
- 2 工業
- 3 商業、サービス業
- 4 雇用
- 5 観光

2 みんなが交流して 地域が賑わう 活力あるまち

- 1 都市間交流、国際交流
- 2 道路
- 3 公共交通
- 4 地域情報化
- 5 地域づくり活動
- 6 移住定住、関係人口、結婚支援

3 自ら輝きながら 次代の担い手を 応援するまち

- 1 子育て
- 2 義務教育、高等教育等
- 3 青少年の健全育成
- 4 生涯学習
- 5 文化芸術、スポーツ・レクリエーション
- 6 人権、男女共同参画
- 7 文化財の保護、地域文化の伝承
- 8 骨寺村荘園遺跡の保護

4 郷土の恵みを 未来へ引き継ぐ 自然豊かなまち

- 1 自然環境、環境保全
- 2 公園
- 3 資源・エネルギー循環型社会
- 4 住環境、景観
- 5 上水道
- 6 下水道

5 みんなが安心して 暮らせる 笑顔あふれるまち

- 1 医療
- 2 地域福祉
- 3 高齢者福祉
- 4 障がい者福祉
- 5 健康づくり
- 6 防災
- 7 消防、救急、救助
- 8 防犯、交通安全、市民相談体制

第3部 まちづくりの進め方

1

SDGsの推進

3

協働のまちづくり
の推進

5

広域連携の推進

2

「新しい日常」
の推進

4

健全な行財政運営
の推進

一関市総合計画 後期基本計画 2021-2025 (令和3年度-令和7年度)

序

第1章 総合計画後期基本計画の策定に当たって

- 1 後期基本計画策定の趣旨……………4
- 2 社会情勢の変化……………5

第2章 総合計画について

- 1 計画の性格と役割……………8
- 2 計画の構成と目標年次……………8

第3章 市のすがた

- 1 市の概要……………10
- 2 一関市人口ビジョンの概要……………13
- 3 経済の状況……………18
- 4 通勤通学者の現状……………20
- 5 一関市の財政……………21

基本構想と前期基本計画の達成状況

第1章 基本構想の概要

- 1 一関市の将来像……………28
- 2 将来像を実現するためのまちづくりの考え方……………28
- 3 将来像を実現するためのまちづくりの目標……………29
- 4 将来像を実現するためのまちづくりの進め方……………30

第2章 前期基本計画の達成状況

- 1 前期基本計画の「主な指標」達成状況について……………32
- 2 各施策分野における「主な指標」133項目の達成度……………33



後期基本計画

第1部 重点プロジェクト

- 1 重点プロジェクトとは……………38
- 2 重点的かつ戦略的に実施すべきテーマ……………38
- 【プロジェクト1】まち・ひと・しごとの創生……………40
- 【プロジェクト2】ILCを基軸としたまちづくり……………46
- 【プロジェクト3】東日本大震災からの復旧復興……………50

第2部 分野別計画

- 分野別計画の体系……………54
- SDGsと分野別計画の関連性……………56
- 分野別計画の見方……………58

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

- 1-1 農林水産業……………62
- 1-2 工業……………72
- 1-3 商業、サービス業……………76
- 1-4 雇用……………80
- 1-5 観光……………84

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

- 2-1 都市間交流、国際交流……………90
- 2-2 道路……………92
- 2-3 公共交通……………96
- 2-4 地域情報化……………100
- 2-5 地域づくり活動……………102
- 2-6 移住定住、関係人口、結婚支援……………104

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

- 3-1 子育て……………108
- 3-2 義務教育、高等教育等……………112
- 3-3 青少年の健全育成……………118
- 3-4 生涯学習……………120
- 3-5 文化芸術、スポーツ・レクリエーション……………124
- 3-6 人権、男女共同参画……………126
- 3-7 文化財の保護、地域文化の伝承……………128
- 3-8 骨寺村荘園遺跡の保護……………130

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

- 4-1 自然環境、環境保全……………134
- 4-2 公園……………138
- 4-3 資源・エネルギー循環型社会……………140
- 4-4 住環境、景観……………144
- 4-5 上水道……………146
- 4-6 下水道……………148

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

- 5-1 医療……………152
- 5-2 地域福祉……………156
- 5-3 高齢者福祉……………160
- 5-4 障がい者福祉……………164
- 5-5 健康づくり……………168
- 5-6 防災……………170
- 5-7 消防、救急、救助……………174
- 5-8 防犯、交通安全、市民相談体制……………178

第3部 まちづくりの進め方

- 1 SDGsの推進……………182
- 2 「新しい日常」の推進……………184
- 3 協働のまちづくりの推進……………186
- 4 健全な行財政運営の推進……………188
- 5 広域連携の推進……………192

資料編

- 1 市民意向調査（アンケート調査）の結果……………196
- 2 用語解説索引……………206
- 3 新型コロナウイルスの影響における動き……………208
- 4 後期基本計画策定の経過……………210
- 5 諮問書……………212
- 6 答申書……………213
- 7 一関市総合計画審議会委員名簿……………214
- 8 一関市まちづくりスタッフ会議委員名簿……………215
- 9 一関市総合計画審議会条例……………216
- 10 一関市まちづくりスタッフ会議設置要綱……………217
- 11 一関市総合計画推進委員会設置規程……………218



序

第1章

総合計画後期基本計画の策定に当たって

第2章

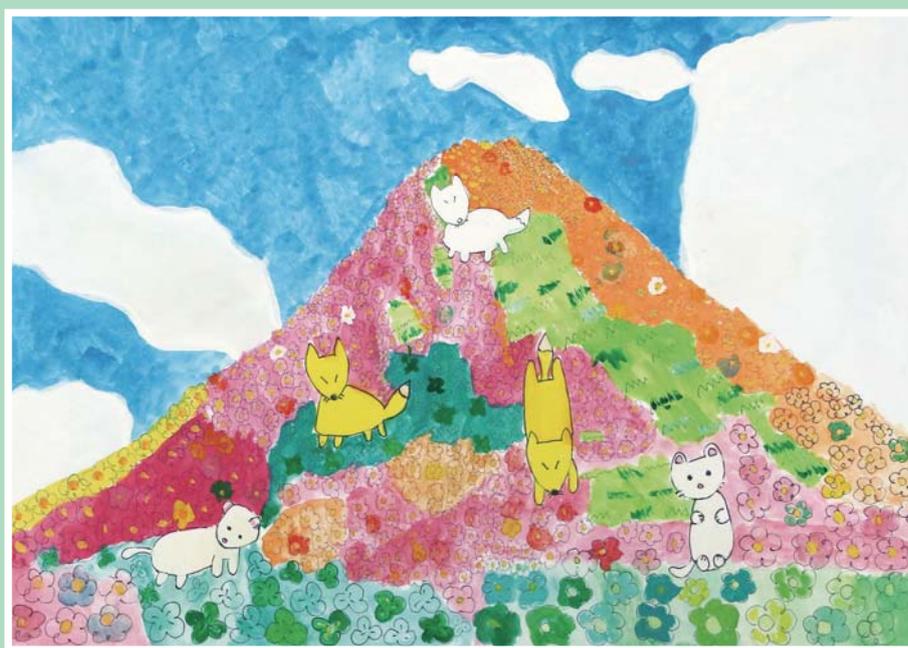
総合計画について

第3章

市のすがた

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■小学生低学年の部 最優秀賞作品



「栗駒山の春夏秋冬」
山目小3年 小野寺 琴都さん

第1章

総合計画後期基本計画の策定 に当たって

- 1 後期基本計画策定の趣旨
- 2 社会情勢の変化

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■小学生高学年の部 最優秀賞作品



「花火の思い出」

萩荘小5年 沼倉 愛来さん

1 後期基本計画策定の趣旨

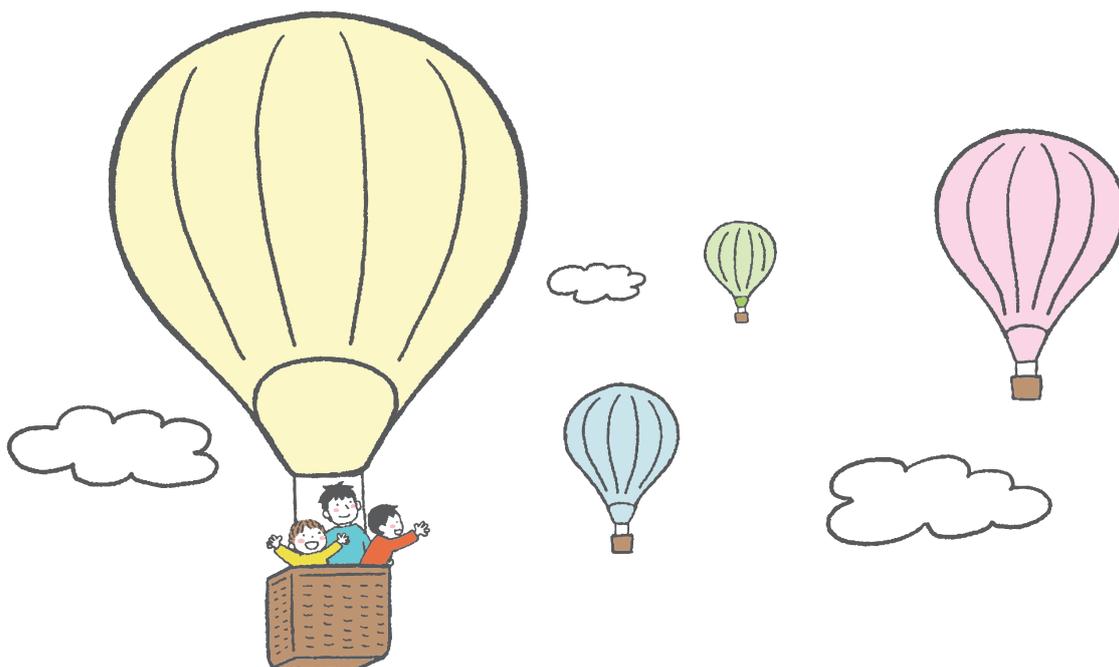
本市では、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）の10年間を計画期間とする一関市総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）を策定し、基本構想に掲げる将来像「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」の実現に向け、様々な施策を着実に進めてきました。

その一方で、この間にも本市を取り巻く社会情勢は大きく変化を続け、人口減少の進行や高齢化社会の到来、新型コロナウイルス感染症対応など、先行きが見通せない中で、時代の変化に対応した取り組みが求められています。

また、行政の責任と役割は一層高まっており、社会情勢や市民ニーズの変化を的確に把握しながら、市民と行政が課題や将来像を共有し、これまで以上に協力してまちづくりに取り組むことが必要です。

このような中、前期5か年の中長期的な施策の展開方法を体系的に示す「前期基本計画」の計画期間が令和2年度で終了します。

本市のこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、今後5か年の新たなまちづくりの取組を具体化し、時代の変化に対応した計画とするため、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの後期5か年を計画期間とする「後期基本計画」を策定しました。



2 社会情勢の変化

本市が将来にわたって活力あるまちとしてさらに発展していくためには、本市を取り巻く社会情勢の変化を的確に捉えることが重要となります。そこで、現在の社会情勢の動向を以下のように捉え、本計画を策定しています。

◆ 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成27年（2015年）の国勢調査において初めて減少に転じ、本格的な人口減少社会に突入しています。また、出生率の低下により子どもの数の減少と平均寿命の伸びによる高齢者の増加を背景として、少子高齢化が一層進むことが予想されており、このことにより国内総生産（GDP）の減少や、総労働力の減少に伴う日本経済の衰退など様々な影響が懸念されています。

本市の人口においても、昭和30年（1955年）の174,342人をピークに人口が減少しており、令和元年（2019年）には、114,136人となっています。今後も人口はさらに減少していくものと予想され、地域の経済、医療、福祉、介護、教育、文化、生活の利便性など様々な分野での影響が考えられます。

◆ SDGsの達成に向けた取組

平成27年（2015年）9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が採択され、その中核を成すのが「持続可能な開発のための目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」です。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、貧困や飢餓の根絶などを目指す17のゴール（目標）と、各ゴールを実現するための169のターゲット（具体目標）から構成されています。

本市においても、人口減少・少子高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、市民、企業、団体、研究機関などとの協働を進め、日本の「SDGsモデル」を世界に発信する「SDGs日本モデル」宣言に賛同し、SDGsの推進に取り組んでいます。

本計画においても、SDGsの理念を踏まえた取組を推進していくこととしています。

◆ 新型コロナウイルス感染症による社会の変化

令和2年（2020年）の初頭から全世界に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、日本国内においても感染が拡大し、外出自粛要請や小中学校の臨時休校、緊急事態宣言の発令、緊急経済対策の展開など社会全体に大きな影響を及ぼしています。

それに伴って、人々の行動や考え方にも変化が生じてきており、特に働き方に関しては、大都市圏を中心に在宅勤務などのテレワークの導入や、自然環境が豊かな場所でのワーケーションを実践する企業が増えています。

本市においても、新型コロナウイルス感染症との共存を取り入れた「新しい日常」の中で、地域経済の活性化、ICT等の新技術を活用した社会構築、新しい行動変容や価値観に対応した仕組みづくりなど、新しい時代に対応したまちづくりが必要です。

◆ 環境問題の深刻化

産業活動や日常生活から生じる環境への負荷が増大した結果、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出増加が地球温暖化をもたらし、地球規模で環境問題が深刻化しています。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因した放射性物質汚染は、日本はもとより、世界各国のエネルギー政策を見直す転機となり、再生可能エネルギーの利用推進による循環型社会の構築に対する関心は、ますます高まっています。

国では、令和2年（2020年）10月に、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを宣言し、地球温暖化問題に対する国の姿勢が明確になりました。

このような状況のもと、本市においても、令和3年（2021年）2月に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言しました。

脱炭素社会実現のため、廃棄物の減量、資源物のリサイクル、再生可能品の利用などを進め、廃棄物の量を減らしていくとともに、廃棄物を新たなエネルギー資源と捉え、資源やエネルギーが循環する「資源・エネルギー循環型まちづくり」を進めていく必要があります。



◆ 情報通信技術の進展

インターネットなどに代表される情報通信技術の進展を背景として、様々な情報が共有されるとともに、スマートフォンなどを利用することで必要な情報が必要な時に供給されるようになっていきます。

また、家電や自動車、医療機器、製造工場での生産システムなど、様々なモノがインターネットとつながるIoTや人工知能（AI）を活用した、ロボットや自動走行車などの新しい価値を創出する技術も生まれてきています。

このような背景のもと、国では「第5期科学技術基本計画」において、ソサエティ・フォー・テン・ゼロ「Society5.0」を目指すべき未来社会の姿として提唱しました。

本市においても、Society5.0に向けた取組を推進することで、産業面での革新のみならず、医療、福祉、子育てなどの地域の課題解決に資することが期待されます。

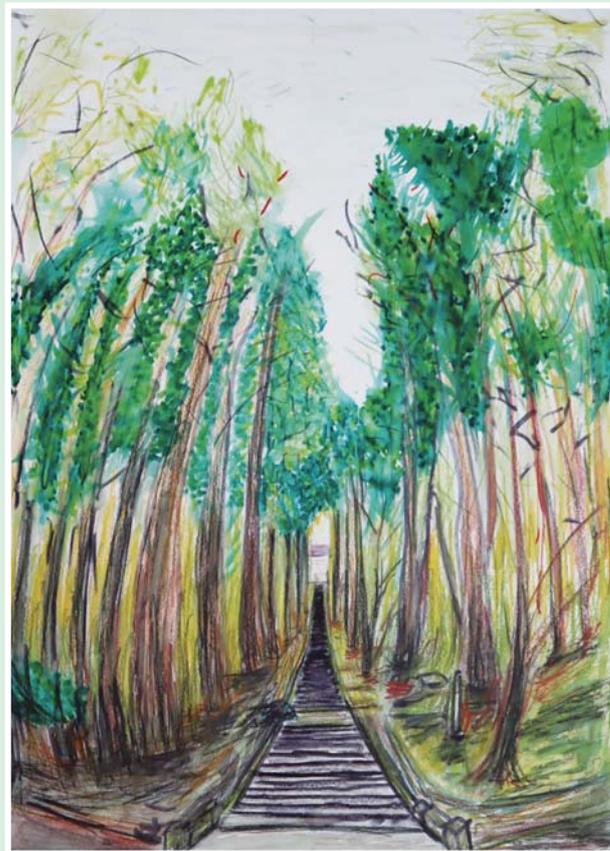


第2章 総合計画について

- 1 計画の性格と役割
- 2 計画の構成と目標年次

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■中学生の部 最優秀賞作品



「配志和神社」
磐井中2年 松谷 侍虎さん

1 計画の性格と役割

総合計画は、長期的視点からのまちづくりの方向性を示すものです。市にあっては、今後における行政運営の指針となり、また、市民や企業等の民間団体に対しては、まちづくりの方向性を共有することにより、自主的、積極的な活動が図られることを期待するものです。

そのため、計画は次の役割を担います。

- (1) 市の将来像とまちづくりの基本的な考え方及びこれを達成するための施策の大綱を明らかにすること。
- (2) 市の行財政運営の基本指針として位置付けられ、市政推進にあたっての総合性、計画性、実効性を確保すること。
- (3) 市民と行政との協働によるまちづくりの指針となること。

2 計画の構成と目標年次

計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3階層で構成し、それぞれの内容や役割、目標年次は次のとおりです。

基本構想

- 実現したい将来像
- まちづくりの基本的な考え方
- まちづくりの基本目標
- まちづくりの進め方

基本計画

- まちづくりの目標ごとの柱となる基本施策
- 基本施策の進め方・展開方法
- 市民参加・行財政運営などに関する基本認識とその進め方

実施計画

- 具体的な事業計画
- 毎年度ローリング（予算編成の指針）

基本構想

目指すべきまちの将来像を明らかにするとともに、その実現のためのまちづくりの基本理念と基本目標を定めるものです。

基本構想は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を目標年次とします。

基本計画

基本構想に基づき、中長期的な施策の展開方法を体系的に示すものとし、社会経済情勢の変化に対応するため、前期5か年、後期5か年の計画とします。

後期基本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を目標年次とします。

実施計画

基本計画に基づき、毎年度、向こう3か年度分の個々の施策についての具体的な事業計画を定めるもので、社会経済情勢の変化を見極めながら、ローリングにより見直し、市の予算編成の指針とするものです。

第3章 市のすがた

- 1 市の概要
- 2 一関市人口ビジョンの概要
- 3 経済の状況
- 4 通勤通学者の現状
- 5 一関市の財政

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■小学生低学年の部 優秀賞作品



「げいびけいふなくだり」
東山小1年 菅原 蒼色さん



1 市の概要

◆ 地 勢

一関市は、岩手県の南端に位置し、南は宮城県、西は秋田県と接しています。首都圏から450キロメートルの距離で、東北地方のほぼ中央、盛岡と仙台の中間地点に位置しています。総面積は1,256.42平方キロメートルであり、東西は約63キロメートル、南北は約46キロメートルの広がりがあります。土地利用の状況は、総面積のうち60.2パーセントが山林原野で占められ、次いで田が11.1パーセント、畑が6.5パーセントとなっており、県内では比較的農地の割合が高い地域となっています。

◆ 自 然

一関市は、四季折々に多彩な表情を見せる恵み豊かな自然に包まれています。その中で象徴となっているのは、市の西側、奥羽山脈にそびえる栗駒山と、市の東側、緩やかな丘陵地が広がる北上高地の独立峰となっている室根山などの山々です。栗駒山の周囲には深い森が広がり、湯量豊富な須川温泉をはじめとした7つの温泉が湧き、北上高地は穏やかな隆起準平原で、なだらかな高原には牧場が各所に開かれています。また、平泉の歴史との関わりが深い東稲山も特徴的な山容を見せています。

北上平野の南端部にあたる市の中央部には標高の低い平地が広がり、東北一の大河北上川が緩やかに流れています。北上川の支流は、西から磐井川、金流川、東から砂鉄川、千蔵川、黄海川などが注ぎ込み、流域に水の恵みをもたらしています。磐井川の中流域には渓谷美を誇る巖美溪、砂鉄川には石灰岩地帯を深く刻み込んだ猊鼻溪があり、多くの観光客が訪れる名所となっています。

また、色とりどりの花が地域を美しく飾り、人々の心を和ませています。春は釣山公園の桜や磐井川の菜の花、猊鼻溪のフジ、室根山のツツジなどが咲き誇り、みちのくあじさい園は多くの人々に安らぎを与えています。各地域では、住民の手による花壇づくりが盛んに行われています。



◆ 歴史・沿革

一関市の歴史は古く、旧石器時代から人が住み始めた形跡が見られ、縄文時代や弥生時代の遺跡も各地にあります。平安時代には安倍氏、藤原氏が独自の文化を築き上げ、その後、葛西氏を経て伊達氏に、また、伊達氏の一部は田村氏の治世下に置かれました。

明治の近代化以降の地域の成り立ちは、廃藩置県によって、胆沢県、一関県、水沢県、磐井県と変遷し、明治9年に岩手県に編入されました。戦後まもなくまでは、次頁の図に示すように35の町村に分かれていましたが、昭和23年から33年にかけてのいわゆる昭和の大合併によって、合併前の8市町村となりました。

このように、市町村の区域はその時代の移り変わりに応じて、変遷をたどってきました。

◆ 文化

一関市には、世界文化遺産「平泉」の関連遺産として世界遺産暫定リストに登録されている骨寺村荘園遺跡があるほか、平泉文化にゆかりのある遺跡などが各地に残されています。

また、一関市は、一関藩医の建部清庵、医学や蘭学の大槻玄沢、漢学の大家大槻磐溪、近代国語辞典の規範となった『言海』の大槻文彦、和算の千葉胤秀、刑法思想の芦東山など、これまで多くの優れた人材を輩出してきたところであり、学術文化の興隆に力を注ぎ、当地方の文化の発展に寄与してきました。

古くから受け継がれてきた南部神楽をはじめとする民俗芸能や行事が数多く息づいている地域でもあり、国指定重要無形民俗文化財となっている室根神社特別大祭、県内有数の規模を誇る川崎地域の花火大会、奇祭として知られる大東大原水かけ祭りや、縄文の野焼きを再現した藤沢の野焼祭など各地で行われる独特の祭りも豊富なものとなっています。

農村に根差した手づくりの料理が代々受け継がれていますが、当地方では古くから冠婚葬祭や農作業の節目、季節の行事などの場面で、もちをついてふるまう「もち食文化」があり、生活に欠かせないものとなっています。また、市内各地でもちを活用したさまざまなイベントが開催されています。このもち食文化はユネスコ無形文化遺産に登録された「和食；日本人の伝統的な食文化」に例示として挙げられているほか、SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）にも認定されています。



2 一関市人口ビジョンの概要

2-1 人口ビジョンの位置づけ

本市における人口の現状を分析し、人口問題に関する基本認識の共有を図り、取り組むべき課題と将来の方向と人口の展望を示すビジョンとして、平成27年10月（2015年）に策定し、その後の人口の状況変化を踏まえ、令和2年10月（2020年）に改訂を行いました。

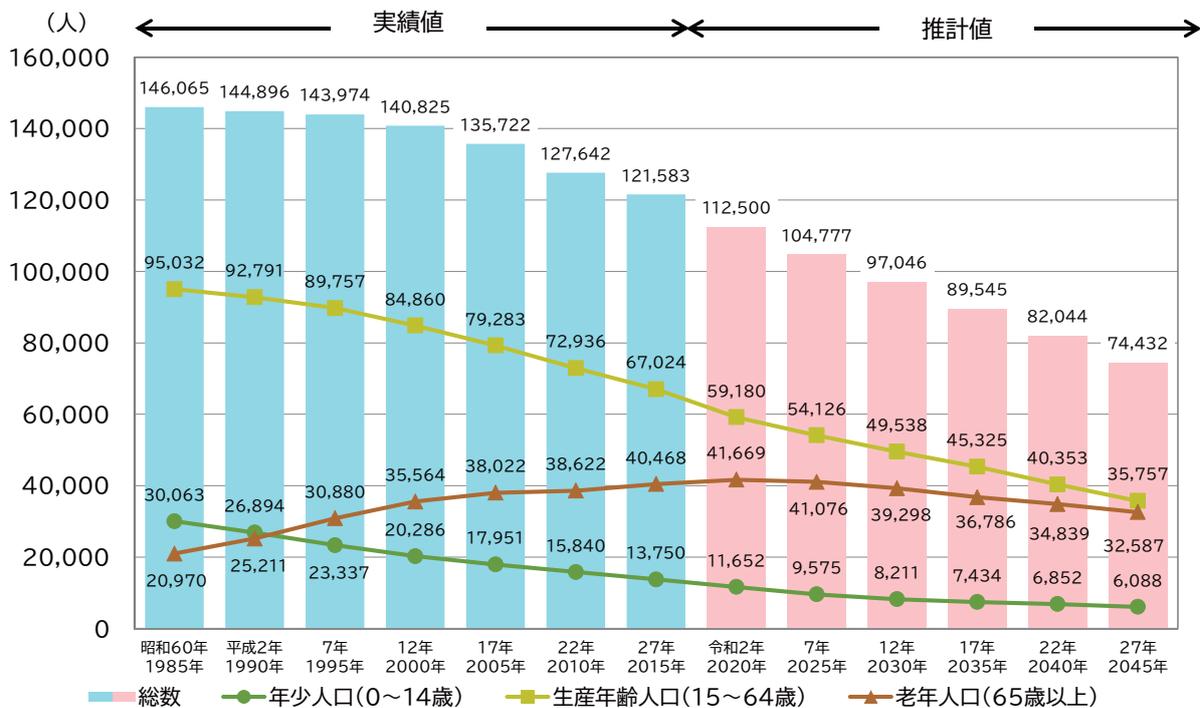
2-2 人口動向分析

◆ 人口推移と将来人口の推計

本市の総人口は減少を続けており、平成27年（2015年）は121,583人となっています。平成7年（1995年）には老年人口（65歳以上の人口）が年少人口（15歳未満の人口）を上回り、老年人口が総人口に占める割合は増加し続けています。

市の独自推計では、令和2年（2020年）以降も人口は減少することが予測されています。年少人口と生産年齢人口（15～64歳）は減少を続け、老年人口も令和2年（2020年）をピークに減少していくことが見込まれています。

一関市の人口の推移



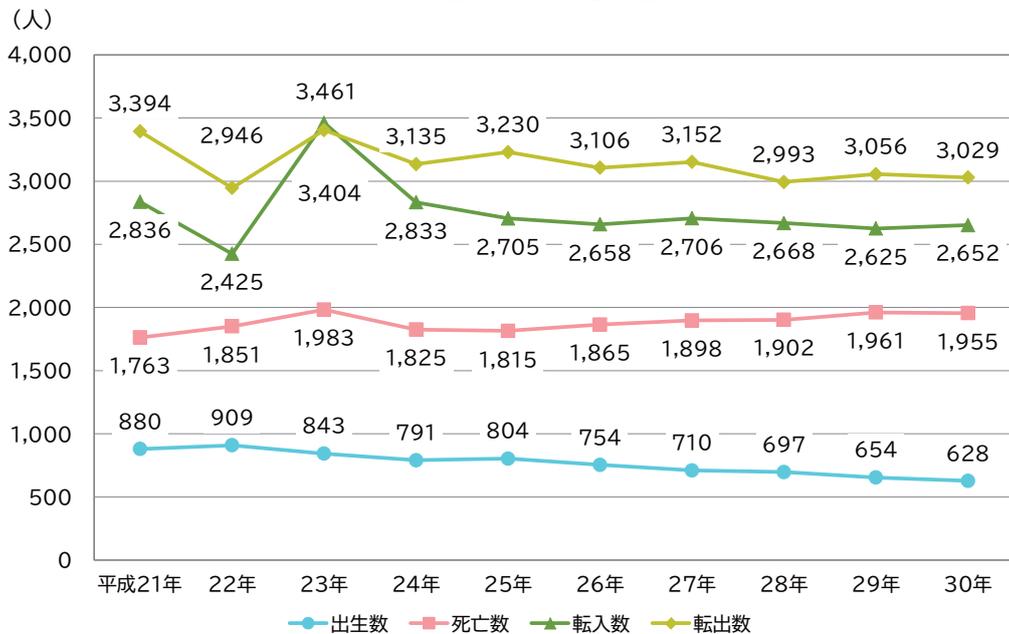
資料：国勢調査（平成27年まで）

第3章 市のすがた
1 市の概要
2 一関市人口ビジョンの概要
3 経済の状況
4 通勤通学者の現状
5 一関市の財政

◆ 自然増減と社会増減

死亡数が出生数を上回る自然減と、転出数が転入数を上回る社会減が続いています。近年の人口減少は、社会減に比べ、自然減の影響が大きくなっています。

自然増減と社会増減



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

◆ 合計特殊出生率

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、かつては全国や岩手県と比較して高い水準を保っていましたが、近年では同水準となっています。

合計特殊出生率の推移

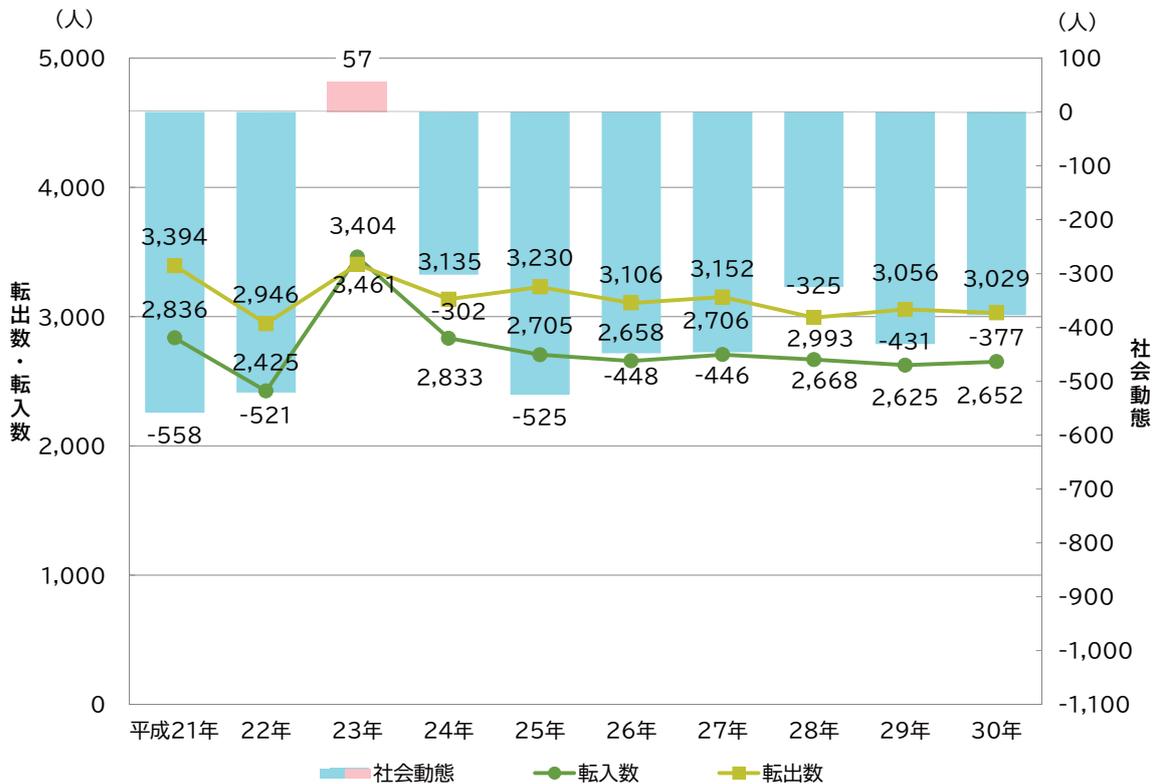


資料：岩手県「人口動態統計」

◆ 転入数と転出数

年によって変動はありますが、ほとんどの年で転出超過となっており、転出超過の差は、東京圏、宮城県、岩手県内の順で多くなっています。

転入数と転出数の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

転入前、転出先の状況（平成30年）

(単位：人)

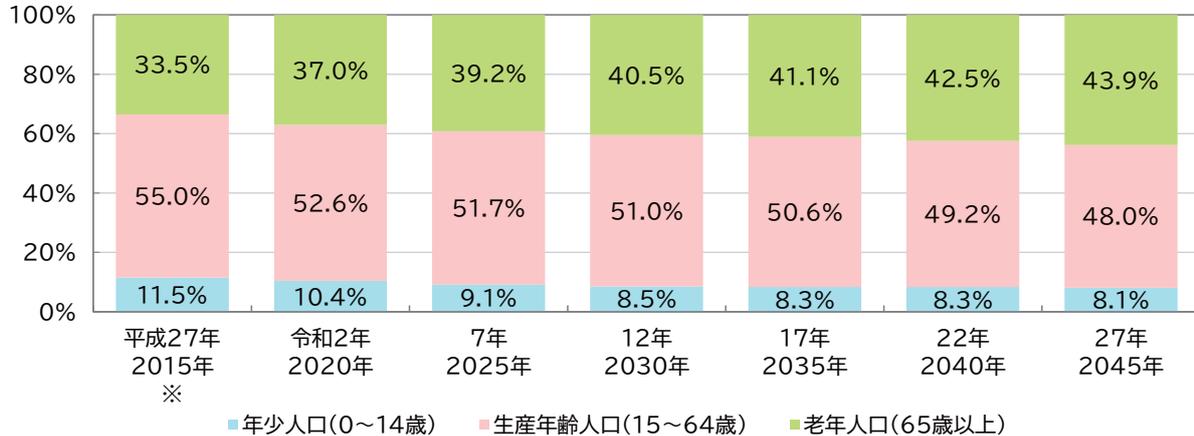
	転入前 都道府県	転出先 都道府県	差
岩手県	962	1,011	▲ 49
宮城県	546	693	▲ 147
東京圏	432	614	▲ 182
東京都	181	258	▲ 77
埼玉県	82	145	▲ 63
千葉県	74	62	12
神奈川県	95	149	▲ 54

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

◆ 年齢3区分割合の推移

総人口に占める生産年齢人口及び年少人口の割合が減少する一方、老年人口の割合が増加し、令和27年（2045年）には総人口の43.9%まで上昇する見込みです。

推計人口の年齢3区分割合の推移



※平成27年（2015年）は実数

2-3 人口の将来展望

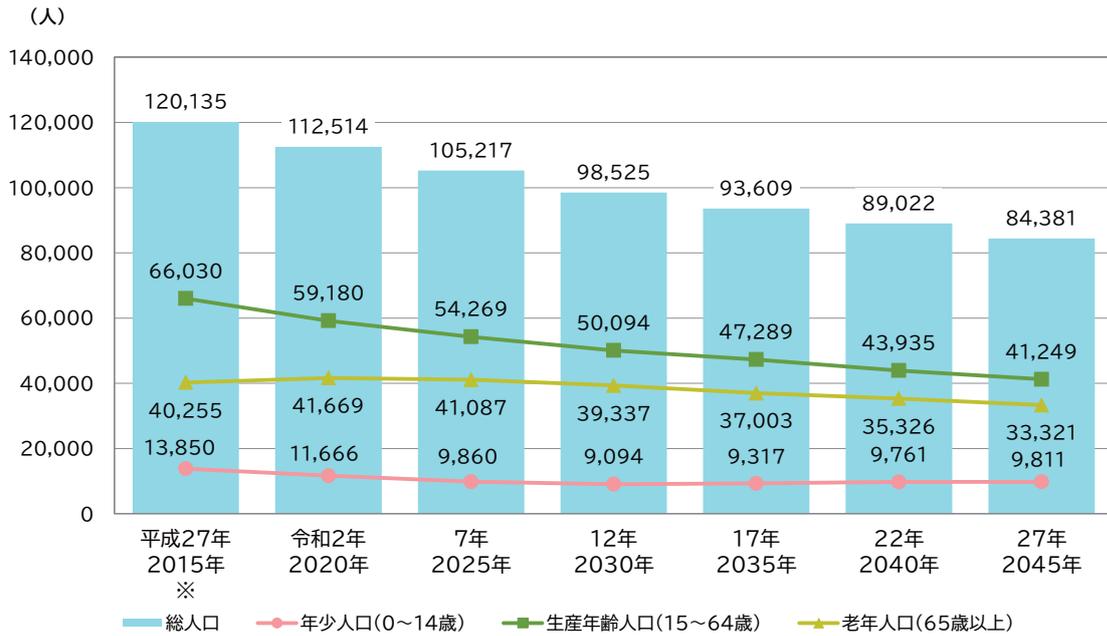
◆ 「人口の将来展望」のためのシミュレーション

今後の市の取組により、以下の条件が実現するものと仮定し、将来人口のシミュレーションを行いました。

※将来展望シミュレーションの条件設定

- ・自然動態の設定…合計特殊出生率が令和12年（2030年）にかけて国民の希望出生率1.80、令和22年（2040年）にかけて市民の希望出生率1.96まで上昇し、さらに令和32年（2050年）にかけて人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率）である2.07まで上昇し、以降は維持するものとします。
- ・社会動態の設定…社会減が段階的に解消され、令和12年（2030年）にゼロとなり、以降は維持するものとします。なお、高校等新卒世代（18～21歳）、子育て世代（20～30歳代、うち4割が0～5歳の就学前児童を伴うものとする）、退職世代（60～64歳）で社会減の改善が図られるものとします。

シミュレーションによる総人口・年齢3区分別人口



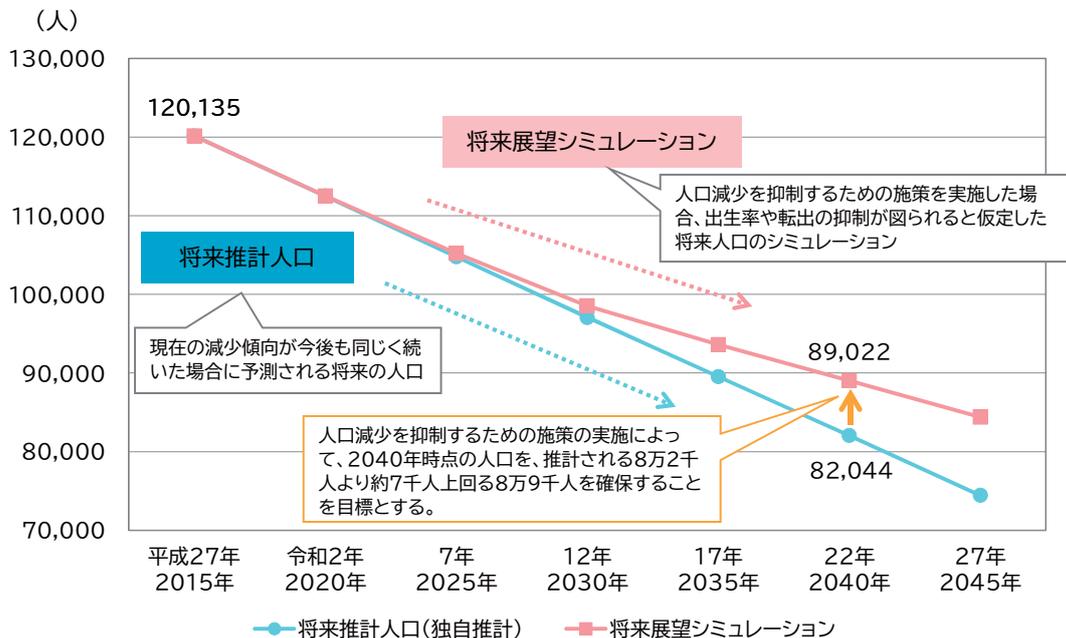
※平成27年(2015年)は実数

一関市人口ビジョンにおける人口の将来展望

シミュレーション結果を踏まえて、人口の将来展望を以下のとおりとします。

人口減少に歯止めをかけ、長期的な人口の安定も視野に入れて、令和22年(2040年)に8万9千人程度の人口を確保します。

将来推計人口と将来展望シミュレーションの関係



3 経済の状況

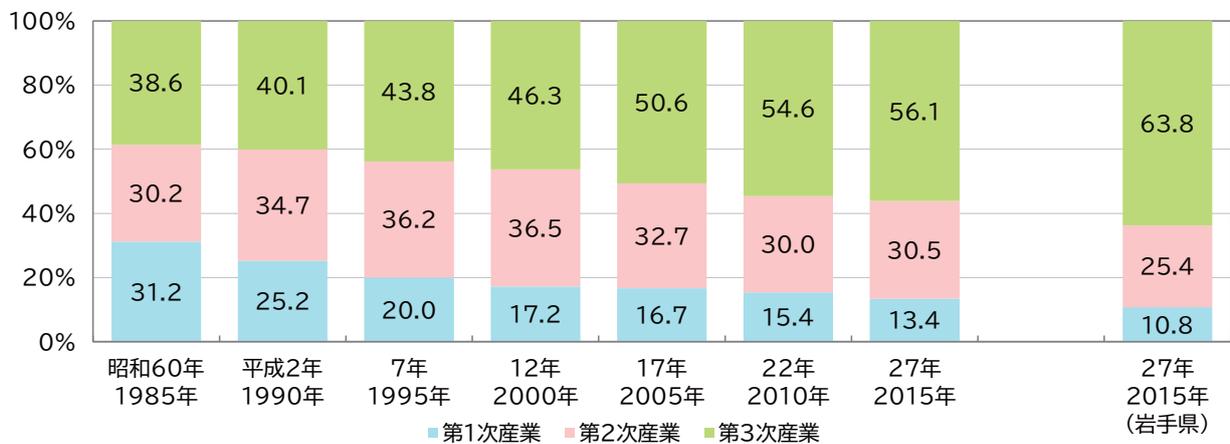
◆ 産業構造

産業3分類別に見た市の産業構造は、第1次産業から第2次産業、第3次産業へと主体が移ってきています。

県平均と比較すると第3次産業より第2次産業のウエイトがやや高くなっています。

これまでのすう勢などからみると、第1次産業から第2次産業、第3次産業への移行は今後も続くものとみられます。

産業3分類別就業者構成比の推移



資料：国勢調査

産業3分類別就業者の推移

(単位：人)

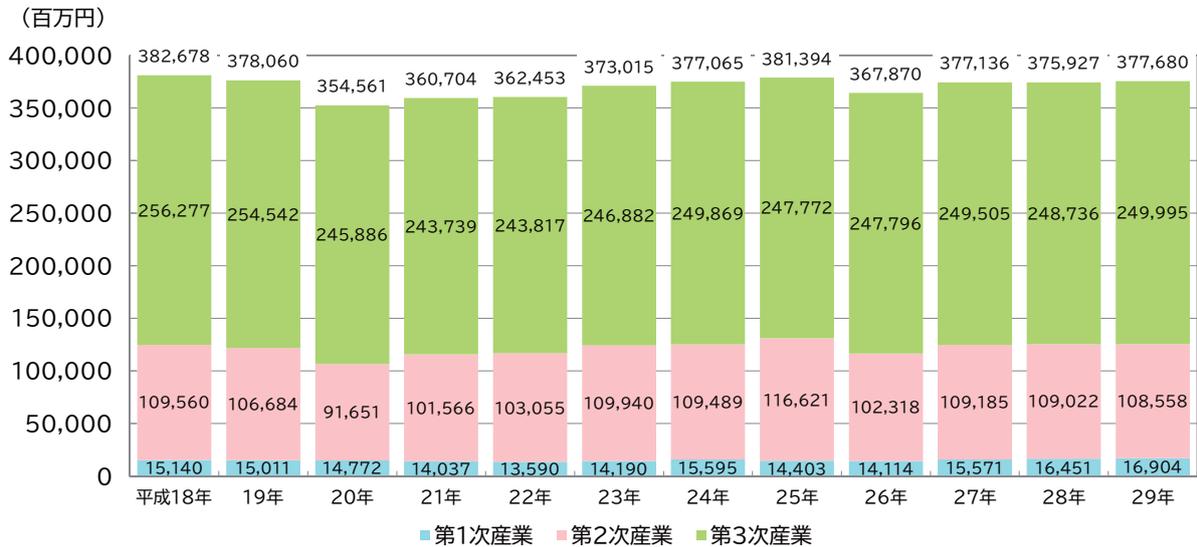
産業分類	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
第1次産業	24,655	19,941	15,577	12,913	11,456	9,257	7,939
第2次産業	23,839	27,447	28,176	27,324	22,453	18,102	18,078
第3次産業	30,517	31,675	34,047	34,701	34,677	32,864	33,328

資料：国勢調査

◆ 総生産

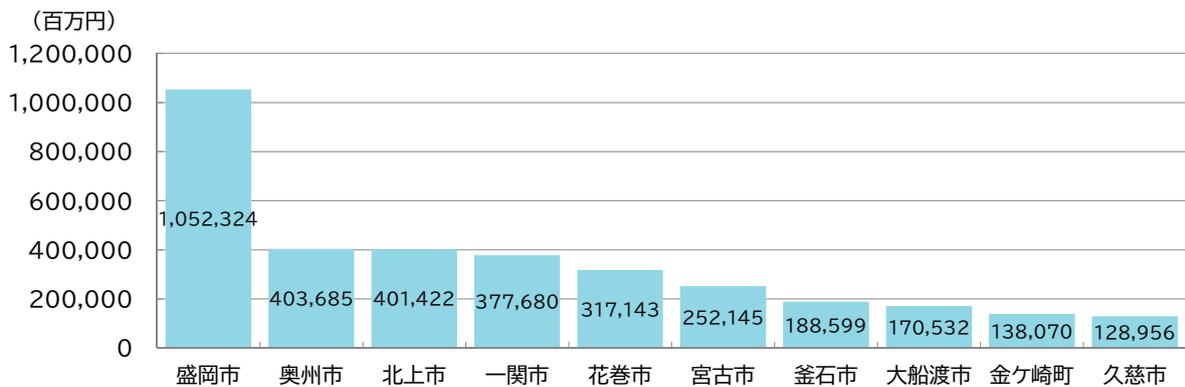
平成29年度の市の総生産は約3,777億円となっており、ここ10年ほど横ばい傾向が続いています。県内では奥州市、北上市、花巻市とほぼ同程度の規模となります。

総生産額の推移



資料：岩手県市町村民経済計算

県内市町村の総生産額（平成29年）



資料：岩手県市町村民経済計算

◆ 市民所得

平成29年の市民所得は約2,956億円、人口一人当たり市民所得は約250万円となっています。

区分	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
市町村民所得分配 (百万円)	261,352	267,045	275,839	283,487	293,072	288,107	291,277	290,666	295,618
一人当たりの市町村民所得 (千円)	2,013	2,092	2,176	2,265	2,371	2,360	2,396	2,421	2,498

資料：岩手県市町村民経済計算

4 通勤通学者の現状

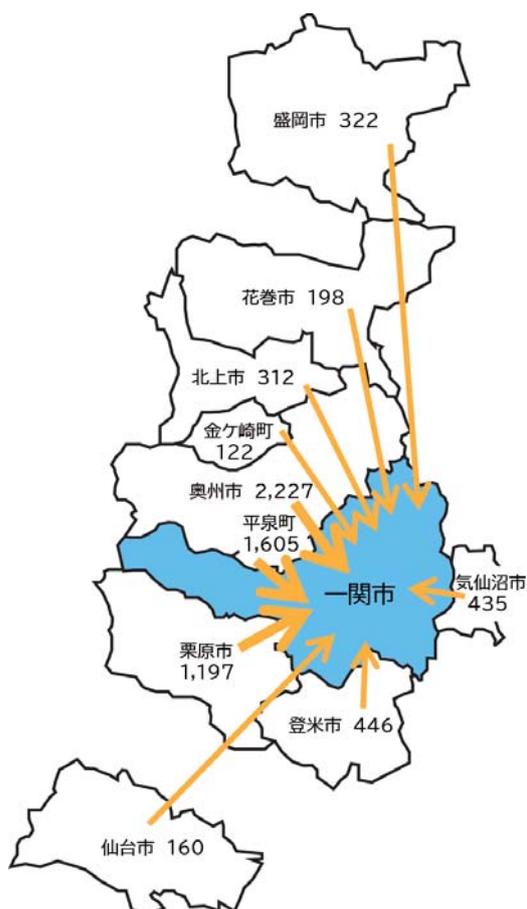
一関市と他の地域との通勤通学者の状況を見ると、平成 27 年の国勢調査による通勤通学者数は、一関市外への流出が 7,950 人、市外からの流入が 7,605 人と 345 人の流出超過となっています。

(単位：人)

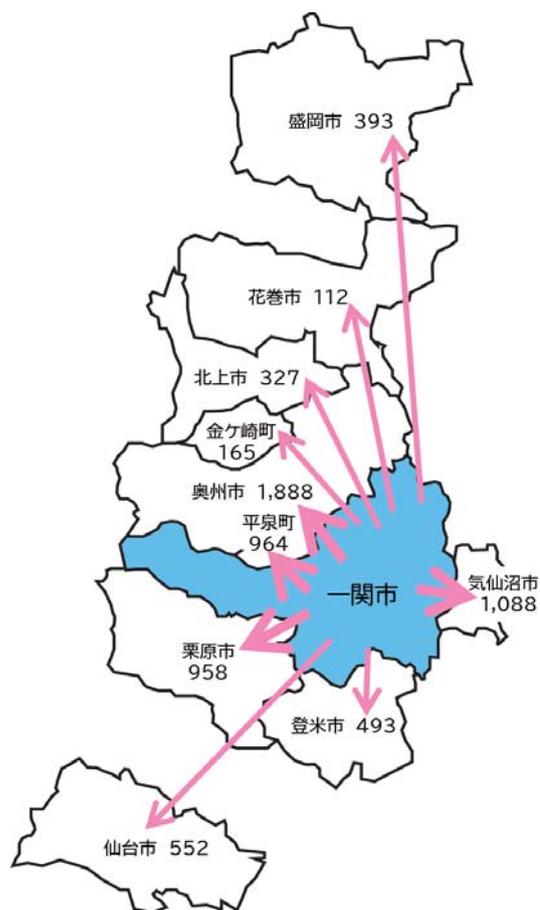
区分	通勤通学者数		
	通勤	通学	計
一関市内に住む通勤通学者数	49,194	5,294	54,488
一関市内での通勤通学者数	41,987	4,551	46,538
一関市外からの流入者数	6,465	1,140	7,605
一関市外への流出者数	7,207	743	7,950
流入－流出	▲ 742	397	▲ 345

資料：国勢調査

一関市への通勤通学者数



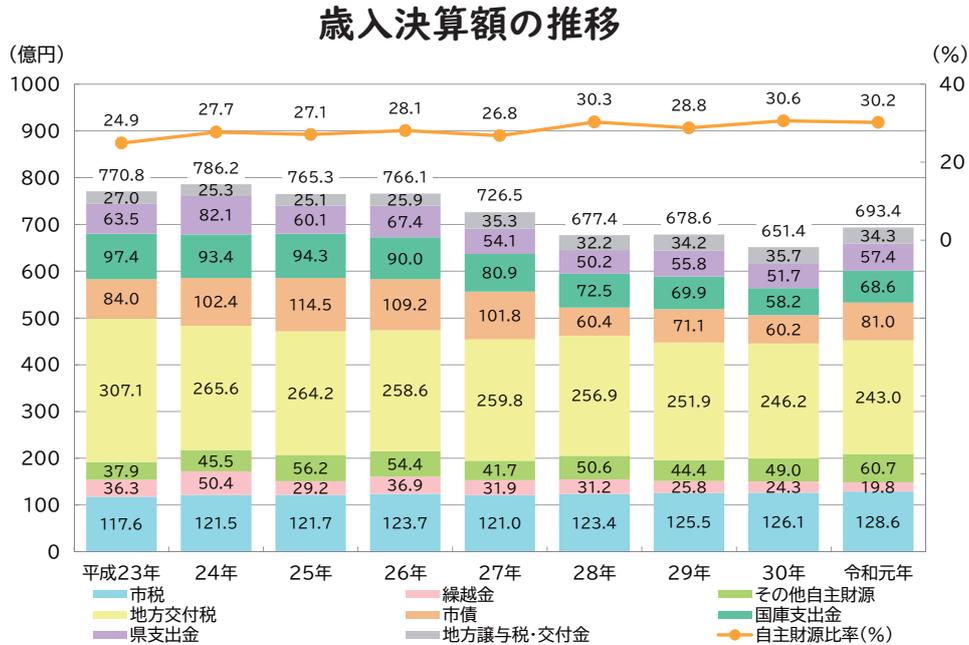
一関市からの通勤通学者数



5 一関市の財政

◆ 歳入決算額

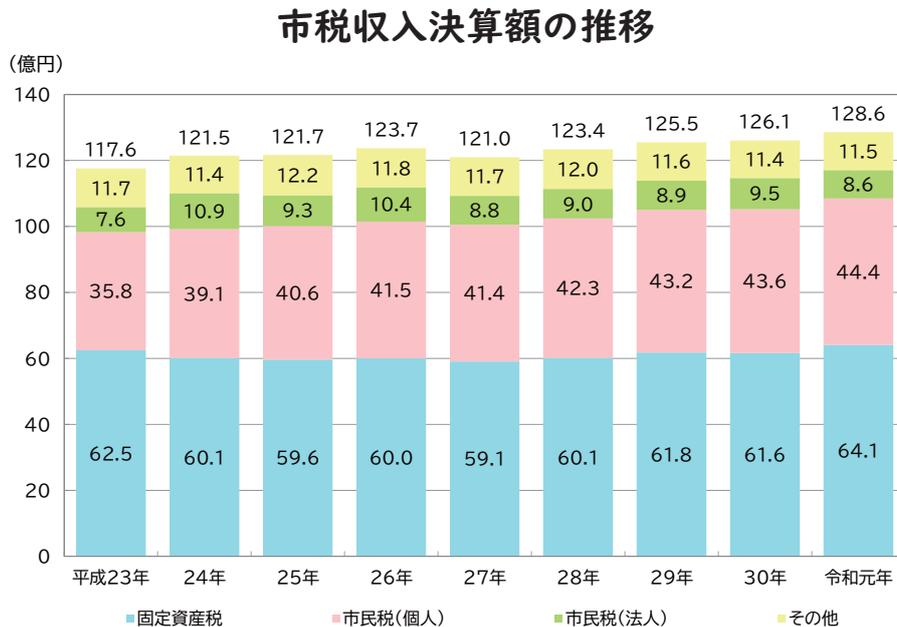
歳入決算額の推移を見ると、総額として年々減少傾向となっています。市税は年々増加傾向となっていますが、地方交付税の減少の影響が大きくなっています。



資料：一関市

◆ 市税収入決算額

市税収入決算額の推移を見ると、総額として年々増加傾向となっています。特に市民税（個人）が増加しています。

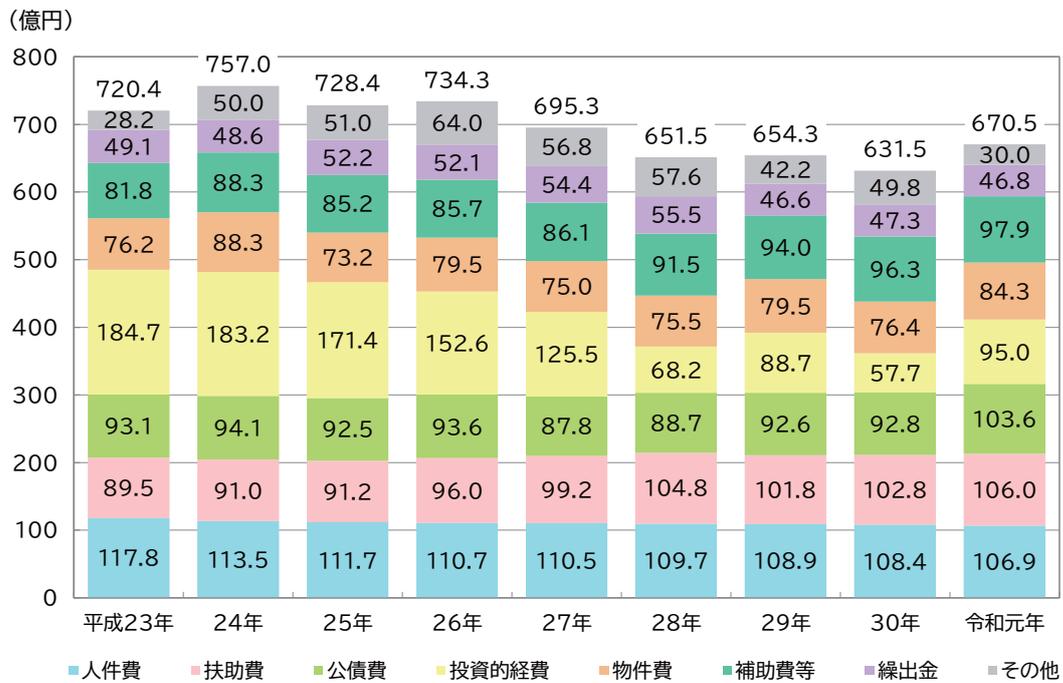


資料：一関市

◆ 歳出性質別決算額

歳出性質別決算額の推移を見ると、人件費と投資的経費の減少が見られます。特に投資的経費は、平成23年と令和元年を比べると約半額となっています。一方、扶助費、物件費、補助費等は増加傾向が見られます。

歳出性質別決算額の推移



資料：一関市

◆ 財政見通し

この財政見通しは、令和2年度7号補正（9月定例会）まで反映し、国の予算の動向、経済情勢等を勘案しながら作成したものです。ただし、令和3年度分を当初予算案に置き換えています。

一関市の財政見通し

（単位：百万円）

	令和3年度 当初予算	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3～7 年度合計
歳入	66,669	65,727	64,653	62,760	65,945	325,754
地方税	12,005	12,002	12,004	11,789	11,768	59,568
地方交付税	22,240	22,918	22,764	23,120	22,532	113,574
普通交付税	20,678	21,390	21,238	21,601	21,020	105,927
特別交付税	1,561	1,528	1,526	1,519	1,512	7,646
国庫支出金・県支出金	12,329	12,253	11,460	11,322	13,109	60,473
地方債	7,931	7,109	7,861	6,502	9,514	38,917
（うち臨時財政対策債）	(2,274)	(1,399)	(1,406)	(1,447)	(1,417)	(7,943)
その他	12,165	11,445	10,564	10,027	9,022	53,223
（うち財政調整基金等繰入金）※	(5,083)	(4,324)	(3,434)	(2,888)	(1,854)	(17,583)
歳出	66,669	65,727	64,653	62,760	65,945	325,754
人件費	12,464	12,012	11,832	11,615	11,402	59,325
扶助費	10,592	10,477	10,302	10,170	10,013	51,554
公債費	8,962	9,105	9,602	10,329	9,694	47,692
物件費	9,178	9,399	8,565	8,278	8,086	43,506
補助費等	13,706	12,784	12,880	12,114	16,549	68,033
普通建設事業費	7,547	7,686	7,409	6,191	6,110	34,943
繰入金	1,575	1,429	1,420	1,415	1,402	7,241

※財源不足が見込まれる年度は、財政調整基金等からの繰入金により調整しています。

（参考） 財政調整基金・市債管理基金 の年度末残高見込額（前年度 繰越金の積立等を含む）	15,249	11,751	9,134	7,059	5,944
---	--------	--------	-------	-------	-------

資料：一関市

○歳入

（1）地方税

現行制度を基本に、景気動向や人口推計による今後の人口減少分などの影響を見込んでいます。

（2）地方交付税

① 普通交付税

現行の交付税制度により算定し、国の中期財政計画や令和3年度地方財政対策における経費の増減、人口推計による人口の減少などの影響を見込んでいます。

令和2年度の普通交付税算定に反映されている項目については、算定結果を基に今回の財政見通しに反映しています。

② 特別交付税

令和元年度交付実績を参考に見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

現行の制度により見込んでいます。

(4) 地方債

主に過疎対策事業債及び臨時財政対策債を見込んでいます。

(5) その他

その他、各種譲与税・交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料などを見込み、財源が不足する年度にあつては財政調整基金などからの繰り入れを行うこととしています。

○歳出

(1) 人件費

① 特別職

報酬は、現行額で試算しています。

② 一般職

職員数は、定員適正化計画に基づき見込んでいます。

(2) 扶助費

年齢別人口推計などによる影響を見込んでいます。

(3) 公債費

総合計画実施計画事業などに伴う新たな借り入れに対する償還額も含めて見込んでいます。

(4) 物件費

公共施設等総合管理計画に基づく施設の維持管理経費の縮減などを見込んでいます。

(5) 補助費等

現行の制度を基本として見込んでいるほか、今後想定される事業として、エネルギー回収型廃棄物処理施設と最終処分場の整備経費を含む広域行政組合分担金などを見込んでいます。

(6) 普通建設事業費

実施計画に基づくまちづくりを進めるための事業などを見込んでいるほか、統合小学校の整備や公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化改修などの経費を見込んでいます。

(7) 繰出金

国民健康保険や後期高齢者医療などの特別会計は、年代別人口推計などを考慮し見込んでいます。

(8) その他

公の施設や道路などの維持補修費、奨学金の貸し付けに要する経費などを見込んでいます。

基本構想と 前期基本計画の達成状況

第1章

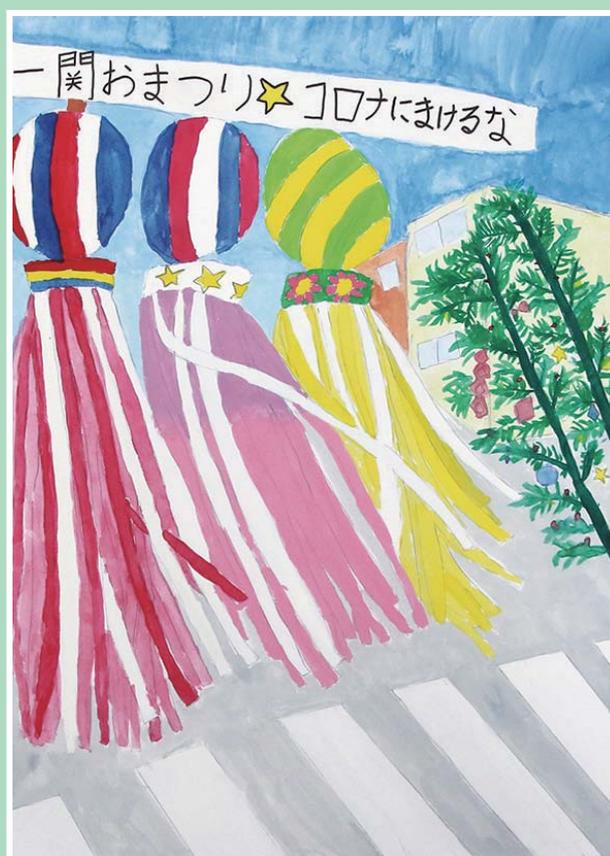
基本構想の概要

第2章

前期基本計画の達成状況

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■小学生低学年の部 優秀賞作品



「夏のおまつり」

山目小3年 吉田 乃葉藍さん

第1章

基本構想の概要

- 1 一関市の将来像
- 2 将来像を実現するためのまちづくりの考え方
- 3 将来像を実現するためのまちづくりの目標
- 4 将来像を実現するためのまちづくりの進め方

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■小学生低学年の部 優秀賞作品



「さぎとドライブ」
興田小3年 小野寺 梨奈さん

基本構想は、平成 28 年度（2016 年度）を初年度とし、令和 7 年度（2025 年度）を目標年次としたもので、実現したい将来像、まちづくりの基本的な考え方、まちづくりの基本目標、まちづくりの進め方から構成されているものです。

1 一関市の将来像

みつけよう育てよう 郷土の宝

いのち輝く一関

まちの主役は市民一人ひとりです。

市民一人ひとりが個性や能力を生かしながら、自らが主体となってまちづくりを進めることで、いきいきとしたコミュニティが生まれ、人もまちも輝きます。

一関市には、人と自然の中で培われた歴史や文化があり、それぞれの地域には、豊かなコミュニティがあります。市民が地域の中で、自己実現を目指しながら、互いに認め合い、支え、助け合うことにより、生涯にわたり健やかで心豊かに、幸せを感じながら暮らしていくことができます。

また、自然、歴史、文化などの地域資源だけではなく、市民や市民のネットワークも郷土の宝として育み、まちづくりに活用していくことで、新たな魅力が生まれ、誇れるまちになります。

市民一人ひとりの幸せを実現するため「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」を私たちのまちの将来像に掲げます。

2 将来像を実現するためのまちづくりの考え方

将来像を実現するためには、市民、地域、企業、行政などが協働でまちづくりに取り組むことが必要です。

そこで、次の4つの考え方でまちづくりを進めていきます。

「郷土の宝物」

地域資源を活用しよう

「市民主体」

自ら考え共に行動しよう

「次世代人材支援」

郷土を誇りに思う心を育てよう

「安全・安心」

みんなで支え合い暮らしていこう

3 将来像を実現するためのまちづくりの目標

将来像を実現するためには、どのような施策に取り組んでいくかの考えをしっかりと持ち、着実にまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、各施策を体系的かつ効果的に展開していくため、次の5つをまちづくりの目標に掲げます。

1

地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

まちを持続的に発展させていくためには、地域を支える産業を振興し、一人ひとりが持てる力を発揮することができる場を創出することが必要です。

地域資源や地域特性を生かした事業の創出や誘致に取り組むとともに、既存産業の振興を図り、若者が地域に定着する魅力あるまちを目指します。

2

みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

活力ある地域となるためには、新しい風を呼び込み、市内外で交流、連携し、市民活動や経済活動を活性化させていかなければなりません。

人、もの、情報が行き交うための基盤整備を促進するとともに、国際化に対応した地域づくりを進め、活発な交流により活力あるまちを目指します。

3

自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

将来にわたって誇れるまちづくりを進めるためには、家庭、地域、学校、企業、行政などが一体となり、次代を担う人材を育てることが必要です。

市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと暮らしながら、子どもを安心して生み育てられる環境づくりにみんなで取り組み、自らが輝き、人が集うまちを目指します。

4

郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

豊かな自然は市民の心の支えであり誇りでもあることから、この貴重な自然の恵みを確実に次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

自然環境と調和した快適で住み良い生活環境の整備を進めていくとともに、省エネルギー、再生可能エネルギーの取組を推進し、循環型社会の構築にみんなで取り組み、環境にやさしいまちを目指します。

5

みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

市民誰もが健康で心豊かに自立した生活を送るためには、市民、地域、企業、行政などが一体となって安全な環境を築き、市民が互いに支え合い安心して暮らせることが必要です。

東日本大震災等の経験を踏まえ、災害に強いまちを目指すとともに、市民の健康に関する意識の向上を図り、健康寿命を延ばすための取組を進め、いつまでも笑顔で暮らすことができるまちを目指します。

4 将来像を実現するためのまちづくりの進め方

将来像を実現するためには、どのような点に留意してまちづくりを進めるかを決めておくことが必要です。そこで、次の3つの推進方策のもと、まちづくりを進めていきます。

1 市民と行政の協働のまちづくり

市民主体の考え方のもと、地域資源を活用したまちづくりを進めるためには、市民が郷土に誇りと愛着を持ち、地域の特性や課題などを共有しながら、自らがまちづくりの担い手であるという意識を持ってまちづくりに参画し行動していく必要があります。

また、市民と行政とが互いの信頼関係を構築し、連携して課題に取り組んでいく「協働のまちづくり」が不可欠であり、自治会やNPOなどをはじめとする市民組織や企業、行政など多様な主体が互いに支え合い、補完しながら行動していくことが大切です。

これまで培われてきた地域内のつながりやコミュニティを尊重しながら、市民が主体となって行う地域づくり活動を支援するとともに、活動の中心的な役割を担う組織や人材の育成、活動の拠点の充実を図り協働を進めます。

市民一人ひとりが地域を創る一員となり、連携を強化し創意工夫により様々な協働の形をつくり行動することによって、支え合いの仕組みが実践される住み良い地域社会の実現を目指します。

2 健全な行財政運営

市民と行政の協働のまちづくりのためには、市民の視点に立った行政運営を行うことが必要であり、市民への説明責任を果たすとともに透明性の確保を図ります。

また、5つのまちづくりの目標を達成するためには、その裏付けとなる財政の健全性の確保が必要であり、中長期的な財政見通しのもと、コスト縮減に努めるなど健全な財政運営を堅持します。

さらに、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に対応した行政サービスが提供できるよう、課題や需要を常に点検しながら行財政改革を推進するとともに簡素で効率的な組織機構の構築を図り、また効果的かつ効率的に事業を執行します。

3 広域連携の推進

5つのまちづくりの目標は一関市のみで成し得るものではなく、関係する自治体等と協力、連携しながら進めることで、より効果的なものとすることができます。

このため、岩手県南地域、宮城県北地域等の市町村との連携を深め、少子高齢化や人口減少などの課題に対応できるよう暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、中東北の拠点都市としての機能の充実を図り、より強く魅力あふれる圏域の形成を目指します。

特に、生活圏を同じくし定住自立圏を形成する平泉町とは、互いの特性と機能を生かしながら一層の連携強化を図り、一体の圏域としての発展を目指します。

また、姉妹都市、友好都市等と培ってきたこれまでの取り組みを生かしながら、各地域との多彩な交流を推進し「いちのせき」を東北、全国そして世界に発信します。

第2章 前期基本計画の達成状況

- 1 前期基本計画の「主な指標」達成状況について
- 2 各施策分野における「主な指標」133項目の達成度

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■小学生高学年の部 優秀賞作品



「空とぶバルーン」
一関小4年 金田 朱里さん

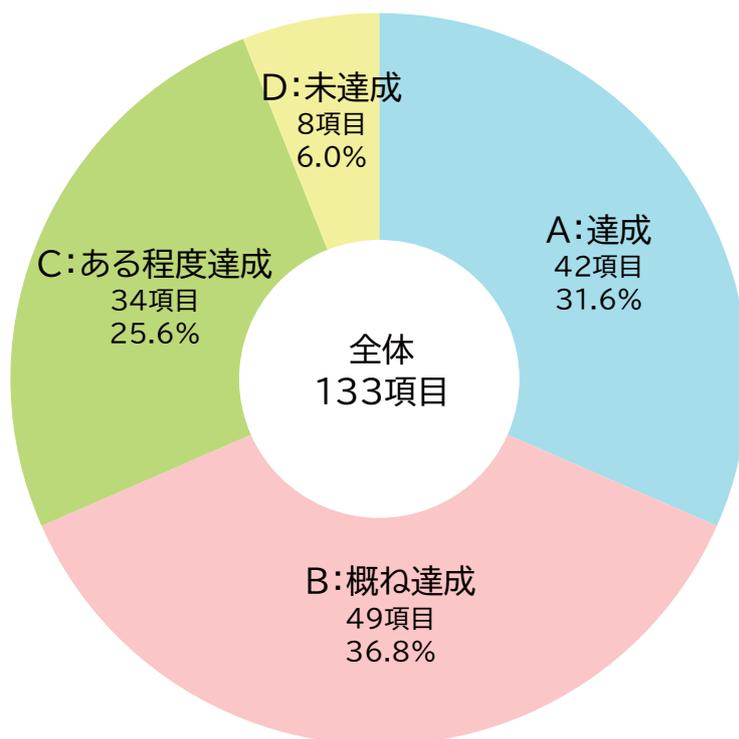
1 前期基本計画の「主な指標」達成状況について（令和元年度末時点）

前期基本計画では、各分野の施策の進捗具合を把握するため、「主な指標」を133項目設定し、達成状況を把握しました。

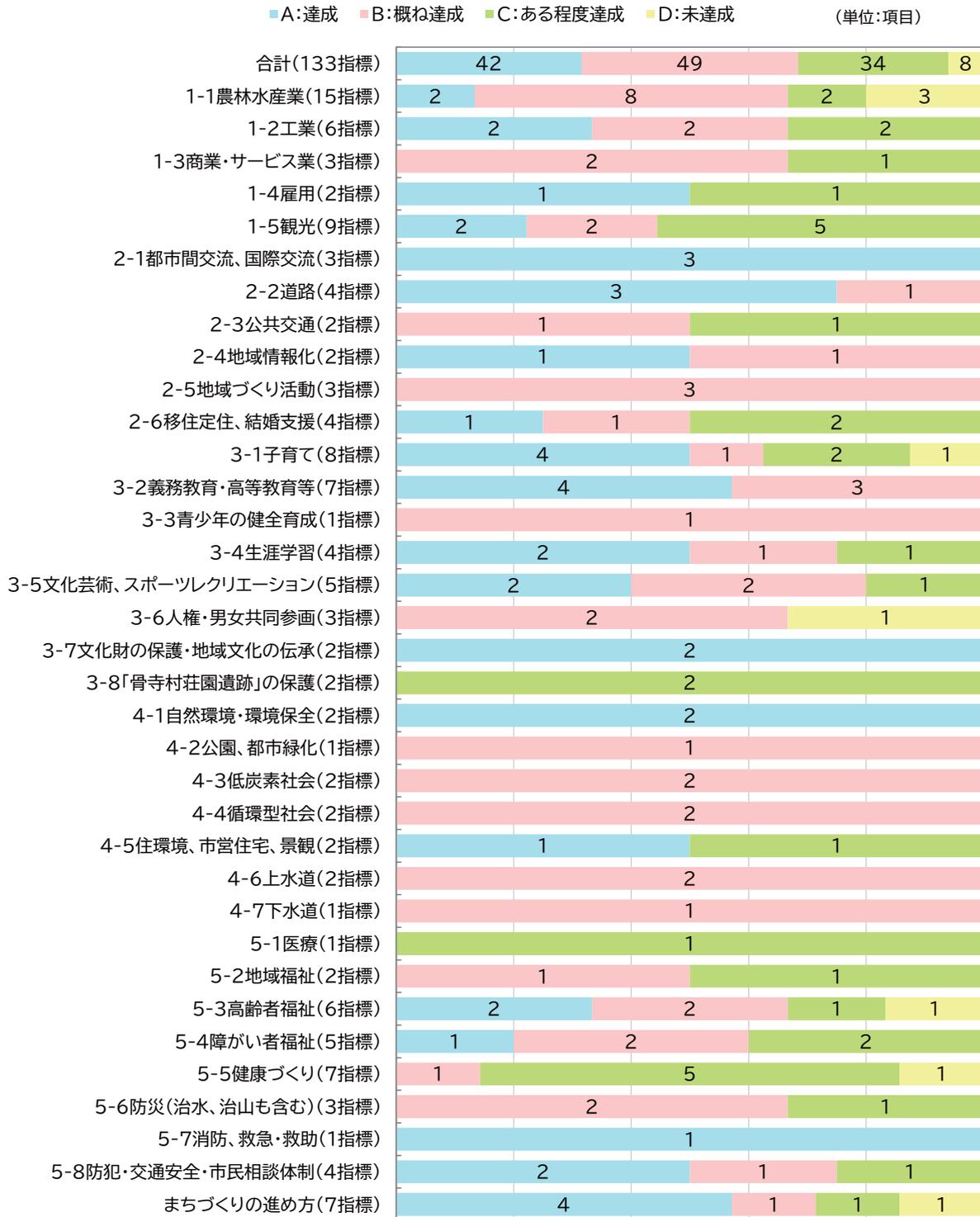
令和元年度末時点（集計中の指標は平成30年度末時点）での結果は、以下のとおりとなります。進捗率80%以上が91項目（68.4%）となっており、概ね目標が達成された状況です。

達成度と進捗率

達成度と進捗率		項目数（割合）
【A：達成】	進捗率100%以上	42項目（31.6%）
【B：概ね達成】	進捗率80%～99%	49項目（36.8%）
【C：ある程度達成】	進捗率50%～79%	34項目（25.6%）
【D：未達成】	進捗率50%未満	8項目（6.0%）



2 各施策分野における「主な指標」133項目の達成度



第2章 前期基本計画の達成状況

1 前期基本計画の「主な指標」達成状況について

2 各施策分野における「主な指標」133項目の達成度

後期基本計画

第1部
重点プロジェクト

第2部
分野別計画

第3部
まちづくりの進め方

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■小学生高学年の部 優秀賞作品



「鶏舞」

萩荘小5年 村上 朔哉さん

第1部 重点プロジェクト

【プロジェクト1】

まち・ひと・しごとの創生

【プロジェクト2】

ILCを基軸としたまちづくり

【プロジェクト3】

東日本大震災からの復旧復興

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■小学生高学年の部 優秀賞作品



「思い出の校舎」

萩荘小6年 千葉 夏葵さん

1 重点プロジェクトとは

基本構想を実現するためには、各分野の枠組みにとらわれず分野横断的に対処しなければならない課題に対し、重点的かつ戦略的に取り組んでいくことが必要です。

そこで、次の3つを重点プロジェクトとして掲げ、施策の考え方、進め方を示し、具体的な施策を展開します。

2 重点的かつ戦略的に実施すべきテーマ

【プロジェクト1】

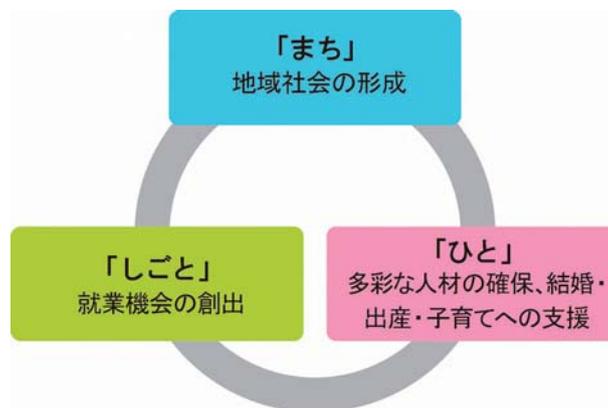
まち・ひと・しごとの創生

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、平成26年11月まち・ひと・しごと創生法が制定されました。

本市においても、今後は、高齢化率の上昇や生産年齢人口と出生数の減少に伴う総人口の減少が進行することが見込まれ、地域の活力低下など多方面に大きな影響が及ぶことが懸念されています。

人口減少社会の中にあって、地域の活力を維持していくためには、市民一人ひとりが夢や希望を持ち、豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成（まち）、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保（ひと）、及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出（しごと）を一体的に推進することが重要です。

このため、前期基本計画に引き続き「まち・ひと・しごとの創生」を重点プロジェクトに掲げ、取組を継続していくものです。



「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

【プロジェクト2】

ILCを基軸としたまちづくり

国際リニアコライダー（ILC）は、全長 20 ～ 50km の地下トンネルに直線状の加速器を設置し、電子と陽電子の衝突実験を行い、ビッグバン（宇宙誕生）直後の状態をつくり出すことによって、宇宙創成の謎、時間と空間の謎、質量の謎などの解明に迫る素粒子実験施設です。国際協力によって設計開発が推進されており、本市を含む北上高地が建設候補地となっています。

ILCの実現により、最先端の技術や高度な人材の集積が見込まれるほか、世界中から多くの研究者などが居住、滞在し、国際学術研究都市が形成されることが見込まれています。また、ILCの建設と運営による経済波及効果だけでなく、教育や文化、産業をはじめとする様々な分野において大きな波及効果が期待されます。

少子高齢化や人口減少、新型コロナウイルス感染症による経済活動などへ影響が懸念される中、ILCは本市の未来を大きく変える可能性を持った夢のあるプロジェクトであるとともに、東日本大震災からの真の復興の象徴となるプロジェクトです。

このため、前期基本計画に引き続き「ILCを基軸としたまちづくり」を重点プロジェクトに掲げ、取組を継続していくものです。

【プロジェクト3】

東日本大震災からの復旧復興

平成 23 年3月 11 日午後2時 46 分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の大地震が発生し、本市では震度6弱を観測しました。この地震により発生した巨大な津波は、太平洋沿岸を襲い東北地方を中心に壊滅的な被害をもたらしました。その後も余震が断続的に発生し、同年4月7日、本市は再び震度6弱の大きな揺れに襲われ、住家などに甚大な被害を受けました。

この東日本大震災により、本市は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染と、沿岸被災地の復旧復興支援という大きな課題に直面しました。

東日本大震災からの復興は、10年の歳月が経過しようとする現在も完遂しておらず、今後も最優先で取り組んでいく必要があります。

震災前の市民生活の基盤と安全安心を取り戻すこと、市域や県境を越えた沿岸地域との生活、経済交流を震災前にも増して活発にすること、そして経験と教訓を生かし、市民と行政が一体となって災害に強いまちづくりを一層進めていくことが重要です。

このため、前期基本計画に引き続き「東日本大震災からの復旧復興」を重点プロジェクトに掲げ、取組を継続していくものです。

【プロジェクト1】

まち・ひと・しごとの創生



現 状

- 本市の総人口は、平成27年から毎年1,500人程度減少しており、年齢3区分別に見ると生産年齢人口及び年少人口は減少している一方で、老年人口は増加しています。
- 近年の人口減少は、社会減に比べ、自然減の影響が大きくなっています。死亡数に比べ、出生数が著しく少なく、年間の出生数も平成20年からの10年間で約300人減少しています。
- 15歳から49歳までの女性人口は、減少傾向にあり、特に24歳から34歳までの女性人口が著しく減少しています。
- 本市の合計特殊出生率について、以前は全国や岩手県を上回っていましたが、近年では出産年齢の上昇とともに同水準まで低下しています。
- 男性女性ともに10代後半から20代後半までの転出が多く、東京圏、仙台市に対して大きく転出超過し、特に女性はその傾向が強くなっています。
- 高齢単身世帯や高齢夫婦世帯数が増加しています。



課 題

- 結婚・出産・子育てに関する市民アンケート調査では、出産や子育てに支障や不安になることとして、出産・子育てにお金がかかること、出産に伴う離職による減収、仕事と子育ての両立などが挙げられています。
- 市内の中高生を対象にしたアンケート調査では、様々な種類の仕事やまちのにぎわい、趣味や娯楽を楽しめる機会や環境を求める意見が多くあります。
- 今後、人口に関する動向が現在のまま推移すると、令和22年（2040年）には総人口が8万2千人程度になるものと見込まれます。老年人口は、令和3年（2021年）をピークに減少しますが、ほかの世代の人口も減少することから、令和22年（2040年）には高齢化率が42.5%となります。また、75歳以上の高齢者の人口は、今後増加し、令和12年（2030年）にピークを迎えます。
- 年少人口、生産年齢人口の減少により、地域経済、地域医療、介護、教育、地域文化、生活利便性、行財政などへの影響が考えられます。



基本目標

本市では、経済、雇用、労働環境など様々な要因による若者の転出と出生数の減少とともに、高齢化が進み、人口構造の変化と人口減少を引き起こしています。

将来にわたって持続可能な地域とするためには、地域内の産業が稼ぐ力を高め、地域内で循環する所得や資金の流れを拡大するとともに、ここに住みたい、訪れたいと思える豊かな暮らしや働き方を実現し、環境と共生しながら、健康で安心して暮らせるまちをつくることが重要です。

このような地域課題を解決するための施策を進めることによって、人口の世代間における不均衡を改善するとともに、人口減少を抑制し、令和22年（2040年）に8万9千人程度の人口を確保します。



施策を進める上で重視する視点

まち・ひと・しごとの創生の施策を進める上で、以下の3つの視点をどの施策分野においても重視していきます。

(1) SDGsの理念の具現化

「誰一人取り残さない」社会を目指すSDGsの理念を、市民、市民団体、企業、金融など多様な主体と共に実践に移していくことは、持続可能な地域社会の構築につながります。経済・社会・環境における地域課題へ個別に対応するのではなく、一体的に取り組み、同時解決を目指していくことが重要です。

(2) 協働・公民連携による共創

ここで暮らしたいと思える地域を創っていくためには、市民、NPO*、企業、行政が公共的、公益的な活動について、継続的な話し合いによる合意を基に協力して行っていくことが重要です。また、様々な地域課題を解決するとともに、多様化する市民ニーズに応えていくためには、行政だけではなく、収益を上げながら質の高いサービスを提供する知恵やノウハウを持つ民間と連携するとともに、行政と民間が公共の担い手としての役割をそれぞれの強みによって分担し、持続的なまちを共に創っていくことが重要です。

(3) Society 5.0*の推進

多種多様なデータをAI*で分析し、最適な情報を導き出し、人の代わりにロボットに自動処理させるなど、デジタル技術の活用によって効率化や人手不足の解消が期待できます。また、大容量の情報を高速で送受信できる情報基盤の整備とともにデジタル技術の導入を進めることによって、場所や時間の制約を取り除き、効率的で快適な暮らしや働き方を実現するなど、新しい価値を創造していくことが可能となります。全ての施策分野においてデジタル技術の活用を検討し、取組を進めていくことが重要です。

用語解説

NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

Society 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもの。

AI

コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。(Artificial Intelligenceの略)



施策の展開

(1) 人が集うまちづくり

～地域の稼ぐ力を高め、仕事と豊かな暮らしを創出し、
市内外から人が集うまちを目指します～

① 地域経済の強化

- 働く世代の減少とともに消費が落ち込んでいく中、地域の資源や特色を生かした付加価値の高い商品やサービスを生み出せるよう、地元企業・産業間連携の促進を図ります。
- 市内の研究機関や教育機関の協力などで、イノベーション*を進め、新たな商品開発や技術開発を図ります。
- 新型コロナウイルス*感染症拡大による消費行動の変化に対応するため、インターネットを通じた取引など新たな販売方法や情報伝達手段によって市内外の顧客へアプローチし、販売促進を図っていく取組や人材の育成を支援します。

② 働く場の創出

- 若者や女性が希望する職種の企業誘致と時間や場所にとらわれない新たな働き方の定着を進め、雇用の場の創出を図ります。
- 自ら起業・創業したいというチャレンジを支援します。
- 働きがいのある市内事業所の理解促進やPRを図るとともに、暮らしと両立した働き方改革*や雇用・労働環境の改善を推進し、市内外から若者の地元企業への定着を図ります。
- 産業の担い手となる人材の確保や事業承継を進めます。

③ まちの賑わい創出

- 中心市街地などのまちなかにおいて、魅力向上に取り組んでいる人材や、遊休資産*、公共空間を活用して新たな魅力を生み出す人材を育成します。
- まちなかに複数の魅力あるエリアを作り出し、歩いて回遊しながら楽しめるまちづくりを進めます。
- 医療、福祉、商業、交通などの必要な生活機能をまちなかに確保し、市民の利便性を維持します。

④ 新しい人の流れの創出

- 本市に興味、関心を持った市外の人との接点をつくり、離れていても本市を応援する人々を増やすとともに、市外の人とのコミュニケーションを深め、課題解決のために市外からの視点やノウハウを取り入れた地域活性化を目指します。
- 本市が持つ景観や文化、産業などの魅力を体験する観光に加え、スポーツや文化などを通じて本市を訪れる人を増やし、市民との交流を促進します。
- 本市での暮らしや働き方を体験する機会を増やし、移住を促進します。

(2) 次代を担う子どもを育むまちづくり

～結婚、出産、子育ての希望や生活と調和した働き方を実現し、
様々な人が子育てに関わり、次代を担う子どもを育むまちを目指します～

① 結婚の希望を実現

- 市内にとどまらず、近隣自治体と連携した広域での出会いの機会を創出します。
- 若者同士が交流を通じて人とつながる場、出会いの場を作るとともに、結婚の希望を持つ人の背中を後押しする取組を支援します。

② 出産の希望を実現

- 出産における健康面や経済面での不安を解消できるよう、情報提供や相談支援の充実を図ります。
- 出産に伴う医療費などの経済的な負担を軽減するとともに、不妊治療を支援します。

③ 子育ての希望を実現

- 子育てにおける不安を解消し、子育て中の親が孤立しないよう、積極的な情報提供や相談支援の充実を図るとともに、家庭、地域、社会で子育てを支える仕組みづくりを進めます。
- 生まれてから社会人として自立に至るまでの成長過程において、点から線へ、線から面へとつながっていくような切れ目のない支援を行います。
- どこに住んでいても様々な人とつながることができるインターネットや、AI、ロボットなどの情報通信技術（ICT）*と共存していく子どもたちが、社会の変化へ主体的に対応し、生き抜く力を育む教育を推進します。

④ 仕事と生活の調和

- 子育て世代の親が仕事か生活の二者択一ではなく、どちらも両立しながら希望を持って暮らせるような働き方に対する理解を、家庭のみならず事業所においても深める取組を進めます。
- 働きながらの子育てや介護に携わりやすい柔軟な働き方への取組支援や、取組を進める事業所の情報を発信します。

用語解説

イノベーション

新製品開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念のこと。狭義の意味で、技術革新の意に用いる。

新型コロナウイルス

コロナウイルスのひとつ。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれます。

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すもの。

遊休資産

活用されていない状態にある資産のこと。

情報通信技術（ICT）

Information and Communication Technology の略。コンピューター、インターネット、携帯電話などを使う情報処理や通信に関する技術の総称。

(3) 安心して住み続けられるまちづくり

～生涯にわたり健康で、環境と共生しながら、
安心して住み続けられる持続可能なまちを目指します～

① 健康長寿*の推進

- 高齢になってもいきがいをもち、心身ともに健康で暮らせるよう、健康づくりの推進や社会参加の機会を創出します。
- 地域における住民主体の介護予防活動を支援し、健康づくりと住民同士のつながりづくりを推進します。
- 健診、医療及び介護データを活用し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に進め、生活習慣病の重症化を予防する取組を進めます。

② 暮らしの維持・向上

- 日常生活が困難となっている高齢者世帯や一人暮らし高齢者世帯を支える仕組みづくりを進めます。
- 車を保有していない場合や、高齢により車を運転できない場合でも、日常生活での移動を支えられるよう、利便性の高い移動手段の実証を進めます。
- インターネットへ高速で接続できる環境を整備するとともに、行政のデジタル化*を進め、時間や場所に制約されない行政手続の効率化や行政サービスの向上を進めます。

③ 地域コミュニティの維持

- 地域内の共助を支えてきたコミュニティ組織の存続や地域文化の継承など、地域課題の解決に取り組む人材の育成や新たな支え合いの仕組みづくりを進めます。

④ 資源・エネルギー循環の推進

- 新エネルギーのさらなる活用とともに、地域で発生する廃棄物やバイオマスなどの、再資源化やエネルギー資源としての活用を図ります。(いかす)
- 地域資源から効果的にエネルギーを創出します。(つくる)
- 創出されたエネルギーを地域内で有効活用し、豊かな環境を次代に引き継ぎます。(つなぐ)

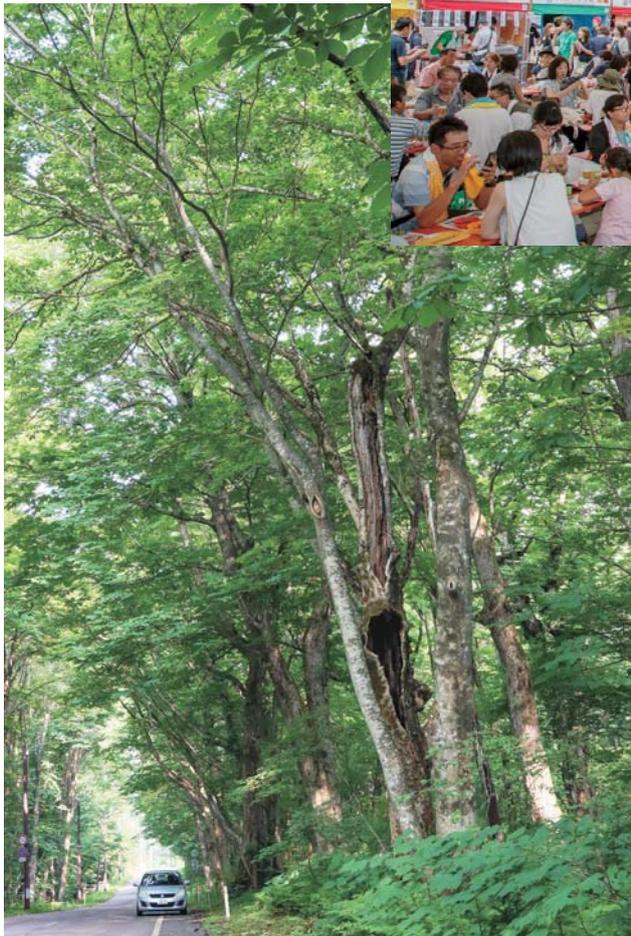
用語解説

健康長寿

健康な状態で長生きをすること。

デジタル化

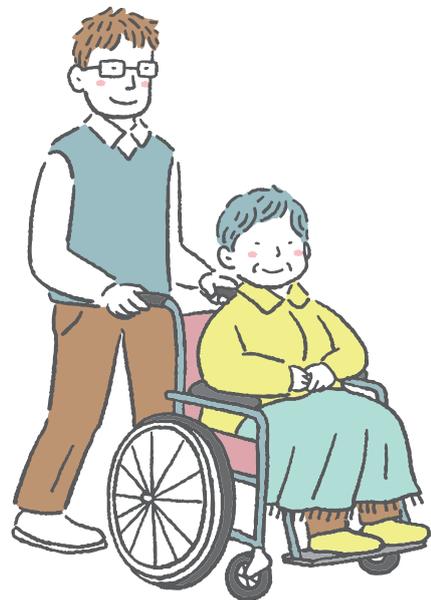
行政のデジタル化とは、行政手続などの利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るために、情報通信技術を活用したり、情報システムを整備したりすること。



第1部
重点プロジェクト

1 重点プロジェクト
とは

2 重点的かつ戦略的に
実施すべきテーマ



【プロジェクト2】

ILCを基軸としたまちづくり



現 状

- ILCの建設には、直線のトンネル（20～50km）に精密機器を設置するための、硬い安定岩盤が条件となっており、安定した花こう岩の岩盤が南北に分布する北上高地は、平成25年8月、国内の研究者で組織するILC立地評価会議によりILCの国内建設候補地に選定されました。
- 文部科学省のもとに設置された有識者会議での議論を経て、平成31年3月には、日本政府が初めてILC計画への関心を表明し、令和2年1月には、日本学術会議「マスタープラン2020」の学術大型研究計画に選定されました。
- 令和2年6月に承認、公表された欧州素粒子物理戦略では、ILC計画に対する欧州の協力姿勢が示されました。
- 令和2年8月には、国際協力によるILC準備研究所の設立に向け、高エネルギー加速器研究機構を拠点とするILC国際推進チームが立ち上がりました。また、建設候補地である東北においては、ILC国際推進チームをはじめとした研究者コミュニティと密接に連携し、地域が主体となってILCの建設に必要な受け入れ環境整備などについて、検討を進めるため、東北ILC事業推進センターが設立されました。



課 題

- 政府が国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整などの早期合意を確実に進めることを、岩手県をはじめとする関係機関と連携して、働きかけていく必要があります。
- ILC計画の動向や関心事項を市民に対し情報提供し、ILCの実現に向けた機運の醸成を図っていくことが重要であり、次代を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代にILCの価値や意義を正しく理解してもらう取組が必要です。
- 本市に広がる自然豊かな風土や伝統ある特有の文化などの魅力を市民が再認識するとともに、その魅力を国内外に広く発信していく取組が必要です。
- 関係機関と連携して、世界中から訪れる研究者などが安心して生活できる国際学術研究都市*を見据えた環境の整備を進めていくことが必要です。
- 加速器関連技術を用いたプロジェクトが東北地方に展開・計画されており、その波及効果を産業面などに最大限に生かしていく取組やILCに関わる各種産業への展開支援が必要です。



基本目標

ILCは世界で一つだけ建設される世界最先端の研究施設であり、この地域に建設されれば、本市の未来に大きな希望を与えると同時に、この地域は、世界文化遺産「平泉」とILCという世界に誇れる二つの宝物を持つ地域となります。

本市の未来を大きく変える可能性を持った夢のあるプロジェクトであるILCの早期実現を目指すとともに、子どもたちが夢と希望と誇りを持って活躍できる地域や50年先、100年先までを見据えた持続可能な国際学術研究都市の形成を目指し、ILCを基軸としたまちづくりを進めます。



施策の展開

(1) ILCの早期実現に向けた取組

- ① 政府が国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整などの合意を確実に進め、早期実現に向け取り組むよう、関係機関と連携して働きかけます。
- ② ILCの建設に向け、研究者などが実施する地域の具体的な調査に協力します。
- ③ 研究者コミュニティ及び関係機関と密接に連携し、ILCの建設に必要な取組を進めます。

(2) 東北ILC事業推進センター等の関係機関との連携

- ① ILC建設候補地周辺の環境整備、研究施設建設などに関し、地域主導で取り組むべき課題について、関係機関と連携して検討を進めます。
- ② 研究者やその家族、地域住民が暮らしやすい社会の実現に向けた検討を進めます。
- ③ 持続可能な地域の実現に向けた取組を、関係機関と連携して進めます。

(3) 市民の理解増進と市内外への情報発信

- ① ILCに対する市民の関心事項について、専門家による解説セミナーや講演会などを実施して市民の理解増進を図ります。
- ② 市民に対し、ILC計画の動向や地域の取組について、市広報やホームページなどで情報発信します。
- ③ 国内外の研究者などに対し、美しい自然や伝統ある特有の文化など、本市の魅力を情報発信します。

(4) 人材育成、次世代教育

- ① 次代を担う子どもたちが科学技術に対する興味や関心を持つよう、中学生最先端科学体験研修や中学校等でのILC授業などを実施します。
- ② 世界中から訪れる研究者などに対し、子どもたちが地域の歴史や文化をはじめとする本市の魅力を発信できるよう、地元学を学ぶ取組を進めます。
- ③ ILCを核とした国際研究拠点に携わる様々な分野の人材育成のための取組を進めます。

用語解説

国際学術研究都市

世界的な学術研究機関を中心に発達または計画された都市。大学が主となる場合、「大学都市」「学園都市」、研究機関が加わる場合、「研究学園都市」「学術研究都市」ともいう。

(5) 国際色豊かで暮らしやすい生活環境の整備

- ① 国内外の研究者やその家族が快適に生活できるよう、情報通信基盤や交通ネットワーク環境の整備を進めます。
- ② 世界中から訪れる研究者などが安心して生活できるよう、教育や医療、子育てをはじめとする情報の多言語化や公共施設等における多言語対応など、国際化に対応した環境整備及び支援体制の整備を進めます。
- ③ 次代を担う子どもたちが、英語力や国際感覚を身に付ける取組を進めます。
- ④ 国籍や民族、文化、言語、価値観などの違いをお互いに認め合い、支え合って暮らせるよう、多文化共生*のまちづくりを進めます。

(6) 新しい産業・イノベーション拠点の形成

- ① 加速器関連技術を用いたプロジェクトに企業が参入できる機会の創出に取り組むとともに、産学官金*の交流及び連携機会の創出を図ります。
- ② ILCの先端技術を活用したイノベーション創出を見据え、各種産業へ展開するための支援に取り組めます。
- ③ ILC建設に関わる土木、設備関連をはじめ、ILCの各種部品・装置製造や制御技術などの先端技術を担う専門人材の育成に取り組むとともに、ILC関連技術の開発・応用に関する産学官金の連携を進めます。



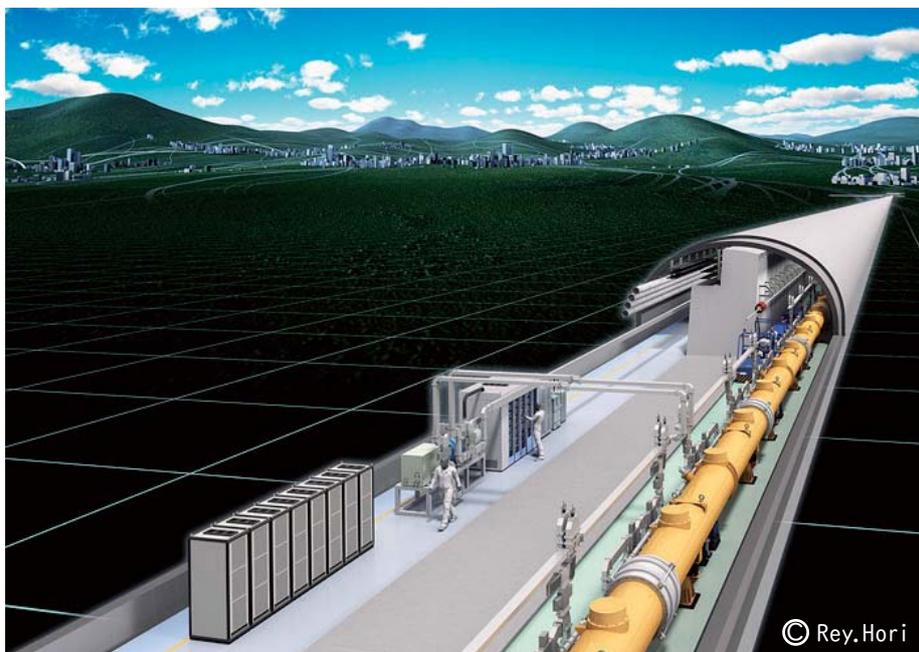
用語解説

多文化共生

国籍や民族などの違いに関わらず、全ての人がお互いの文化的背景や考え方を理解し、地域社会を支える主体として生きること。

産学官金

産は民間企業、学は教育・研究機関、官は国・地方公共団体、金は金融機関を指す。



第1部
重点プロジェクト

1 重点プロジェクト
とは

2 重点的かつ戦略的に
実施すべきテーマ

【プロジェクト3】

東日本大震災からの復旧復興



現 状

- 本市は、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染が発生し、甚大な被害を受けました。
- これに伴い、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国から汚染状況重点調査地域*の指定を受け、震災からの復旧復興を最優先課題として取り組んできました。
- 放射性物質による汚染問題については、「市民が日常から受ける追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下となること」を目標に掲げ取り組んだ生活空間の面的除染が終了し、一般住宅や事業所におけるホットスポット*の再測定調査が完了したため、除染実施計画が終了しました。
- 農林業系廃棄物処理では、8,000 Bq / kg以下の牧草についての処理が終了し、わらび（野生）の出荷制限が解除され、原木しいたけやタケノコの出荷制限が一部解除されるなどの明るい兆しもあります。



課 題

- 汚染された側溝土砂の早期処理、学校施設への埋設により一時保管している汚染土壌（除去土壌）の処理、乾しいたけや稲わらなどの農林業系汚染廃棄物*の処理、被害農家等の経営再建、損害賠償の迅速化など、解決しなければならない多くの課題を抱えており、最優先の課題として取り組んでいく必要があります。
- 隣まちである陸前高田市、宮城県気仙沼市などの沿岸被災地では、一歩ずつ着実に復旧復興が進められていますが、生活基盤の復旧はもとより、産業、保健、医療やコミュニティなど、様々な面での一日も早い復興が望まれるところであり、できる限りの支援を行っていく必要があります。

用語解説

汚染状況重点調査地域

空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト ($\mu\text{Sv}/\text{h}$) 以上の地域を含む市町村（平成 23 年 8 月を基準）のうち、法律に基づき、指定されている地域。

ホットスポット

原子力発電所の爆発事故の際に、点状に生じた放射能汚染の激しい地域。

農林業系汚染廃棄物

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染された稲わら、牧草、堆肥、きのこ原木などの農林業系副産物。

風評被害

根拠のない噂のために受ける被害。特に、事件や事故が発生した際、不適切な報道がなされたために、本来は無関係であるはずの人々や団体までもが受ける損害のこと。



基本目標

地域経済の再生と健康不安の解消を図り、一日も早く原子力発電所事故前の環境を取り戻すとともに、被災者の生活再建支援と災害に強いまちづくりを進め、また、沿岸被災地への後方支援や県境を越えた連携の強化により、内陸部と沿岸部が一体となった生活圈、経済圏としての振興に結び付けるなど、市民生活が震災前にも増して活力あふれるものとなることを目指します。



施策の展開

(1) 放射性物質による汚染問題への対策

- ① 学校、保育施設の給食及び給食食材の放射性物質の測定、測定結果の公開、放射線測定器の貸出しを継続し、健康不安の解消に努めます。
- ② 市民一人ひとりが安心して日々の暮らしを送ることができるよう、放射線などに関する正しい知識の普及に努めます。
- ③ 側溝土砂や学校施設に埋設している除去土壌の処理について、国に対して、具体的な処理方針を示すよう強く申し入れをします。
- ④ 農林業系汚染廃棄物の処理については、近隣自治体の動向を注視し、一関地区広域行政組合と連携して国、岩手県と協議しながら取り組みます。
- ⑤ 市独自に農林産物の放射性物質の測定を実施し、食の安全安心を発信することにより、風評被害*の払拭に努めます。
- ⑥ 県内有数の原木しいたけ産地の復活のため、関係者とともに生産意欲の向上と産地再生に取り組みます。
- ⑦ 東京電力からの損害賠償については、岩手県や市長会と連携して早急な対応を求めます。



(2) 被災者の生活再建支援と災害に強いまちづくり

- ① 被災者の生活再建に関する相談体制を継続するとともに、市と関係団体が連携しながら話し合いを進め、災害公営住宅*に入居している被災者と地域住民との地域コミュニティ形成を支援します。
- ② 地震による住宅被害を軽減するため、耐震診断や耐震改修工事を促進します。
- ③ 防災行政情報システム*のほか、コミュニティFM放送*、いちのせきメール*などを活用し、災害情報の迅速かつ確実な伝達に努めます。
- ④ 大規模災害に限らず、災害に迅速に対応するため、より一層の庁内連携体制確立とともに、関係機関や相互応援自治体との連携強化を図ります。
- ⑤ 市民の防災意識高揚を図るとともに、自主防災組織結成の促進と訓練の充実、防災リーダー*の育成強化に取り組みます。
- ⑥ 自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及に努めます。

(3) 近隣自治体との連携による復旧復興の推進

- ① 陸前高田市及び宮城県気仙沼市は隣まちの「近所」であり、市域や県境を越えた古くからの交流により築かれてきた、住民同士、行政同士、企業同士のお互いさまの関係のもと、近い所が助ける「近助」の精神により、沿岸被災地の日も早い復旧復興に向けて後方支援を続けていきます。
- ② 国道 343 号新笹ノ田トンネルなど、沿岸被災地における地域産業の再生と発展に寄与する復興支援道路の整備促進及び早期事業化を働きかけます。
- ③ 内陸部と沿岸部の一体的な振興を目指し、互いの地域資源の活用や多様な交流の推進を図るとともに、交通ネットワークの充実強化をはじめ各分野における連携を強化します。

用語解説

災害公営住宅

災害で家屋を失い、自力で住宅を確保することが困難な被災者のために、地方公共団体が国の補助を受けて供給する住宅。

防災行政情報システム

災害時の情報及び行政情報を市内一斉に伝達するための防災行政無線などの通信システム。

コミュニティFM放送

市町村（特別区を含み、政令指定都市にあっては区となります）の一部の区域において、地域に密着した情報を提供し、地域の活性化に寄与することを目的に平成 4 年 1 月に制度化された超短波（FM）放送。

いちのせきメール

火災・救助などの災害発生情報（消防車両の出場情報）、屋外広報マストの放送内容、防犯・消費者保護、イベント情報などを登録制メールや専用アプリに配信しているもの。

防災リーダー

平常時や災害時に地域で率先して防災活動を実践する人材。

第2部 分野別計画

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール
■中学生の部 優秀賞作品



「夏の楽しみ」
大東中1年 岩渕 ほのかさん

分野別計画の体系

将来像

見つけよう育てよう

郷土の宝いのち輝く一関

まちづくりの目標

1 地域資源をみがき
生かせる
魅力あるまち

2 みんなが交流して
地域が賑わう
活力あるまち

3 自ら輝きながら
次代の担い手を
応援するまち

4 郷土の恵みを
未来へ引き継ぐ
自然豊かなまち

5 みんなが安心して
暮らせる
笑顔あふれるまち

施策項目

1-1 農林水産業

1-2 工業

1-3 商業、サービス業

1-4 雇用

1-5 観光

2-1 都市間交流、国際交流

2-2 道路

2-3 公共交通

2-4 地域情報化

2-5 地域づくり活動

2-6 移住定住、関係人口、結婚支援

3-1 子育て

3-2 義務教育、高等教育等

3-3 青少年の健全育成

3-4 生涯学習

3-5 文化芸術、スポーツ・レクリエーション

3-6 人権、男女共同参画

3-7 文化財の保護、地域文化の伝承

3-8 骨寺村荘園遺跡の保護

4-1 自然環境、環境保全

4-2 公園

4-3 資源・エネルギー循環型社会

4-4 住環境、景観

4-5 上水道

4-6 下水道

5-1 医療

5-2 地域福祉

5-3 高齢者福祉

5-4 障がい者福祉

5-5 健康づくり

5-6 防災

5-7 消防、救急、救助

5-8 防犯、交通安全、市民相談体制

施策の展開

(1) 魅力ある農業と担い手づくり (2) 農業生産基盤の整備と担い手育成 (3) 農業の有する多面的機能の発揮 (4) 農村コミュニティの活性化 (5) 農林水産物の生産、販売支援 (6) 鳥獣による農作物被害防止対策の推進 (7) 森林の適正管理と利活用 (8) 地域木材の資源エネルギーとしての活用 (9) 森林と市民との関わりの創出
(1) 工業の振興 (2) ものづくり人材の確保と育成 (3) 地域内発型産業の振興 (4) 企業誘致の推進
(1) 商業、サービス業の振興 (2) 商店街の活性化 (3) 活力ある商業の振興
(1) 働きやすい職場環境の整備と就職支援 (2) 能力開発と人材育成
(1) 観光資源の発掘及び活用 (2) 体験型観光の振興 (3) 受け入れ態勢の整備 (4) 骨寺村荘園遺跡の活用
(1) 多様な交流活動の推進 (2) 外国人に優しいまちづくり
(1) 広域ネットワークの充実 (2) 市内ネットワークの拡充 (3) 安全安心で快適な道路環境づくり
(1) 公共交通ネットワークの形成 (2) 公共交通の利便性向上 (3) 一ノ関駅の拠点性の向上
(1) 情報通信基盤の整備と活用 (2) 情報の受発信と共有の促進
(1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成 (2) コミュニティ活動の充実
(1) 移住定住の促進 (2) 関係人口の創出 (3) 結婚活動の支援
(1) 妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり (2) 地域で子育てを支える仕組みづくり (3) 母子の健康保持の推進 (4) 低所得世帯の子どもへの支援の充実 (5) 幼児教育及び保育環境の充実 (6) 児童育成支援の環境整備
(1) 教育内容の充実 (2) 地域の連携強化と学校運営の充実 (3) 教育環境の整備充実 (4) 高等教育機関等の充実
(1) 青少年健全育成に関するネットワークの整備 (2) 青少年の社会参加機会の充実
(1) 生涯学習環境の充実 (2) 生涯学習活動への支援 (3) 図書館機能の充実 (4) 博物館機能の充実
(1) 文化芸術活動の振興 (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進
(1) 人権教育と人権啓発の推進 (2) 男女共同参画社会の推進
(1) 文化財の保存、活用 (2) 地域文化の伝承
(1) 骨寺村荘園遺跡の保護 (2) 骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録
(1) 自然の保全と活用施策の充実 (2) 環境教育の充実 (3) 環境保全対策の充実
(1) 公園、緑地の整備 (2) 緑化の推進
(1) 地球環境にやさしいまちづくりの推進 (2) 脱炭素社会に向けたシステムづくり (3) 廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の推進 (4) 効率的な廃棄物の処理 (5) 環境自治体のシステムづくり
(1) 良好な住環境の形成 (2) 市営住宅の適切な管理 (3) 景観形成の推進
(1) 安全な水の安定供給 (2) 未普及区域における生活用水確保の推進
(1) 処理施設の整備と普及促進
(1) 地域医療体制の充実 (2) 救急医療体制の充実 (3) 病院及び診療所の運営
(1) 地域福祉を担うひとづくり (2) 共に支え合う地域づくり (3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり
(1) 介護予防の推進 (2) 地域包括ケアシステムの推進 (3) 生涯現役社会づくりの推進
(1) 権利擁護、相談支援体制の充実 (2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供 (3) 自立と社会参加の促進 (4) 障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進 (5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
(1) 健康づくりの推進 (2) 生活習慣病の重症化予防
(1) 災害を防ぐまちづくり (2) 災害に強いまちづくり (3) 地域防災活動の充実
(1) 消防力の強化 (2) 予防体制の強化 (3) 救急、救助体制の充実
(1) 防犯体制の整備 (2) 交通安全対策の推進 (3) 市民相談体制の充実

SDGs と分野別計画の関連性

本計画はSDGsの理念を踏まえ策定しており、第2部分野別計画はSDGsで示された17のゴールを意識した施策展開を行うものとしています。分野別計画の各分野とSDGsの17のゴールとの関係は次のとおりです。



SDGsにおける 17のゴール



1 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



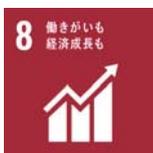
5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々に水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する。



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



12 つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する。



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



15 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

各分野と 17 のゴールとの関連性

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
1-1 農林水産業		●		●	●		●	●	●		●	●		●	●		●
1-2 工業				●				●	●		●	●					●
1-3 商業、サービス業		●			●			●	●		●	●					●
1-4 雇用				●	●			●			●					●	●
1-5 観光				●				●		●	●				●		●
2-1 都市間交流、国際交流				●						●	●					●	●
2-2 道路			●						●		●	●					●
2-3 公共交通			●						●	●	●						●
2-4 地域情報化				●				●	●		●						●
2-5 地域づくり活動			●	●	●			●			●						●
2-6 移住定住、関係人口、結婚支援			●	●	●			●		●	●					●	●
3-1 子育て	●	●	●	●	●				●		●						●
3-2 義務教育、高等教育等	●		●	●	●					●	●					●	●
3-3 青少年の健全育成	●			●	●			●			●						●
3-4 生涯学習			●	●	●					●	●						●
3-5 文化芸術、スポーツ・レクリエーション			●	●	●			●	●	●	●					●	●
3-6 人権、男女共同参画	●			●	●					●	●					●	●
3-7 文化財の保護、地域文化の伝承			●	●					●	●	●	●					●
3-8 骨寺村荘園遺跡の保護				●					●		●	●		●	●		●
4-1 自然環境、環境保全		●	●	●		●	●		●		●	●	●	●	●		●
4-2 公園			●			●					●		●	●	●		●
4-3 資源・エネルギー循環型社会		●	●	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●		●
4-4 住環境、景観	●		●	●			●				●	●	●		●		●
4-5 上水道			●			●					●		●	●			●
4-6 下水道						●					●		●	●			●
5-1 医療			●	●	●						●					●	●
5-2 地域福祉	●		●							●	●						●
5-3 高齢者福祉	●		●					●		●	●						●
5-4 障がい者福祉	●		●					●		●	●					●	●
5-5 健康づくり	●	●	●					●			●						●
5-6 防災			●	●		●					●		●				●
5-7 消防、救急、救助			●							●	●					●	●
5-8 防犯、交通安全、市民相談体制			●	●	●						●					●	●

分野別計画の見方

基本構想に掲げた5つのまちづくりの目標を実現するための施策項目です。

施策項目ごとに関連するSDGsのゴールを示すアイコンを5つ（主要なもの）掲載しています。

本市の現状を示しています。

2-1 都市間交流、国際交流



現状

本市の課題を示しています。

- 本市の姉妹都市は、福島県三春町、和歌山県田辺市、オーストラリア連邦セントラルハイランズ市、友好都市は埼玉県吉川市、宮城県気仙沼市となっています。各自治体とは市民交流を継続的に行っています。
- 芭蕉や忠臣蔵、千葉氏など歴史的なつながりのある全国の自治体間で、各種サミットを構成し、交流事業や観光事業などに取り組んでいます。



課題

現状と課題を踏まえた具体的な取組内容を示しています。

- 各地域、各地区で行ってきた交流事業を全市的に広げるとともに、双方の経済交流に結びつくような取組を展開していく必要があります。
- 本市における外国人の人口（令和2年3月末現在の外国人登録者数）は、898人となっており、国籍別では、フィリピン、ベトナム、中国、韓国が多くを占めています。学校教育、市民生活、災害時の対応などにおいて、文化や言語の違いでコミュニケーションがうまくいかないなどの課題があり、地域の国際化、多文化共生の推進が必要です。
- 一関市国際交流協会が行うホームステイ事業や日本語教室、料理教室などが交流の場の一つとなっています。国籍に関わらず同じ地域に暮らす市民として良好な人間関係を築くことが大切であり、一関市国際交流協会の活動支援を通じ、国際理解の啓発に努める必要があります。
- ILC誘致実現後における外国人研究者などの受け入れ、生活支援などの体制を整備していくことが必要です。



施策の展開

(1) 多様な交流活動の推進

- ① 姉妹都市、友好都市とは、これまでの交流の経路とともに、相互の産業振興につながる事業に取り組む。
- ② 歴史的なつながりがある全国の自治体と連携し、交流事業や観光事業などを行い、一関市の魅力発信と賑わいの創出に取り組みます。
- ③ 市民を主体とする多様な国際交流、多文化共生*事業を展開することにより、市民の国際化意識を醸成し、国際理解を深め、多文化共生社会の形成を図ります。
- ④ 国際ボランティア活動への支援、協力について、市民の自主的な取組を促進します。
- ⑤ 小中学校における総合的な学習や特別活動の時間を活用するとともに、社会教育事業を通じて子どもたちの国際理解を深めます。

用語解説に解説を掲載しています。

市民交流の促進を図ります。

各ページに用語解説を掲載しています。

用語解説

多文化共生

国籍や民族などの違いに関わらず、全ての人がお互いの文化的背景や考え方を理解し、地域社会を支える主体として生きること。

資料編の「2 用語解説索引」(p206、207)に、用語解説が掲載されているページを記しています。

(2) 外国人に優しいまちづくり

- ① 一関市国際交流協会の運営を支援し、連携を図りながら、外国人向け相談窓口の開設、通訳補助、様々な国籍を持った市民との交流の場の提供などを通じ、在住外国人の声やニーズを汲み上げ、
- ② 日本語教室など、外国人にとって、訪れやすくなるよう、外国人にとって

市民との協働により計画を推進するため、市民みんなで取り組む内容を示しています。



市民の参画

(1)	多様な交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 他自治体との交流事業に積極的に参加しましょう。 * 交流事業で本市を訪れるセントラルハイランズ市や他自治体の学生のホームステイの受け入れに協力しましょう。
(2)	外国人に優しいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> * 様々な国の文化や風習に関心をもち、積極的に参加しましょう。 * 多文化共生事業に参加しましょう。

施策の進捗度合いを示すため、現状値と5年後の達成目標を掲げています。



主な指標



指標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1 国内他自治体との交流事業の件数	件/年	48	5	感染症の影響を踏まえ、姉妹都市等とのWEBを活用したオンラインでの交流事業5件以上を目指す
2 一関市国際交流協会への相談件数(外国人含む)	件	0	180	毎年30件の増を目指す
3 多文化共生事業への参加者数	人/年	59	30	感染症の影響を踏まえ、現状のおおむね50%程度を目指す

背景に色がついている主な指標は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける指標となっており、目標数値も影響を踏まえた数値で目標設定しています。
社会情勢の変化に合わせて、主な指標を見直していく予定です。

スマートフォンなどで、この二次元コードを読み取ると、主な指標の進捗状況が確認できます。



市ホームページの後期基本計画主な指標の進捗状況のページにつながっています。
URLは次のとおりです。
<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/7,133000,43,html>

1 地域資源をみがき生かせる 魅力あるまち

-
- 1-1 農林水産業
 - 1-2 工業
 - 1-3 商業、サービス業
 - 1-4 雇用
 - 1-5 観光

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■中学生の部 優秀賞作品



「ふるさとを紡ぐ北上大橋」
川崎中2年 伊藤 由奈さん

1-1 農林水産業



現 状

- 本市の農業は、自然条件と地域特性を生かし、水稻、畜産、園芸などが複合的に経営され、年間を通じて多彩な農産物が生産されています。
- 農業生産の活動は、洪水や土砂崩れを防ぎ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果や多面的機能があります。また、共同活動は、農村コミュニティの維持に大きく貢献しています。
- 本市の主要な農産物としては、米、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、小菊、りんどう、りんご、しいたけ、肉用牛、生乳、鶏、豚などがあり、各品目とも東北有数の産地となっています。
- 森林は、木材などの資源を生み出すとともに、水源のかん養*や国土の保全、地球温暖化防止など、多様な公益的機能を有しています。
- 木材需要は増加傾向ですが、木材価格の低迷が続いています。収益性の向上が見通せないため、森林所有者の経営意欲が減退し、放置される森林が増加しています。

課 題

- 農業経営については、農業従事者の減少と高齢化が進む中で、個別経営体の専門化が見られる一方で、兼業農家数が大きく減少しています。
- 集落営農の組織化が進んでいるものの、担い手が不足し、生産額の減少、農地の遊休化が進んでいます。
- 本市における農業の維持発展を図るためには、これからの農業を担う人材や組織を育てていく必要があります。そのためには、所得の確保が重要であり、生産技術や経営管理能力の向上のほか、地域農業マスタープラン*の実践による担い手への農地の集積、スマート農業*の導入など生産の効率化が求められています。
- 農林業の6次産業化*や農商工連携*による高付加価値商品の開発や販路の拡大など、販売面での支援も求められています。
- 新規学卒者など若者に対する就農支援の充実や雇用機会の拡大を図るとともに、農業後継者の円滑な農業経営の継承を推進する取組が必要です。
- 基盤整備事業の導入や農地中間管理事業の活用により、平地では農地の整備や集積が進んでいるものの、中山間地域は遅れています。
- 地域と農業を守るためには、農業の生産基盤を整備し、集落営農の組織化を図り、低コストで持続可能な営農形態を構築するとともに、地域の特性が生かされる農産物の生産振興や高齢者、女性の労働力を生かす営農が必要です。
- 地域と農業を守る活動は、担い手を中心として、地域の多様な人たちの参加によって支えられていますが、高齢化や人口減少により、継続が難しくなっています。
- 多面的機能支払制度*などに取り組むことにより、地域と農業を守るための活動を支援し、農村地域の構造の変化に対応した地域資源の保全管理を推進していくことが必要です。

- 農村地域における生活様式の多様化や人口減少により、農村コミュニティの維持が懸念されています。農村地域が有する豊かな自然環境や伝統文化など、農村資源の素晴らしさを再認識し、その活用を図っていくことが求められています。
- 地域資源を生かした6次産業化や地域の特色を生かした教育旅行の受け入れ・着地型観光*を中心とした交流人口*拡大の取組を進める必要があります。
- 地域おこし協力隊員*などの外部人材を受け入れ、地元住民が気づかなかった魅力の発掘や営農活動の向上に対する波及効果も、これからの農村コミュニティの活性化には必要です。
- 農業は人々の命と健康を支える「食」に関わる産業として極めて重要であり、安全な農産物を安定的に供給することが求められています。生産振興に力を注ぎ、生産性の高い農業経営を確立していく必要があります。
- 担い手が不足している現状から、効率的な生産体制を構築することが必要であり、水稻については、低コスト生産技術の確立と売れる米づくりの推進、野菜・花きについては、施設整備助成などによる専作農家の育成、肉用牛・酪農については、飼育頭数の維持、増加への支援が必要です。



1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

用語解説

かん養（かん養機能）

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

地域農業マスタープラン（人・農地プラン）

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確にし、市町村が公表するもの。

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）、人口知能（AI）などを活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現することを推進している新たな農業。

6次産業化

農業の6次産業化とは、農業従事者が従来の生産だけではなく、加工・流通販売を行い、経営の多角化、収益向上を目指すもの。

農商工連携

地域の資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むもの。

多面的機能支払制度

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進するもの。

着地型観光

旅行者を受け入れる地域（着地）側が、地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者へ提供する旅行形態。

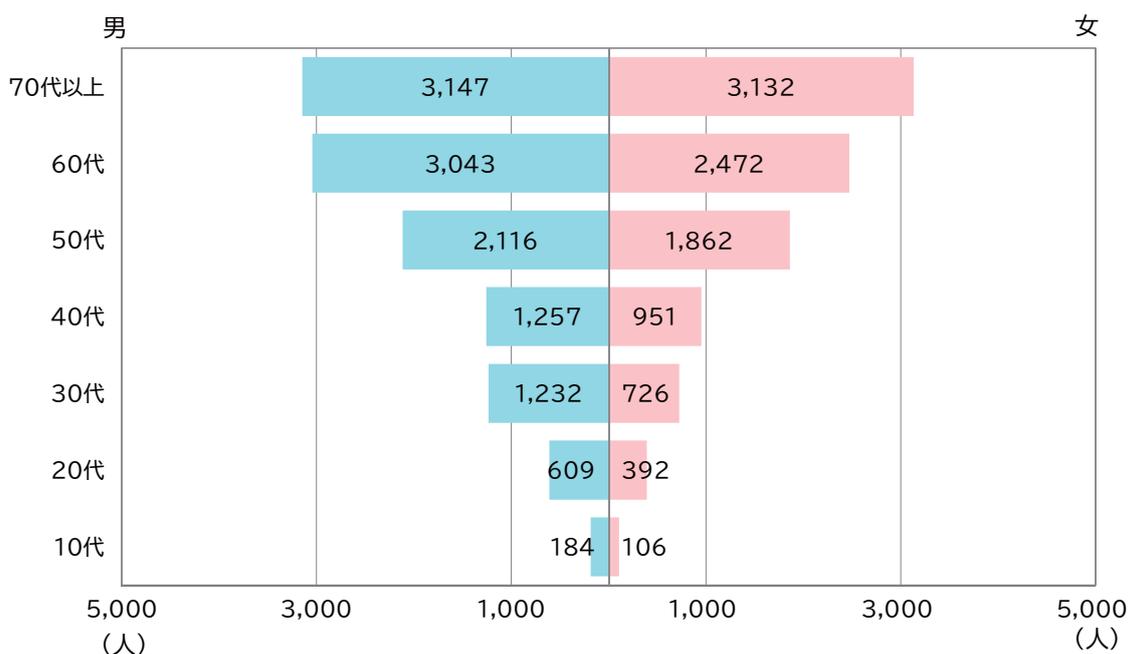
交流人口

その地域を訪れる人の数。通勤・通学者や観光客などをいう。

地域おこし協力隊

都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

年齢別農業従事者数



資料：農林業センサス 2015

- ニホンジカやイノシシなど、野生鳥獣による農作物への被害が増加傾向にあります。農業経営の安定及び農家の営農意欲の減退による農地荒廃を防ぐため、被害防止及び捕獲の取組を、効果的かつ効果的に推進する必要があります。
- 高齢化や後継者不足などによって林業従事者が減少し、適正な管理が行われず、荒廃した森林の増加が問題となっています。一方で、昭和30年代に植林した針葉樹などが既に伐って使用する時期を迎えており、これらの森林資源の積極的な利活用を推進しながら、「伐ったら植える」森林サイクルの円滑な循環により、森林を更新させながら健全な森林の育成を図る必要があります。
- 本市は豊かな森林資源を有していますが、間伐*などで生じた木材の多くは、搬出して販売してもその搬出コストを賄えないことも多く、未利用材として山林内に放置されています。
- 持続可能な地域づくりの意識の高まりを受けて、これまで利用されてこなかった未利用材を地域のエネルギー資源として活用し、エネルギーの地域内循環により、経済効果や雇用創出による地域振興を図ることが求められています。
- 森林を地域の資源として生かすとともに、森林が有する多様な機能が十分に発揮されるよう、広く市民の理解と認識を深めながら、有効活用と環境保全に努めることが必要です。
- 水資源を育む水源となる奥山の森林保全とともに、市民の森林学習や意識啓発にもつながる身近な里山の自然に親しむ環境づくりが必要です。
- 内水面漁業*については、アユなどの淡水魚やモクズガニなどが活用されており、漁業資源の確保や河川環境の保全などによる内水面漁業振興が求められています。



施策の展開

(1) 魅力ある農業と担い手づくり

- ① 新規就農者の確保のため、研修事業や生活基盤、生産基盤の確保に向けた支援を行います。
- ② 関係機関と連携し、新規就農者や認定農業者*、集落営農組織などに対し、研修の機会を設けながら、経営能力や栽培管理技術の向上を支援し、農業所得の向上を図ります。
- ③ 地域農業マスタープランの話合いの機会などを活用しながら、担い手への農地集積を図ります。
- ④ 本市の農林業の魅力を様々な機会を通じて市内外にアピールし、市内農家出身者はもちろんのこと、首都圏等からの移住や非農家出身者などの雇用就農を含む新規就農者の確保を図ります。
- ⑤ 次代の担い手確保のため、児童、生徒から学生に至るまで、農業体験など段階的に農業の魅力を体感する機会や、農業の果たす役割・大切さを伝える機会の創出に努めます。
- ⑥ 女性就農者が働きやすい環境の整備を推進します。

(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

- ① 恵まれた自然環境を生かしながら、農業を支える生産基盤の整備と併せ、地域農業を持続的に支える担い手の育成を図ります。
- ② 農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、大区画化や水路のパイプライン化*、老朽化した農業水利施設の長寿命化*を進めることにより、水路管理の省力化、大型機械の導入による作業性の向上を図ります。
- ③ ロボット技術や情報通信技術(ICT)、IoT*、AIを活用した「スマート農業」を導入することにより、農作業の省力化や高品質生産などを推進します。

用語解説

間伐

森林の混み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残存木の成長を促進する作業のこと。

内水面漁業

河川・湖沼などで行う漁業および養殖業。

認定農業者

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、この計画の認定を受けた農業者のこと。

水路のパイプライン化

管路によって農業用水を送配水する水路組織であり、開水路に比べて、上下流の取水の優劣が軽減できる、つぶれ地が少なく済む、用水量が全体として節約できるなどの利点がある。

長寿命化

計画的かつ予防保全的な修繕を行うことで、施設の耐用年数の延長を図る取組。

I o T

Internet of Things の略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。

(3) 農業の有する多面的機能の発揮

- ① 農業の多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動を支援します。
- ② 水路の泥上げや補修、修繕、農道の維持など、農村環境の整備に対し、地域の共同の取組を推進します。
- ③ 有機農業や化学肥料・化学合成農薬の使用を低減する取組と併せた堆肥の施用など、環境保全に効果の高い営農活動を支援します。

(4) 農村コミュニティの活性化

- ① 農地保全への取組と併せ、農村地域の多様な資源を生かした取組を推進し、農村コミュニティの活性化を図ります。
- ② 多面的機能支払制度などに取り組み、人が集い相談や共同作業を行うことにより、農村地域活動の持続と活性化を図ります。
- ③ 農村地域の特色を生かした教育旅行の受け入れ・着地型観光の取組を中心とした交流人口の拡大を図ります。
- ④ 外部人材を受け入れ、新たな魅力の発見や新しい風を吹き込んで農村コミュニティの活性化を図ります。

(5) 農林水産物の生産、販売支援

- ① 食の安全安心を基本としながら、農業者の知恵と工夫をもとに、地域の特色を生かした農産物の生産振興を図ります。
- ② 産直活動や特産品の生産、販売など地産地消の取組を進めます。
- ③ 地域資源を生かした6次産業化や農商工連携事業に取り組む農業者や商工業者を支援します。
- ④ 地産地消・地産外商*を推進し、販路拡大に向けた生産者のビジネス展開につながる支援などにより、地域の豊かなめぐみが育む一関ブランドの確立を目指します。
- ⑤ アユ、ヤマメ、イワナ、モクズガニなどの生息環境の保全に努めるとともに、放流事業の支援などにより内水面漁業振興を図ります。

(6) 鳥獣による農作物被害防止対策の推進

- ① 農作物への鳥獣被害軽減を図るため、鳥獣被害防止総合支援事業交付金を活用した被害軽減施策を推進します。
- ② 西磐猟友会や東磐猟友会と連携し、適期かつ効率的な有害鳥獣の捕獲活動に取り組めます。
- ③ 有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟免許取得者の確保に努めます。
- ④ 市民が自ら農作物を守る意識を持ち、地域ぐるみによる鳥獣被害防止の取組が講じられるよう啓発活動の強化に努めます。

(7) 森林の適正管理と利活用

- ① 林業の生産性向上を図るため、高性能林業機械の導入などによる林業経営体の育成や担い手の確保、森林施業に必要な林道などの適切な維持・管理に努めます。
- ② 森林の持つ水源のかん養、生物多様性の保全など、公益的機能を発揮できる健全な森林づくりを目指し、適切な間伐などの森林整備を実施するとともに、荒廃した森林が増加しないよう伐採後の再造林*を推進し、森林資源の循環を図ります。
- ③ 森林環境譲与税*の活用、森林経営管理法による新たな森林管理システムの推進により、多様で健全な森林へ誘導することによる森林の保全、木材利用の促進や普及啓発を図ります。

(8) 地域木材の資源エネルギーとしての活用

- ① 未利用材を、地域内の公共施設や民間施設で木質バイオマス*として有効活用する取組を推進することにより、林業の振興やエネルギーの地産地消の推進に努めます。
- ② 市民の参画のもと、山林内から未利用材を搬出して燃料用チップや薪などに活用する取組を推進し、新たな価値を創出することにより、持続可能な取組につなげていきます。
- ③ 薪ストーブの普及と地域内で生産される薪の安定的な取引の仕組みを作り、地域に根差した木質バイオマスの利用を促進します。

(9) 森林と市民との関わりの創出

- ① 森林生態系保護地域など、生態系や自然環境の維持に資する優れた森林の保全を推進し、子どもたちが自然を学び、市民が心身をリフレッシュする場の創出に努めます。
- ② きれいな水、潤いのある水辺、水資源を育む水源を守るため、地域住民やボランティア団体と協力しながら、森林の機能維持を目指します。
- ③ 里山などの身近な森林は、人と自然とのふれあいの場やレクリエーションの場として、その魅力と機能の維持増進を図り、活用と保全に努めます。
- ④ 地域住民や緑の少年団*などを対象にした植樹活動の機会を通じて、木を植えることの大切さと地域資源の循環に対する理解を深めます。

用語解説

地産地消・地産外商

地域内で生産されたものを地域内で消費しようとする活動を「地産地消」、地域内で生産されたものを地域外で販売し、付加価値を高めようとする活動を「地産外商」という。

再造林

人工林を伐採した跡地に再び苗木を植えて人工林をつくること。

森林環境譲与税

喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、令和元年度(2019年度)に国から市町村、都道府県に対して譲与が開始されているもの。

木質バイオマス

バイオマスは生物由来の有機物。そのうち、木材(おが屑や木材加工端材など)からなる木質チップ・ペレット、薪など。

緑の少年団

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体。

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち



市民の参画

(1)	魅力ある農業と担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> * 新規就農や退職後の農業経営・農作業への参画、農作物の栽培に挑戦しましょう。 * 自分達の地域の将来の農業について話し合う、地域農業マスタープランの話合いに参加しましょう。
(2)	農業生産基盤の整備と担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> * 集落営農の組織化の会議など集落の話合いに参加しましょう。 * 女性や高齢者の労働力を生かすなど、6次産業化の活動を推進しましょう。
(3)	農業の有する多面的機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> * 地域内の農道、用排水路などの草刈りや泥上げ作業に、活動組織の構成員として参加しましょう。
(4)	農村コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> * 農業・農村体験などを起点とした体験型イベントに参加しましょう。
(5)	農林水産物の生産、販売支援	<ul style="list-style-type: none"> * 農業の6次産業化や農商工連携により新商品を開発し販路拡大に取り組みましょう。 * 地元産農産物、地元産木材を活用し地産地消に取り組みましょう。 * 地元産農産物を活用した料理の工夫と普及に取り組みましょう。 * 農産物直売所などを利用し、農業者と消費者の交流が図られるイベントなどへ参加しましょう。 * 短期間農作業を手伝うグリーンヘルパー*などにより、繁忙期の農業者を支援しましょう。
(6)	鳥獣による農作物被害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> * ニホンジカやイノシシが生息・活動しにくい環境づくりを目指し、農地周辺の笹やぶや繁みの除去・刈り払いなどに取り組みましょう。 * 地域ぐるみで猟友会の捕獲活動を支援する有害鳥獣捕獲応援隊制度に協力しましょう。
(7)	森林の適正管理と利活用	<ul style="list-style-type: none"> * 森林資源の継続的な循環のため、伐採後には木を植え、森林を更新しましょう。
(8)	地域木材の資源エネルギーとしての活用	<ul style="list-style-type: none"> * 間伐材など山林内に残された未利用材を、バイオマスエネルギー資源として活用していきましょう。 * 薪ストーブなどの木質バイオマスを利用する暖房器具の良さを見直しましょう。
(9)	森林と市民との関わりの創出	<ul style="list-style-type: none"> * 森林や身近な里山に親しむため、森の恵みを再発見する体験型イベントに参加しましょう。 * 緑化推進活動や、緑の募金に協力しましょう。

用語解説

グリーンヘルパー

野菜や花、果樹などの作業を行うパート、アルバイトのこと。JAで取組を進めている。



主な指標



指 標		単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1	新規就農者数	人 / 年	13	24	毎年 24 人を旨す (一関地方新規就農者の確保・育成アクションプラン)
2	認定農業者新規認定者数	人 / 年	18	24	毎年 24 人の確保を旨す
3	農業法人数	件	74	94	20 件の法人化を旨す
4	農用地の利用集積率	%	53.6	85.0	31.4 ポイントの増を旨す (農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想)
5	水田整備率	%	40.6	43.6	毎年 0.5 ポイント (約 60 ha) の増を旨す
6	農業振興地域内の農用地	ha	19,239	19,181	19,181 ha を旨す (国の定める確保すべき農用地等の面積の目標)
7	ニューツーリズム*実践件数	戸 / 年	143	161	毎年 3 戸の増を旨す
8	ニューツーリズム等による交流人口	人 / 年	773	920	感染症の影響を踏まえ、おおむね 20% 以上の増を旨す
9	振興作物 (野菜) の作付面積	ha / 年	72	81	9ha の増を旨す (JAいわて平泉「販売計画」)
10	振興作物 (花き) の作付面積	ha / 年	50	50	現状数値の維持を旨す (JAいわて平泉「販売計画」)
11	和牛子牛出荷頭数	頭 / 年	3,190	2,880	減少率を 10% 程度に抑えることを旨す
12	農商工連携開発事業費補助金活用による 6 次産業化商品開発件数	件	85	109	毎年 4 件の増を旨す
13	鳥獣による農作物被害面積	ha / 年	120.8	108.7	おおむね 10% の減を旨す
14	間伐実施面積	ha / 年	213	600	600 ha / 年を旨す
15	再造林率	% / 年	18.6	30.0	民有林 (人工林) の皆伐面積に対し、3 割の再造林を旨す
16	燃料用木材生産量	BDt / 年	30	98	68 BDt* の増を旨す

用語解説

ニューツーリズム

従来の見学を主とした観光旅行に対して、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行と旅行システム全般を指す。(農村体験＝グリーンツーリズム)

BDt

絶乾重量。Bone Dry ton の略。

第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

指 標		単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
17	森林体験者数	人/年	1,118	1,340	感染症の影響を踏まえ、おおむね20%以上の増を目指す
18	多面的機能支払制度に取り組む農地面積	ha	9,984	10,183	おおむね2%の増を目指す
19	多面的機能支払制度に取り組む組織数	件	204	199	取組組織の広域化を進め、減少率を2%程度に抑えることを目指す
20	中山間地域等直接支払制度に取り組む農地面積	ha	8,482	8,651	おおむね2%の増を目指す
21	中山間地域等直接支払制度に取り組む協定集落数	件	299	293	協定集落の広域化を進め、減少率を2%程度に抑えることを目指す



第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち



1-2 工業



現 状

- 本市の製造業の特徴は、情報通信機械器具、電子部品、デバイス・電子回路、食品品製造業を中心に、電気機械器具、パルプ・紙・紙加工品、はん用機械器具製造業など幅広い業種の企業が操業しており、市内で操業している製造業に分類される企業は250事業所（2019年工業統計調査）となっています。
- 経済のグローバル化の進展、ものづくり産業の空洞化、環境問題への対策や人口減少・少子高齢化の到来など、社会経済の環境が急速に変化する中で、本市の工業の課題も大きく変化してきています。



課 題

- 本市は、盛岡市と仙台市の中間に位置し、東北のほぼ中央、さらに沿岸部と内陸部をつなぐ結節点にあり、県境や市町村境にとらわれない中東北*の拠点都市として、北上川流域の製造業が集積したエリアに位置しており、この優位性を生かした工業振興施策の展開が求められています。
- 市内企業の大部分を占めている中小企業では、ものづくりを支える人材の確保・育成が継続した課題であり、さらには、今まで以上に高い技術、品質と生産性の向上が必要とされています。また、活力ある産業の振興を図るためには、新産業・新事業の創出、育成に向けて積極的に取り組んでいくことが重要です。
- (公財)岩手県南技術研究センターや(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校を活用した産学官金の連携及び支援体制の充実による人材育成、地域企業の技術力・経営力の強化が必要であり、本市工業の裾野をより広げるため、地域内企業の連携と活動の一層の促進を図るための様々な形での支援が求められています。
- ものづくり産業を支え、地域の活性化を図るためには、中小企業の持続的発展が不可欠となっています。新たな市場や事業開発につながる経営資源の相互活用や補完、製品開発力・技術開発力の向上などの効果が期待できる企業間連携が求められています。
- 地域内発型の産業*を興すためには、継続的、総合的な支援が求められていることから、関係機関の連携強化と、内発型産業を促進するための支援体制の構築が課題となっています。
- 企業においては、人手不足や生産効率の向上、販路拡大など様々な経営課題に対応するため、IoTをはじめとする新しいIT技術の導入、活用により、経営力の強化・生産性の向上に積極的に取り組むことが課題となっています。
- 「中東北の拠点都市」として、恵まれた立地状況と優遇制度の優位性を最大限に活用し、企業誘致活動を進めるほか、空き工場や産業用地の情報提供、岩手県との連携による企業立地の支援など、企業ニーズに柔軟に対応した施策展開により競争力のある産業育成が重要となっています。

- 本市を中心とした北上高地がILCの国内建設候補地とされていることから、岩手県をはじめ関係機関と連携を密にし、加速器関連技術などの情報収集をする必要があります。
- ILC誘致によって、新たな産業の創出や関連産業の集積が見込まれることから、誘致の動向を見極めながら、工業団地や貸し工場など、企業の立地環境の整備を計画的に行っていくことが必要です。



施策の展開

(1) 工業の振興

- ① 工業振興計画を策定し、本市における工業の目指すべき方向性や施策を明らかにするとともに、社会動向に即応した施策・事業の展開を図ります。
- ② 高品質・高付加価値なものづくりのため、産業支援機関などと連携し、技術・技能講習や品質管理検定資格取得支援講座の開催による品質管理・分析技術などの技術・技能習得を支援するとともに、技術員による技術相談、分析や分析結果への対応などサポート体制を強化します。
- ③ 企業の技術力、経営力を強化するため、技術開発・共同研究・高品質化への取組や、新事業活動による経営革新・取引拡大などを支援します。
- ④ 新たな取引市場の開拓を支援するため、産業支援機関と連携を図り、各種最新情報の提供に努めます。

(2) ものづくり人材の確保と育成

- ① 関係機関と連携を図りながら就職ガイダンスや企業説明会、企業見学バスツアー、企業情報交換会を実施するなど、学生、社会人などと企業の交流や情報交換の機会の充実を図ります。
- ② 技術、技能習得を目指した研修の充実を図り、高品質で付加価値の高いものづくりを支援するとともに、(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校、理工系高等教育機関や産業支援機関などと連携を図りながら、企業ニーズの高い品質管理や加工技術などの研修を実施し、地域企業の人材育成に取り組みます。
- ③ 新入社員などの若手社員のスキル向上を図るとともに、次代を担うリーダーを育成するための研修を行います。
- ④ 企業情報交換会や市広報などを通じて、地域企業の製品や技術力などの魅力を広く情報発信し、販路拡大や市場の開拓を図るとともに、地域住民が理解を深めるようPRに努めます。

用語解説

中東北

一関市を中心とする岩手県南から宮城県北までの地域のくくり。本市は、盛岡と仙台の中間に位置するという地理的優位性を生かし、県境を意識しない取組を進めている。

地域内発型の産業

地域が活力ある経済活動を持続させるため、公共事業や外部資本に依存するのではなく、地域が自らの創意に基づいた産業を興すこと。

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

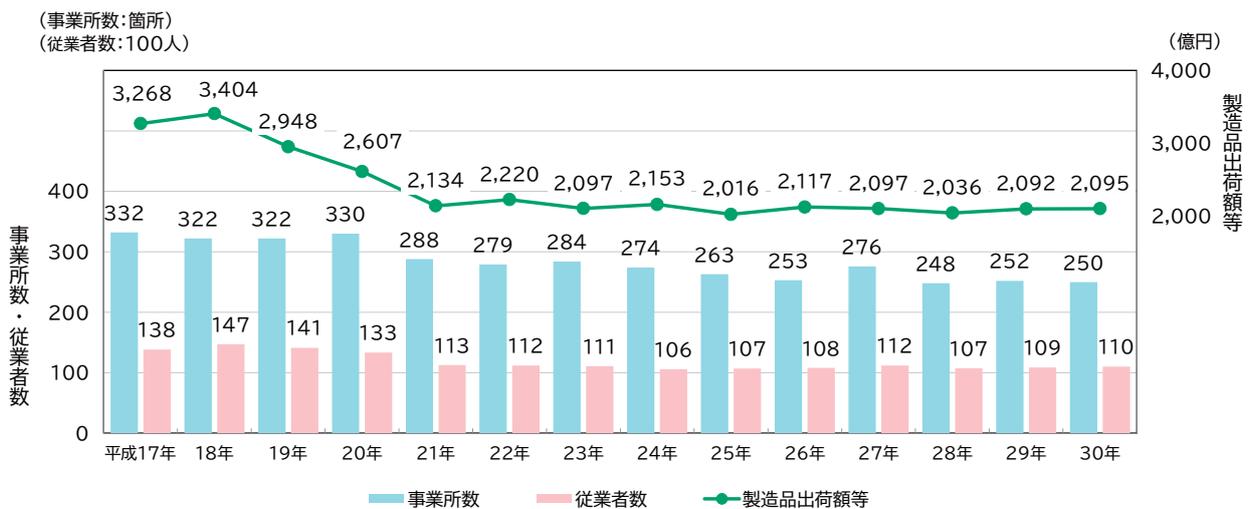
(3) 地域内発型産業の振興

- ① 産学官金の連携を図り、企業間連携や共同研究の取組などによる新製品、新技術の開発及び事業化を支援します。
- ② 両磐インダストリアルプラザなど工業関係団体と連携し、地域の企業間交流を活発にしながら、新たな事業展開や起業に向けた取組を支援します。
- ③ 他地域における企業間連携や農商工連携・6次産業化などの先進事例、成功事例の普及啓発を行い、内発型産業の気運の醸成を図ります。
- ④ IoTに関する普及啓発や、地域経済分析システム（RESAS）*の活用、企業間ネットワーク構築を促進するため、各種セミナーを開催します。
- ⑤ Society5.0の実現に向けた技術革新に対応し成長するため、活用ニーズの情報収集・発信を行います。

(4) 企業誘致の推進

- ① 企業が立地しやすい環境整備と企業誘致活動を積極的に展開します。
- ② 企業ニーズを的確に捉えた立地環境の整備を進めるとともに、企業立地に対する岩手県などの助成制度の活用を図りながら、企業誘致に積極的に取り組みます。
- ③ 企業の立地動向を的確に把握し、企業ニーズに合った工業団地の整備を検討します。
- ④ 自動車関連産業、半導体関連産業の集積の流れやILC誘致の動向などを注視するとともに、ICT・IoTといった情報関連産業や企業の研究開発部門など、将来を見通した誘致活動を展開します。
- ⑤ テレワーク*の普及により地方への事業展開やサテライトオフィス*の設置など、新たな企業ニーズに対応できるように産業用地の整備を進めます。

製造品出荷額等の推移



資料：工業統計



市民の参画

(1)	工業の振興	* 工業をはじめとする地元産業への理解を深めるため、工場見学や市内企業が出展する展示会などに参加しましょう。
(2)	ものづくり人材の確保と育成	* 高品質で付加価値の高いものづくり産業の圏域をつくるため、産業支援機関などが行う各種講座に参加し、技術や技能を習得しましょう。
(3)	地域内発型産業の振興	* (公財) 岩手県南技術研究センターや(独) 国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校などの学術研究機関を活用し、新製品や新技術の開発に挑戦しましょう。 * 企業間の情報交換や他産業の取組などを知ることができる産学官イブニング研究交流会*へ参加し、産学官金の連携により新たな事業に取り組みましょう。
(4)	企業誘致の推進	* 企業や市が行う情報発信を通じ、市内に立地した企業や産業支援機関などの活動について理解を深めましょう。 * 空き工場や産業用地として活用が見込める遊休地などの情報を発信しましょう。



主な指標



指標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1 (公財) 岩手県南技術研究センター試験分析件数	件/年	1,125	1,100	毎年、同程度の試験分析件数を目指す
2 製造業の製造品出荷額	億円/年	2,095 (平成30年度)	2,150	おおむね3%の増を目指す
3 市が行う人材育成事業の受講者数	人/年	52	60	おおむね10%の増を目指す
4 新製品・新技術開発の件数	件	84	126	毎年おおむね7件の増を目指す
5 累計誘致企業数	社	25	37	毎年2社の増を目指す

用語解説

地域経済分析システム (RESAS)

産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステム。

テレワーク

パソコンやインターネットなどの情報通信技術 (ICT) を利用し、場所や時間にとらわれなくて働く勤労形態。

サテライトオフィス

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

産学官イブニング研究交流会

産学官の方々の交流を深め、技術力の向上や企業間ネットワークの構築を図ることを目的に開催している研究交流会。

1-3 商業、サービス業



現状

- 本市の商業の状況をみると、商店数、従業員数、年間販売額ともに減少傾向が続いています。
- 郊外型大型店などの出店やインターネット通販により、各地域に形成された既存の商店街や地域に密着して立地する中小の商店の経営は厳しい状況に置かれています。



課題

- 市内企業の大部分を占める中小企業においては、市場開拓力、資金調達力などの確立のほか、情報受発信力や地域内企業ネットワークの形成、経営を担う人材の育成が必要です。
- 高齢者など、商店まで買物に行くことに対し不便さを感じる市民が増えていることや、高齢者に限らず市民の消費行動に変容がみられることから、自宅で買物などができる仕組みが求められています。
- 商店街を再生し賑わいを創出していくためには、商店街の各店が個性を発揮し、郊外店舗との差別化を図ることを基本に、魅力ある商品、個店ならではのサービスの提供、担い手の育成など、地域コミュニティに根差した商店街づくりが必要です。
- 中小の商店の経営者が高齢化し、後継者不足が課題です。
- 一関地域市街地活性化施設「なのはなプラザ」は、平成 25 年4月1日のオープン以来順調に利用され、毎年およそ 40 万人の入館者がありますが、今以上に周辺商店街への経済的な波及効果が求められています。
- 消費者ニーズの多様化から高度な情報収集能力が必要となっています。
- 各地域の特色を生かした特産品は、販売だけではなく愛好者が地域へ足を運ぶことにもつながり、新たな商業展開も見込まれることから、今後も継続的な支援を行うことが必要です。
- 商店街の振興をはじめとする地域経済の活性化には、女性や若者などを中心とした起業や事業承継が大きな役割を果たすことから、起業しやすい環境づくりが求められています。



施策の展開

(1) 商業、サービス業の振興

- ① 中小企業に対し事業資金の低利融資、利子補給などを行い、経営を安定させ、市内中小企業の振興を図ります。
- ② 商工会議所などの関係団体への活動を支援し、個々の中小企業への巡回指導、窓口指導などの充実を図るとともに、関係機関・団体と連携し、市場開拓や情報受発信力の向上など、専門的な分野についても支援を行い、起業創業支援や中小企業の経営合理化、効率化を促進します。
- ③ 利用者の自宅まで、食品や日用品などの宅配を行う事業者や、床屋などの役務を提供する事業者の情報を取りまとめ、市民に周知を行い、買物の利便性の向上を図るとともに、商業、サービス事業者の新たな顧客づくりを支援します。

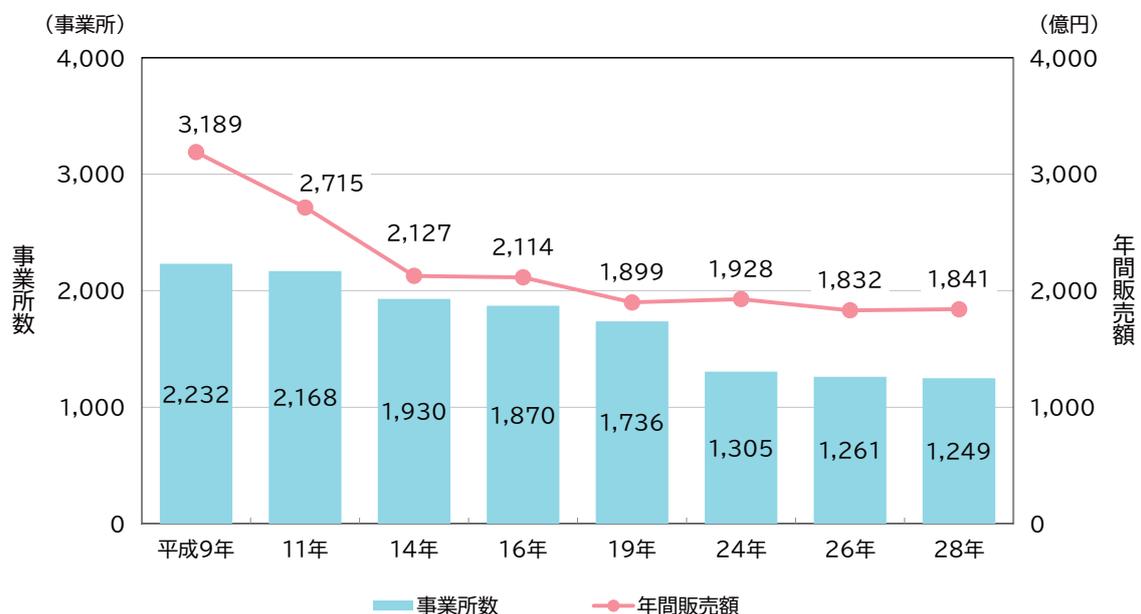
(2) 商店街の活性化

- ① 商店街組合などが主体的に行う事業を支援し、商店街としての結束力を高めながら、集客につながるイベント開催などを展開し、商店街の賑わい創出と地域コミュニティの形成を図ります。
- ② 空き店舗の活用を促進し、商店街への新規参入を誘導するため、空き店舗への入居支援を行います。
- ③ 国や岩手県などの事業承継支援制度を活用するほか、商工会議所などの関係団体と連携し、円滑な事業承継の支援を行います。
- ④ なのはなプラザの活用を促進し、中心市街地の活性化を図るとともに、商店街の賑わいを創出します。

(3) 活力ある商業の振興

- ① 消費者ニーズに対応した品揃えやサービスの提供のため、商工会議所などと連携し、セミナーの開催、経営指導や従業員研修、情報交換などを支援し、個店の魅力づくりを促進します。
- ② 特産品が育まれた風土や製法などへのこだわりも含めたPRを図るため、見学体験を織り交ぜた特産品販売の取組を支援するとともに、新たな特産品開発を促進します。
- ③ 女性や若者などが、起業しやすい環境づくりを支援します。

年間商品販売額の推移



資料：商業統計調査（平成24年と平成28年は経済センサス・活動調査）



市民の参画

(1)	商業、サービス業の振興	<ul style="list-style-type: none"> * 市内企業の製品や品揃えなどについて理解を深め地元での消費に協力しましょう。 * 市内の事業者を利用し商業やサービス活動を活発にしましょう。
(2)	商店街の活性化	<ul style="list-style-type: none"> * 商店街のイベントに参加するなど、地域の魅力にふれながら商店街の活性化を応援しましょう。 * 市内の商店街を利用し、まちなかの賑わいをつくり出すとともに地域の結びつきを高めましょう。
(3)	活力ある商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> * 本市の特産品の素晴らしさを再発見し、贈答品などに利用することで、特産品の魅力を市内外に伝え「いちのせき」を売り出しましょう。 * 起業者の活動に対し理解を深め、地域づくりや賑わいづくりと一緒に進める一員として起業者を応援しましょう。



主な指標



指 標		単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1	市制度資金新規利用件数	件	138	151	おおむね10%の増を目指す
2	商店街空き店舗入居件数	件/年	6	6	毎年6件を目指す
3	市補助金を活用したまちなかイベントの来場者数	人/年	77,368	77,400	感染症の影響を踏まえ、現状数値への回復を目指す
4	市の施策による起業者数	人/年	3	3	毎年3人を目指す



第2部
分野別計画



1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち



1-4 雇用



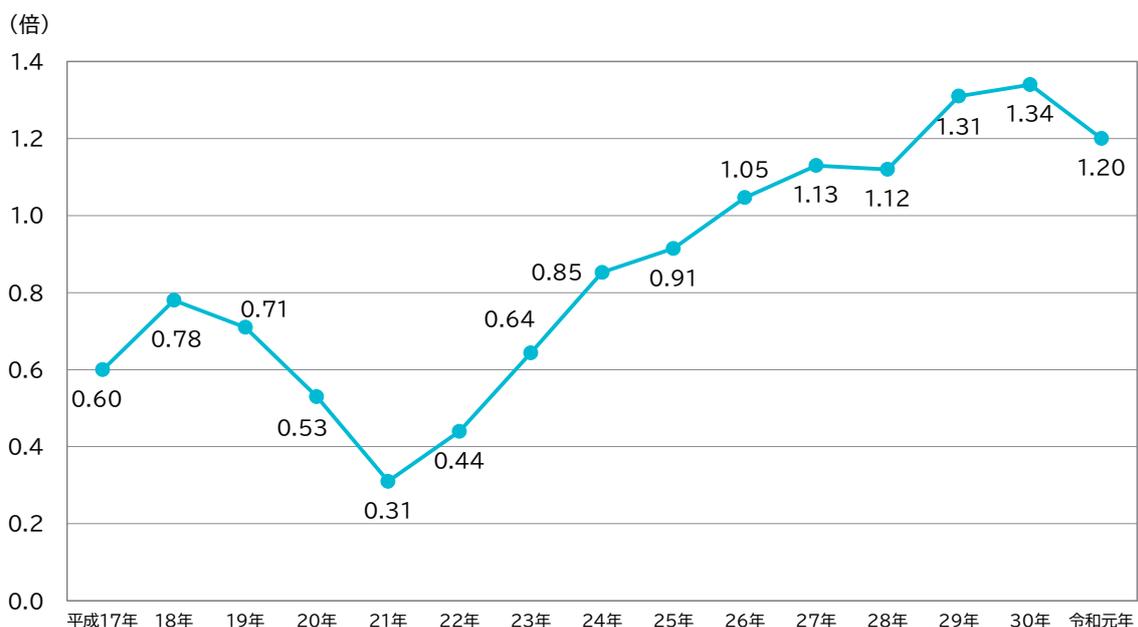
現状

- 雇用情勢は、多くの業種で人手不足が深刻化しており、特に建設関連産業、医療、福祉関連産業を中心に、人材が充足していない状況が続いています。
- 製造業においては、ものづくりの技術者、後継者が減少しています。
- 新規高卒就職希望者は100%の就職率となっているものの、地元就職率は50%を下回って推移しています。
- 多くの業種において人材不足が継続しており、ものづくりの技術者、後継者においても減少しています。
- 求職者などを対象とした短期訓練では、早期就職をめざし、スキルアップに取り組むため、事務系や介護系の訓練を実施しています。

課題

- 人材確保と地元定着を進めるため、多様で柔軟な働き方ができる雇用・労働環境の整備を促進し、あらゆる働く意欲のある人の就業促進や地元定着を支援する必要があります。
- 国、岩手県の関係機関と連携し、働き方改革運動を推進し、就労条件や働きやすい環境の整備など、勤労者福祉の充実を図る必要があります。
- 職業訓練施設での長期在職者訓練の受講者数も減少傾向にあり、ものづくり人材の育成と確保、さらには、ものづくりの技術、技能の伝承が課題となっています。

一関公共職業安定所の有効求人倍率の推移
(原数値一般及びパートを含む全数)



資料：岩手労働局



施策の展開

(1) 働きやすい職場環境の整備と就職支援

- ① 求職相談・職業紹介や求職者訓練、中東北就職ガイダンス・面接会の開催などを通じて、求職者の早期就業とU・I・Jターン*就職希望者の支援に取り組みます。
- ② 関係機関と連携し、キャリア教育*の支援などに取り組みます。
- ③ セミナーの開催を通じて、就業定着と人材育成を支援するとともに、関係機関と連携して、就労条件や働きやすい環境の整備など、働き方改革を推進し、勤労者福祉の充実を支援します。
- ④ ワーク・ライフ・バランス*の推進に係る国の支援制度を紹介し、働きやすい職場環境の整備に取り組む企業が増えるよう情報を発信します。
- ⑤ 国や岩手県の子育て支援に関する認定制度の登録を勧め、子育てがしやすい職場環境の推進につなげます。

(2) 能力開発と人材育成

- ① 関係機関との連携により、企業ニーズにあった職業訓練事業などを実施し、在職者及び求職者の知識や技術習得を支援するとともに、職業能力開発の促進に努めます。
- ② ものづくりに関する技術、技能の伝承を支援し、ものづくり産業の振興に努めます。
- ③ 各種研修会などを実施し企業の人材育成を支援します。

用語解説

U・I・Jターン

Uターンは、地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住むこと。Iターンは、生まれ育った地域（主に大都市）からどこか別の地方へ移り住むこと。Jターンは、地方からどこか別の地域（主に大都市）に移り住み、その後生まれ育った地方近くの（大都市よりも規模の小さい）地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住むこと。

キャリア教育

キャリアは職業生活のこと。望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



市民の参画

(1)	働きやすい職場環境の整備と就職支援	<ul style="list-style-type: none"> * 地元で働くことについて家庭や学校でも理解を深め、若者の地元就職や就業定着を応援しましょう。 * 働き方改革を推進し、働きやすい職場づくりへの理解を深めましょう。
(2)	能力開発と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> * 市内企業が出展する展示会を見学し、ものづくり技術や技能の伝承への理解を深めましょう。 * 職業訓練や研修に参加し、学んだ専門的な知識や技術を生かしていきましょう。



主な指標



指 標		単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	新規高卒者の管内就職率	%	46.7	55.0	55.0%を目指す
2	職業訓練施設における訓練受講者数	人 / 年	2,133	2,240	おおむね5%の増を目指す



第2部
分野別計画



1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち



1-5 観光



現 状

- 本市の観光入込客数は、各観光地の合計で 221 万人回（令和元年度）に達しています。
- 主な観光資源は、栗駒国定公園、厳美溪、狛鼻溪、夫婦石、室根山、一関温泉郷、みちのくあじさい園、花と泉の公園、館ヶ森高原エリアなどです。主なイベントとしては、歴史ある室根神社特別大祭、一関市・大東大原水かけ祭り、かわさき夏まつり花火大会、藤沢野焼祭、近年では、全国もちフェスティバル、全国地ビールフェスティバル、一関・平泉バルーンフェスティバル、せんまやひなまつり、唐梅館絵巻などが代表的です。
- 本市には、それぞれの地域に特色ある景勝地や行楽地、温泉などの観光地が数多くあるとともに、四季を通じて、多彩な祭りやイベントが開催され、国内外から観光客が訪れています。
- 観光地や祭り、四季を通じたイベントなどは、本市を情報発信する上で重要な資源であり、地域活性化を図る上で欠かすことのできない重要な要素の一つです。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、観光入込客数は例年と比較して著しく減少しています。
- 小中高生の修学旅行を含めた学習旅行など、体験型観光*の需要は高まってきています。
- ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食；日本人の伝統的な食文化」*のうち、伝統食の例示として一関のもちが紹介されており、「もちの聖地いちのせき」の情報発信の充実に努めています。
- 岩手県、関係市町と連携し、世界文化遺産「平泉」*の関連資産である骨寺村荘園遺跡のPR活動などを行っていますが、観光客の増加には至っていません。



課 題

- 観光による交流人口や関係人口*の増加を図ることは、新たな産業の創出にもつながるものと期待されます。
- より多くの観光客に来訪してもらうためには、本市全体のブランド価値を高めることが必要ですが、観光資源の発掘と活用、観光拠点の整備、イベントなどの開催とともに、近隣市町村と連携した誘客の推進が重要です。
- 岩手県南、宮城県北における多くの観光地や観光資源をつなぐ観光ルートの開発や特産品、温泉、もち食など、本市の特性を生かした魅力ある新たな観光施策の展開を図っていくことも大切です。
- 一関・平泉バルーンフェスティバルを開催するほか、本市のオリジナル熱気球「黄金の國一関・平泉号」による係留体験搭乗会を市内外で開催するなど、熱気球を活用した観光客の誘致に取り組んでおり、さらなる誘客の促進が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の収束後に早急な回復が図られるよう、戦略的な誘客への取組を検討する必要があります。
- 岩手・宮城内陸地震、東日本大震災や近年全国各地で相次いで発生している自然災害に備えていくためにも、防災教育*が注目されており、沿岸被災地などとの連携を図っていく必要があります。
- 観光客の受け入れには、道路や駐車場、案内標識などの交通基盤整備を進めるとともに、観光関係団体との連携強化、観光ボランティアの育成などによる受け入れ態勢の整備など「おもてなし」を充実することが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の収束後に向け、インバウンド*誘客回復への取組を着実に推進する必要があります。

- マスクの着用や手洗いの徹底、ソーシャルディスタンス*の確保といった、新しい生活様式*に対応した受け入れ態勢については、事業者と連携して取り組む必要があります。
- ガイダンス施設*である骨寺村荘園交流館（若神子亭）を核とした事業の展開や情報発信などを継続して行い、骨寺村荘園遺跡*の価値や魅力について広くPRする必要があります。



施策の展開

(1) 観光資源の発掘及び活用

- ① 観光振興計画を策定し、本市における観光施策の具体的な方向を示すとともに、その推進に努めます。
- ② ふるさと名物応援宣言*をしたもち食文化、日本酒・地ビール類、秀衡塗、熱気球の普及や支援に努めるとともに、観光資源の掘り起こしや磨き上げをし、自然景観や温泉、郷土食や伝統芸能、地域の祭りなど特色ある観光資源と結び付け、PRに努めます。

用語解説

体験型観光

その地域でしか体験できない要素を取り入れた旅行の形態を指す。

ユネスコ無形文化遺産「和食；日本人の伝統的な食文化」

南北に長く、四季が明確な日本には多様で豊かな自然があり、そこで生まれた食文化もまた、これに寄り添うように育まれてきた。このような、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を「和食；日本人の伝統的な食文化」と題して、ユネスコ無形文化遺産に登録された。

世界文化遺産「平泉」

「世界遺産」とは、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき、全世界の人々の共有財産として国際的に保護・保全していくことが義務づけられている「遺跡」や「建造物」、「自然」などのこと。「平泉」は、平成23年の第35回ユネスコ世界遺産委員会において、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」として、世界遺産登録された。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。

防災教育

地震・台風などの自然災害について、日頃の備えや災害時にとるべき行動など、身を守るために必要な知識を教えること。

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。

ソーシャルディスタンス

人から人へうつる感染症の拡大を防ぐために、人同士の距離を大きくとり、密集度を下げること。

新しい生活様式

感染症の感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させる生活様式のこと。

ガイダンス施設

初めてで、概要のわからない方に対して、初歩的な説明をするための施設。

骨寺村荘園遺跡

平成17年3月に指定された国史跡。国指定重要文化財「むつづくにほねてらむらえず陸奥国骨寺村さんのおのいわや絵図」に描かれた山王窟や若神子社わかみこじや、慈恵塚じえづかなどの絵図と現地との対比が可能な場所と発掘調査で確認された9か所からなる。

ふるさと名物応援宣言

市町村において地域を挙げて支援を行う「ふるさと名物」を特定し、「ふるさと名物応援宣言」として、積極的な情報発信及び地域を挙げた取組を牽引することを促進し、多様な事業者を巻き込み、地域ぐるみの継続的な取組を通じ、「地域ブランド」の育成・強化を図り、地域の売上や雇用の拡大、地域経済の好循環に繋げていく取組。

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

- ③ 岩手県南及び宮城県北の広域圏をはじめ、栗駒山麓周辺市村や交流都市などとの観光ネットワークを形成し、平泉町など周辺市町村と一体となった滞在型観光振興を図ります。また、滞在型観光*の拠点として、美しい景観と温泉情緒が味わえる一関温泉郷のPRに努めます。
- ④ 「一関の物産と観光展」などを通じて、特産品や魅力ある歴史や風土、優れた景観など、一関ブランドの発信に努めます。
- ⑤ 一般社団法人一関市観光協会の観光案内所を本市における観光情報サービスの総合窓口として位置付けるとともに、観光案内機能の充実により観光客の視点に立ったサービス提供に努めます。
- ⑥ 観光振興を公民一体で進める一般社団法人世界遺産平泉・一関DMO*を観光地域づくりの舵取り役として、観光関連事業者などの連携による地域全体の戦略的な観光地域づくりの推進に努めます。
- ⑦ 一関三大フェスティバル（全国もちフェスティバル、全国地ビールフェスティバル、一関・平泉バルーンフェスティバル）の充実と周知を図り、観光客の誘致を推進します。
- ⑧ 情報通信技術（ICT）を活用した観光情報の発信や観光案内機能の充実にも努めます。
- ⑨ アウトドア資源を生かした地域活性化の推進に努めます。

（２）体験型観光の振興

- ① いちのせきニューツーリズム協議会と連携した農家民泊や農業体験、さらには特産品や伝統的工芸品などを制作する体験学習など、ここでしか得られない価値を創出する様々な体験型観光の充実と世界文化遺産「平泉」や祭時での災害遺構見学による震災教訓の伝承、沿岸被災地の防災教育と連携した教育旅行の誘致を推進します。
- ② ユネスコ無形文化遺産「和食」の中で伝統食文化として紹介された一関地方のもち食文化のブランド化を図り、市内外へ情報発信をするとともに、もちによる体験型観光の構築を図ります。

（３）受け入れ態勢の整備

- ① 市民一人ひとりが「おもてなし」の心を持つよう意識醸成を図るとともに、市民主体の観光ボランティア活動を支援し、観光客の受け入れ態勢の充実にも努めます。また、新たな観光ボランティアの養成・確保を図ります。
- ② わかりやすい観光案内板の設置や多言語化による情報発信、観光施設の充実を図ることにより、訪れる人、訪れたい人の視点に立った観光客の誘致に努めます。
- ③ 観光客の円滑な移動手段の確保のため、公共交通機関との連携を図ります。
- ④ インバウンド誘客の回復のため、魅力あるモデルコースの充実とWi-Fi環境の整備の促進を図り、外国人観光客の利便性を高め、受け入れ態勢や環境整備に努めます。

用語解説

滞在型観光

Ⅰ 箇所に滞在し静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと。またはそこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと。

一般社団法人世界遺産平泉・一関DMO

行政・企業・団体と連携しながら、一関平泉エリアを東北有数の観光地として確立させ、住民や旅行者が豊かさを感じられる“持続可能な地域経営”にすることを使命に活動。2018年（平成30年）4月1日設立。

(4) 骨寺村荘園遺跡の活用

- ① 岩手県世界遺産保存活用推進協議会などと連携し、骨寺村荘園遺跡を活用した観光客の誘致を推進します。
- ② 市民に骨寺村荘園遺跡の価値や魅力を伝えるため、ガイダンス施設である骨寺村荘園交流館(若神子亭)を核とした事業の展開や情報発信などを行います。



市民の参画

(1)	観光資源の発掘及び活用	<ul style="list-style-type: none"> * 住む場所や観光地周辺の清掃活動に取り組みましょう。 * 各種イベントへ参加しましょう。 * 郷土料理や伝統芸能の継承に努めましょう。 * 地域の観光資源への理解を深め、ふるさとの情報発信に努めましょう。
(2)	体験型観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> * 体験型観光やプログラムの企画立案に協力しましょう。
(3)	受け入れ態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> * 観光ボランティア活動に参加しましょう。
(4)	骨寺村荘園遺跡の活用	<ul style="list-style-type: none"> * 骨寺村荘園交流施設*などで行われるイベントに参加しましょう。 * 骨寺村荘園遺跡への理解を深めましょう。



主な指標



指 標		単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1	観光入込客数	万人回/年	221	221	感染症の影響を踏まえ、現状数値への回復を目指す
2	宿泊者数	万人回/年	7	7	感染症の影響を踏まえ、現状数値への回復を目指す
3	一関温泉郷入込客数	万人回/年	21	21	感染症の影響を踏まえ、現状数値への回復を目指す
4	教育旅行入込客数	人回/年	9,478	9,478	感染症の影響を踏まえ、現状数値への回復を目指す
5	観光ボランティア登録者数	人	75	75	感染症の影響を踏まえ、現状数値の維持を目指す
6	外国人観光入込客数	人回/年	42,785	42,785	感染症の影響を踏まえ、現状数値への回復を目指す
7	骨寺村荘園交流施設利用者数	人/年	27,638	29,000	おおむね5%の増を目指す

用語解説

骨寺村荘園交流施設

国指定史跡「骨寺村荘園遺跡」や国の重要文化的景観に選定されている「一関本寺の農村景観」の歴史と価値を、映像や展示により、わかりやすく解説するとともに、来訪者と地域住民との交流を促進し地域活性化を図る都市農村交流施設。

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

2-1 都市間交流、国際交流

2-2 道路

2-3 公共交通

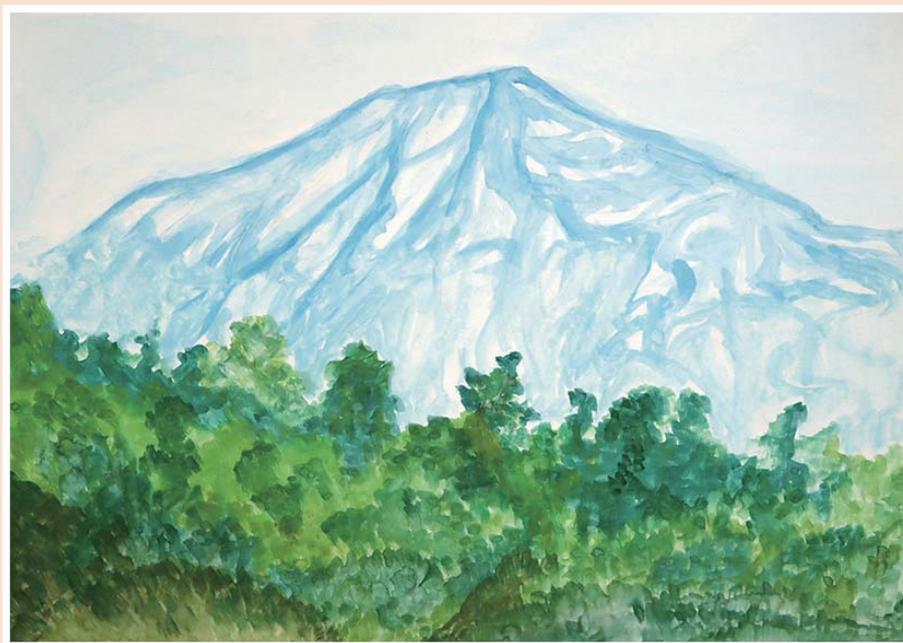
2-4 地域情報化

2-5 地域づくり活動

2-6 移住定住、関係人口、結婚支援

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■中学生の部 優秀賞作品



「一関の心」

桜町中3年 大内 愛美さん

2-1 都市間交流、国際交流



現 状

- 本市の姉妹都市は、福島県三春町、和歌山県田辺市、オーストラリア連邦セントラルハイランズ市、友好都市は埼玉県吉川市、宮城県気仙沼市となっています。各自治体とは市民交流を継続的に行っています。
- 芭蕉や忠臣蔵、千葉氏など歴史的なつながりのある全国の自治体間で、各種サミットを構成し、交流事業や観光事業などに取り組んでいます。



課 題

- 各地域、各地区で行ってきた交流事業を全市的に広げるとともに、双方の経済交流に結びつくような取組を展開していく必要があります。
- 本市における外国人の人口（令和2年3月末現在の外国人登録者数）は、898人となっており、国籍別では、フィリピン、ベトナム、中国、韓国が多くを占めています。学校教育、市民生活、災害時の対応などにおいて、文化や言語の違いでコミュニケーションがうまくいかないなどの課題があり、地域の国際化、多文化共生の推進が必要です。
- 一関市国際交流協会が行うホームステイ事業や日本語教室、料理教室などが交流の場の一つとなっています。国籍に関わらず同じ地域に暮らす市民として良好な人間関係を築くことが大切であり、一関市国際交流協会の活動支援を通じ、国際理解の啓発に努める必要があります。
- ILC誘致実現後における外国人研究者などの受け入れ、生活支援などの体制を整備していくことが必要です。



施策の展開

(1) 多様な交流活動の推進

- ① 姉妹都市、友好都市とは、これまでの交流の経過を大切にし、さらなる市民交流の促進を図るとともに、相互の産業振興につながる事業に取り組みます。
- ② 歴史的なつながりがある全国の自治体と連携した交流事業や観光事業などを行い、一関市の魅力発信と賑わいの創出に取り組めます。
- ③ 市民を主体とする多様な国際交流、多文化共生事業を展開することにより、市民の国際化意識を醸成し、国際理解を深め、多文化共生社会の形成を図ります。
- ④ 国際ボランティア活動への支援、協力について、市民の自主的な取組を促進します。
- ⑤ 小中学校における総合的な学習や特別活動の時間を活用するとともに、社会教育事業を通じて子どもたちの国際理解を深めます。

(2) 外国人に優しいまちづくり

- ① 一関市国際交流協会の運営を支援し、連携を図りながら、外国人向け相談窓口の開設、通訳補助、様々な国籍を持った市民との交流の場の提供などを通じ、在住外国人の声やニーズを汲み上げ、まちづくりに反映できるよう努めます。
- ② 日本語教室の開催、外国語表記や、やさしい日本語での情報提供を図るなど、外国人にとって、訪れやすく、また、安全安心な生活ができる環境の整備に努めます。



市民の参画

(1)	多様な交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 他自治体との交流事業に積極的に参加しましょう。 * 交流事業で本市を訪れるセントラルハイランズ市や他自治体の学生のホームステイの受け入れに協力しましょう。
(2)	外国人に優しいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> * 様々な国の文化や風習に関心を持ち、国際理解を深めましょう。 * 多文化共生事業に参加しましょう。

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち



主な指標



指標		単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1	国内他自治体との交流事業の件数	件/年	48	5	感染症の影響を踏まえ、姉妹都市等とのWEBを活用したオンラインでの交流事業5件以上を目指す
2	一関市国際交流協会への相談件数(外国人含む)	件	0	180	毎年30件の増を目指す
3	多文化共生事業への参加者数	人/年	59	30	感染症の影響を踏まえ、現状のおおむね50%程度を目指す

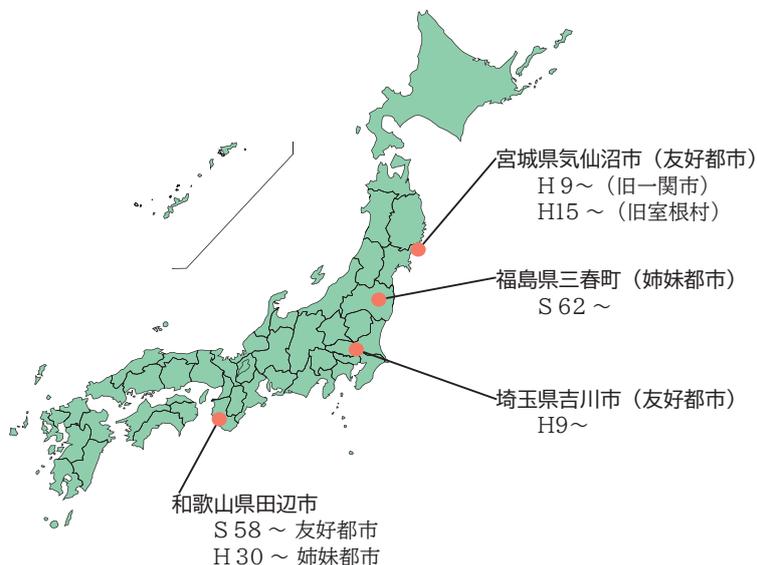
2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

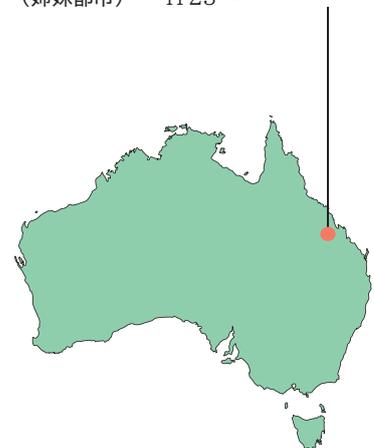
4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

姉妹都市・友好都市



オーストラリア連邦セントラルハイランズ市
(姉妹都市) H 23 ~



2-2 道路



現 状

- 本市は、1,256.42 km²と県下第2位の面積を有しており、高速道路をはじめ、国道（7路線）、主要地方道（9路線）、一般県道（30路線）などにより骨格的な道路ネットワークが形成されています。

課 題

- 国道4号は、朝夕の交通渋滞が慢性化しており、4車線化の整備が課題となっているほか、国道4号を補完する、渋滞緩和及び災害時の避難・支援ルートの確保を図る新たな南北の幹線道路の整備も課題となっています。
- 近年、全国的に風水害などが多発しており、災害時の迅速な救援活動や救急活動のためには、東西に広がる市域を横断し、沿岸部と内陸部を結ぶ国道284号や343号、さらに、本市から宮城県へ通じる国道342号、456号、457号の急カーブ・急勾配の解消や狭隘部の改良など、安定した車両の通行が確保できる道路の早期整備が課題となっています。
- 道路整備は、市民の安全確保と利便性向上を図るとともに、災害時の輸送などを支える上からも、各地域において一体的な整備、改良を推進する必要がある、地域間を結ぶ広域的な幹線道路や地域に密着した市民生活にとって関わりの深い生活道路の整備が必要となっています。
- 歩行者の安全確保のため、歩行空間の整備、防護柵、カーブミラー、交通標識等の設置などの交通安全施設の整備、さらに、ユニバーサルデザイン*に配慮した歩道のバリアフリー化や街並みの整備、保存などにも努めていく必要があります。
- 良好な道路環境を維持管理していくためには、老朽化した道路施設の長寿命化や適正な維持管理により市民の安全安心と快適な道路環境の維持を図るとともに、地域住民の協力を得ながら協働で取組を進めることが必要です。

施策の展開

(1) 広域ネットワークの充実

- ① 東北縦貫自動車道、三陸縦貫自動車道、東北横断自動車道、みやぎ県北高速幹線道路とのアクセス向上を図ります。
- ② 国道4号は、高梨交差点から一関大橋北交差点にかけての交通事故対策事業の早期完了、高梨交差点以南並びに大槻交差点以北平泉バイパス境までの渋滞解消を図る早期4車線拡幅整備などを関係機関に働きかけます。
- ③ 国道284号は、石法華地区の早期完成などを関係機関に働きかけます。
- ④ 国道342号は、白崖地区の早期完成、花泉バイパスから宮城県境までの早期整備、大槻交差点から一関東工業団地を経て、花泉町金沢地区までのルート変更などを関係機関に働きかけます。

- ⑤ 国道343号は、新笹ノ田トンネルの早期事業化、渋民地区の早期完成などを関係機関に働きかけます。
- ⑥ 国道456号は、大東・千厩・藤沢地域における改良整備などを関係機関に働きかけます。
- ⑦ 国道457号は、萩荘地区における道路改築などを関係機関に働きかけます。
- ⑧ 県道は、主要地方道一関北上線（山目駅前釣山線事業完了区間以北の早期事業化）、一関大東線（東山町柴宿から大東町摺沢にかけての抜本的な改良整備等）、花泉藤沢線、弥栄金成線、本吉室根線などの整備促進、一般県道の整備促進並びに国道4号を補完する西側ルート¹の整備などを関係機関に働きかけます。
- ⑨ 一関市・気仙沼市間の地域高規格道路²の早期実現を関係機関に働きかけます。

(2) 市内ネットワークの拡充

- ① 市道や都市計画道路³は、市民生活の利便性の維持、向上と安全で円滑な交通を確保し、災害時においても地域拠点と集落の輸送などを支えるため、地域の実情を踏まえつつ、効率的、効果的な整備を図ります。
- ② 市内の地域間を結ぶ広域的な幹線道路やJRの各駅、東北縦貫自動車道インターチェンジ、病院、消防署、公共施設、工業団地などの拠点を結ぶ主要な道路は、交通量や緊急度、道路網としての位置付けなどを総合的に検討し整備に努めます。
- ③ 地域に密着した生活道路は、交通量、道路幅員、危険箇所の解消等の緊急度などを総合的に検討して、地域ごとに整備計画を作成し、計画的な整備に努めます。

(3) 安全安心で快適な道路環境づくり

- ① 歩行者や自転車、視覚障がい者や車いす利用者の安全を確保するため、歩道や歩行者通行帯の整備、段差解消、勾配緩和などを進めるとともに、通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路などの安全対策の充実に努めます。
- ② 橋梁、トンネル、道路附属物などの点検、診断を定期的に行い、計画的な修繕、更新による道路施設の長寿命化を図るとともに、地域住民などとの協働により、道路環境の適正な維持管理や交通の安全確保に努めます。
- ③ 誰もが見やすくなりやすい交通案内標識の設置など、利用しやすい交通環境の整備に努めます。
- ④ 冬期間の交通機能を確保するため、適切な除雪に努めます。

用語解説

ユニバーサルデザイン

みんなが快適に利用できるように製品や環境などをデザインすること。高齢者や障がい者など、あらゆる人にやさしい形や機能を前提に、普遍性を強調した概念。

地域高規格道路

全国的な高規格幹線道路（高速自動車専用道路などのうち国土交通大臣が指定したもの）と連携して、地域のつながりを強化する自動車専用道路、またはこれと同等の機能を有し、60～80km/hの高速走行ができる質の高い道路のこと。

都市計画道路

都市の骨格を形成する最も基本的な都市基盤の一つであり、都市計画法に基づき、将来の交通需要の見通しや社会的要請に応じて、あらかじめルートや幅員が都市計画決定されている道路。

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

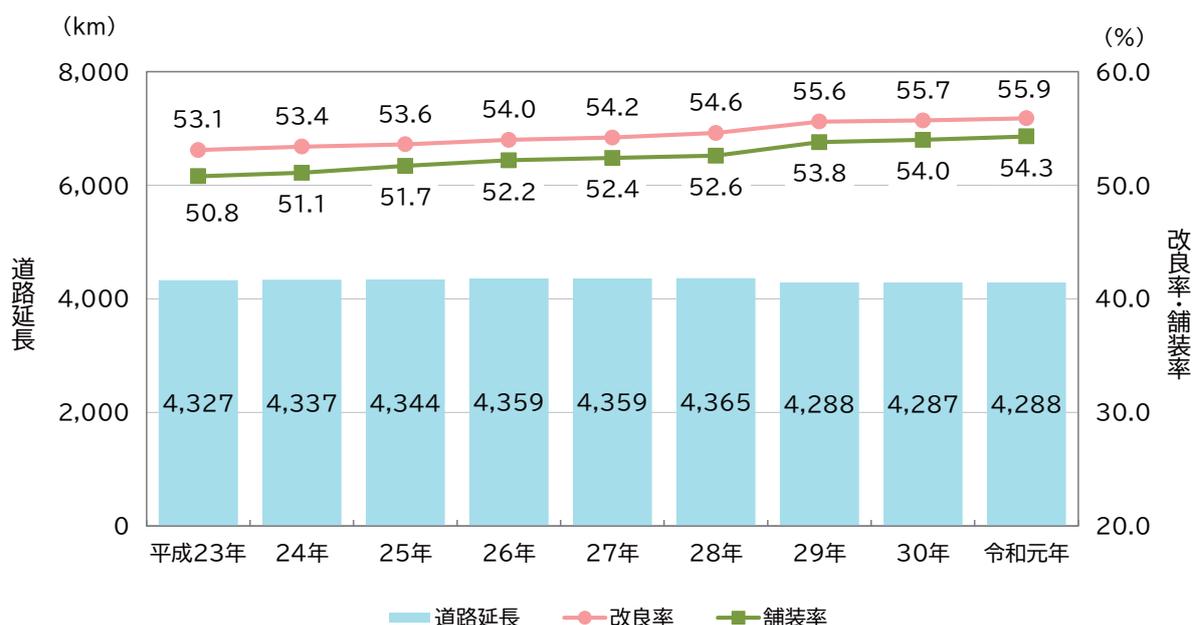
2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

市道の整備状況の推移



資料：市調べ

市民の参画

(1)	広域ネットワークの充実	* 広域的な幹線道路の整備促進を要請する活動に協力しましょう。
(2)	市内ネットワークの拡充	* 道路整備に当たっては、地域内の合意形成づくりや、用地・工事などの事業実施に協力しましょう。
(3)	安全安心で快適な道路環境づくり	* 冬期の安全な交通を確保するため、道路の除雪に協力しましょう。 * 道路清掃や草刈りなどを行い、道路環境の整備を図りましょう。

主な指標



指標		単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1	市道改良率	%	55.9	56.9	1.0ポイントの増を目指す
2	市道舗装率	%	54.3	55.7	1.4ポイントの増を目指す
3	健全性診断で「早期措置段階」と判定された橋梁数	橋	61	0	修繕工事により解消を目指す

第2部
分野別計画



1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

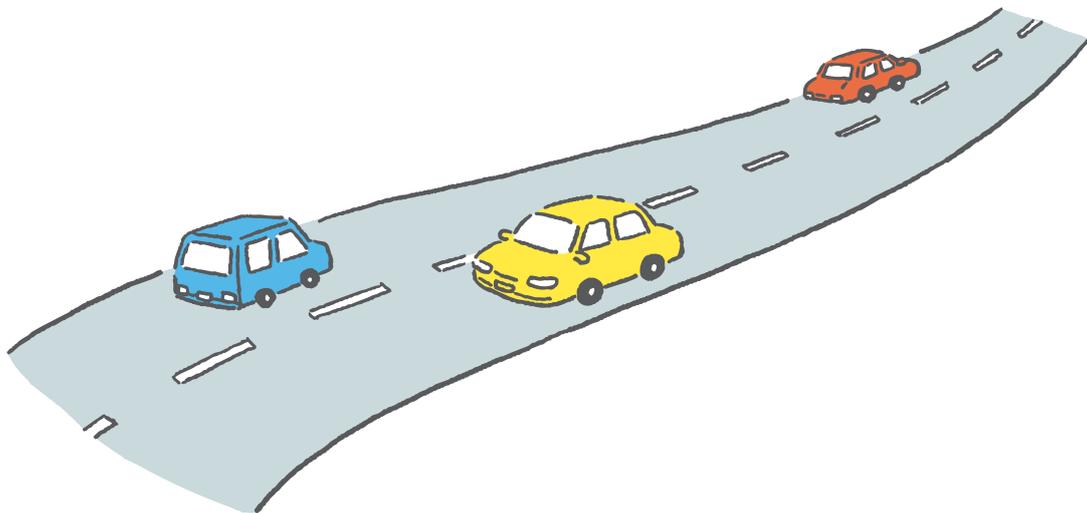


2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち



2-3 公共交通



現状

- 公共交通は、自動車を利用できない市民の日常生活や、本市を訪れる観光客などにとって欠かすことのできない社会基盤となっています。
- 利用者の減少や、運行事業者における運転手不足により、民間路線バスの廃止や減便が生じています。同様に、市営バスも利用者が減少傾向にあり、行政の財政負担が増加しています。
- 高齢化社会の進展により、高齢者からは、バス停までの移動が困難であり、バスが利用できないとの意見が寄せられています。また、高齢者による自動車事故が社会問題化しています。

課題

- 地域特性や利用者ニーズに合わせて運行内容や利用環境を見直し、地域住民の移動の利便性を考慮した公共交通に再編していく必要があります。
- まちなかの賑わいを創出し、市民や来訪者の利便性と回遊性を向上させるため、一ノ関駅周辺と公共施設や病院、商店街などを結ぶバス路線を整備する必要があります。
- 経済、観光、交流の移動拠点となる一ノ関駅の利便性向上が求められています。また、駅での乗継、観光地へのアクセス向上などが重要となっています。

施策の展開

(1) 公共交通ネットワークの形成

- ① 一関、花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢の各地域において、病院や商店、公共機関が集積しているような地域の中心となるエリアを「拠点エリア」と位置づけ、それぞれの拠点エリアを結ぶ、地域を越えた交通ネットワークの維持、確保を図ります。
- ② 各地域内では、拠点エリアと、それぞれの集落や自宅を結ぶ公共交通ネットワークの維持、確保を図ります。なお、市営バス、廃止路線代替バス1便あたりの平均乗車人数が2.0人未満の路線は、デマンド型乗合タクシー[＊]の再編などを進めます。
- ③ 市民がまちなかを気軽に移動できる移動手段、観光客などの来訪者が利用しやすい移動手段として市街地循環バス[＊]の導入に取り組みます。



(2) 公共交通の利便性向上

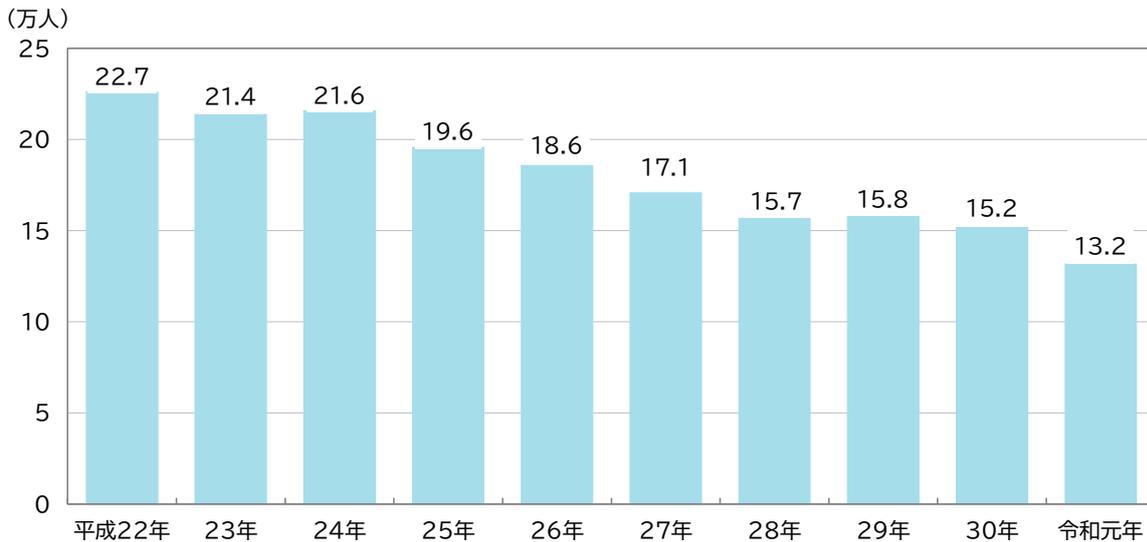
- ① 待合環境の向上や交通情報などの提供を行うとともに、ダイヤの見直し、乗り継ぎ時間の改善を行い、公共交通の利便性の向上を図ります。
- ② 外国人を含む観光客が、公共交通を利用して目的地までスムーズに移動できるよう、各種メディアを利用した情報提供や、バス停表示をはじめとするバス情報の多言語化に取り組みます。

(3) 一ノ関駅の拠点性の向上

- ① 一ノ関駅に停車する新幹線の本数及び在来線の本数増加をJRに要望します。
- ② 駅構内への無料公衆無線LAN*サービスの導入、交通系ICカード*の対応エリアの拡大をJRに要望します。
- ③ 一ノ関駅の東西を歩行者等が自由に往来できる東西自由通路の必要性などについて、関係事業者と検討を進めます。

市営バス等利用者の推移

(なの花(一関)、花泉、大東、千厩、室根、川崎、藤沢、補助路線の合計)



資料：市調べ

用語解説

デマンド型乗合タクシー

事前予約により、乗合で運行するタクシー。

市街地循環バス

市街地を循環運行するバス。平成31年(2019年)3月に策定された一関市地域公共交通網形成計画では、一関市において、一ノ関駅を中心として、市役所、病院、大型商業施設などの主要施設間を循環するバスを導入することを計画している。

公衆無線LAN

店舗や公共の空間などで提供される、無線LANを利用したインターネット接続サービスのこと。公衆Wi-Fiともいう。

交通系ICカード

JR会社や私鉄をはじめとする公共交通機関各社が独自に発行する非接触型ICカードの総称。



市民の参画

(1)	公共交通ネットワークの形成	* 積極的にバスやデマンド型乗合タクシーを利用しましょう。
(2)	公共交通の利便性向上	* バス停周辺の環境美化に取り組みましょう。 * 住民懇談会などに参加し、情報と課題の把握、共有を図りましょう。
(3)	一ノ関駅の拠点性の向上	* 積極的に鉄道を利用しましょう。



主な指標



指 標		単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1	拠点間を結ぶ路線バスの乗車人数	人 / 年	181,801	163,000	感染症の影響を踏まえ、現状のおおむね 90%以上を目指す
2	市営バス、廃止路線代替バス、デマンド型乗合タクシーの利用率	% / 年	118.82	101.00	感染症の影響を踏まえ、現状のおおむね 85%以上を目指す
3	一ノ関駅乗車数 (1日当たりの乗車数)	人 / 年	4,312	2,600	感染症の影響を踏まえ、現状のおおむね 60%以上を目指す



第2部
分野別計画



1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

2-4 地域情報化



現状

- 情報通信技術（ICT）のサービスは、日常生活や経済活動に活用されており、ICTを活用した働き方改革などの取組が行われています。

課題

- 超高速大容量通信サービス*が普及していく中で、光ブロードバンドサービスの提供エリアやスマートフォンなどによる通信エリアは、いまだ市内全域がカバーされていません。エリア拡大のため、通信事業者へ働きかけをしていく必要があります。
- 地上デジタルテレビの視聴については、山間部などの地形的に不利な地域が多く、テレビ難視聴の解消のため、テレビ共同受信施設は必要であり、継続して維持管理などを支援していく必要があります。
- 地上デジタルテレビ放送を視聴するため、ワンセグ波*による受信を余儀なくされている世帯が市内に点在していることから、引き続き抜本的な解決について国、岩手県などに要望していく必要があります。
- 市ホームページの閲覧は50%以上がスマートフォンなどのモバイル端末からであることから、様々な媒体に即した行政情報の発信に取り組む必要があります。

施策の展開

(1) 情報通信基盤の整備と活用

- ① 超高速ブロードバンドサービスの基盤となる光ファイバーの未整備エリア解消を進めます。
- ② 携帯電話の不感地帯が解消されるよう、事業者に働きかけます。
- ③ 地上デジタルテレビ放送のワンセグ波によらない受信対策を国、岩手県に働きかけ、またテレビ共同受信施設組合に支援を継続します。

(2) 情報の受発信と共有の促進

- ① 協働のまちづくりに資するよう市民と行政、市民と市民のコミュニケーションの基礎となる情報の受発信と共有を促進します。
- ② コミュニティFM放送やソーシャルネットワークサービス（SNS*）などを活用し、地域に密着した身近な情報提供や緊急時、災害時の情報伝達を行います。
- ③ 広報紙をはじめ、ホームページ、SNSなど多様な媒体のそれぞれの特性を生かした活用により、行政情報を分かりやすく提供します。

市民の参画

(1)	情報通信基盤の整備と活用	* 日常生活の中で超高速ブロードバンドサービスを活用しましょう。
(2)	情報の受発信と共有の促進	* 市民同士のコミュニケーションの基礎となる行政情報を積極的に受信し、情報を共有しましょう。

主な指標



指 標		単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1	FTTH（光回線）利用可能世帯率	%	89.35	100	利用世帯率100%を目指す
2	市の公式ホームページのアクセス件数	件	2,121,786	2,252,319	毎年1%の増を目指す



用語解説

超高速大容量通信サービス

光ファイバー回線や第4世代移动通信システム（4G）などによる通信速度（下り）が30Mbps以上で、データ通信の上限が無制限となるなどの大容量通信サービスのこと。

ワンセグ波

地上デジタル放送は、1チャンネル、6MHzの帯域幅を13個のセグメントと呼ばれる箱に分割して放送を行っているが、このうち1つの箱（1セグメント）を用いて行う携帯端末に向けた放送のこと。

SNS

Social Networking Service の略。登録された利用者（会員）間のインターネット上における交流を支援するサービスのこと。

2-5 地域づくり活動



現状

- 住みよいまちづくりを進めるため、地域コミュニティの基盤となる自治会などの果たす役割がより重要となってきております。しかしながら、少子高齢化や価値観の多様化、ライフスタイルの変化など、地域社会の環境の変化は、構成員の高齢化や人員不足、後継者不足、活動の低迷など自治会運営にも影響を与えている現状にあります。
- 平成28年度から市民センター*の地域管理が進んでおり、地域協働体*による指定管理が行われています。

課題

- 現在33の地域協働体が設立されておりますが、市内のすべての地域に地域協働体が設立されることが望まれます。
- 令和2年4月時点では23の市民センターが地域管理に移行しておりますが、34すべての市民センターが地域管理に移行し、地域づくりの拠点としてこれまで以上に活用されることが望まれます。
- 今後、地域コミュニティ活動を活性化するためには、地域コミュニティの基盤である自治会などの組織の強化充実を図るとともに、地域コミュニティの連携組織である地域協働体などによる地域協働の取組が重要となります。

施策の展開

(1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成

- ① 全地域での地域協働体の設立と、活動の活性化に向けて、地域協働体支援事業費補助金や地域協働体活動費補助金などにより活動を支援します。
- ② 市民センターの地域管理化を段階的に進め、全ての市民センターが地域協働体による指定管理*に移行するよう、地域へ働きかけを行います。
- ③ 地域住民や市民活動団体が、積極的に地域づくり活動に参加する機運を高めます。

(2) コミュニティ活動の充実

- ① 地域コミュニティの基盤である自治会などの活動やコミュニティ活動の拠点となる自治集会所などの整備を支援します。
- ② 自治会などが取り組む自主的な地域づくり活動を支援します。



市民の参画

(1)	地域づくり活動の啓発と意識醸成	<ul style="list-style-type: none"> * 地域の一員として、地域づくり活動の果たす役割について理解を深めましょう。 * 地域づくりの当事者として、地域協働体の事業に参加しましょう。
(2)	コミュニティ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 地域のことを知り・学び、地域課題の共有と解決策の話し合いを行い、コミュニティ意識を高めていきましょう。 * 活力ある地域づくりのため、地域の活動に参加しましょう。 * 市民一人ひとりが心をあわせて活力あるまちづくりを進めるため、地域が協力して美しい環境をつくるなど、市民憲章の精神を実践する活動に取り組みましょう。

第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち



主な指標



指 標		単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1	自治会等活動費総合補助金活用団体の割合	%	91.1	95.0	1地域あたり3団体の利用増により、おおむね4.0ポイントの増を目指す
2	まちづくりスタッフバンク登録者数	人	43	55	毎年2名の増を目指す

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

用語解説

市民センター

平成27年4月から全ての市立公民館を市民センターとした。これまで地域の生涯学習の拠点としての役割を果たしてきた公民館に、地域づくりの拠点としての機能を加え、生涯学習に係る学びと地域づくりを一体化し、地域の特性を生かした地域づくりを継続的に行う拠点として、これまで以上に使いやすく、さまざまな活用ができる施設。

地域協働体

一定の区域（市立市民センターの管轄区域を原則とする）の住民を中心に構成された自治会、町内会その他の地域的な共同活動のため地縁に基づいて形成された団体と、老人クラブ、PTA、子ども会、NPO、ボランティア組織などの団体等で構成され、連携して協働のまちづくりを推進するための地域組織をいう。

指定管理（指定管理者制度）

地方自治法の規定に基づき、市議会の議決を経て指定された法人その他の団体が、公の施設の管理に関する権限の包括的な委任を受けて管理を行う制度。

2-6 移住定住、関係人口、結婚支援



現状

- 移住定住施策により移住した方の傾向をみると、Uターンが多く、I・Jターンによる移住者は少ない状況となっています。
- 都会と地方との2拠点居住や複業など、新しいスタイルでの地方との関わり方のニーズが増えてきています。
- 結婚するかしないかについての自由度は高まっている傾向にありますが、人口減少や少子化の流れを少しでも緩やかにするためには、結婚する方を増やす取組とともに、子どもを生み育てやすい環境整備が必要となっています。

課題

- 人口減少に伴う地域活力の低下や生産性の低下などに対処し、活力ある地域社会を維持していくため、本市への移住定住を促し、人口の定着を図っていくことが必要です。
- 様々な移住定住施策を展開してきましたが、移住人口の増加だけでなく、本市と継続的な関わりを持つ関係人口を確保するための取組が必要です。
- 地域コミュニティの維持と活性化を図るため、住民同士あるいは移住者や関係人口との交流を進めることが必要であり、新たな人材を地域で受け入れるための環境整備が必要です。
- 人口減少が進む中であっても、住んでいる市民が「住みつづきたい」、「いい市だ」と思えるように、移住者との交流や関係人口の創出などの新しい視点を取り入れながら地域を盛り上げるための仕組みづくりが必要となっています。
- 人口減少や少子化の要因の一つとして、未婚率の高さや晩婚化が考えられ、人口減少を少しでも緩やかにするため、結婚活動支援が求められています。
- 市単独では結婚に結びつきにくいいため、一関市結婚活動サポートセンターを運営し、結婚活動を支援するとともに、近隣自治体と連携した広域的な事業展開を図る必要があります。
- 結婚活動に対する個人意識が多様であり、独身の方が結婚に対し積極的になるような出会いの場の提供が求められています。





施策の展開

(1) 移住定住の促進

- ① 人口減少の流れに歯止めをかけ、人口減少に伴う影響を少なくするため、移住定住の促進と、地域住民と行政の協働による移住者の受け入れ環境づくりを進め、地域活力の維持増進を図ります。
- ② 人材不足の課題に対処するため、U・I・Jターン、若者や子育て世帯の移住促進を図ります。
- ③ 移住希望者のニーズに対応した地域情報に加え、豊かな自然、交通の利便性、各施策など本市の魅力を積極的に情報発信するよう努めます。
- ④ 空き家バンク*の充実による住まいの支援や、移住定住者を支援する制度の充実を図ります。

(2) 関係人口の創出

- ① 移住定住に限らず、関係人口の創出にも取り組み、地域活力の維持増進を図ります。
- ② 都市間交流関係自治体の居住者や各ふるさと会*、在仙サポーター*など、本市にゆかりやご縁のある方々との交流をこれまで以上に深め、関係人口として携わる取組を行います。
- ③ いちのせきファンクラブ*会員や一関市ふるさと応援寄附者などに関係人口として本市に深く関わってもらうための取組を行います。

(3) 結婚活動の支援

- ① 自分みがき講座の開催などを通じて、若者のスキルアップなど、結婚に対する意識や考え方を社会とのつながりの中で捉えられる機会の創出を図ります。
- ② 地域行事、地域活動への参加や交流活動を通じ、人とのつながりの場、出会いの場を地域や市全体でつくり上げていく環境づくりに努めます。
- ③ 結婚に対する個人の意思を尊重しながら、出会いの場の提供や結婚を希望する独身の方の相談など、イベント開催や縁結び支援員事業等を実施し、対象者のサポートに努めます。
- ④ 結婚活動への支援は、4市町合同婚活事業などを実施し、近隣自治体と連携しながら、広域的な事業展開を図ります。

用語解説

空き家バンク

市外から移住して一関市で暮らしたいと希望する人などを対象に市内の空家を紹介する制度。

ふるさと会

首都圏などに在住する一関出身者および縁のある者が、会員相互の親睦を図り、一関（ふるさと）の発展に寄与することを目的とする会。

在仙サポーター

一関市の物産、観光、イベントなどの産業観光情報を仙台都市圏に向けて発信するとともに産業観光の政策の提言や情報収集などを行うもの。

いちのせきファンクラブ

将来的な当市への移住定住につなげるため、一関市に興味のある方々に加入いただき市内の宿泊施設などの特典を提供する。



市民の参画

(1)	移住定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> * 一関市に移住して生活したい人のために、利活用可能な空き家を「空き家バンク」に登録し、有効活用しましょう。 * 移住者の受入環境整備のため、行政と地域住民などとの支援体制をつくりましょう。 * 各種支援制度を有効活用しましょう。
(2)	関係人口の創出	<ul style="list-style-type: none"> * 一関市に関わりやご縁がある方々との交流を深めましょう。 * いちのせきファンを増やす取組に協力しましょう。
(3)	結婚活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> * 独身の方々の出会いの場となるイベントなどの開催に協力しましょう。 * 4市町合同婚活イベントに参加しましょう。 * 結婚活動に関する支援制度の活用を進めましょう。



主な指標



指 標		単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	移住定住環境整備事業等を活用して移住した移住者数	人 / 年	149	165	10%の増を目指す
2	いちのせきファンクラブの会員数	人	104	104	感染症の影響を踏まえ、現状数値の維持を目指す
3	結婚祝金交付件数	件 / 年	3	5	毎年5件を目指す

3 自ら輝きながら次代の 担い手を応援するまち

- 3-1 子育て
- 3-2 義務教育、高等教育等
- 3-3 青少年の健全育成
- 3-4 生涯学習
- 3-5 文化芸術、スポーツ・レクリエーション
- 3-6 人権、男女共同参画
- 3-7 文化財の保護、地域文化の伝承
- 3-8 骨寺村荘園遺跡の保護

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■小学生低学年の部 特別賞作品



「きらめき」
川崎小1年 今野 智華さん



「ハナイズミモリウシ」
花泉小2年 阿部 杏湊さん



「白馬に乗った私と祖母」
大原小2年 芳賀 陽莉さん

3-1 子育て



現状

- 子どもの貧困をめぐる状況は様々で、経済的要素だけではなく、家庭における養育力の低下や地域からの孤立など、子どもが希望や意欲を削がれる要因も多様化しています。
- 核家族化や地域コミュニティの希薄化に伴い、子育てへの不安やストレス、孤立感を抱える親が少なくなく、家庭における育児力の低下や子どもの虐待が大きな社会問題となっています。
- 市では平成27年に一関保健センター内に一関こどもセンターとして、児童福祉と母子保健の業務を集約するとともに、一関子育て支援センターを開設し、子育てに関する相談や支援を総合的に行っています。

課題

- 妊娠、出産、育児についての総合的な情報提供や活動、相談ができる子育て支援の拠点となる施設や環境が求められています。
- 少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化により、出産や育児に対して身近な親族や近隣などの協力が得られにくくなっていることから、子育てへの地域の関心と理解を深め、子育て経験者や高齢者、子育てボランティアなどと子育て関係機関が連携しながら地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。
- 子どもの健全な発育・発達を促すためには、子どもの疾病予防や健康管理、発達支援に加え、親の育児不安や負担感を軽減し、子育てを楽しみながら子どもの成長とともに親自身も成長していけるようなきめ細かな親支援を行う必要があります。
- 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会の構築を目指して、経済的な支援のみならず、地域や社会全体で課題を解決するという意識をもって取り組むことが重要となっています。
- 幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが必要です。
- 女性の社会参加が増加するとともに働き方も多様化しており、教育・保育や子育て施策に対する多様なニーズに応えられるサービスの提供体制など、仕事と子育てを両立できる環境の整備が求められています。
- 就学前児童に対する教育、保育サービスに引き続き、小学校へ進学してからも保護者の就労などで昼間、放課後等において家庭に保護者がいない児童に対し、安心して安全な居場所を提供する必要があります。





施策の展開

(1) 妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり

- ① 妊娠、出産、子育てに関する総合相談窓口を設置し、切れ目のない支援に努めるとともに、効果的な情報発信に努めます。
- ② 子育て中の親子が相互に交流し、気軽に相談できる場（子育てひろば*）を提供し、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを目指します。
- ③ 発達相談により、早期療育支援につながるよう努めるとともに、保護者支援に努めます。

(2) 地域で子育てを支える仕組みづくり

- ① 地域の方々が子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、教育・保育施設において積極的な地域行事への参加や文化伝承活動を取り入れながら、地域ぐるみで子育てに関する意識啓発に努めます。
- ② ファミリー・サポート・センター*事業の利用を促進するとともに、子育て中の家族が安心して外出できるよう、赤ちゃんの駅*への登録や地域の居場所づくりを推進し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。
- ③ 子育て家庭の積極的な地域行事などへの参加を促進するため、様々な団体などが行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。



用語解説

子育てひろば

地域において乳幼児及びその保護者が、相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うひろばのこと。

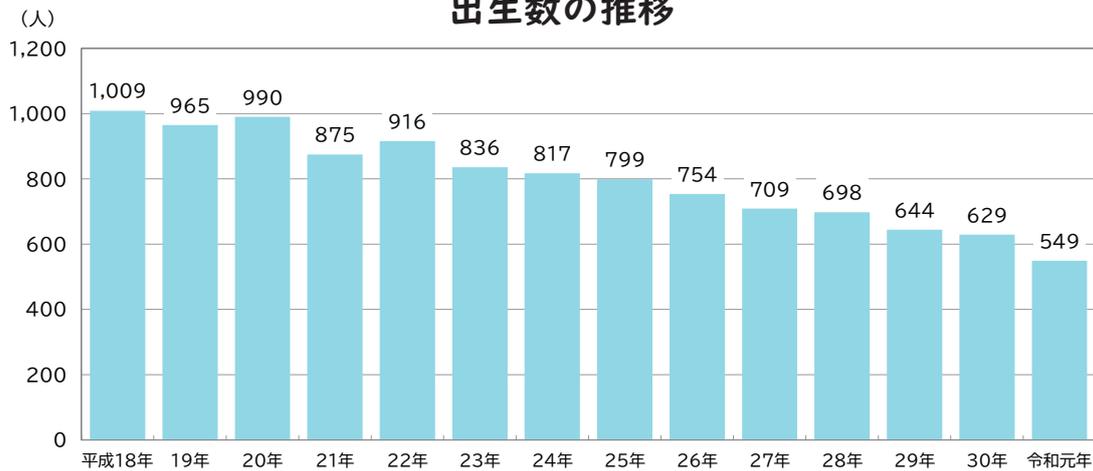
ファミリー・サポート・センター

地域において、子育ての手助けをして欲しい人、子育ての手助けができる人が会員になり、助けたり、助けられたりして子育ての相互援助活動を行う拠点のこと。

赤ちゃんの駅

乳幼児を連れた保護者が、外出時にオムツ替えや授乳などのために気軽に立ち寄ることができ、授乳スペース、オムツ替えスペース、ミルク用お湯の提供、ベビーキープのいずれかを備えた市内の施設のこと。

出生数の推移



資料：岩手県保健福祉年報（※令和元年のみ人口動態統計）

(3) 母子の健康保持の推進

- ① 妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種などの母子保健事業を通して、母子の健康保持や育児不安の解消に努めます。

(4) 低所得世帯の子どもへの支援の充実

- ① 子どもの貧困対策においては、第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない施策を実施するとともに、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させないように配慮していきます。
- ② 支援情報が十分に対象者へ届くよう、情報発信や相談体制を含めた支援の充実に努めるとともに、「個別支援」と「対象者を限定しない支援」の両輪で取り組んでいきます。

(5) 幼児教育及び保育環境の充実

- ① 保護者などのニーズを的確に捉えた上で幼稚園と保育所の設置状況など、地域の実情を踏まえ、認定こども園*への移行などにより、保育環境の整備を推進します。
- ② 延長保育、一時保育、障がい児保育、休日保育、病児保育など、様々な保育ニーズへのきめ細かな対応に努めます。

(6) 児童育成支援の環境整備

- ① 地域のニーズを的確に捉え放課後児童クラブ*などによる子どもたちの安全安心な居場所の確保を図るとともに、事業運営を行う団体などに対し必要な財政支援などを行います。また、放課後子ども教室*との連携などにより、地域との交流を図ります。
- ② 児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見、早期対応及び再発防止のため、相談対応機能の充実と関係機関との連携強化を図ります。

用語解説

認定こども園

保護者が働いている、いないにかかわらず就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に実施するとともに、地域における子育て支援を行う施設について、都道府県が認定こども園として認定した施設のこと。

放課後児童クラブ

共働き家庭など、下校後保護者が家庭にいない児童に対し、放課後などに適切な遊び場及び生活の場を提供し、保護者の就労支援、児童の健全な育成を図るもの。

放課後子ども教室

放課後の子どもたちの安全安心な居場所を設け、地域の方々の協力のもと子どもに学習やスポーツ、体験活動などの機会を提供する取組。



市民の参画

(1)	妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり	* 出産や子育てなどに不安や悩みがある時は、一人で悩まず、相談窓口を利用しましょう。
(2)	地域で子育てを支える仕組みづくり	* 子どもたちが、地域の伝統や文化を学び、世代間交流が図られるような行事や活動を積極的に開催し、地域ぐるみで子育てを応援しましょう。
(3)	母子の健康保持の推進	* 妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種を受けましょう。
(4)	低所得世帯の子どもへの支援の充実	* 関係団体や民生委員・児童委員と連携し、子育て支援のためのネットワークづくりや活動に積極的に参加しましょう。
(5)	幼児教育及び保育環境の充実	* PTAや保護者会の活動を通じ、教育、保育活動の場に参加し、子育て支援についての理解を深めましょう。
(6)	児童育成支援の環境整備	* 地域で、児童クラブなどの活動を支援しましょう。 * 地域で、子育てに不安や悩みを抱えている家庭を支援しましょう。また、虐待の疑いがある家庭を発見した時は、関係機関に速やかに連絡しましょう。

第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち



主な指標



指標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1 ファミリー・サポート・センター 会員登録者数	人	647	860	213人の増を目指す(第二期子ども・子育て支援事業計画)
2 妊婦健康診査受診率	% / 年	81.3	85.0	3.7ポイントの増を目指す
3 産婦健康診査受診率	% / 年	97.5	98.5	1.0ポイントの増を目指す
4 子育てひろば利用人数	人回 / 月	1,628	1,000	感染症の影響を踏まえ、1,000人以上を目指す
5 認定こども園数	園	13	21	各地域に1園以上の設置を目指す
6 待機児童数(年度末時点)	人	18	0	0人を目指す(第二期子ども・子育て支援事業計画)
7 放課後児童クラブ登録児童数	人	1,160	1,389	229人の増を目指す(第二期子ども・子育て支援事業計画)

3-2 義務教育、 高等教育等



現 状

- 義務教育において、子どもたちの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、さらには主体的に学習に取り組む態度などを身に付けさせながら、確かな学力を育成しています。
- 道徳教育やボランティア教育、環境教育などを充実させるとともに、家庭や地域社会との連携を図り、様々な活動を体験させることで、生命を尊重する心や他者を思いやる心、倫理観、社会性など、子どもたちの豊かな心を育てています。
- 児童生徒の健康保持、健康増進や事故防止に努めるとともに、望ましい食習慣と健康な体づくりにつながる食育を進めています。さらに、生涯にわたって運動を継続するための基礎となる体力の向上に努めています。
- 少子高齢化、グローバル化、情報化など、社会の変化に対応した教育や主権者としての自覚を培う教育、児童生徒一人ひとりがキャリアビジョンを描き、それを実現できる力を養うキャリア教育を充実させ、これからの社会を生き抜く力を育てています。また、児童生徒数の変化に対応した学校規模の適正化など、望ましい教育環境の整備に努めています。
- 学校から地域へ積極的に情報を発信するとともに、保護者や地域住民が学校運営に関わる開かれた学校づくりを進めています。また、地域の歴史・文化などの学習素材を活用した特色ある教育活動や、創意工夫を生かした弾力的な学校運営の実践により、魅力ある学校づくりを進めています。
- 特別な支援を必要としている子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援を目指し、適切な職員、支援員などを配置するとともに、関係機関と連携した支援体制の充実を図っています。また、いじめや不登校などに対する相談体制の充実を図るなど、適応指導対策の強化を図っています。
- 「ことばと読書」「ことばの響き」「ことばの先人」を柱とした「ことばの力を育てる教育」を実践することにより、子どもたちの豊かな心と地域への誇りを育成しています。
- 高等学校、高等教育機関は、地域の産業、経済、教育、福祉、文化など、幅広い分野の振興に大きな役割を果たしています。

課 題

- 自ら学び、考え、行動する「生きる力」の育成に向け、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や体験的、問題解決的な活動の充実などにより確かな学力の育成を図るとともに、豊かな人間性を育むための心の教育を一層推進していくことが求められています。
- ことばの力やコミュニケーション能力、情報活用能力や国際感覚、児童生徒の職業観や勤労観など、社会を生き抜く力の育成が求められています。
- 不登校やいじめ、児童虐待などへの対応については、学校と家庭、地域社会が、より緊密に連携し取り組むことが求められており、地域に開かれた学校運営を進め、たくましく元気な子どもの育成に向けた、地域ぐるみの活動を展開していくことが重要です。

- 児童生徒数の推移を踏まえ、地域の合意形成を図りながら、より良い教育環境の確保に向けた学校規模の適正化に取り組む必要があります。
- 老朽校舎の改修、バリアフリー化など、学校施設の整備が求められています。
- GIGAスクール構想*の実現に向けて、学校における情報通信技術（ICT）環境の整備・充実が必要となっています。
- 高等学校、高等教育機関は、地域に根ざした特色ある教育機関として発展していくため、地域にある自然や施設、人材などの資源を有効に活用する一方で、研究成果や情報など、知的資源の地域への還元や公開講座の開催など、地域と高等教育機関がお互いに支え合う関係の構築が求められています。
- 創造力豊かな人材の育成やものづくりの技能を習得できる施策の展開など、特色ある取組が求められています。

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

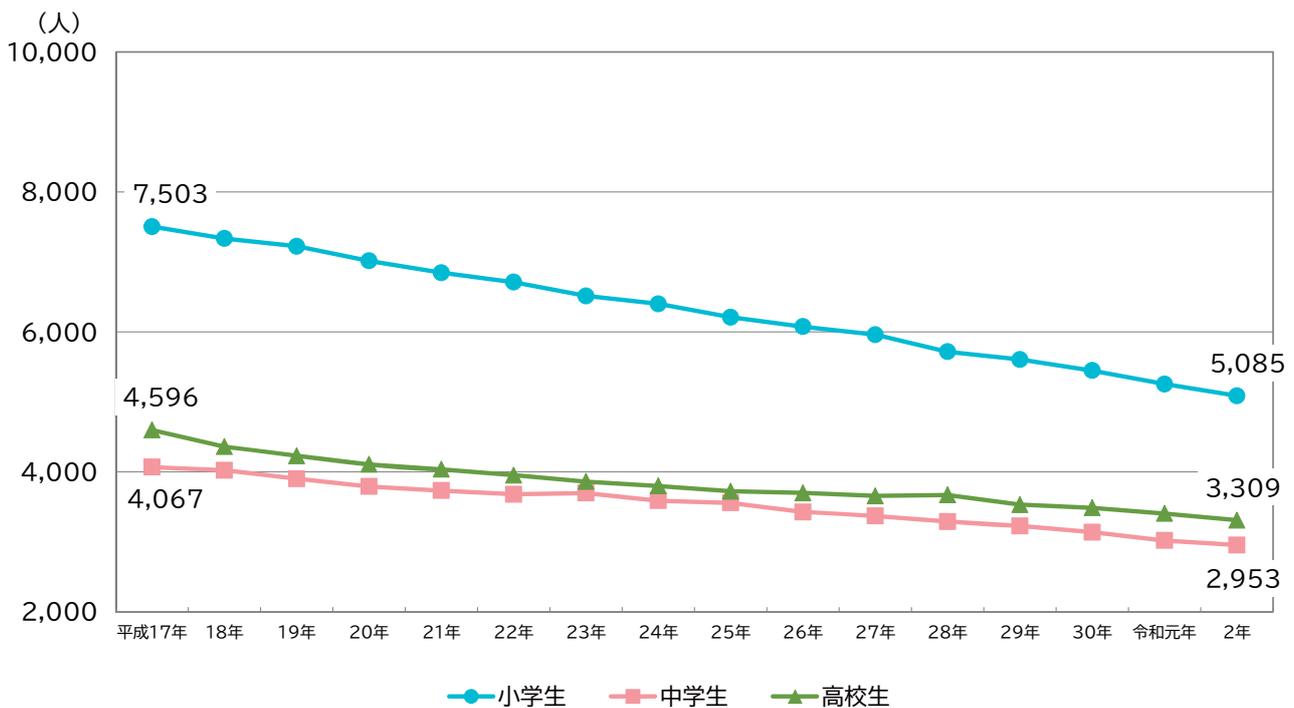
2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

小中高の児童生徒数の推移



資料：学校基本調査

用語解説

GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するもの。



施策の展開

(1) 教育内容の充実

- ① 子どもたちの個性を大切にしながら、社会の変化に対応できる確かな学力とたくましく心豊かな人間性を培い、社会を生き抜くことのできる人づくりを目指します。
- ② 市独自の学力検査や国、岩手県が実施する学力調査を分析し、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導により確かな学力の育成に努めます。
- ③ 授業の到達目標を児童生徒が共有し、意欲を持って学び、基礎的、基本的な知識や技能を確実に身に付けるため、研究実践を通して授業改善を図ります。
- ④ 「特別の教科 道徳」の時間や自然体験、社会体験などの体験活動の充実を図りながら、学校教育活動全体を通して、豊かな心の育成に努めます。
- ⑤ 美しい日本語との出会い、ことばの響きやリズムを楽しむ「ことばの力」を育む学習活動を推進します。
- ⑥ 学校における新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、新しい生活様式を意識した中で教育課程の着実な実施及び学習活動の充実を図ります。

(2) 地域の連携強化と学校運営の充実

- ① 登下校時の安全確保を図るため、スクールガード*の配置や地域ボランティアなどの協力を得て、地域社会全体で、子どもたちを見守り育てていく環境づくりを進めます。
- ② 地域の人材をゲストティーチャーや学校支援ボランティア*として活用し、地域の力を生かした学校運営や学習活動の充実を努めます。
- ③ 不登校やいじめなどの相談に適切に対応するため、スクールカウンセラー*や適応支援相談員*を配置するなど、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、適応支援教室*での指導、相談を行い、学校復帰に向けて支援します。
- ④ 児童生徒指導連絡会議やいじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関などとの連携のもと、いじめや非行の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

(3) 教育環境の整備充実

- ① 校舎や屋内運動場などの施設の長寿命化を見据えた改修を行うなど、学校施設における安全安心の確保を図ります。
- ② ユニバーサルデザインの観点から、施設のバリアフリー化に努めます。
- ③ 望ましい教育環境のあり方を考慮した上で、地域の実情を勘案しながら、小中学校の統合などにより学校規模の適正化に努めます。
- ④ 学校統合に伴う遠距離通学児童生徒には、スクールバスの運行などにより通学手段を確保するとともに、老朽化したスクールバスの更新を図ります。
- ⑤ スクールバスが利用できない遠距離通学児童生徒に対しては、遠距離通学費補助金などによる支援を行い、通学に要する費用負担の軽減を行います。
- ⑥ 地域の見守り活動の協力をいただきながら、登下校時における児童生徒の安全確保に努めます。
- ⑦ 情報通信技術（ICT）のスキルの習得に必要となる機器の整備や教育設備、図書の実充など、学校教材等の充実に努めます。
- ⑧ 体育、文化などの活動において、優れた成績を取めた市内の学校に在学する児童、生徒、学生を顕彰し、意欲の向上を支援します。
- ⑨ 調理業務の民間委託など、効率的な運営と徹底した衛生管理による安全安心な学校給食を提供します。
- ⑩ 経済的理由により就学が困難な保護者の負担を軽減し、子どもたちの就学を支援します。

(4) 高等教育機関等の充実

- ① 将来を担う若者たちが優れた専門能力や豊かな人間性を培うことができるよう、高等教育機関等における教育環境やものづくりの技能習得など、教育内容の充実を支援するとともに、産業振興や地域の活性化に寄与する取組を支援します。
- ② 高等教育機関が有する専門的な知識、技術を地域社会に生かすため、学校における公開講座などの開催を支援します。
- ③ 産業の活性化に向けた産学連携の取組をはじめ、生涯学習*や地域活性化など、様々な分野での地域との連携を促進し、高等教育機関が有する知的資源のまちづくりへの還元を図ります。
- ④ 高等教育機関等が取り組むインターンシップ*などの実践教育や、シンポジウムなど研究活動の啓発を図り、有為な人材の育成を地域ぐるみで行う環境づくりを促進します。
- ⑤ 高等教育機関等の充実強化を支援するとともに、市内高校生にとって地元高等教育機関等への進学が選択肢となるよう、各校の情報提供に努めます。
- ⑥ 奨学金制度の充実を図り、経済的理由により修学が困難な学生に対して学業が継続できるよう支援します。

用語解説

スクールガード

通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う各小学校に登録した地域住民による学校安全ボランティアのこと。

学校支援ボランティア

学校支援地域本部を構成するもので、実際に支援活動を行う地域の住民。学校の求めに応じて、学校管理下における支援活動を行う。

スクールカウンセラー

学校で児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、助言・援助を行う専門家。

適応支援相談員

保健室など教室以外の場所へ登校する別室登校の児童生徒への対応、長期欠席・不登校児童生徒との相談や家庭訪問、当該児童生徒の学級担任など関係職員との連携、適応支援教室での指導を行う者。

適応支援教室

市で設置しているのは「TANPOPO広場」。さまざまな理由により、学校生活に不応を起している児童生徒に対し、相談活動、学習・体験活動を通して集団生活への適応を図りながら、学校復帰を目指す場。

生涯学習

一般には人々が生涯に行うあらゆる学習。学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習。

インターンシップ

学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。



市民の参画

(1)	教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> *子どもたちの学習意欲や体力の向上を図るため、家庭では、生活時間や食事など、規則的な日常生活習慣を身に付けさせましょう。 *子どもたちの豊かな心や社会性を育むため、登下校時などにおいて、子どもたちと笑顔であいさつをしましょう。
(2)	地域の連携強化と学校運営の充実	<ul style="list-style-type: none"> *子どもたちの安全を確保するとともに、いじめや非行などの問題を未然に防ぐため、学校との連携を深め、登下校の見守り活動などに参加しましょう。 *学校支援ボランティアなどとして、学校の学習活動に参加し、豊富な社会経験を生かして自らが培った技術や地域の文化、社会の仕組みなどを児童生徒に教えましょう。
(3)	教育環境の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> *良好な教育環境を維持するため、PTAが行う環境整備や美化運動に参加しましょう。 *学校規模の適正化など、より良い教育環境を検討する懇談会などに参加しましょう。
(4)	高等教育機関等の充実	<ul style="list-style-type: none"> *高等教育機関が実施する公開講座などに参加し、専門的な知識や技術を学びながら、学生などとの交流を深めましょう。



主な指標



指 標		単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	全国学力、学習状況調査の小学校算数の正答率(全国平均を100としたときの割合)	% / 年	97.6	100	全国平均を目指す
2	全国学力、学習状況調査の中学校数学の正答率(全国平均を100としたときの割合)	% / 年	91.9	100	全国平均を目指す
3	ICT活用を児童へ指導できる教員の割合【小学校】	% / 年	67.0	80.0	80.0% / 年を目指す (GIGAスクール構想)
4	ICT活用を生徒へ指導できる教員の割合【中学校】	% / 年	61.4	80.0	80.0% / 年を目指す (GIGAスクール構想)

第2部
分野別計画



1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち



3-3 青少年の健全育成



現状

- 青少年の価値観は多様化しており、個人志向が強くなっていることから、協調性に欠けることが指摘されています。
- インターネットやスマートフォンの急速な普及により、簡単に情報が入手でき、他者との関わりが薄れ、コミュニケーション能力が育まれないといった心配のほか、インターネットを通じた犯罪被害やネット依存・ゲーム依存といった各種依存症などが危惧されています。

課題

- 家庭、学校、地域、行政が一体となって、青少年が社会の一員として活躍できるまちづくりに取り組んでいくことが大切です。
- 心豊かで社会に貢献できる青少年を育てていくためには、世代間交流を通じた社会活動への参加を体験させるなど、地域全体で青少年の健全育成に関わる必要があります。

施策の展開

(1) 青少年健全育成に関するネットワークの整備

- ① 青少年に関わる問題を的確に捉え、家庭、学校、地域と行政及び青少年関係団体が一体となったネットワークを構築し、青少年の健全育成を推進します。

(2) 青少年の社会参加機会の充実

- ① 青少年が地域の一員としての自主性や社会性を持ち、個性や能力を発揮することができるよう、学校などとの協力のもと青少年のボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- ② リーダーシップを磨く研修の実施を通じ、地域における青少年活動の中核を担える人材の育成を図ります。
- ③ 青少年の自立を促し、生きる力を育むため、地域や青少年活動団体などとの連携により、自然体験、生活体験などの機会の創出に努めるとともに、地域の歴史や文化に対する理解を深め、伝統を継承する機会の確保に努めます。

市民の参画

(1)	青少年健全育成に関するネットワークの整備	* 青少年の健全育成に取り組む各種ボランティアに参加しましょう。
(2)	青少年の社会参加機会の充実	* 市民センターの青少年事業に参加しましょう。

主な指標



	指標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1	全児童数に占める放課後子ども教室の登録児童数の割合	% / 年	20	25	5ポイントの増を目指す
2	20歳以上36歳以下の勤労青少年ホームの登録者数	人 / 年	141	150	おおむね5%の増を目指す



第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

3-4 生涯学習



現 状

- 市民センターは、地域の生涯学習の拠点としての機能と地域づくりの拠点としての機能を持ち、学びと地域づくりを一体化して、地域の特性を生かした地域づくりを進めています。
- 市民センターでは、市民に広く開放された各種学習講座が準備され、市民が生涯にわたり学習を行っていく環境が整備されています。しかし、受講者は高齢者が多く若年層などの参加は少ない傾向にあります。
- 図書館は県内公共図書館のうち最大の蔵書冊数と貸出点数であり、市民のほか近隣自治体の住民からも広く利用されています。

課 題

- 生涯学習の基本は、市民一人ひとりが意欲と主体性を持って計画し実践することにあります。高等教育機関や専門学校、関係団体と連携し、市民の自主的で多様な学習活動を助長していくことが求められます。
- 生涯学習を単に学習活動にとどめず、市民の行動につなげていくことによって、市民における積極的な地域貢献意識の醸成と、地域づくりにつなげていくことが求められています。
- 市民の学習ニーズを把握しながら、幅広い年齢層に魅力ある講座を提供することが必要です。
- 講座の内容は、個人の関心や興味に沿ったもののほか、社会における様々な課題に対応していくための講座も必要です。
- 人口減少や住民意識の多様化により、基礎的コミュニティにおける結びつきの希薄化が生じていることなど、地域を取り巻く現状を把握し、取り組むべき課題を絞り込み、地域で共有するとともに、地域課題を解決するための人材育成がこれまで以上に求められています。
- 市民センターは、地域による指定管理が進んできており、社会教育事業をより充実させるためには、市民センターの指定管理者である地域協働体の職員が、社会教育の専門的知識や技能を習得するための支援が必要です。
- 図書館については、生涯学習拠点の1つとして、市民の読書や学習、研究などに資するため、資料の充実、提供に加えて新たなニーズに応じた多角的な図書館サービスを提供することが重要です。そのため、インターネットによる情報提供も含め、地域の情報拠点としての役割を高めていくことが求められています。
- 読書バリアフリー法の成立に伴い、通常の読書が困難な方や、病気や障がいなどで来館が困難な方へのサービスが求められています。また、新しい生活様式に伴うニーズへの対応や若い世代を中心とした幅広い世代の読書意欲の向上のため、電子書籍*やオンラインデータベース*など、新たな媒体での資料提供の充実などが求められています。
- 博物館では、地域の歴史と文化にかかわる資料収集と調査研究を進めた成果を随時、常設展や企画展などに反映させ、市民の学習活動を支援していくことが必要です。また、市民が世代を超えて自主的、主体的に学びながら交流を深めるために、市民の学習ニーズに応える魅力的で多様な講座、講演会、体験学習などを提供していくことが求められています。

- 博物館は、施設の老朽化が進んでおり、国宝や重要文化財を安全に公開できる公開承認施設としての機能を維持することが重要です。
- 博物館の常設展示については、これまで蓄積してきた資料収集と調査研究の成果を反映させながら、展示内容の充実を図ることが求められています。



施策の展開

(1) 生涯学習環境の充実

- ① 子ども、保護者、学校、地域、行政の連携により生涯の各時期に応じた学習事業の推進を図ります。
- ② 市民センターは、地域住民の生涯学習活動の拠点として、地域や民間団体とのさらなる連携を図りながら、地域ニーズを踏まえた事業を展開し、地域課題の解決に結びつくよう学習内容の充実を図ります。
- ③ 市民センターの指定管理者である地域協働体の職員の社会教育に関する専門的知識や技術の向上を図るため、研修機会の支援に努めます。

(2) 生涯学習活動への支援

- ① 市民との連携を深め、効果的な生涯学習の展開に努めるとともに、生涯学習活動を地域づくりの中心の一つと位置付け、地域づくりに取り組む人材や団体の育成を図ります。
- ② 生涯学習関連施設において、特色ある学習講座を展開するとともに、生涯学習に関する各種情報を共有できるネットワークづくりを進め、市民に対し学習情報の提供に努めます。
- ③ 多様なライフスタイルに対応した、生涯学習活動の機会拡充を図るとともに、その学習環境を整備し、市民の生涯にわたる自主的な活動の支援に努めます。
- ④ 市民が生きがいを持って活動することができるよう、各学習講座の運営協議会などによる自主的な活動の支援に努めます。
- ⑤ 市民が生涯学習で得た知識や技術を生かすとともに、まちづくり活動を通して自己を表現できる環境を整備します。

用語解説

電子書籍

コンピューター、スマートフォンなどを用いて閲覧できる電子的な書籍。文字の拡大や読み上げ、画面の色の反転機能を備えており、視覚障がいのある人や紙の資料の利用に困難がある人にも利用しやすい。

オンラインデータベース

インターネットを利用して新聞記事や医療、法情報などのデータの検索を行えるデータベースサービス。

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

- ⑥ 子どもの発達段階や家庭環境に応じた適切な学習機会や学習情報の提供を行うとともに、子育てを通じて親自身の成長が図られるよう、生涯学習の原点として重要な役割を担っている家庭教育の充実を図ります。
- ⑦ 地域協働体の育成に努め、地域協働体とともに地域づくりに資する事業を行います。

(3) 図書館機能の充実

- ① 図書館の設備や蔵書、専門職員の充実を図るとともに、電子書籍やオンラインデータベースなど、情報サービスの高度化を図りながら、生涯学習の拠点である図書館機能の充実を目指します。
- ② 市民の学習ニーズに対応したサービスの提供と、各地域の特色を生かした図書館運営を推進します。
- ③ 図書館が地域の情報拠点となり、すべての市民が必要な情報を容易に入手することができるよう、各地域の図書館が地域の歴史や文化を踏まえた特色ある資料の収集に努め、誰もが利用しやすい読書環境の整備に努めます。
- ④ 図書館と学校、博物館などとの連携により、市民の読書推進や自主的な学習活動を支援します。
- ⑤ 幼児・児童を対象としたおはなし会の開催や乳幼児健診の機会を活用した読み聞かせなどにより、図書館と家庭が連携し、子どもが読書に親しみやすい環境づくりを推進します。学校図書館との連携を強化し、児童生徒の読書環境の充実を図ります。
- ⑥ 高齢者や身体の不自由な方が容易に図書館サービスを受けることができるよう、関係機関と連携し、そのあり方について検討を進め、ニーズに対応したサービスを提供します。
- ⑦ 図書館資料の配架や環境整備、専門知識を生かしたレファレンス*など、特にもシニア世代の生きがいづくり構築のため、図書館サポーターを受け入れます。

(4) 博物館機能の充実

- ① 地域の歴史・文化にかかわる資料収集と調査研究を進め、その成果を反映させた展示を随時行い、市民の学習活動を支援します。
- ② 魅力的で多様な講座・講演会・体験学習などを開催し、市民が世代を越えて自主的・主体的に地域の歴史や文化を学び考えながら交流を深める機会を提供します。
- ③ 市民センターや学校等と連携して、出前講座、出前授業などによって、市民、児童生徒などが地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。
- ④ 開館以来蓄積してきた資料収集と調査研究の成果を反映した常設展示の改修について検討します。
- ⑤ 国宝や重要文化財を安全に展示できる機能を維持するため、施設の改修について検討します。
- ⑥ 博物館、芦東山記念館、民俗資料館、石と賢治のミュージアム、大籠キリシタン殉教公園は連携を図りながら、地域の歴史や文化の特色を学べる場を提供します。

用語解説

レファレンス

調査、研究の課題を抱えた図書館利用者に対して、求められている情報あるいは資料を図書館員が提供、提示することによって解決を援助すること。



市民の参画

(1)	生涯学習環境の充実	* 市民センターで開催される学習講座に参加しましょう。
(2)	生涯学習活動への支援	* 生涯を通して自己を高め続けていくため、自主的な生涯学習に取り組みましょう。 * 自己の経験や能力を生かして、生涯学習の講師役やリーダーとなって学び合う活動を進めていきましょう。 * 生涯学習に取り組む市民団体、グループに参加して活動しましょう。
(3)	図書館機能の充実	* 小さい頃から読書に親しむ習慣が身につくよう、子どもへの読み聞かせを進めましょう。 * 読み聞かせボランティアなどへ参加しましょう。 * 図書館資料の配架や環境整備など、図書館業務に携わる図書館サポーターへ参加しましょう。
(4)	博物館機能の充実	* 博物館の常設展示や企画展示などを観覧し、地域の歴史や文化などを学びましょう。 * 講座・体験学習などを活用し、自主的に学び、交流を深めましょう。



主な指標



指 標		単 位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1	市民センターにおける社会教育主事の資格取得者数	人	0	18	毎年3人の増を目指す
2	1人当たりの市民センターの生涯学習活動参加回数	回/年	2.2	2.2	感染症の影響を踏まえ、現状数値の維持を目指す
3	図書館利用登録者の人口に占める割合	%	49.6	55.0	5.4ポイントの増を目指す(一関市立図書館振興計画)
4	博物館入館者数	人/年	13,970	13,970	感染症の影響を踏まえ、現状数値の維持を目指す
5	博物館講座、体験学習等参加者数	人/年	3,820	4,000	おおむね5%の増を目指す

第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

3-5 文化芸術、スポーツ・レクリエーション



現状

- 文化芸術団体においては、構成員の高齢化などにより活動が困難となる団体があります。また、団体に属さない個別の活動も見受けられます。
- スポーツ団体においては、少子高齢化などの影響により、ほとんどの団体で競技人口及び指導者が減少している傾向にあります。
- スポーツ施設は、旧市町村ごとに整備した施設が市内各地にあり、地域住民を中心に利用されていますが、年々利用者数が減少しております。

課題

- 文化芸術団体の活動は、地域の人と人とのつながりをつくる役割を果たしてきており、発表の機会を提供するなどの支援が求められています。
- 文化施設においては、市民の多様なニーズに対応した各種事業の充実などが求められています。
- 多くの市民が生涯を通じ、気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備が求められています。
- 競技力の向上を図るため、ジュニア期から段階に合わせた指導を行う指導者の育成が求められています。
- 交流人口の拡大による活性化を促進するため、スポーツツーリズム*の推進が求められています。

施策の展開

(1) 文化芸術活動の振興

- ① 多くの市民が文化芸術活動に取り組み、その活動を通じて人と人との交流が深まるまちを目指します。文化施設では、各種団体などによる相互の連携を深めながら、各種講座などの開催や講演、展覧会事業の充実を図ります。
- ② 地域の特性を生かした文化芸術活動など、団体の自主的な活動に対する支援と活動を通じた交流が図られる環境づくりに努めます。
- ③ 音楽や演劇、美術など優れた芸術を身近に楽しむことができる環境整備を進めます。
- ④ 文化施設においては、市民ニーズに対応した市民参加型事業などの各種事業の充実努めます。



(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① 生涯を通じ、誰もがいつでもどこでも気軽にスポーツに親しめる社会の実現を目指し、新たなスポーツ推進計画を基に、その推進に努めます。
- ② ニュースポーツ*やスポーツ・レクリエーションの普及を図り、市民の健康づくりやコミュニケーションづくりを促進します。
- ③ スポーツの指導者や団体を育成し、技術力の強化を図ります。
- ④ 市、市体育協会の広報紙やホームページでスポーツ行事などの周知を図り、市民がスポーツに親しむための情報発信に努めます。



市民の参画

(1)	文化芸術活動の振興	* 優れた文化芸術を鑑賞するなど、文化芸術活動に取り組む機会を広げましょう。
(2)	スポーツ・レクリエーション活動の推進	* 健康増進や体力向上を図るため、日常的にスポーツ活動や体を動かす習慣を実践しましょう。 * 心身ともに健康で楽しい日常生活を送るため、スポーツ教室やスポーツ団体の活動に積極的に参加し、健康づくりと交流の輪を広げていきましょう。



主な指標



指 標		単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1	1人当たりの文化センターの利用回数	回/年	1.4	1.4	感染症の影響を踏まえ、現状数値の維持を目指す
2	スポーツ教室等への市民の参加率	%/年	14.8	20.0	おおむね5.0ポイントの増を目指す
3	1人当たりの市スポーツ施設利用回数	回/年	6	6	感染症の影響を踏まえ、現状数値の維持を目指す
4	市外の選手も参加するスポーツ大会参加者数	人/年	23,294	23,300	感染症の影響を踏まえ、現状数値の維持を目指す

用語解説

スポーツツーリズム

スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツを融合した観光を楽しむ旅のこと。

ニュースポーツ

技術やルールが比較的簡単で、子どもからお年寄りまで気軽に楽しめるように、新たに考案されたスポーツのこと。

3-6 人権、男女共同参画



現状

- 男女共同参画社会の実現は、全ての人々にとって必要なものであるにも関わらず、固定的な性別による役割分担意識*が残っており、また、意思決定過程への女性の参画、仕事と家庭、地域活動の調和について、意義や効果が十分理解されていません。

課題

- 人口減少や少子高齢化の進展、個人における価値観の多様化など、社会環境の変化に伴い、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などをめぐる人権問題の解決に向け、取り組むべき多くの課題があります。
- 人権問題は、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が発生する可能性があり、様々な問題について認識を深め、関係機関と連携して、人権問題への対応や取組を推進していくことが必要となっています。
- 男女共同参画を推進するためには、岩手県が認定する男女共同参画サポーター*を増やし、地域や家庭など、あらゆる身近な現場から男女共同参画の理解を深めていくことが必要です。
- いちのせき男女共同参画プランに基づき効果的にあらゆる施策に対し男女共同参画の視点を反映させ、関係機関、団体と連携し、すべての市民が個性と能力を發揮できるような環境づくりが課題となっています。

施策の展開

(1) 人権教育と人権啓発の推進

- ① 学校や地域などにおける人権教育を推進するとともに、人権相談の充実など人権が尊重される社会を目指します。

(2) 男女共同参画社会の推進

- ① 男女共同参画の一層の推進のため、いちのせき男女共同参画プランに基づき実効性のある取組を推進します。
- ② あらゆる施策に男女共同参画の視点の反映や特に女性活躍、多様性への対応など、関係機関や各種団体と連携し、全ての市民が個性と能力を十分に発揮できる社会となるよう、その環境づくりを推進します。



市民の参画

(1)	人権教育と人権啓発の推進	* 人権教育と人権啓発を推進するため、子ども、女性、高齢者などが抱える様々な人権問題を理解し、人権侵害のない社会の実現に努めましょう。
(2)	男女共同参画社会の推進	* 固定的な性別による役割分担意識をなくし、男女が共に家事や育児、介護などに参画することについて理解を深め合い、それらを進んで行いましょう。



主な指標



指 標		単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	中学校を対象とした人権啓発事業の実施回数	回	6	40	毎年5~6校での実施を目指す
2	男女共同参画サポーター数	人	75	90	毎年おおむね3人の増を目指す
3	男女それぞれの委員数が委員総数の40%以上である審議会等の数の全審議会等に占める割合	% / 年	48.9	60.0	おおむね10.0ポイントの増を目指す

用語解説

固定的な性別による役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

男女共同参画サポーター

岩手県が行う男女共同参画サポーター養成講座を受講し、県知事より認定を受け、岩手県または市町村が実施する研修会などへの協力や地域において自主的に活動している方。

3-7 文化財の保護、 地域文化の伝承



現 状

- 市内には、国、岩手県、市の指定等文化財 245 件（令和2年8月末現在）をはじめ、埋蔵文化財包蔵地が約 900 カ所あり、数多くの文化財があります。
- 解説板の設置などにより紹介されている文化財は、市内の文化財全体の一部に留まっており、多くの文化財はその所在地で紹介されていない状態となっています。
- 埋蔵文化財に関しては、自分の土地の下に埋蔵文化財があることを知らない市民も少なくありません。
- 郷土芸能を伝承する団体も多数あり、保存会活動や地域行事、学校行事を通じてその継承が図られています。

課 題

- 市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や理解を深める機会を提供しながら、愛護思想の普及啓発を図っていく必要があります。
- 文化財の保存、活用を進める上で、その対象となる文化財は、市内のどこに、どのようなものがあるのか、まず、市民が現地で分かるよう環境を整備することが課題です。
- 地域の文化を代表するものとして民俗芸能などがありますが、民俗芸能の伝承活動を行う多くの団体は、少子高齢化や人口減少などの要因から、後継者の育成などの課題を抱えています。
- それぞれの地域や団体を取り巻く状況には異なる面もあり、伝承活動の継続に向けた課題の解決策も一様ではないと考えられます。
- 今後、民俗芸能を伝承する各地域での異なる状況を踏まえながら、各団体が望む課題解決の方向性に応じた支援のあり方を探っていく必要があります。
- 本市ゆかりの偉人・先人の功績を次代に伝えるため、身近に学習できる機会の充実を図り、郷土への誇りと愛着心を醸成する必要があります。

施策の展開

(1) 文化財の保存、活用

- ① 市民の誇りであり地域の財産である文化財を理解する心、愛護する心を普及啓発するとともに、適切かつ効果的に文化財を保存、活用します。
- ② 文化財の標柱、解説板を設置し、市民が文化財や地域の歴史、文化について理解を深められるよう環境整備を図り、文化財の保存や活用に関する地域活動の促進が図られるよう努めます。
- ③ 埋蔵文化財包蔵地の周知啓発と開発行為に伴う遺構*や遺物*などの調査を行い、文化財保護法に基づく適切な保護を図ります。
- ④ 歴史・文化についての調査研究を進めるとともに、文化財やこれまで収集、調査してきた歴史資料や民俗資料などを展示公開するなど、市民が地域の文化に触れる機会を提供できるよう努めます。

(2) 地域文化の伝承

- ① 地域文化を代表する民俗芸能に関して、その伝承活動を行う団体からの相談対応、活動への助言、活動費助成案内などを通じて、民俗芸能が次代に継承されるよう、必要に応じた支援に努めます。
- ② 地域づくり団体、郷土史グループなどが行う文化財保護や郷土の歴史資料の調査活動などについて、学芸員が専門的見地から相談、助言などの支援を行います。
- ③ 本市ゆかりの偉人・先人の功績を次代に引き継いでいくため、身近に学習できる機会の充実を図り、郷土への誇りと愛着心を高めます。



市民の参画

(1)	文化財の保存、活用	<ul style="list-style-type: none"> * 文化財をはじめとする、地域の歴史や文化に対して関心を持ち、理解を深めていきましょう。 * 地域活動では、身近な文化財を見学するなど、地域の歴史、文化に触れる事業や機会を企画してみましょう。 * 身近にある遺跡などの文化財の保護に協力し、次代へ残していきましょう。
(2)	地域文化の伝承	<ul style="list-style-type: none"> * 民俗芸能団体などが行う地域文化の伝承活動に参加、協力しましょう。 * 民俗芸能などの発表機会を通じて地域の文化へ理解を深め、次代に伝えていきましょう。 * 民俗芸能団体は、市民や企業からの応援が必要になったときには、積極的に支援を呼びかけましょう。



主な指標



指 標		単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	文化財標柱、解説板設置数	基	170	230	毎年10基の整備を目指す
2	民俗芸能の伝承を行う団体数	団体	57	57	現状数値の維持を目指す

用語解説

遺構

残存する古い建築物。また、昔の都市や建造物の形や構造を知るための手がかりとなる残存物。考古学では、住居跡・倉庫跡・水田跡など、その配置や様式を知る手がかりとなる基壇や柱穴など。

遺物

遺跡から出土・発見された、過去の文化を示す物品。考古学では、遺跡のうち、生活のための道具・器具や武器・装身具など動産的要素を指す。

3-8 骨寺村莊園遺跡 の保護



現状

- 地域住民が地域に誇りを持ち、遺跡や景観の保護、保全などの活動を継続して行っています。
- 本寺地区の人口減少や高齢化により農業後継者が不足し、持続的な保全活動の継続が懸念されています。
- 世界文化遺産「平泉」の関連資産として、岩手県、関係市町と連携し、拡張登録を目指して調査研究を進めていますが、世界遺産としての価値証明には至っていません。

課題

- 骨寺村莊園遺跡を後世へ守り伝えるためには、地域住民のみならず地区外からの応援、協力を受け、保全活動などに取り組む必要があります。
- 研究者など専門家の助言をいただきながら、岩手県、関係市町と連携して拡張登録の実現に向けて文献研究や発掘調査などの取組を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症対策の取組を行いながら、ガイダンス施設である骨寺村莊園交流館を核とした情報発信や事業の展開、講演会などの開催を継続して行い、骨寺村莊園遺跡の価値について普及啓発と拡張登録への気運醸成を図る必要があります。

施策の展開

(1) 骨寺村莊園遺跡の保護

- ① 骨寺村莊園遺跡の価値を後世に伝えるため、骨寺村莊園遺跡整備活用基本計画及び各種保存管理計画に基づき、保存と活用に努めます。
- ② 本寺地区景観計画*に基づき、魅力ある日本の原風景を未来へ継承するため、重要文化的景観*の保全に努めます。
- ③ 小区画水田*保全活用方針に基づき、地域住民と協働で小区画水田の保全活用に取り組みます。
- ④ 骨寺村莊園交流施設を核とし、世界文化遺産「平泉」の関連資産としての価値とその魅力を市内外に情報発信するとともに、市民などへ伝えるための取組を行います。
- ⑤ 地域住民による骨寺村莊園遺跡を守り伝えるための取組を支援します。
- ⑥ 地域住民のみならず全市民が、骨寺村莊園遺跡を市民共有の財産として認識し、保護していく意識が醸成されるよう努めます。

(2) 骨寺村莊園遺跡の世界遺産登録

- ① 世界文化遺産「平泉」の関連資産として、関係機関と協力して拡張登録を目指します。
- ② 拡張登録の実現に向けて調査研究を進め、資産価値の証明に努めます。
- ③ 骨寺村莊園遺跡に関する講演会の開催や情報発信により、骨寺村莊園遺跡の価値について、市民一人ひとりの理解と世界遺産拡張登録への気運醸成に努めます。



市民の参画

(1)	骨寺村荘園遺跡の保護	<ul style="list-style-type: none"> * 骨寺村荘園遺跡で開催される田植えや稲刈り体験交流会などのイベントに参加しましょう。 * 遺産としての価値を守るため、昔ながらの土水路*整備作業などの景観保全活動に協力しましょう。
(2)	骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録	<ul style="list-style-type: none"> * 骨寺村荘園交流施設を利用し、遺跡に関する理解を深めましょう。 * 骨寺村荘園遺跡への関心を高めるため、講演会などに参加しましょう。



主な指標



指標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1 小区画水田を利用した体験交流会への参加者数	人/年	329	390	おおむね20%の増を目指す
2 土水路整備作業への参加者数	人/年	307	320	おおむね5%の増を目指す
3 骨寺村荘園交流施設利用者数【再掲】	人/年	27,638	29,000	おおむね5%の増を目指す

用語解説

本寺地区景観計画

中世の荘園遺跡の歴史的景観を保全し、次代に継承するとともに、地域を訪れる人に歴史的景観と伝統的農村景観を学び楽しんでもらうことによって交流人口を増やすことを目指している。世界遺産にふさわしい景観形成と愛着と誇りの持てる郷土を地域のむらづくりと連携して実現を図るもの。

重要文化的景観

文化財の一つで、地域独特の気候や土地の状態を利用して作り出された景勝地のうち、国民の生活又は生業を理解する上で欠くことのできないもので、その中でも特に重要なもの。

小区画水田

明治の地籍図などにより、古くからの形状が変わっていないと確認できる小さく不整形な水田。専門家は現状のまま保存すべきであると提言している。

土水路

自然地形に沿って曲がりくねった用水路。長い時を経た歴史の結果としてこの地に形を留めているものであり、本寺地区の用水路網全体が文化的景観の最も重要な仕組みとして評価を受けている。

4 郷土の恵みを未来へ引き 継ぐ自然豊かなまち

- 4-1 自然環境、環境保全
- 4-2 公園
- 4-3 資源・エネルギー循環型社会
- 4-4 住環境、景観
- 4-5 上水道
- 4-6 下水道

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■小学生低学年の部 特別賞作品



「すてきなお花のまち」
黄海小2年 伊東 和佳子さん



「もりうし」
花泉小2年 佐藤 優珠さん



「だるま祭り」
大原小3年 菅原 瑠莉さん

4-1 自然環境、環境保全



現状

- 本市は、豊かな水と彩のある美しい緑に包まれた都市です。市の中央を流れる北上川には、磐井川、砂鉄川、千厩川、黄海川、金流川などが注ぎ込み、多様な水辺の環境を形成しています。市の西部には栗駒国定公園に指定されている奥羽山系の山岳地帯があり、東部には室根高原県立自然公園など北上高地の丘陵地帯が広がっています。
- 豊かな自然は、農林水産業を振興する上で重要な資源であるとともに、水道水の貴重な水源となっており、国土の保全やゆとりある市民生活を送る上で欠かすことのできない市民共有の財産です。
- 自然の中には様々な生命が息づいており、これらの生態系を学び、観察することで自然の豊かさや貴重さを感じることができます。
- ライフスタイルの変化に伴い、環境問題の発生源は多様化しています。
- 住宅地と工場や店舗との近接化による騒音のほか、住宅の密集化による近隣世帯に対しての生活騒音*や生活排水などの悪臭に関する苦情が発生しています。

課題

- 河川は、利水において重要な役割を果たすと同時に、潤いのある空間を提供しており、河川が本来持つ様々な機能が十分発揮されるよう、適切な維持保全に努めていくことが必要です。
- 自然という財産は、人間だけのものではなく、生物全体の共有の財産と捉える必要があり、これを確かな状態で次代へ引き継ぐことが私たちの責務でもあります。
- 市民が安心して日常生活を送るためには、環境問題の発生原因を分析し、再発防止を図るとともに、生活型公害を未然に防ぐための啓発活動に取り組む必要があります。





施策の展開

(1) 自然の保全と活用施策の充実

- ① 河川の清らかな水質を保つため、河川や工場、畜舎からの排水の監視を行い、水辺の環境を常に把握するよう努めます。
- ② ボランティアや児童生徒が行っている河川の清掃活動や浄化活動を支援します。
- ③ 周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努めるとともに、整備に当たってはホテルが飛び交う水辺の再生など、市民が親しみを持てる美しい河川環境づくりに努めます。
- ④ 岩手県や動物愛護団体、自然保護団体などと連携し、人と自然が共生する社会の構築を推進するとともに、かけがえのない自然を次代に引き継いでいくため、希少野生動植物の保護の徹底など、生態系の保全と再生を図ります。
- ⑤ 開発行為などが行われる際には、周囲の自然環境と調和したものとなるよう、誘導を図ります。

(2) 環境教育の充実

- ① 自然とのふれあい活動や環境教育、学習の場の充実を図り、環境に対する正しい理解と環境に配慮したライフスタイルの啓発を図りながら、環境意識の高いまちづくりを目指します。
- ② 小中学校における環境教育の推進を図り、環境意識の醸成に努めます。
- ③ 自然環境の保全に関する啓発を行うとともに、自然環境への理解を深めることを目的とした自然観察会を実施し、環境教育の機会の充実を図ります。

(3) 環境保全対策の充実

- ① 環境影響評価法の趣旨に鑑み策定した「一関市再生可能エネルギー*発電設備の設置に関する指針」による規制とともに、環境保全協定*の締結による環境汚染の未然防止に努めます。
- ② 道路や鉄道などの騒音、振動の状況を測定するとともに、日常の暮らしから近隣の騒音を抑えるよう啓発に努めます。

用語解説

生活騒音

一般家庭のピアノやエアコン、家庭用ヒートポンプ給湯機などから発生する騒音、集合住宅での風呂・トイレの給排水音、自動車のアイドリングなどの通常一般の生活行動に伴って、居住環境（住宅内及び住戸まわり）において発生するもの。

環境保全協定

市と事業者が生活環境を保全するため必要があると認めるとき結ぶ協定。※市民団体と事業者において締結する場合もある。

再生可能エネルギー

温室効果ガスを排出せず、エネルギー源として持続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス。

第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち



市民の参画

(1)	自然の保全と活用施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 生活の営みや社会活動において、自然環境に影響を与えないように注意しましょう。 * 学習機会やボランティア活動を通じて自然環境の保全に取り組みましょう。 * 希少野生動植物の保護に努めましょう。
(2)	環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 河川の浄化活動や生態系の保全活動など、環境保全に取り組む各種市民団体の活動に参加しましょう。 * 自然観察会などの機会を活用して、郷土の自然について学習しましょう。
(3)	環境保全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 野焼きによる大気汚染や、排水管の詰まりによる悪臭などの発生源をつくらないように注意しましょう。 * 日常生活において、テレビやステレオなどの音量や洗濯機などの使用時間帯に注意し、近隣への騒音とならないように配慮しましょう。 * 設備の定期的な点検や整備を行い、環境基準*を超過することがないように管理しましょう。



主な指標



指 標		単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	環境基準の類型指定河川における基準値未達成河川数(BOD値)	河川	0	0	すべての類型指定河川で水質基準(BOD値)の達成を維持することを目指す
2	環境保全協定締結件数	件	169	187	18件の増を目指す

用語解説

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として法令で定められているもの。

第2部
分野別計画



1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち



5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

4-2 公園



現状

- 地域の中で比較的まとまったスペースを持っている公園は、災害時の一時避難所としても重要な役割を持っています。

課題

- 公園は、子どもから中高齢者まで幅広い年代を対象とした多方面のニーズへの対応が求められており、公園を市民の憩いの場としてだけでなく、スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりの場としての機能の充実を図る必要があります。
- 公園、緑地の管理については、地元自治会などの参画を得ながら誰もが安心して利用できるような潤いのある快適な環境を維持していくことが重要です。
- 磐井川堤防改修事業を契機として、磐井川を活用した地域活性化が求められています。

施策の展開

(1) 公園、緑地の整備

- ① ユニバーサルデザインの考え方のもと、誰もが利用しやすい憩いの場、潤いの場としての公園、緑地などの機能の充実を図ります。
- ② 公園利用者のニーズに応じて、対象年齢に合わせた遊具などや健康遊具の導入を図ります。また、既存の遊具は計画的に更新を行います。
- ③ 新しい公園の整備や既存の公園の改修に当たっては、計画づくりの段階から市民の参画を促進し、意見やアイデアの反映に努めるとともに、整備後の維持管理は、地元自治会や関係団体など地域と連携を図りながら、身近な公園、緑地の管理運営に市民が参加できる体制づくりに努めます。
- ④ 一閑遊水地事業*や磐井川堤防改修事業*とあわせて、河川管理施設と一体的な「まち」と「かわ」を結び付けた新たな河川空間の創出と活用を推進します。

(2) 緑化の推進

- ① 日常生活に憩いと安らぎを与える緑化への意識啓発を図り、潤いのある生活環境づくりを進めます。
- ② 道路環境を豊かに彩る街路樹の整備をはじめ、公共施設や民有地の緑化、花壇づくりを促進し、緑豊かで美しい環境づくりを市民とともに進めます。



市民の参画

(1)	公園、緑地の整備	* 地域での公園、緑地の維持管理活動に参加しましょう。 * 公園の整備を進め、公民連携によるイベントなどの開催を進めていきましょう。
(2)	緑化の推進	* 宅地周りへの植栽や花いっぱい運動への参加など緑化に取り組み、地域の環境づくりを進めましょう。



主な指標



指標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定	
1	1人当たりの公園面積	m ² /人	16.1	17.1	1.0 m ² の増を目指す



用語解説

一関遊水地事業

昭和 22 年、23 年の洪水による大水害を契機に実施されている治水事業。遊水地は市街地を洪水から守る本堤と中小洪水から農地を防御し調節効果を増大させる小堤からなり、第 1・第 2・第 3 の 3 つの遊水地で構成されている。

磐井川堤防改修事業

昭和 22 年、23 年の洪水による大水害を契機に実施されている治水事業。

第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

4-3 資源・エネルギー 循環型社会



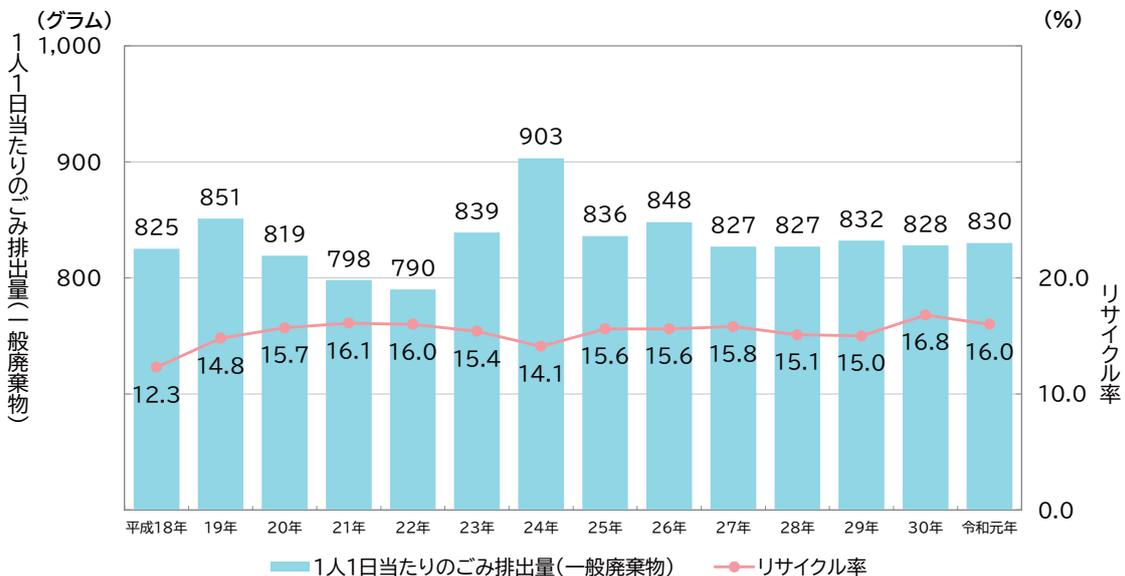
現状

- 地球環境への負荷を軽減し、限られた資源を循環させていくことが必要な時代となっています。

課題

- 地球温暖化の進行は、異常気象による自然災害の増加など多くの危険性を抱えており、温暖化の原因となる温室効果ガス*の排出量削減のため、省エネ型の生活や産業活動を普及・推進していく必要があります。
- 東日本大震災を踏まえ、再生可能エネルギーへの転換が大きな流れとなっており、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を積極的に進め、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で主体的に取り組むとともに、連携、協力して利用促進を図っていく必要があります。
- 廃棄物の減量、資源のリサイクル、再生可能品の利用などを進め、廃棄物の量を減らしていくための取組を計画的かつ総合的に実施することが求められており、その実現に向け、環境意識の啓発を図り、効率的な資源循環の体制を整えていく必要があります。
- 日常生活においても、廃棄物が適切に処理され、資源循環システムの中に組み込まれていくことが基本となります。また、廃棄物の不法投棄対策を徹底していく必要があります。
- 従来の大量生産や大量消費、大量廃棄を伴う社会経済活動のあり方を見直し、市民、事業者、行政の協働により循環型社会づくりに取り組んでいく必要があります。
- 温室効果ガスの排出量を削減するためには、化石燃料*に頼った中央集権型のエネルギー供給網から脱却する必要があり、また、災害時などに電力供給を確保するためにも、再生可能エネルギーによる自立分散型の電力供給への転換を図っていく必要があります。

ごみ排出量の推移



資料：一般廃棄物処理事業実態調査



施策の展開

(1) 地球環境にやさしいまちづくりの推進

- ① 低燃費車や電気自動車の利用、エコドライブ*など化石燃料の使用を削減する取組を進めます。
- ② 太陽光、太陽熱、地中熱など自然エネルギーの利用を促進します。
- ③ バイオマスなどをエネルギー資源と捉え、その持続可能な再生可能エネルギーの活用により、化石燃料の消費及び温室効果ガスの排出を抑えます。
- ④ 資源やエネルギーが地域内で循環する資源・エネルギー循環型のまちづくりを推進します。

(2) 脱炭素社会*に向けたシステムづくり

- ① 公共施設などへの再生可能エネルギーの導入、省エネ型設備への改修を進めます。
- ② 環境負荷低減のための施策の推進や、省エネ意識の向上に努めます。
- ③ 温室効果ガスの排出削減に向け、公共交通機関の利用を促進します。
- ④ 補助制度や環境団体などと連携した普及啓発活動により、再生可能エネルギーや省エネ型設備の導入を推進するとともに、エネルギーの地産地消を推進します。



用語解説

温室効果ガス

地表面が温められて放射された熱を吸収・再放射し、大気を温める働きをする地球温暖化対策の推進に関する法律に定める7種類の物質。

化石燃料

地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物。特に、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられるもののこと。

エコドライブ

燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけ。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に加えて、排出された二酸化炭素を回収するなどして、差引きで実質的に排出量をゼロにする社会のこと。

(3) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

- ① 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R*の推進による廃棄物の減量化を図るとともに、地域における資源回収の取組を支援します。
- ② 事業所におけるゼロ・エミッション*への取組を促進します。
- ③ きれいなまちづくりを目指すため、市民総参加による一斉清掃を促進します。
- ④ 快適な生活環境の確保のため、ポイ捨てや不法投棄をしないよう公衆衛生意識の啓発や監視の強化を図ります。
- ⑤ 資源・エネルギー循環型のまちづくりを推進するため、リサイクルプラザなどを活用し、市民への普及啓発に努めます。
- ⑥ 新聞、雑誌やオフィス用紙などの再生利用を促進し、家庭や事業所での古紙リサイクルに取り組みます。
- ⑦ 生ごみのたい肥化など、家庭での廃棄物減量化への取組を奨励し、啓発に努めます。
- ⑧ 金、銀、銅、レアメタルなど貴重な有用金属が多く含まれる使用済小型家電を回収し、有用金属のリサイクルを積極的に推進します。

(4) 効率的な廃棄物の処理

- ① 廃棄物を新たなエネルギー資源と捉え、効果的、効率的にエネルギーを生み出すための廃棄物の分別方法や処理方式の導入により、エネルギーや資源が循環する資源・エネルギー循環型まちづくりの一翼を担う廃棄物処理システムを確立し、廃棄物の再資源化やエネルギー資源としての活用を図ります。
- ② 一関地区広域行政組合が設置及び管理運営する一般廃棄物の処理施設などの更新が必要であり、同組合が策定している一般廃棄物処理基本計画により、今後の廃棄物処理について計画的な対応を図ります。

(5) 環境自治体のシステムづくり

- ① 環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源活用の一層の循環、効率化に努め、環境に対する負荷の軽減を図ります。
- ② 環境自治体としての体制確立に向けて、一関市役所地球温暖化対策実行計画を実践するとともに、環境保全意識の向上を図り、環境施策に率先して取り組みます。

用語解説

3R

Reduce（リデュース）は、ごみの発生、資源の消費をもとから減らすこと。Reuse（リユース）は、くり返し使うこと。Recycle（リサイクル）は、資源として再び利用すること。この頭文字をとったもの。

ゼロ・エミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムで国連大学が提唱した考え方。

30・10運動

宴会時の食べ残しを減らすための取組。最初の30分間・最後の10分前は席を立たずに料理を楽しみましょうと呼びかけて食品ロスを削減するもの。



市民の参画

(1)	地球環境にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> * マイバッグ、マイボトルの携帯、エコドライブ、自転車利用などにより、化石燃料の使用を節約する暮らし方を実践しましょう。 * 太陽光や木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用、省エネ生活に取り組みましょう。
(2)	脱炭素社会に向けたシステムづくり	<ul style="list-style-type: none"> * 新エネルギー機器の導入など、環境に配慮した暮らしの実践に取り組みましょう。 * 冷暖房の温度調節、電気機器の待機電力の削減、省エネ型の電気機器への交換など、省エネ型のライフスタイルを実践しましょう。
(3)	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 廃棄物の減量化を進めるとともに、プラスチック製容器包装、紙類など資源物の適正な分別に取り組みましょう。 * 資源再生利用のため、ビン、缶、ペットボトルなど有価物の集団回収に取り組みましょう。 * 資源の有効利用を図るため、使用済小型家電や古着の回収に協力しましょう。 * 地域の一斉清掃活動に参加しましょう。 * 食品ロスの削減のため、30・10運動*に取り組みましょう。
(4)	効率的な廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> * 生ごみ処理機などの使用による生ごみのたい肥化、減容化に取り組みましょう。
(5)	環境自治体のシステムづくり	<ul style="list-style-type: none"> * 3Rの推進による廃棄物の減量化、再資源化への取組とともに、電気、水、ガス、灯油の節約など、環境に配慮した循環型社会づくりに取り組みましょう。



主な指標



指 標		単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	CO ₂ 排出量	t CO ₂ /年	944,000 (平成29年度)	848,520	848,520 t CO ₂ を目指す (国の地球温暖化対策計画 の中期目標より試算)
2	太陽光発電システム(10 kw未 満) 導入件数	件	2,864	3,260	396 件の増を目指す (国の地球温暖化対策計画 の中期目標より試算)
3	1人1日当たりの排出量(一般廃 棄物)	g/日	830	808	808 g/日を目指す (一関地区広域行政組合が 作成した循環型社会形成推 進地域計画の目標値)
4	リサイクル率	%/年	16.0	17.1	1.1 ポイントの増を目指す (一関地区広域行政組合が 作成した循環型社会形成 推進地域計画の目標値)

第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生
かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域
が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の
担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引
き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮ら
せる笑顔あふれるまち

4-4 住環境、景観



現状

- 人口減少の進行により空家等が増加しています。
- 市営住宅の役割として、低所得者をはじめとした真に住宅に困窮する世帯への対応が方向付けられています。

課題

- 少子高齢化により、地域コミュニティの担い手として、特に次代の担い手となる子育て世帯を中心とした若年世帯を確保することが必要となっています。
- 日常的に適切な管理が行われていない空家等の増加により、保安上の危険、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題が生じているとともに、地域住民の生活環境にも悪影響を及ぼしています。
- 本市の住宅ストック*をみると、昭和55年以前に建築された住宅が4割を占めており、これらの住宅のバリアフリー未対応、低い断熱性能、耐震性の不安など機能面で課題があります。
- 高齢者世帯や若年世帯のライフスタイル、需要などに適合する形でユニバーサルデザイン化や耐震化が行われ、住宅が長期間にわたり、活用されるような環境を形成することが求められています。
- 市営住宅への入居ニーズに対応するため、他の公的賃貸住宅の事業主体や民間事業者と連携し、重層的な住宅セーフティネット*の構築を図ることが重要です。
- 現在管理している市営住宅は、老朽化により更新や統廃合などの対応を進める必要があります。
- 本市の景観は、先人が守り、築き上げてきた豊かな自然と歴史が息づいており、この貴重な財産を継承し、それぞれの地域の特徴を生かした魅力ある景観をつくるため、景観計画に沿って取り組む必要があります。特に、骨寺村荘園遺跡一帯は、世界文化遺産「平泉」の関連資産として拡張登録に向け景観に配慮した、積極的な取組を続けていく必要があります。

施策の展開

(1) 良好な住環境の形成

- ① 市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、市民の居住環境の向上、市産木材の有効利用の促進など良好な住環境の形成を図ります。あわせて、耐震診断、耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを目指します。
- ② 空家等の発生の情報提供により、現地調査を行い、周辺に及ぼす影響の危険度、緊急度が特に高いものや、環境や衛生面から周辺に著しく悪影響をあたえるものについては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者などによる適切な管理を促すことを基本としつつ、必要な措置を行います。

(2) 市営住宅の適切な管理

- ① 東日本大震災、少子高齢化など住宅政策を取り巻く状況が大きく変化していることや、大量に存在する老朽住宅への対応などを踏まえ、市営住宅の適切な維持管理を図るとともに、民間住宅ストックを活用した住宅確保要配慮者に対するセーフティネットの形成を図ります。

(3) 景観形成の推進

- ① 規制誘導を図り、良好な景観を形成します。
② 多くの人が景観まちづくりに関心を持ち、様々な形で関わっていく意識づくりを進めるため、景観まちづくりなどの普及啓発に努めます。



市民の参画

(1) 良好な住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> * 住宅の耐震化やバリアフリー化を進めましょう。 * 地球温暖化防止に向けて、高気密・高断熱住宅など生活の質を向上させながら、エネルギー消費を抑制する住まいの省エネ化を進めましょう。 * 住宅の点検を心がけ、適切な維持管理に努めましょう。 * 住宅の保全や相続対策などについて学ぶ機会に参加しましょう。
(2) 市営住宅の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> * 市営住宅の適切な利用に努めましょう。
(3) 景観形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 地域のより良い景観形成のため、景観まちづくり活動に参加しましょう。 * 美しいまちづくりを進めるため、日頃から身近な環境美化に取り組みましょう。



主な指標



指標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1 長期優良住宅認定率	%	20.1	21.9	1.8ポイントの増を目指す
2 景観まちづくり賞の表彰数	件/年	4	5	毎年5件を目指す
3 空家等に関する相談件数	件/年	64	120	120件を目指す(空家等対策計画の目標値)

用語解説

住宅ストック

ストックは在庫などの意味。社会資産に着目した現存する住宅のこと。

住宅セーフティネット

居住の面で困難な状況に陥った場合の援助や、そのような事態になることを防止する仕組み。住宅における弱者救済制度。

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

4-5 上水道



現状

- 人口減少に伴い水の需要が減少し、給水収益が減少していくことが見込まれていますが、一方では老朽施設の更新の必要性が増していくなど、水道事業を取り巻く環境は、より厳しさを増しています。
- 未普及区域における生活用水対策は長年の懸案事項となっており、給水区域の拡張について、市としての判断を明確にする必要があることから、平成30年度に再検討しましたが、新たな給水区域の拡張は極めて困難であるとの結論に達しました。
- 未普及区域において水量、水質とも不安のない生活用水を確保するため、新たな支援策として、生活用水確保支援事業*を創設し、令和元年度から5年間を集中実施期間として事業の推進を図っています。

課題

- 今後、高度経済成長期に整備した大量の水道施設が一齐に更新時期を迎え、大きな財政負担となりますが、市民生活に不可欠な水の供給を安定的かつ確実に持続していくためには、計画的な更新と耐震性能の向上を含む長寿命化を図るとともに、施設の規模や配置の見直しにより、無駄のない施設利用を進める必要があります。
- 定期的な水道料金の改定を実施し、負担の平等化を図りながら、今後の施設更新に係る適切な財源確保に取り組む必要があります。
- 今後の給水区域の拡張については、大規模な住宅開発や定住人口の増加、水道施設整備に対する財源措置の大幅な拡充などの環境変化が生じた時点で、地域の接続意向を確認した上で再検討します。

施策の展開

(1) 安全な水の安定供給

- ① 水道事業の将来像と長期財政を見据え、安全な水の安定供給に努めます。
- ② 優先順位を定め、水道施設及び管路の計画的な更新を行います。
- ③ 災害に強い水道を目指し、施設の耐震化や適切な維持管理と補修による長寿命化を進めるとともに、施設の統廃合や規模の縮小による効率的な水の供給に努めます。
- ④ 災害復旧の応急訓練を行い、防災意識の向上を図ります。

(2) 未普及区域における生活用水確保の推進

- ① 未普及区域において、水量、水質とも不安のない生活用水を確保するため、水質検査、深井戸整備及び浄水施設などの設置を支援します。



市民の参画

(1)	安全な水の安定供給	<p>* 広報紙や水道週間行事、地域懇談会などを通じ、市民生活や経済活動に不可欠な水道への認識を深めましょう。</p> <p>* 応急給水、応急活動訓練*に参加し、防災意識を高めましょう。</p>
(2)	未普及区域における生活用水確保の推進	<p>* 清浄かつ豊富な生活用水を確保するため、限りある水資源を大切にしましょう。</p>



主な指標



指標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1 基幹管路耐震適合率	%	45.7	50.5	4.8 ポイントの増を目指す



用語解説

生活用水確保支援事業

上水道の給水区域以外の区域等で井戸・沢水・湧水を生活用水として使用している世帯に対して、水質検査を支援するとともに、水源確保工事や浄水設備設置等に要した費用について補助を行う事業。

応急給水、応急活動訓練

一関市水道工事業協同組合と合同で、一関市災害対策支援員や市民の参加を得て行う訓練。飲料水兼用耐震性貯水槽からの応急給水訓練を行うなど、大規模な応急給水の必要が生じた際に、協働により事態に対応できる訓練を行っている。

第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

4-6 下水道



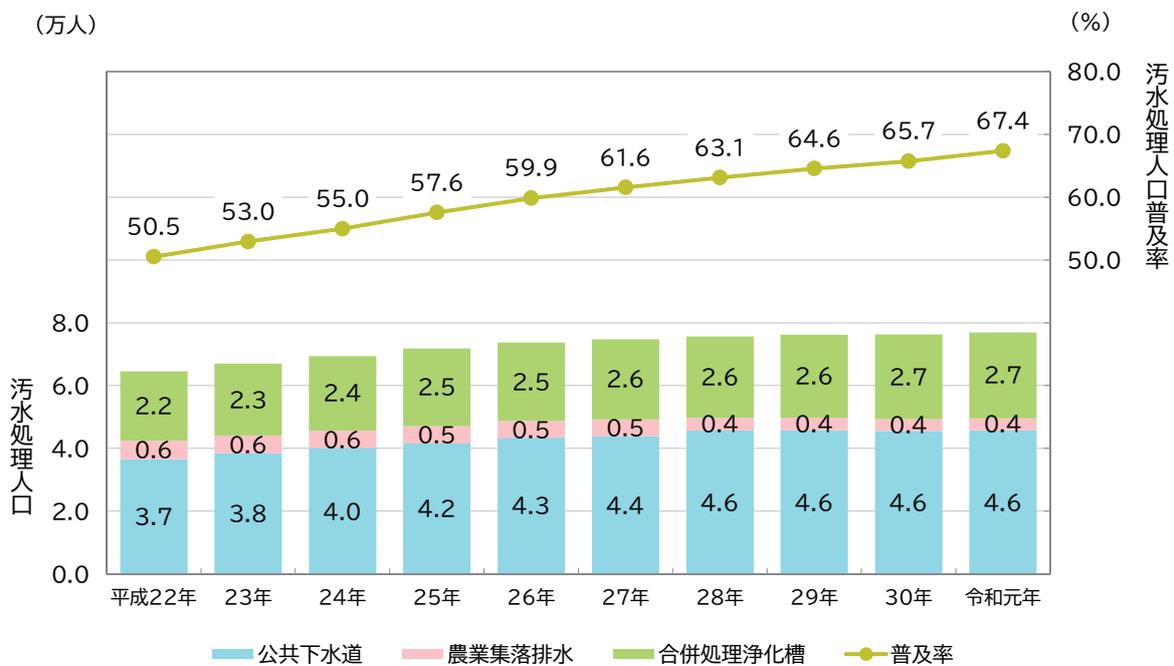
現状

○ 汚水処理人口普及率*の目標達成に向けて、現在、宅地化が進行し、事業所や商業施設が密集する地域において下水道の管路整備を集中的に進めています。

課題

○ 平成 28 年度に策定した汚水処理施設整備計画の集合処理区域においても、人口減少と高齢化が進んでいることが影響し、費用を投じて管路整備を行っても、下水道への接続費用の捻出や後継者がいないことなどの理由から接続に至らないことがあるため、早期の整備計画の見直しが必要な状況となっています。

汚水処理施設の整備状況の推移



資料：一関市汚水処理施設整備状況



施策の展開

(1) 処理施設の整備と普及促進

- ① 地域特性に応じた公共下水道や浄化槽の効率的な整備により、河川等公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を創出します。
- ② 本市における汚水処理事業は、地域ごとに費用対効果や河川の水質保全の必要性などを勘案しながら、公共下水道と農業集落排水施設で処理を行う集合処理区域*と浄化槽で処理を行う個別処理区域*に区分し進めていきます。
- ③ 市広報への記事掲載、FMあすもでのCM放送、出前講座の開催などにより、河川等の水質保全のために、下水道や浄化槽による汚水処理が必要であることを周知します。



市民の参画

(1)	処理施設の整備と普及促進	* 河川等の公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を維持するため、公共下水道などの集合処理による施設が整備された区域の方は速やかに下水道などに接続し、また、上記以外の区域の方は、浄化槽を設置し、生活排水を未処理のまま河川等に流さないよう努めましょう。
-----	---------------------	--



主な指標



指 標		単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	汚水処理人口普及率	%	67.4	82.1	14.7ポイントの増を目指す (一関市汚水処理計画)

用語解説

汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率 = (下水道や農業集落排水にいつでも接続できるように整備された区域内の住民基本台帳人口及びコミュニティプラント・浄化槽(家庭雑排水も処理するものに限る)が整備された世帯の住民基本台帳人口) ÷ 市住民基本台帳人口。

集合処理区域

公共下水道、農業集落排水施設で汚水処理を行う区域。

個別処理区域

浄化槽で汚水処理を行う区域。

5 みんなが安心して暮らせる 笑顔あふれるまち

- 5-1 医療
- 5-2 地域福祉
- 5-3 高齢者福祉
- 5-4 障がい者福祉
- 5-5 健康づくり
- 5-6 防災
- 5-7 消防、救急、救助
- 5-8 防犯、交通安全、市民相談体制

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■小学生高学年の部 特別賞作品



「猊鼻溪」
猿沢小4年 小野寺 愛澄さん



「ピカピカでおいしいごはん」
興田小5年 伊東 鈴菜さん



「ひがん花と黄色い田んぼ」
黄海小4年 千葉 心結さん

5-1 医療



現状

- 休日及び夜間の救急医療を確保するため、医師会などの関係機関の協力を得て、休日当番医制による診療や夜間救急当番医制が実施されているとともに、入院や手術が必要な重症患者の二次救急医療に対応するため、病院が協力し輪番制による診療が実施されています。
- 二次救急医療を担う県立病院をはじめとして医師不足は深刻であり、加えて、比較的軽症な患者の一次救急を担う診療所の医師も高齢化しています。また、いわゆるコンビニ受診*などにより医師の疲弊も問題となっています。

課題

- 本市は高齢化率が高く、医療資源の地域偏在も顕著な状況にあり、医師をはじめ限られた医療従事者の中で、今後増加が予想される医療的ケア*が必要な要介護高齢者への対応が求められています。
- 将来にわたって適正な医療サービスを提供していくためには、医師や看護師などの医療従事者を安定的に確保するとともに、医療と介護が連携した包括的なサービスの提供が求められています。
- 医療施設については、高度化する医療への対応や設備の充実が求められるほか、医療資源*が集中している中心市街地から離れた周辺地域であっても、医療サービスが安定的に確保される必要があります。

施策の展開

(1) 地域医療体制の充実

- ① 医師会、歯科医師会、薬剤師会や岩手県などの関係機関、関係団体、医療機関等及び保健、福祉、介護サービス機関との連携強化を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。
- ② 市が指定する医療機関に将来従事しようとする医学部の学生に修学資金の貸付を行い、医師確保を図ります。
- ③ 市内の医療介護施設などに将来勤務しようとする者に修学資金の貸付を行い、医療介護従事者の確保を図ります。
- ④ 市民が市の医療の現状や医療機関へのかかり方、診療所（医院・クリニック）と病院の役割やその違いを理解して、適切に医療機関を受診していただくよう、かかりつけ医ガイドブックなどの活用により周知を図ります。

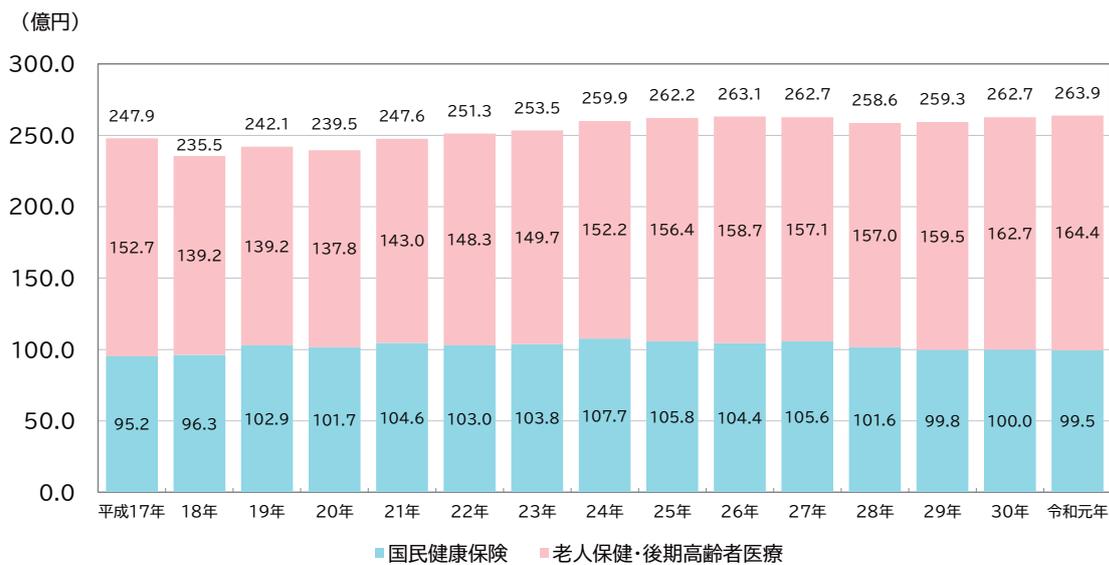
(2) 救急医療体制の充実

- ① 医師会をはじめとする関係機関、関係団体との連携を一層強化し、休日、夜間を含めた救急医療体制の充実に努めます。
- ② 医療機関の適正受診について市民への意識啓発を図ります。

(3) 病院及び診療所の運営

- ① 地域包括医療体制*の充実強化のため、保健、福祉、介護分野との連携を図り、各サービスが適切に提供できるよう病院、診療所を運営するとともに、健全な経営に努めます。また、病院と診療所のさらなる連携を推進します。
- ② 病院事業においては、構成する各事業の垂直統合のメリットを生かし、切れ目のない統合されたサービスによる生活を支える医療の提供と住民参加の推進により安定した経営に努めます。

医療費の推移



資料：市調べ

用語解説

コンビニ受診

夜間や休日など一般診療時間外に軽症患者などが救急外来を受診すること。急病ではない患者が、仕事など自分の都合を優先させて、日中の一般診療と同じような感覚で救急外来を利用すること。重症患者などの受け入れや入院患者の急変対応などに支障が生じるほか、医師の超過勤務・過労の一因ともなり、救急医療体制の崩壊につながるとして問題視されている。

医療的ケア

法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅などで日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理などの医行為を指す。

医療資源

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・臨床検査技師・その他医療スタッフなどの「ひと」、医療機器・検体検査・医薬品・設備や施設などの「もの」、運転資金などの「かね」のことをいう。

地域包括医療体制

住民が住み慣れた場所で安心して生活でき、治療のみならず保健サービス（健康づくり）、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを包含するもので、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加のもとに、地域ぐるみの生活、ノーマライゼーションを視野にいれた全人的医療・ケアの体制。



市民の参画

(1)	地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、病気の予防や食事、運動など、健康管理に努めましょう。 * がん検診や特定健診*を定期的に受診し、生活習慣の見直しや生活習慣病の早期発見・早期治療に努めましょう。 * 風邪などの日常的な病気や生活習慣病、安定した慢性疾患のときは、身近にある診療所・クリニック（かかりつけ医）での早めの受診を心がけましょう。 * 医師や看護師など、医療従事者の負担が過重とならないよう、診療時間内の受診を心がけましょう。
(2)	救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 緊急時の重症患者の命を救うために救急車を正しく利用しましょう。 * 休日や夜間に具合が悪くなったときは、休日、夜間当番医を受診しましょう。
(3)	病院及び診療所の運営	<ul style="list-style-type: none"> * 市民を対象としたフォーラム、病院や診療所等が行う意見交換会などへ積極的に参加することにより、地域医療の現状を正しく理解し、守り育てる意識を持ちましょう。



主な指標



	指 標	単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	医療介護従事者修学資金貸付	人 / 年	14	15	募集定員 15 人の確保を目指す



用語解説

特定健診

生活習慣予防のために、40歳から74歳までの方を対象に行う、メタボリックシンドロームに着目した健診。

第2部
分野別計画



1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

5-2 地域福祉



現 状

- 少子高齢化や核家族化などによる家族形態の多様化により、家庭の中で、高齢者との関わりをもつ機会が少なくなってきました。
- 地域の交流の機会が減少しており、思いやりやいたわりといった、お互いを思いやる気持ちを育む機会が少なくなってきました。
- 近年、人口減少と少子高齢化の進展が顕著であり、加えて、個人の価値観の多様化、地域での交流機会の減少など、社会環境の変化に伴い、人と人とのつながりが希薄になり、お互いの支え合いや助け合いの機能が低下してきました。

課 題

- 福祉サービスの提供に当たっては、利用者の人権が守られることはもとより、安心して利用できることが必要です。利用者に十分な情報提供を行うとともに、福祉サービスや施設などにおけるサービス利用の促進と定着を図るための支援が必要です。
- 災害発生時に自ら避難することが難しく、何らかの支援を要する方（避難行動要支援者*）の避難支援については、対象者を把握し、その情報を地域の行政区長や民生委員など避難支援等関係者に提供するなどして、地域で共に助け合い、対応していくことが重要となっています。
- 災害時の支援が有効に機能するためには、平常時から地域で防災訓練などに取り組む必要があります。
- 市社会福祉協議会に「いちのせき生活困窮者自立相談支援センター」を設置し、生活に困っている方の相談支援業務を実施しています。生活困窮者の早期把握と、一人ひとりの状況に応じた支援や関係機関への情報提供など、自立に向けた相談支援体制の推進が必要です。
- 本市の生活保護受給世帯数は横ばいの傾向にあり、一人暮らし高齢者世帯と障がい者世帯、傷病者世帯で全体の約8割を占めています。被保護世帯の自立や安定した暮らしを実現するためには、被保護世帯の状況に応じた適切な支援が必要です。
- 様々な福祉サービスの制度はあるものの、福祉サービスを必要としている方に対して迅速に提供されていない場合があり、サービスを必要とする方への分かりやすい周知が必要です。
- 地域内でのコミュニケーションが希薄化している場合、個人が抱える深刻な課題が周りに伝わらず、その情報がどこにも届かないことがあることから、民生委員など地域に精通している方々と情報を密にとり、地域のつながりを持ちながら、安心して暮らし続けられるように支援する必要があります。



施策の展開

(1) 地域福祉を担うひとづくり

- ① 将来を担う子どもたちが、相手を思いやる気持ちを育むことが重要であり、高齢者や障がいのある人など、支援が必要な人のことを理解する取組を推進します。

(2) 共に支え合う地域づくり

- ① 認知症や障がいのある人が、社会的に孤立することがなく、地域とのつながりを持ちながら、安心して暮らし続けられるように、地域全体での支え合いを推進します。
- ② 地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会などと連携し、社会福祉法人間のネットワークづくりを推進します。

(3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

- ① 相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的な相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスを適切に提供できるように、相談体制の充実を図ります。
- ② 成年後見制度*や各種福祉サービスなどの利用に際し、制度利用がスムーズに行われるよう必要な支援を行うとともに、権利擁護に関する制度の広報、啓発に努めます。
- ③ 避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への情報提供を行い、地域での見守りや要支援者の状況に応じた避難支援を推進します。
- ④ 災害発生時における避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者ごとに避難支援の具体的計画を定める個別計画の作成を推進します。
- ⑤ 生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、生活困窮者の早期把握や相談支援を行うとともに、生活保護受給世帯や生活困窮者一人ひとりに応じた就労支援や家計改善支援など、自立に向けた支援を推進します。
- ⑥ 必要な福祉サービスが分かりやすい表記を検討するほか、パンフレットだけでなく広報やSNSを活用し、より多くの市民に福祉サービスの情報が伝わるようにします。また、包括支援センター*や居宅介護支援事業所*、民生委員との連携により、福祉サービスを必要な人が適切なサービスを受けられるよう周知を図ります。

用語解説

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者など、円滑かつ迅速に避難するために、特に支援を要する人。

成年後見制度

認知症の人、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が不十分となった人の財産管理や、介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消しをする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人の利益を保護し、権利が守られるように支援する制度。

包括支援センター（地域包括支援センター）

介護保険法で定められた、地域住民の保健福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

居宅介護支援事業所

自宅で暮らす要介護1～5の認定を受けた方が、その心身の状況や置かれている環境などに応じて適切な介護サービスを総合的かつ効果的に受けられるよう、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、サービス事業所などとの連絡・調整などを行う。



市民の参画

(1)	地域福祉を担うひとづくり	* 高齢者や障がい者との交流、社会福祉協議会が行う福祉学習会*などに参加し、支え合う心を育みましょう。
(2)	共に支え合う地域づくり	* 自治会活動などに参加し、住民同士の交流を深めるとともに、あいさつ、見守り、互いの支え合いなどを通じ、誰もが安心して生活できる地域づくりに努めましょう。
(3)	充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり	* 地域の中でコミュニケーションを図り、支援が必要と思われる人に対し、民生委員・児童委員や各種相談窓口に相談するよう勧めるとともに、孤立しないよう見守りましょう。 * 研修会などに参加し、権利擁護や成年後見制度への理解を深めましょう。 * 災害時に支援が必要となる人を把握するとともに、地域で行われる防災訓練などに参加しましょう。



主な指標



指 標		単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	福祉教育に関する講座を実施した小中学校の割合	% / 年	93.1	100	全小中学校での実施を目指す
2	権利擁護や成年後見制度に関する研修会に参加した人数	人 / 年	0	100	市民を対象に年1回の開催を目指す
3	生活保護自立支援プログラムを活用し、就労開始や生活が改善された被保護世帯の割合	%	59 (過去5年間の平均)	65	過去5年平均(59%)に毎年1ポイントの増を目指す



用語解説

福祉学習会

未来の社会を担う子どもたちを対象に、福祉に対する関心や理解を深めることを目的に実施する学習会のこと。

第2部
分野別計画



1 地域資源をみがき生
かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域
が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の
担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引
き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮ら
せる笑顔あふれるまち



5-3 高齢者福祉



現状

- 平成29年度から高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援する「介護予防・日常生活支援総合事業*」を実施しており、住民主体による通いの場づくりや多様な主体によるサービス提供体制の充実に取り組んでいますが、事業の取組に地域差が生じている状況です。

課題

- 介護予防は状態が悪くなる前の元気なうちから取り組む必要があるため、普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要があります。
- 高齢者がひとり暮らしや要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、「地域包括ケアシステム*」の推進が必要です。
- 介護サービスだけでなく、地域の様々なサービスを活用した支援が必要となっています。
- 高齢者の約8割は介護を必要としない元気な方たちです。元気な高齢者が生きがいと尊厳を持ち、いつまでも健康に安心して暮らせる社会の実現が求められています。
- シニア活動プラザを中心に元気な高齢者の社会参加、社会貢献活動を推進し、自らの生きがいづくりにつなげていくとともに、健康長寿を実践するための活動が必要となります。

施策の展開

(1) 介護予防の推進

- ① 介護予防は、地域の実情に応じた効果的な介護予防の取組を推進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業による、住民主体で参加しやすい介護予防の取組や地域資源を生かした多様な主体によるサービス提供体制の充実の取組を推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

- ① 保健・医療・福祉・介護などの関係機関・団体との連携のもと、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせて継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を推進します。
- ② 地域包括ケアシステムを推進するため生活支援コーディネーター*を配置し、地域協働体などとの連携を図り、それぞれの地域における生活上の課題とその解決方法について話し合うことにより、支え合いの地域づくりを推進します。

(3) 生涯現役社会づくりの推進

- ① 明るく活力に満ちた高齢社会を築くため、高齢者自身がこれまで培った知識・技能を發揮し、積極的な社会活動への参加と、地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進します。
- ② 元気な高齢者が社会貢献活動に参加することで、自らの生きがいつくりにつなげるとともに、健康の増進を図ります。

第2部
分野別計画

要支援・要介護認定者数



資料：一関地区広域行政組合

用語解説

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が安心して自立した日常生活を送るため、65歳以上の方を対象に、地域資源を活かした多様なサービスをその人の状態や必要性に合わせて提供することを目的とした事業。

地域包括ケアシステム

介護が必要な状態になっても、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制づくりのこと。

生活支援コーディネーター

地域における高齢者の生活支援や介護予防（見守り、安否確認、配食、家事援助、交流の場、外出支援など）のニーズを把握し、支え合い体制やサービス提供のコーディネートを行う人。

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち



市民の参画

(1)	介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> *生涯にわたり元気で暮らせるよう介護予防に取り組みましょう。 *住民が自主的に運営する通いの場をつくり、参加しましょう。
(2)	地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> *認知症に対する理解を深め、地域での見守り活動に協力しましょう。 *閉じこもり防止のための声掛けを行いましょう。 *住民一人ひとりが地域の一員として、自身の現状を踏まえ今後どのように生活していくかを考えていきましょう。
(3)	生涯現役社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> *自らの知識や技能、経験を生かし、地域活動や社会貢献活動に参加しましょう。 *生きがいを持って生活できるよう、趣味やボランティア、老人クラブなどの活動に参加しましょう。 *多世代との交流を持ち、高齢者が培ってきた知識や技能、生活文化などを社会の中で伝えていきましょう。



主な指標



指 標		単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	介護予防事業実施団体数	団体	59	119	感染症の影響を踏まえ、年間10団体の増を目指す
2	高齢者見守りネットワーク協力事業所数	事業所	51	69	毎年3事業所の増を目指す
3	認知症サポーターの養成者数	人	10,273	13,000	感染症の影響を踏まえ、毎年500人以上の認知症サポーター養成講座受講を目指す
4	シニア活動プラザ利用者数	人/年	9,615	5,700	感染症の影響を踏まえ、5,700人以上を目指す





第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

5-4 障がい者福祉



現 状

- 本市では各種相談窓口の充実を図っていますが、地域の中で福祉的な援助を必要としながらどこに相談したらよいのか分からない障がい者や、発達が気になる子どもを育てていくときに誰に相談すればよいのか思い悩む家庭があるなど、必ずしも相談窓口につながらない現状があります。
- 障がい者の就労をめぐる環境は厳しく、関係機関が連携しながら仕事に関する相談や支援を行っています。一般就労へつながることは厳しい現状にあります。
- 障がい者（児）が自ら希望する場所で安心して暮らしていけるよう、各種障がい福祉サービスを提供するとともに、日常生活及び社会生活の向上を図るために、補装具や日常生活用具を給付していますが、ニーズが多様化し、支給量も年々増加しています。

課 題

- 障がい者施策には、障がいを理由とした不利益な取り扱いや虐待を受けることがなく、障がい者のニーズに応じた適切な支援を提供する仕組みなど、特に障がい者の相談支援体制の充実が求められています。
- 障がいや発達に不安や心配のある子どもに、早期に必要な治療と指導、訓練を行うことにより、障がいの軽減や生活能力の向上を図り、社会参加につなげていくことが必要です。
- 障がい者が希望する地域で自立した生活を送るためには、就労の機会を確保し、経済的基盤の安定を図ることが求められています。一般就労が困難な障がい者には、福祉的就労により生産活動の機会を提供していく必要があります。
- 障がい者が自ら希望する場所で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの充実及び障がい者の生活を地域全体で支える体制の充実を図ることが必要です。
- 障がい者が災害時においても安全な生活が送れるよう、避難支援体制の充実が求められています。
- 障がい者の自立と社会参加の促進に向けて、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりや、市民それぞれが互いに尊重し合い相互理解を深めるよう、心のバリアフリーを進め、人にやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。



施策の展開

(1) 権利擁護、相談支援体制の充実

- ① 障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けることがないように、成年後見制度などの権利擁護に関する制度利用について広報、啓発に努めます。
- ② 障がい者が自らの意思により必要とするサービスを安心して利用できるよう、相談支援体制の充実に努めます。特に中核的な役割を担う基幹相談支援センター*の機能強化を図るとともに、一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関との連携を推進します。
- ③ 自立に向けた必要な相談支援が行われるよう、施設スタッフの確保、育成を図ります。
- ④ 障がい者虐待防止に関する啓発に努め、関係機関などと連携し障がい者虐待の早期発見と防止を推進します。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

- ① 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で生活できるよう、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。

(3) 自立と社会参加の促進

- ① 障がい者支援施設に入所している障がい者が、希望するアパートやグループホーム*又は自宅などで生活できるよう支援します。
- ② 一関地区障害者地域自立支援協議会を中心として、学校、企業、ハローワーク*などと連携し、福祉施設での就労から一般就労への円滑な移行を推進します。

用語解説

基幹相談支援センター

地域における障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。障がいの種別（身体・知的・精神）や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行う。

グループホーム

障がいのある人が一軒家やアパートなどに定員10人以下で共同生活をするサービス。「世話人」や「支援員」と呼ばれる職員が夜間や休日において相談や日常生活の支援を行う。

ハローワーク

民間の職業紹介事業などでは就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っている。地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施している。

(4) 障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進

- ① 障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らしていけるよう、災害発生時においても、生命、身体の安全確保が図られる支援体制の整備に努めます。
- ② 障がいの程度や種別に関わらず、障がい者が自立した生活ができるよう、各種福祉サービスの充実を図ります。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① 障がい者やお年寄りをはじめ、誰もが社会参加できるよう、制度的、心理的なバリアを取り除きながら、交流活動を促進するとともに、公共施設のバリアフリー化や住宅改修への相談支援の充実を図るなど、全ての人が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。



市民の参画

(1)	権利擁護、相談支援体制の充実	* 研修会などに参加し、権利擁護や成年後見制度への理解を深めるとともに相談支援事業所などに相談しましょう。
(2)	ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供	* 保健、教育、医療等に関する講演会などに参加し、障がいや障がい者に対する理解を深め、交流の輪を広げましょう。
(3)	自立と社会参加の促進	* 障がい者の自立と社会参加のために、就業機会の提供について理解を深め、協力しましょう。 * 障がい者就労施設で作られた製品の利用（購入）や施設との交流などを通じ、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。
(4)	障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進	* 障がい者が地域で生活し社会に参加することができるよう、利用している福祉サービスや災害発生時の対応などについて理解を深め、互いに助け合い支え合う地域づくりを進めましょう。
(5)	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	* キャップハンディ体験*や障がい者との交流を通じて思いやりの心を持ち、福祉のまちづくりを心がけましょう。

用語解説

キャップハンディ体験

車イス体験や目かくし歩行など、障がいを持たない人が障がいのある状態を疑似体験し、障がいを持つ人の身体状況や気持ちの一端を理解する取組。高齢者や障がい者の立場を実際に体験し、「体験して初めて分かること」に気付くことで福祉に対する理解を深めようとするもの。



主な指標



指標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1 相談支援事業所数	事業所	10	11	1事業所の増を目指す
2 児童発達支援サービス利用者の割合	%	3.8	4.0	0.2ポイントの増を目指す
3 福祉施設から一般就労への移行者数	人/年	6	10	おおむね60%の増を目指す
4 障害福祉サービス（日中活動系）の利用者数	人/年	1,109	1,259	毎年25人の増を目指す
5 障がい者福祉まつりの参加者数	人/年	1,800	1,800	感染症の影響を踏まえ、1,800人以上を目指す

第2部 分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち



5-5 健康づくり



現状

- がん検診については、土日の検診や託児サービスの実施など、受診しやすい環境を整えるとともに、未受診者への再通知（コール・リコール）を実施し、受診率の向上に努めています。しかし、国が示す目標値の50%には達していない状況です。
- 平成28年度以降の本市の特定健診における検査項目ごとの有所見者の割合は、血糖と血圧で国や岩手県の平均よりも高い傾向が続いています。
- 脳卒中や心疾患などの循環器疾患の発症予防のためには、特定健診を受診し、生活習慣を見直し、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげることが重要な取組ですが、特定健診の受診率は伸び悩み、目標値には達していません。
- 特定健診の結果により、生活習慣病の発症リスクの高い方には、生活習慣を改善するための特定保健指導を案内していますが、実施率が目標値に達していない状況です。

課題

- 特定健診において、要医療と判定された方には、受診勧奨を実施していますが、未受診の方もあることから受診の必要性をわかりやすく説明するなど、受診に向けた保健指導をあわせて行う必要があります。

施策の展開

(1) 健康づくりの推進

- ① がん検診、特定健診の案内の工夫や受診しやすい環境づくりに努め、受診率向上を目指します。
- ② 特定健診の結果、特定保健指導の対象となった方に、生活習慣を見直し、健康づくりを継続して取り組めるよう、保健師や栄養士が特定保健指導を行います。

(2) 生活習慣病の重症化予防

- ① 特定健診の結果、要医療と判定された方に対して、確実に医療機関を受診していただくよう、保健指導や受診勧奨を行い、生活習慣病の重症化予防を推進します。





市民の参画

(1)	健康づくりの推進	<p>* がん検診や特定健診を定期的に受診し、生活習慣の見直しや生活習慣病の早期発見・早期治療に努めましょう。</p> <p>* 特定保健指導に積極的に参加し、生活習慣の改善に取り組みましょう。</p>
(2)	生活習慣病の重症化予防	<p>* 健診の結果、要医療又は要精密と判定された場合は、医療機関を受診し必要な検査や治療を受けましょう。</p>



主な指標



指 標		単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	胃がん検診受診率	% / 年	31.5	50.0	50.0% / 年を目指す(第3期がん対策基本計画、健康いちのせき21計画(第二次))
2	子宮がん検診受診率	% / 年	26.5	50.0	50.0% / 年を目指す(第3期がん対策基本計画、健康いちのせき21計画(第二次))
3	肺がん検診受診率	% / 年	30.9	50.0	50.0% / 年を目指す(第3期がん対策基本計画、健康いちのせき21計画(第二次))
4	乳がん検診受診率	% / 年	38.3	50.0	50.0% / 年を目指す(第3期がん対策基本計画、健康いちのせき21計画(第二次))
5	大腸がん検診受診率	% / 年	29.2	50.0	50.0% / 年を目指す(第3期がん対策基本計画、健康いちのせき21計画(第二次))
6	特定健診受診率	% / 年	44.3	60.0	60.0% / 年を目指す(健康いちのせき21計画(第二次)、一関市国民健康保険第2期保健事業実施計画、第3期特定健康診査等実施計画)
7	特定保健指導実施率	% / 年	15.1	60.0	60.0% / 年を目指す(健康いちのせき21計画(第二次)、一関市国民健康保険第2期保健事業実施計画、第3期特定健康診査等実施計画)
8	特定健診結果の要医療者(糖尿病性腎症の重症化予防事業)における医療機関受診率	% / 年	70.7	85.0	85.0% / 年を目指す(一関市国民健康保険第2期保健事業実施計画、第3期特定健康診査等実施計画)

第2部
分野別計画1 地域資源をみがき生
かせる魅力あるまち2 みんなが交流して地域
が賑わう活力あるまち3 自ら輝きながら次代の
担い手を応援するまち4 郷土の恵みを未来へ引
き継ぐ自然豊かなまち5 みんなが安心して暮ら
せる笑顔あふれるまち

5-6 防災



現 状

- 平成 30 年4月に一関市防災マップ*を全戸配布したほか、住民が取るべき避難行動を確認し安全に避難できるよう広報紙やホームページで周知を図っています。
- 災害の種類や規模に応じて、開設する避難所を指定しています。
- 一関市地域防災計画*は、毎年必要な見直しを行い、計画に基づいて研修や訓練を実施しています。
- 関係機関と連携し栗駒山の火山防災対策を進めています。
- コミュニティFM放送は、開局（平成 24 年4月）から8年が経過しました。
- 市民を対象に毎年度実施しているアンケート調査（抽出調査）によると、聴取率・FMあすも専用ラジオの設置率がともに7割を超えており、市民生活にも徐々に浸透している一方、いまだFMあすも専用ラジオを設置していない世帯が約2割で、さらに災害情報や緊急情報をコミュニティFMで放送していることの認識がない世帯が約3割となっています。

課 題

- 災害に強いまちづくりと安全で安心な市民生活の実現に向け、住民が円滑かつ安全に避難できるよう、消防・防災セミナーや避難所運営訓練などの機会を捉えて継続的に住民へ周知を図っていくことが必要です。
- 避難所、避難場所は、人と人が密になりやすい環境になることから、様々な感染症にかかるリスクが高くなるため、感染症を考慮した避難所運営を行っていく必要があります。
- 災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り抑えることが重要です。安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画に基づき、防災資機材や避難場所などを整備充実するとともに、消防防災体制の充実と防災、減災対策を強化する必要があります。
- 防災訓練などを通じて、市民の防災意識の向上を図る取組が必要です。
- 災害に強いまちづくりと安全安心な市民生活の実現に向け、地域防災計画を見直し、その実効性を高めるための訓練を継続して実施していくことが大切であり、地域防災力向上のため、災害に関する知識、技能を有する人材を育成することが重要です。また、応援協定*などによる関係機関との連携体制が必要です。
- 大規模災害時には、物流が停止し食料の調達が難しくなるため、食料の備蓄を行う必要があります。また、保存用非常食など、保存年限に応じた定期的な入れ替えが必要です。
- 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で防災マップを全戸に配布していますが、内容の変更などにより更新、配布が必要となります。また、外国人の住民や旅行者などへの対応のため、外国語に対応した災害時情報提供アプリ*などの周知が必要です。
- 栗駒山の火山災害についての取組は、登山者の安全確保、火山の異常現象などを早期に把握するため、平成 18 年度から火山ガスやその他の火山現象について、現地調査観測を実施しています。今後も関係機関と連携を図りながら火山防災に対する防災体制を構築していくことが必要です。

- 市民に対し、様々な媒体により防災知識を普及、啓発することで、自助、共助の精神を養うことが重要であり、市が発信する情報に限らず、住民自ら情報収集し、地域で連携して早期に行動を起こすような意識の向上を図っていく必要があります。
- 避難行動要支援者や高齢者世帯を中心に、緊急時にも役立つFMあすも専用ラジオの設置とその活用に関する周知、啓発を継続して取り組む必要があります。
- 東日本大震災の発生から年月の経過とともに、大震災などの経験や教訓が忘れられることがないように、また、近年頻発する大型台風や集中豪雨など、災害規模が大規模化、広範囲化していることを踏まえて、防災講演会やセミナーを通じ、命を守るための行動がとれるよう意識啓発に取り組む必要があります。



施策の展開

(1) 災害を防ぐまちづくり

- ① 避難所、避難場所については、住民が円滑かつ安全に避難できるよう周知徹底するとともに、豪雨災害などの特性を踏まえた安全性の確保、移送手段の確保及び交通孤立時に適切な対応ができるよう努めます。
- ② 避難所の運営については、様々な感染症対策を考慮した訓練などを実施し、適切な運営ができるよう努めます。

用語解説

防災マップ

洪水による浸水想定区域、土砂災害危険箇所などの情報や避難所、避難場所等の防災情報を表示した地図のこと。

地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、各自治体の防災会議が作成する計画で、各自治体の地域内における災害の予防と災害時の対策について、自治体および防災関係機関の連携、並びに市民などの協力のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、自治体の地域並びに市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的として策定しているもの。

応援協定

災害時に迅速な応急対策などを実施するため、他の地方公共団体や民間団体などと締結する協定。

災害時情報提供アプリ

日本国内における緊急地震速報や津波警報、噴火速報、特別警報、熱中症情報、国民保護情報、避難情報などを通知する無料アプリケーション。

1 地域資源をみがき生
かせる魅力あるまち2 みんなが交流して地域
が賑わう活力あるまち3 自ら輝きながら次代の
担い手を応援するまち4 郷土の恵みを未来へ引
き継ぐ自然豊かなまち5 みんなが安心して暮ら
せる笑顔あふれるまち

(2) 災害に強いまちづくり

- ① 防災マップの公表や防災訓練の推進に取り組み、市民の防災意識の高揚を図るとともに、円滑な実践行動につなげます。
- ② 市全体の危機管理に係る研修や訓練を実施し、危機管理体制の充実強化に努めます。
- ③ 備蓄については、応急的に必要となる非常食などの備蓄と防災資器材の整備に努めます。
- ④ 外国人の住民や旅行者などへの対応のため、外国語に対応した災害時情報提供アプリなどの周知を図ります。
- ⑤ 関係機関と連携して栗駒山の火山対策を推進します。
- ⑥ 防災行政情報システムのほかコミュニティFM放送、いちのせきメールなどを活用し、市民に対し迅速かつ確実に情報が伝わるよう努めるとともに、住民自らが情報収集を行い、地域で連携し早期に行動を起こすよう普及啓発に努めます。

(3) 地域防災活動の充実

- ① 市民の生命、身体、財産を保護するため、関係機関と密接な連携を図りながら、地域防災計画の見直しを図り、その計画に基づいた円滑な防災対策の実施に努めます。
- ② 市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダーの育成強化に取り組みます。
- ③ 自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及啓発に努めます。



市民の参画

(1)	災害を防ぐ まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> * 家庭や職場における災害時の避難所や避難場所、避難ルートを日ごろから確認しておきましょう。 * 感染症に対する知識を深めましょう。
(2)	災害に強い まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> * 災害時の行動について、家族で話し合っておきましょう。 * 訓練や講習会に参加し、防災に対する知識を深めましょう。 * 災害に備え、家庭ではおおむね3日分の食料、飲料水を備蓄しておきましょう。 * 防災マップを活用し、日ごろから災害時の対応について確認しておきましょう。 * いざという時の防災情報の把握に役立つよう、日頃からコミュニティFM放送などを活用しましょう。 * いちのせきメールに登録するとともに、必要な防災情報を自ら情報収集しましょう。
(3)	地域防災活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 市や地域の自主防災組織が行う研修や訓練に参加し、地域防災力の向上に努めましょう。

主な指標



指 標	単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定	
1	コミュニティFM放送で災害情報や緊急情報を聴いたことがある世帯	%	65.8	71.8	毎年1.0ポイントの増を目指す
2	コミュニティFM放送を聴いている世帯	%	72.1	78.1	毎年1.0ポイントの増を目指す
3	専用ラジオを設置している世帯	%	77.7	83.7	毎年1.0ポイントの増を目指す
4	防災指導員数	人	101	160	自主防災組織全体の半数を目指す

第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

5-7 消防、救急、救助



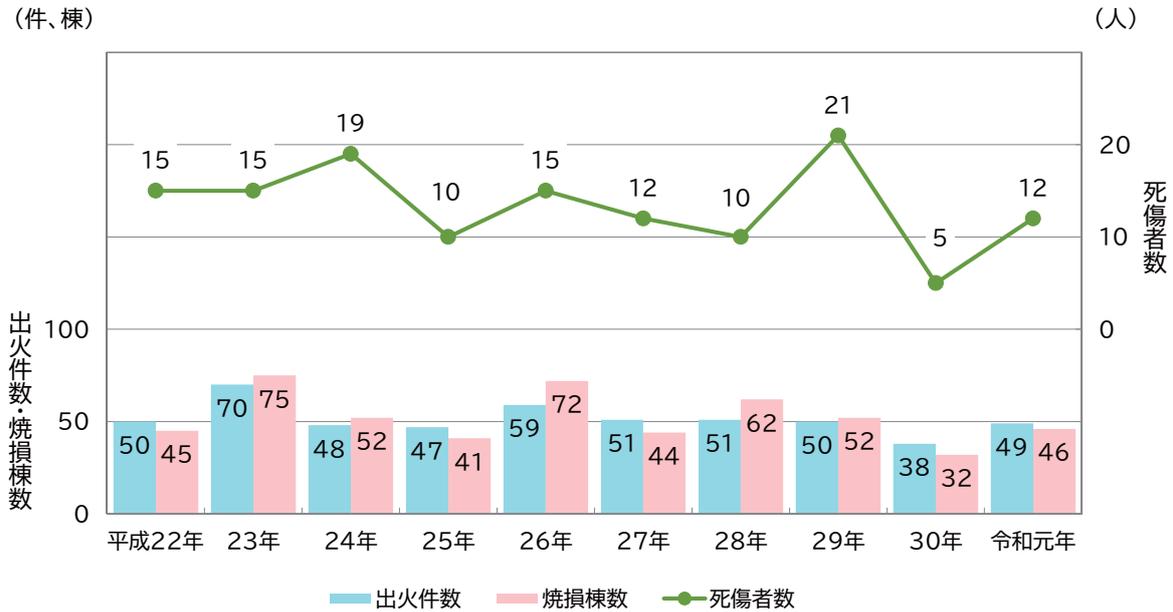
現 状

- 平成 27 年から令和元年までの過去5年間の火災発生状況の平均値は、火災件数 48 件、焼損棟数 48 棟、死傷者 12 人となっています。
- 平成 27 年から令和元年までの火災による死者 12 人のうち、9人が 65 歳以上の高齢者となっています。
- 平成 27 年から令和元年までの救急搬送における、65 歳以上の高齢者の割合は年々増加傾向にあり、令和元年度では約7割となっています。
- 平成 27 年から令和元年までの普通救命講習、上級救命講習及び救命入門コースの修了者数の合計は 24,157 名となっています。(平成6年から始まった普通救命講習などの総受講者数は、99,476 名です。)
- 救急救命士の処置範囲が拡大されるなど、救急活動における救命率の向上を図るため、救急業務が高度化しています。
- 近年、異常気象に伴う大規模な自然災害(豪雨、土砂災害、地震など)が全国各地で発生しています。

課 題

- 火災に備える体制を整えるため、地域における消防拠点施設の整備、火災の態様に応じた消防車両や資機材の更新、消防水利の確保などに努めるほか、減少傾向にある消防団員の充実と育成を図ることが消防力の強化を図るために必要です。
- 今後さらに高齢化率が高くなっていくことから、市民の生命、財産を火災から守ることがますます重要です。
- 火災は予防が基本であることから、市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識などの普及啓発を図る必要があり、そのため、自主的な防火組織の育成が必要です。
- 高齢化の進行に伴い救急需要の増加が見込まれることから、救急業務の高度化に継続的に取り組み、医療機関との連携を一層強化する必要があります。
- 救急車が到着するまでの応急手当が重要であることから、応急手当に対する住民の意識を高め、感染防止対策を講じながら自動体外式除細動器(AED)*を活用した救命講習による救命処置の普及啓発を図ることが必要です。
- 救急業務の高度化には、救急隊員の教育訓練に加え、高規格救急自動車*及び高度救命処置用資器材*の更新整備を推進し、救急体制を充実させることが必要です。
- 消防機関の行う救助活動は、自然災害のほか、火災、交通事故、水難事故から、テロ災害などの特殊な災害にまで及ぶものであることから、救助活動に必要な車両や資機材の充実、隊員の育成を推進し、救助体制の充実を図ることが必要です。

火災発生状況



資料：消防統計



用語解説

自動体外式除細動器 (AED)

Automated External Defibrillator の略。心臓の心室が不規則にけいれんする「心室細動」が起きた場合に、電気ショックを与え、心臓のリズムを正常に戻す機器のこと。

高規格救急自動車

救急救命士・救急隊員が乗車し応急処置や救命活動が十分できるよう活動しやすい車内空間と必要な資機材を有している車両。

高度救命処置用資器材

気道確保用資器材、除細動器、輸液用資器材、血中酸素飽和度測定器、心電計などの資器材の総称。

第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち



施策の展開

(1) 消防力の強化

- ① 複雑多様化する火災などの災害に対応できるよう、消防車両、消防資機材を計画的に整備します。
- ② 消防屯所など、地域における消防活動拠点施設の計画的な整備を進めます。
- ③ 消火栓や防火水槽など、消防水利の計画的な整備を進めます。
- ④ 複雑多様化する災害に対応するため、消防団員などの確保と育成強化を図ります。

(2) 予防体制の強化

- ① 市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識などの普及啓発を図ります。
- ② 市民の生命、財産を火災などから守るため、消防団、婦人消防協力隊、自主防災組織などと連携を図りながら火災予防に努めます。
- ③ 高齢者を火災から守るため、民生委員やホームヘルパー等の協力を得ながら、高齢者などを対象とした防火指導を図ります。
- ④ 住宅火災による死傷者を防止するため、住宅用火災警報器の設置促進及び住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器の普及促進など、住宅防火対策の推進を図ります。

(3) 救急、救助体制の充実

- ① メディカルコントロール体制*（医師による指導、助言及び教育体制）のもと、救急医療機関との密接な連携により、救急業務の高度化に努めます。
- ② 救急救命士及び救急隊員の計画的な育成と教育訓練の実施を推進するとともに、高度救命処置を適切に提供するため、高度救命処置用資器材や高規格救急自動車などの計画的な整備を進めます。
- ③ 救命率を向上させるには、バイスタンダー（発見者などその場に居合わせた人）による応急手当が重要なことから、感染防止対策を講じながら応急手当に関する啓発活動に取り組むとともに、自動体外式除細動器（AED）を活用した救命講習による救命技術や知識の普及啓発に努めます。
- ④ 救助隊員の充実強化のため、専門的な知識や高度な救助技術の習得に向けた、隊員の計画的な教育訓練を実施します。
- ⑤ 複雑多様化する災害に対応するため、救助資機材の計画的な更新整備を図ります。
- ⑥ 大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊登録隊員*の教育訓練を充実し、緊急消防援助隊の受援と応援体制の整備を図ります。

用語解説

メディカルコントロール体制

救急救命士などが救急現場で実施する医療行為に関し、医師が指示または指導・助言および事後検証を行い、応急処置の質を担保する制度的仕組みのこと。

緊急消防援助隊登録隊員

国内で発生した地震などの大規模災害時における人命救助活動などをより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制として創設された「緊急消防援助隊」に登録された消防職員のこと。



市民の参画

(1)	消防力の強化	<ul style="list-style-type: none"> * 消火栓、防火水槽などの消防水利や消防施設の周りには消防活動の障害となるものを置かないようにしましょう。 * 消防団への入団を促進し、消防団活動に協力しましょう。
(2)	予防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> * 防災知識を高め、普段から火災予防を心がけましょう。 * 防災組織の活動に自主的に参加するなど、火災予防に取り組みましょう。
(3)	救急、救助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 心肺蘇生法や自動体外式除細動器（AED）の使用方法などの応急手当を身につけましょう。



主な指標



指 標		単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	普通救命講習、上級救命講習及び救命入門コースの修了者数	人	69,304	83,000	市人口のおおむね8割を目指す



第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

5-8 防犯、交通安全、 市民相談体制



現 状

- 本市における令和元年の交通事故の発生件数は158件、死傷者数は199人で年々減少傾向にあり、いずれも第3次交通安全計画の目標を達成しています。一方、高齢者の交通事故の増加が全国的にも大きな問題となっている中、本市においても交通事故者数に占める高齢者の割合が高くなっています。
- 社会の急激な変化は、生活環境やライフスタイルを大きく変容させ、これに伴って、市民が直面する問題も多種多様となっています。
- 悪徳商法や特殊詐欺*の被害が発生しているとともに、インターネットによる消費者トラブルが増加しています。

課 題

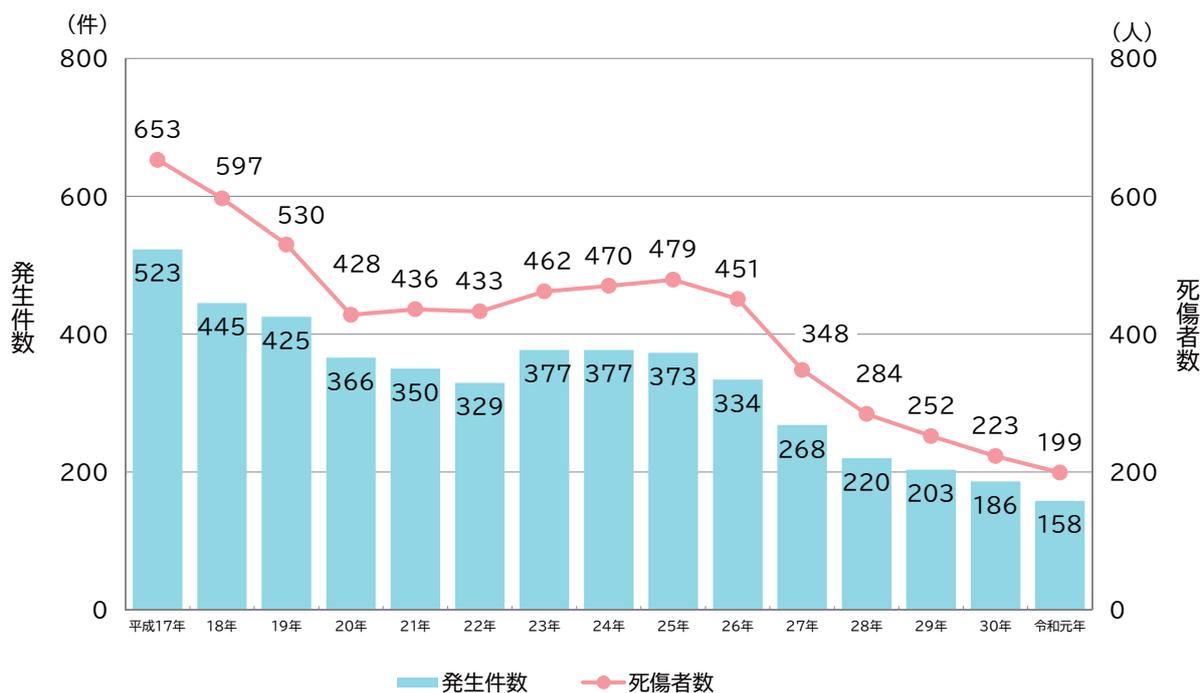
- 明るく住みよい安全安心な地域の実現に向けて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、防犯意識を普及するための啓発活動や地域安全運動を積極的に展開し、各種犯罪の防止に努めていくことが必要です。
- 女性や子どもへの声掛け事案や高齢者の被害が目立つ特殊詐欺被害を未然に防ぐため、啓発や見守り活動が必要です。
- 防犯及び交通安全対策については、行政だけでなく防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会など、住民ぐるみで活動する体制の強化が必要です。
- 交通事故を減らすためには、運転者や歩行者の交通安全マナーの向上や交通安全思想の普及が不可欠であり、交通安全対策を強力に推進することが必要です。特に、児童生徒への交通安全教育の推進、高齢者の交通事故防止対策の強化を図ることが重要です。
- 重大事故が多発している危険個所の点検や改良など、道路管理者や警察と協議しながら、信号機や横断歩道など交通安全施設の充実整備を図ることが必要です。
- 日々の暮らしの中で発生する問題を把握し、相談に対する適切な助言を行うことができるよう、関係機関、団体などと連携しながら市民が安心して相談できる体制を整えていく必要があります。
- 高齢者や若年層などの消費者被害が懸念されることから、未然防止に取り組む必要があります。

用語解説

特殊詐欺

犯人が電話やハガキ（封書）などで親族や公共機関の職員などを名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金などを脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカードなどをすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）のこと。

交通事故発生状況



資料：交通統計



施策の展開

(1) 防犯体制の整備

- ① 市民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、防犯体制の強化と地域ぐるみによる活動を展開します。
- ② 市民一人ひとりの防犯意識を高めながら、市民一体の防犯活動を推進します。
- ③ 警察や防犯協会、防犯ボランティアなど関係機関、団体と連携を密にし、パトロール活動や情報交換を行うなど、地域が一体となった防犯活動を展開します。
- ④ 非行防止、犯罪防止活動の啓発を図るとともに、防犯教育の実施など、防犯に関する意識の向上に努めます。
- ⑤ 防犯協会が防犯パトロールに使用する青色回転灯装着車の維持管理経費や車両導入費用の一部を補助するなど、防犯パトロール活動を支援します。
- ⑥ 赤色回転灯の整備や自治会等における防犯灯維持管理費用の補助を行うなど、交通安全と犯罪防止に努めます。

(2) 交通安全対策の推進

- ① 警察、交通安全協会などの関係機関や団体と協力し、幼児や高齢者を対象とした交通安全教室を通じて、交通安全意識の高揚を図ります。
- ② 交通安全協会、交通安全協会分会や交通安全母の会など、交通安全推進団体との連携強化に努め、交通安全対策を推進します。
- ③ 交通安全を繰り返し呼び掛けることにより、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。
- ④ 交通事故等危険個所の把握に努め、信号、交通標識、横断歩道、カーブミラーなどの安全施設の設置や道路整備を進めます。

第2部
分野別計画

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

(3) 市民相談体制の充実

- ① 日常の様々な問題解決の糸口として、法律相談、行政相談、多重債務者相談を行います。
- ② 消費生活センターにおいては、消費生活をめぐる様々なトラブルから消費者を保護するため、相談体制を維持します。
- ③ 消費者被害未然防止に向けた講座、講演会などによる啓発活動や学校、地域、家庭などにおける消費者教育の推進を目指します。



市民の参画

(1)	防犯体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> * 防犯への理解を深め、防犯パトロールに参加するなど、地域ぐるみの防犯活動に取り組みましょう。 * 「子ども 110 番の家*」や「防犯連絡所」の設置に協力し、地域の防犯活動を推進しましょう。 * 高齢者や子どもの見守り活動に取り組みましょう。 * 特殊詐欺被害防止に係る出前講座などの啓発的取組に参加しましょう。
(2)	交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> * 交通ルールを守り、交通安全に心がけましょう。 * 交通安全教室、交通安全協会、交通安全母の会の活動など交通安全への取組に参加しましょう。 * 交通事故をなくす運動を地域ぐるみで展開しましょう。
(3)	市民相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 悪徳商法、特殊詐欺などの被害を未然に防止するため、地域で開催される消費生活講座などに参加しましょう。 * 高齢者が被害に遭わないよう、家族や近隣住民が連携し、日頃から声掛けなどに努めましょう。



主な指標



指 標		単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1	刑法犯発生件数	件 / 年	284	250	発生件数の減少を目指す
2	交通事故発生件数	件 / 年	158	150	発生件数の減少を目指す
3	消費者講座の参加者数	人 / 年	1,598	2,000	おおむね 25%の増を目指す

用語解説

子ども 110 番の家

子どもが「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。

第3部 まちづくりの進め方

- 1 SDGsの推進
- 2 「新しい日常」の推進
- 3 協働のまちづくりの推進
- 4 健全な行財政運営の推進
- 5 広域連携の推進

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■小学生高学年の部 特別賞作品



「観福寺」
猿沢小6年 小野寺 晴花さん



「わたしたちのさるさわ」
猿沢小6年 早坂 陽輝さん



「思い出の校舎」
萩荘小6年 千葉 美優さん



I SDGsの推進

現状

- 平成27年（2015年）9月に開催された国連サミットにおいて、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択されました。SDGsは、平成12年（2000年）の国連サミットで合意されたMDGs（Millennium Development Goals：ミレニアム開発目標）に代わる、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標であり、17のゴールと169のターゲット（具体目標）から構成され、「誰一人取り残さない」という理念を掲げています。
- 本市においても、これまで「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」や「バイオマス産業都市構想」、「みんなのメダルプロジェクト」などSDGsの理念を踏まえた施策に取り組んでいます。

課題

- 人口減少・少子高齢化や地域経済縮小などの地域課題を解決していくためには、行政だけではなく、市民や企業などの多様な主体がSDGsの目標を共有し、より一層連携して課題解決に取り組んでいくことが求められています。
- 市民や企業へのSDGsの浸透はまだ限定的であるため、SDGsの正しい理解の普及に努める必要があります。

施策の展開

(1) SDGsの推進による課題解決

- ① 平成31年（2019年）1月に開催された「SDGs全国フォーラム2019」において、93自治体の賛同のもと、人口減少・少子高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、日本の「SDGsモデル」を世界に発信する「SDGs日本モデル」が宣言されました。本市は、この「SDGs日本モデル」宣言に賛同し、自治体間の連携を進めながら、SDGsの推進に取り組んでいきます。
- ② 「誰一人取り残さない」という理念のもと、性別、人種、年齢、障がいの有無や国籍などを問わず、誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる持続可能な地域社会の実現に向けて取り組みます。
- ③ SDGsの理念を踏まえ、各種計画の策定に反映させます。
- ④ SDGsの達成に向けて、未来技術の導入など民間との共創により、地域が直面する課題解決に取り組みます。
- ⑤ SDGs未来都市*選定に向けた取組を推進します。

(2) 企業へのSDGsの普及推進

- ① 企業活動とSDGsとの関連付けを企業へ呼びかけることにより、SDGsの社会への効果や企業の事業継続との関係について理解を深め、公民連携のもとでSDGsへの取組を推進します。
- ② 企業を対象としたSDGsの普及啓発に努めます。

(3) 市民一人ひとりへのSDGsの普及推進

- ① 市民のSDGsへの理解を深める機会を創出し、市民一人ひとりの日々の行動がSDGsの達成に関係しているという意識を持つことを呼びかけることで、SDGsを意識し、協働によるSDGsへの取組を推進します。
- ② 市民を対象としたSDGsの普及啓発に努めます。



主な指標



指標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1 SDGsワークショップ等の参加者数	人/年	0	120	毎年120人の参加者を 目指す



用語解説

SDGs未来都市

SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値を創出するポテンシャルが高い都市・地域として国から選定された自治体のこと。

2 「新しい日常」の推進



現 状

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和元年12月に発生が報告されて以来、世界各地で急速に感染が拡大し、令和2年3月には世界保健機関（WHO）*がパンデミック*（世界的大流行）を宣言しました。
- この感染症は、本市においても個人消費や企業収益、雇用情勢の悪化を招くなど、地域経済にも大きな影響を与えています。
- このような状況の中、政府は新しい生活様式への移行と実践・定着を提唱しています。



課 題

- 外出自粛に伴う消費の低迷や観光客の減少、イベントの中止などにより、飲食業や宿泊業をはじめとして地域経済に大きな影響を与えており、長期的な視点に立った経済対策や雇用対策が求められています。
- 新しい生活様式とは、「3つの密（密閉、密集、密接）を徹底的に避ける」、「手洗いや人々との距離の確保など基本的な感染対策を続ける」、「テレワーク、時差出勤*、ウェブ会議*などにより人々の接触機会を削減する」などの生活様式を示すものであり、あらゆる人がこの新しい生活様式を日常生活の中で実践していく必要があります。
- これからの社会においては、感染症への対応と経済活性化の両立の視点を取り入れ、新型コロナウイルスの感染拡大により生じた世の中での考え方、行動の変化、いわゆる「新しい日常」に対応していくことが求められています。



施策の展開

（1）感染症との共存

- ① 新しい生活様式を実践し、新型コロナウイルス感染症などの感染者が発生した場合に備えた対策を常に意識して施策を実施します。
- ② 感染者、濃厚接触者*や医療従事者の人権を尊重し、差別や風評被害などを防止するための意識啓発や、感染症に関する正確な情報発信に取り組みます。

(2) 経済対策、雇用対策の実施

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、各種給付金の支給、企業向け支援事業、学生向け支援事業などを実施するとともに、状況に応じた経済対策を実施します。
- ② ハローワークなどの関係機関と連携し、離職者等に対する早期再就職支援や新卒者に対する就職支援を実施します。

(3) 新しい技術や新しい視点を活用した「新しい日常」の推進

- ① 以前の生活様式を振り返り、新しい技術や新しい視点を活用した先進的な取組を推進していくほか、市民の取組に対して積極的に支援し、これからの「新しい日常」を推進します。



主な指標



指 標	単 位	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	目標の設定
1 経済対策、雇用対策に係る累計事業件数	件	0	6	毎年1事業の増を目指す
2 「新しい日常」に対応したICT活用事業件数	件	0	12	毎年2事業の増を目指す

用語解説

世界保健機関 (WHO)

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的として設立された国連の専門機関。現在(2021年3月時点)の加盟国は194カ国。

パンデミック

感染症が世界的規模で同時に流行すること。

時差出勤

通勤時の交通混雑緩和のため、勤務先に向かう出勤時刻をずらすこと。

ウェブ会議

離れた場所にいる複数人同士が、インターネットを通じて資料やデータの共有や、会話できるシステムやサービス。

濃厚接触者

感染症などの疑いがある有症者に直接接触したり、屋内などで長時間の接触があったりした人。

3 協働のまちづくりの推進



現 状

- 社会構造の大きな変化に伴う、住民ニーズの多様化、高度化が進み、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が相互理解のもと、共に行動する「協働のまちづくり」は現代社会における地域課題の把握、解決に欠くことのできない施策として認知されています。
- 前期基本計画の計画期間の5年間で、地域協働体の設立が進み、市内ほぼすべての地域で地域協働体が設立され、地域づくり計画に基づいた取組が展開されています。



課 題

- 「協働のまちづくり」においては、市民と行政とが相互理解に基づいて各事業を展開していくことが必要であるとともに、市民が市政運営に積極的に参画できる仕組みを構築し、企画から実施、評価まで、すべての段階で協働による取組が展開されることが重要であり、各種計画の策定、実践、評価において、まちづくりスタッフバンク*の活用や公募などにより、市政への市民参画の機会をより拡充していくことが必要です。
- 協働による地域づくりには、市民、地域組織、市民活動団体、民間事業者（企業）などそれぞれの主体による役割分担のもと、「自分たちの地域は自分たちで守り、創る」を基本に、市民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、その発想を自らが実践する、自主自立の取組が不可欠です。
- 市民主体の地域づくりを進めるために、最も身近な組織である自治会などの活動を基本としながら、地域協働体が推進役となり、身近な課題の解決や地域の特性を生かした活動を地域ぐるみで実践するための取組が必要です。
- 地域協働体と行政とがますます連携し、市民センターを拠点とした地域づくり活動を行うことにより、地域の特色を生かした住民起点のまちづくりが展開されることが期待されます。
- NPOや民間事業者（企業）などの民間活力によるまちづくりを担う団体や組織を育成するとともに、相互の連携を推進することが必要です。



施策の展開

(1) 地域協働の推進

- ① 地域協働体を中心となり、地域課題の解決や地域の特性を生かした地域づくりを進めるため、互いに課題を共有し、役割を分担しながら、地域と市の担当部署が当事者として、横断的に協力、行動することを目指します。

(2) 地域協働の実践

- ① 地域の将来像を地域住民みんなで共有し、身近な地域課題の解決や地域の特性を生かした地域づくりを進めながら、その実現を目指します。

(3) 協働による市政の推進

- ① 地域協働の推進には、地域と行政が相互理解のもとに連携することが重要です。行政は、地域協働体による市民主体の地域づくりを推進し、それらの活動に対して様々な支援を行います。また、地域協働体が策定した地域づくり計画の実践を支援します。
- ② 市民と行政との協働を推進するため、一関市協働推進会議を開催し、協働を進めるための情報共有と意見交換を行います。
- ③ 協働のまちづくりを円滑に進めるため、市民活動センター*などの中間支援組織による自治会や地域協働体、市民活動団体への支援や団体相互の連携を促進します。
- ④ 「市長へひとこと」など市民の意見、要望を市政に反映させる広聴機能の充実を図るなど、市民参画や市民との協働体制を確立します。
- ⑤ 各種審議会などへの市民の参画を図り、市民の多様な知識や技術などを市政に反映させるため、まちづくりスタッフバンクの活用を推進します。
- ⑥ 各種計画の策定など検討段階から市民参画を進めるとともに、パブリックコメント*の実施、ワークショップ*の開催などにより、市民参画の機会の充実に努めます。
- ⑦ 地域住民と行政との創意工夫と協働により、地域の元気につながる事業に取り組みます。
- ⑧ 各種計画の事業進捗管理への市民参画の機会の確保に努めます。
- ⑨ 市民によるまちづくり活動への市職員の参加を促進します。
- ⑩ 民間事業者（企業）も地域の一員として、専門性を生かした多様な地域貢献が可能であることから、様々な分野での協働の取組を要請します。



主な指標



指標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1 市民1人当たりの市民センター利用回数	回/年	4.23	3.00	感染症の影響を踏まえ、3.00回/年以上を目指す

用語解説

まちづくりスタッフバンク

18歳以上の市民を対象に、各種審議会や委員会などの委員としてまちづくりに参加いただける市民を、あらかじめ登録しておくもの。登録には個人での登録や各種団体からの推薦の方法がある。

市民活動センター

平成20年4月、本市の市民活動の拠点として開設。市民が主体となった地域づくりを進めるため、市がNPO法人に市民活動支援事業を業務委託し、市民活動の活性化と市民活動への多様な参加、連携を図るとともに、市民活動団体への支援、情報交換、研鑽を進め、市民活動団体が活動しやすい地域基盤づくりを促進している。大町のいちのせき市民活動センター、千厩町千厩のせんまやサテライトの2か所を拠点としている。

パブリックコメント

意見公募手続制度。行政の基本的な政策を策定する際に、あらかじめその案を公表し、広く市民などの意見、情報を募集する手続のこと。

ワークショップ

参加者全員が自由に発言することができ、様々な想いやアイデアを出し合い、解決や新しい発見、創造や学習につなげる話合いの場。

4 健全な行財政運営の推進



現 状

- 人口減少・少子高齢化が進む中であって、市税などの増加は見込めず、また、地方交付税*などの動向も不透明であることから、新たな住民ニーズに対応する財源の確保は厳しい状況にあります。



課 題

- 社会情勢が大きく変化する中、新たな行政課題に迅速に対応できる行財政運営を行うためには、従来の制度や施策、組織などの執行体制を常に見直し、効果的かつ効率的に予算を配分し執行していく必要があります。
- 厳しい財政状況の中、過去に整備された多くの公共施設の老朽化に対応するためには、大規模改修や建替えなどにかかる費用を抑えるとともに、中・長期的な視点による施設の再編成・管理に取り組む必要があります。また、社会情勢の変化や住民ニーズに対応した適正な施設の総量や規模、機能の再編成を検討する必要があります。
- 市有財産のうち、遊休資産となっている土地や建物については、有効活用の観点から売却や貸付を進めていく必要があります。
- 全国の地方公営企業に共通する課題である人口減少に伴う水道料金収入や下水道等使用料収入の減少、老朽施設の更新などへの対応が不可欠です。また、下水道については、接続費用の捻出や後継者の不在などを理由に、整備した下水道への接続に至らないケースが多いことも課題です。
- 市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民が市政に参加し、市民と行政との協働を実践するため、公文書の情報公開制度*の適切な運用や、審議会などの会議の開催状況を公開する取組により、透明性の高い行政運営を進める必要があります。
- 広報紙やホームページ、コミュニティFMなど様々な媒体を通して、行政情報を発信するとともに、市民の情報収集手段の多様化に即した効果的な広報活動を展開していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により浮き彫りになった全国的な課題の一つとして、行政分野でのデジタル化やオンライン化*の遅れがあります。アフターコロナ時代*における「新しい日常」を構築するための原動力となる「デジタル化」を推進していくためには、行政手続の抜本的なオンライン化などに積極的に取り組んでいく必要があります。



施策の展開

(1) 行政サービスの充実

- ① 行政サービスの満足度を高めるため、業務の継続的改善に取り組み、質の高い行政サービスの提供に努めます。
- ② 限られた人的資源の中で職員の能力を最大限に生かすため、高度で専門的な知識、技術を体系的に学習する研修を行い、職員の政策形成能力や職務遂行能力の向上を図ります。
- ③ 職員の意識改革を図りながら、士気を高め合い職場の活性化に取り組みます。
- ④ 情報通信技術（ICT）を活用した行政手続きの電子化や税、使用料・手数料など公金の収納・支払のキャッシュレス化*などにより、行政サービスの向上と行政の効率化に努めます。

(2) 効率的な行政運営の確立

- ① 総合計画を基本とする計画的な行政運営を図るため、毎年度、ローリング*により実施計画の策定を行い、計画の実行性を高めます。
- ② 各種計画の策定に当たっては、市民にとってわかりやすい計画となるよう、事業や施策の到達すべき目標を定量的に指標化することに努めます。
- ③ 行財政改革の取組を推進し、改革の実施状況について、広報紙やホームページにより広く市民に公表して情報を共有します。
- ④ 事務事業の効率的な取組を推進するとともに、住民ニーズや費用対効果*が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討します。

用語解説

地方交付税

地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金。

情報公開制度

市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を推進するため、市が保有する情報を請求により公開を行う制度。

オンライン化

行政手続のオンライン化は、申請や届出などの手続を自宅又は会社などに行きながら、いつでもインターネット上で行えるようにすること。

アフターコロナ時代

新型コロナウイルスの感染が終息して、ある程度の時間がたった後の世界。

キャッシュレス化

現金ではなく、口座振替・クレジットカード・電子マネーなどを利用して支払いや受け取りを行うこと。

ローリング

社会経済情勢の変化にあわせて、定期的に計画を見直すこと。

費用対効果

支出した費用によって得られる成果。

- ⑤ 民間の専門性や効率性が発揮されることで、住民サービスの向上や行政コストの縮減が図られる事務事業は、民間活力の活用を図ります。
- ⑥ 情報通信技術（ICT）を活用し、内部事務の合理化や組織体制の見直しなど、効率的な行政運営に努めます。
- ⑦ 多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応できるよう、組織機構と事務執行体制の見直しを進めます。また、定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を図り人件費総額の抑制に努めます。

（３）財政運営の健全化の推進

- ① 市税などの自主財源の確保に努めるとともに、歳出の徹底的な見直しにより、財政の健全化を推進します。
- ② 市税については、課税客体的確な把握とあわせ、自主納税の推進や納税方法を増やすなどにより収納率の向上に努めます。
- ③ 分担金、負担金、使用料、手数料などについては、適正な受益者負担*の水準を確保するとともに、各部署の連携のもと、収納率の向上に努めます。
- ④ 市債*については、将来負担を考慮して借入を行うとともに、財政状況に応じ繰上げ償還に努めます。
- ⑤ 公共工事をはじめとした行政事務の執行に当たっては、常に品質、コストを意識するとともに、経費の節減を図ります。
- ⑥ 補助金や負担金の目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討します。
- ⑦ 各年度の事務事業の計画や実施に当たっては、中・長期的な視点に立ち、財源や将来負担などについて、十分な検討を行います。
- ⑧ 第三セクター*については、事業内容や経営状況を常に把握し、継続的な指導・監督を行います。

（４）公共施設保有の最適化と市有財産の有効活用

- ① 公共施設の管理については、将来にわたり施設を利用した住民サービスを安全かつ持続的に提供するため、機能と数量の最適化、長寿命化、財政負担の縮減・平準化の取組を着実に進めます。
- ② 市有財産については、有効活用の観点から遊休資産の売却や貸付を進め、財産収入の確保を図ります。

（５）地方公営企業の健全化の推進

- ① 地方公営企業の健全な運営を目指し、企業としての経済性を常に発揮するとともに、公共の福祉を増進することを念頭に置き事業を推進します。
- ② 料金などの水準について定期的に検証を行い、負担の公平化と適切な財源確保に努めます。

(6) 透明性の高い行政運営と行政情報の積極的な提供



主な指標



指標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1 オンライン申請が可能な行政手続きの数	種類	19	30	30種類を目指す
2 経常収支比率*	%	96.2	96.0	0.2ポイントの減を目指す
3 実質公債費比率*	%	11.4	11.0	0.4ポイントの減を目指す
4 市の公式Facebookのリーチ数*	件	294,486	312,603	毎年1%の増を目指す
5 市の公式ツイッターのフォロワー数*	件	4,914	5,216	毎年1%の増を目指す

用語解説

受益者負担

公共サービスなどの事業によって利益を受ける人が、利益の度合いに応じて、その事業にかかる費用を負担すること。

市債

地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れを地方債といい、地方債のうち、市が借入れを行うものを市債という。

第三セクター

国や地方公共団体（第一セクター）と民間企業（第二セクター）の共同出資によって設立される事業体。地域開発など本来は国や地方公共団体が行うべき事業を、民間の資金・能力の導入によって公民共同で行おうとするもの。

経常収支比率

財政の弾力性を示す指標。高いほど教育施設や道路などの整備に充てられる財源が少なく、硬直した財政状況にある。

実質公債費比率

一般会計などが負担する借入金などの大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す割合。

Facebookのリーチ数

Facebookに情報を投稿したとき、パソコンや携帯電話などで、その情報を見た人の数のこと。

ツイッターのフォロワー数

あるツイッターのアカウントに対して、そのツイートを受け取るアカウントをフォロワーといい、フォロワー数はその数を指す。

5 広域連携の推進



現 状

- 住民の日常生活の範囲が広がりを見せている中であって、産業経済、医療、福祉、教育や防災、交通ネットワークなど、あらゆる分野において、一つの施策や一つのサービスがその自治体では完結せず、隣接する自治体と連携した取組が欠かせないものとなっています。
- 特に本市では、岩手県内の自治体との連携に限らず、県という枠組みを越えて、「中東北」としての拠点都市形成に向け、道路網の整備、地域医療や観光など様々な分野において県境を意識しない発想で課題解決への取組を進めています。
- 当地域の農業協同組合、森林組合など民間団体においては、市町の枠を越えて組織しており、スケールメリット*を生かし、それぞれの産業分野の振興に取り組んでいます。



課 題

- 住民や企業などの生活圏、経済圏は市町村のエリアを越えて広域化しており、また、人口減少と高齢化が進行する中で、行政に対するニーズも多様化、高度化してきていることから、現在の行政サービスのあり方を広域的な視点に立ち、時代に合ったものに変えていくことが求められています。
- 県境に位置している本市をはじめ、県境付近の自治体においては、県の中央部へ国の機関の集約が進むなど、多くの共通課題を抱えている状況にあり、共通する課題を持つ関係自治体が、新たな連携に取り組んで解決していくことが必要です。
- 人口減少など社会構造の変化に伴い、それに対応した施策の展開や地域の発展のためには、保健、医療や通勤、通学など住民生活や経済活動における圏域というくくりの中で、雇用の創出、結婚、出産への支援、人口減少対策などに取り組んでいくことが、真の意味での地方創生につながるものと捉え、隣接自治体をはじめ、広域的な連携を図っていくことが必要です。



施策の展開

(1) 定住自立圏構想*の推進

- ① 一関・平泉定住自立圏共生ビジョンに基づき、適切に役割分担をしながら、魅力ある定住自立圏域の形成に向けた具体的な取組を連携して推進します。
- ② 圏域の住民ニーズに対応できるよう、一関地区広域行政組合や両磐地区広域市町村圏協議会が行う事業を推進します。
- ③ 世界文化遺産「平泉」を核とした地域づくりを関係自治体と一体となって進めます。

(2) 県境を越えた連携の推進

- ① 人口減少など社会構造の変化に対応した施策の展開や地域の発展を図るため、経済圏、生活圏、医療圏、文化圏、さらには通勤通学エリアというくくりの中で、関係自治体同士が連携して多様な取組を推進します。
- ② 北上川や栗駒山系など、地域固有の条件で結びつく市町村と多様な連携交流を図ります。
- ③ 共通する地域資源や歴史、文化などを有する市町村との広域的な交流連携を図り、産業振興など地域の活性化につなげる取組を推進します。

(3) 国、岩手県、関係機関との連携

- ① 本市の課題解決に向け、本市の実情を国、岩手県へ情報発信していくとともに、施策の実現に向けて積極的な要望提案を行います。
- ② 様々な関係機関と連携協力を図りながら、本市のまちづくりを展開していきます。
- ③ 国、岩手県の事業については、本市のまちづくり、地域づくりに生かされるよう、その事業導入を働きかけていきます。



主な指標



指標	単位	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標の設定
1 広域連携事業数	件	32	38	毎年1事業の増を目指す



用語解説

スケールメリット

規模を大きくすることによって得られる効果や利益のこと。

定住自立圏構想

地方圏において、安心して暮らせる地域を各地域に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出する施策のこと。

資料編

- 1 市民意向調査（アンケート調査）の結果
- 2 用語解説索引
- 3 新型コロナウイルスの影響における動き
- 4 後期基本計画策定の経過
- 5 諮問書
- 6 答申書
- 7 一関市総合計画審議会委員名簿
- 8 一関市まちづくりスタッフ会議委員名簿
- 9 一関市総合計画審議会条例
- 10 一関市まちづくりスタッフ会議設置要綱
- 11 一関市総合計画推進委員会設置規程

わたしたちのふるさと“一関”絵画コンクール

■中学生の部 特別賞作品



「出かける前の景色」
萩荘中2年 佐藤 舞奈さん



「昼の姿、夜の姿」
千厩中3年 及川 季実香さん



I 市民意向調査（アンケート調査）の結果

1 調査の概要

（1）調査の目的

後期基本計画の策定に当たり、日常生活の満足度や行政サービスなど、今後の一関市のまちづくりに対する市民の意向を広く把握し、計画策定及び今後の市政運営に反映させることを目的に令和元年10月に市民意向調査（アンケート調査）を実施しました。

（2）調査の方法と回収結果

① 市民アンケート

項目	内容
対象者	一関市民 4,486 人（18 歳以上の市民から無作為に抽出）
調査時期	令和元年 10 月 4 日から 10 月 18 日まで
調査方法	調査票によるアンケート調査（郵送法）※マークシート式
配布数	4,486 人
回答数	1,628 人（回収率 36.3%）

② 中学生・高校生アンケート

項目	内容
対象者	一関市内の中学校3年生と高校2年生
調査時期	令和元年 10 月 4 日から 10 月 18 日まで
調査方法	調査票によるアンケート調査（学校で配布・回収）※マークシート式
配布数	913 人
回答数	913 人（回収率 100.0%）

③ 企業アンケート

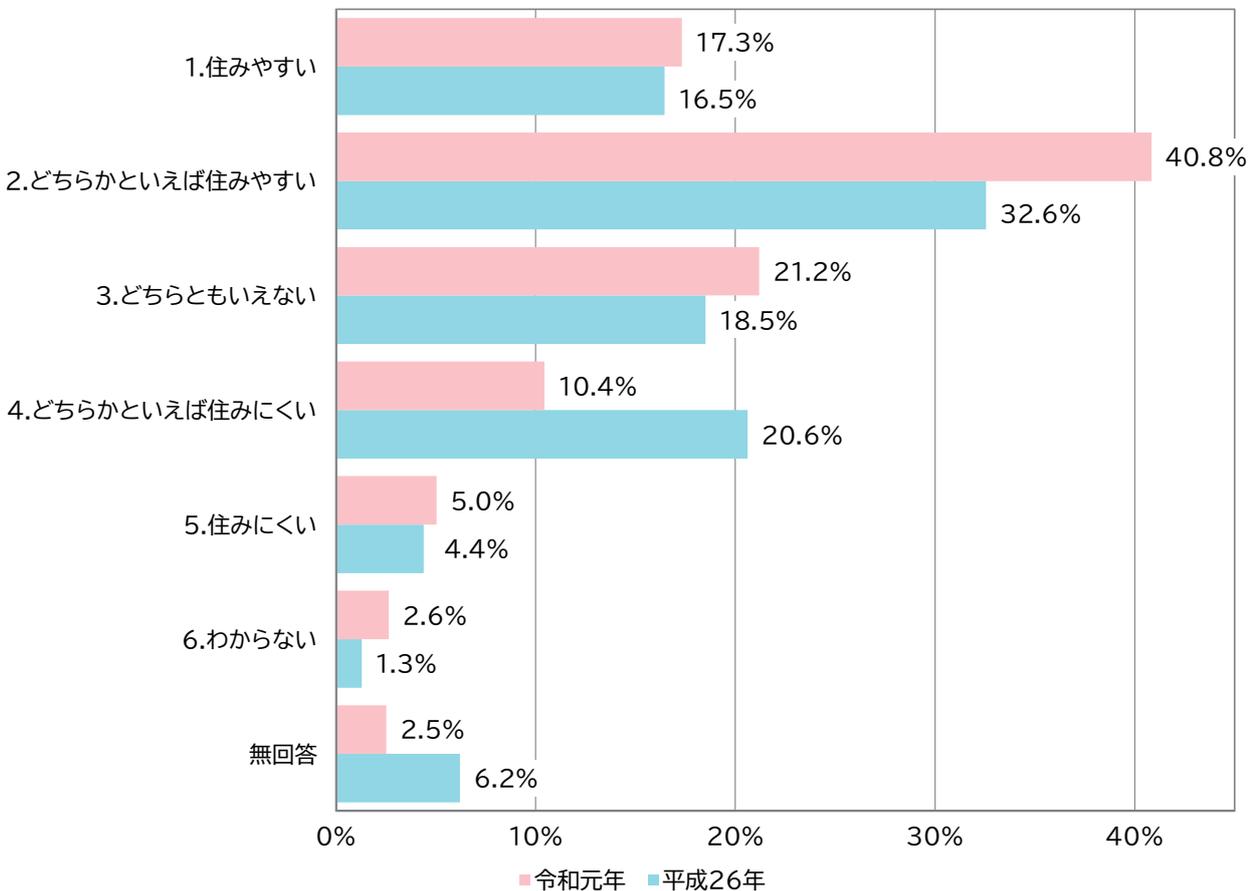
項目	内容
対象者	岩手県南・宮城県北地域の企業
調査時期	令和元年 10 月 4 日から 10 月 18 日まで
調査方法	調査票によるアンケート調査（郵送法）※マークシート式
配布数	146 社
回答数	85 社（回収率 58.2%）

2 結果の概要

(1) 市民アンケート

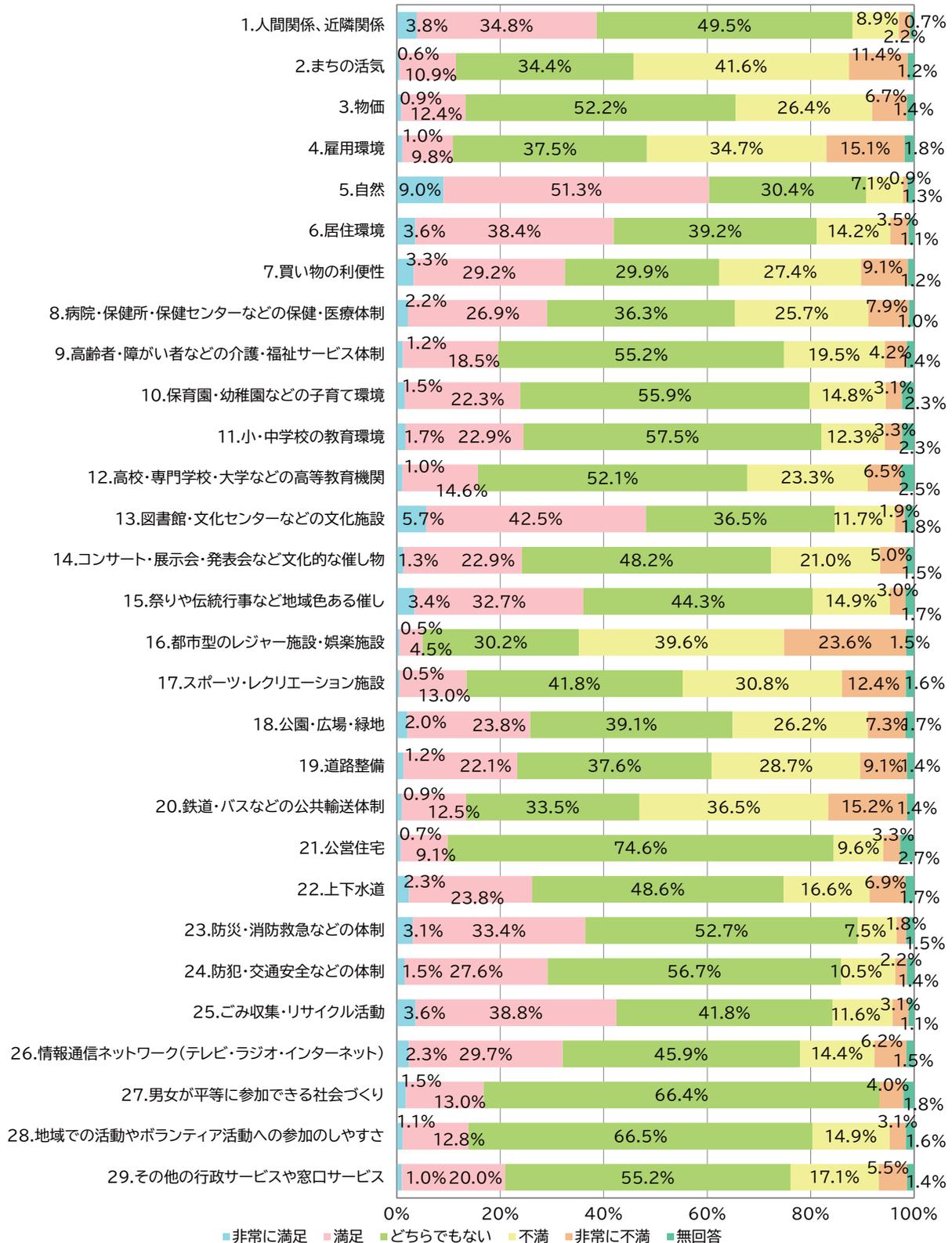
① 一関市の住みやすさについて、どのように感じていますか。

- ◆一関市の住みやすさは、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計は58.1%であった。
- ◆「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」の合計は15.4%であった。
- ◆前回調査時と比較すると、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計は9ポイント増加し、「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」の合計は、9.6ポイント減少した。



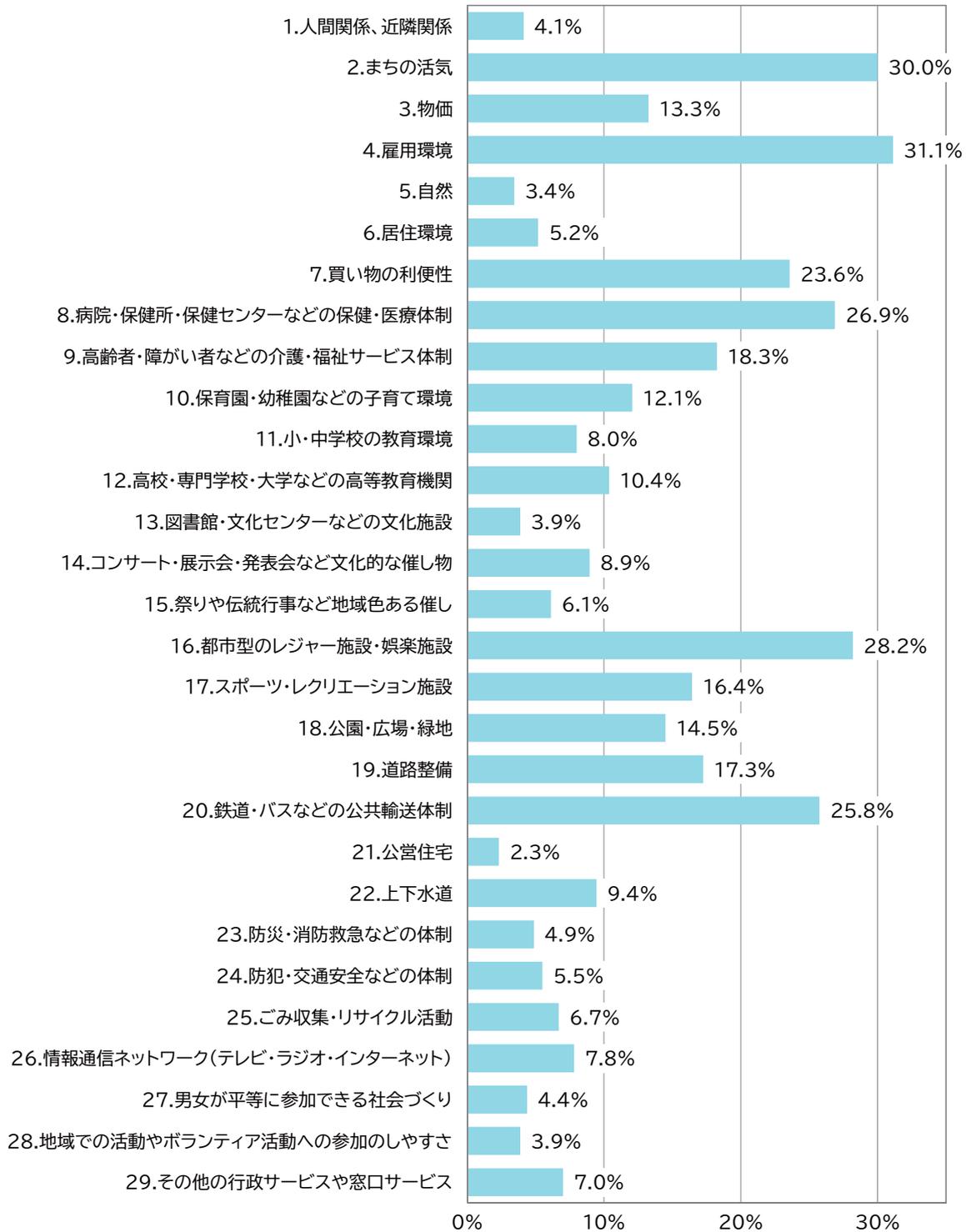
② 一関市の生活環境について、どのように感じていますか。

- ◆一関市の生活環境については、「自然」、「図書館・文化センターなどの文化施設」、「ごみ収集・リサイクル活動」の満足度が高くなっている。
- ◆一方、「都市型のレジャー施設・娯楽施設」、「まちの活気」、「鉄道・バスなどの公共交通体制」の満足度が低くなっている。



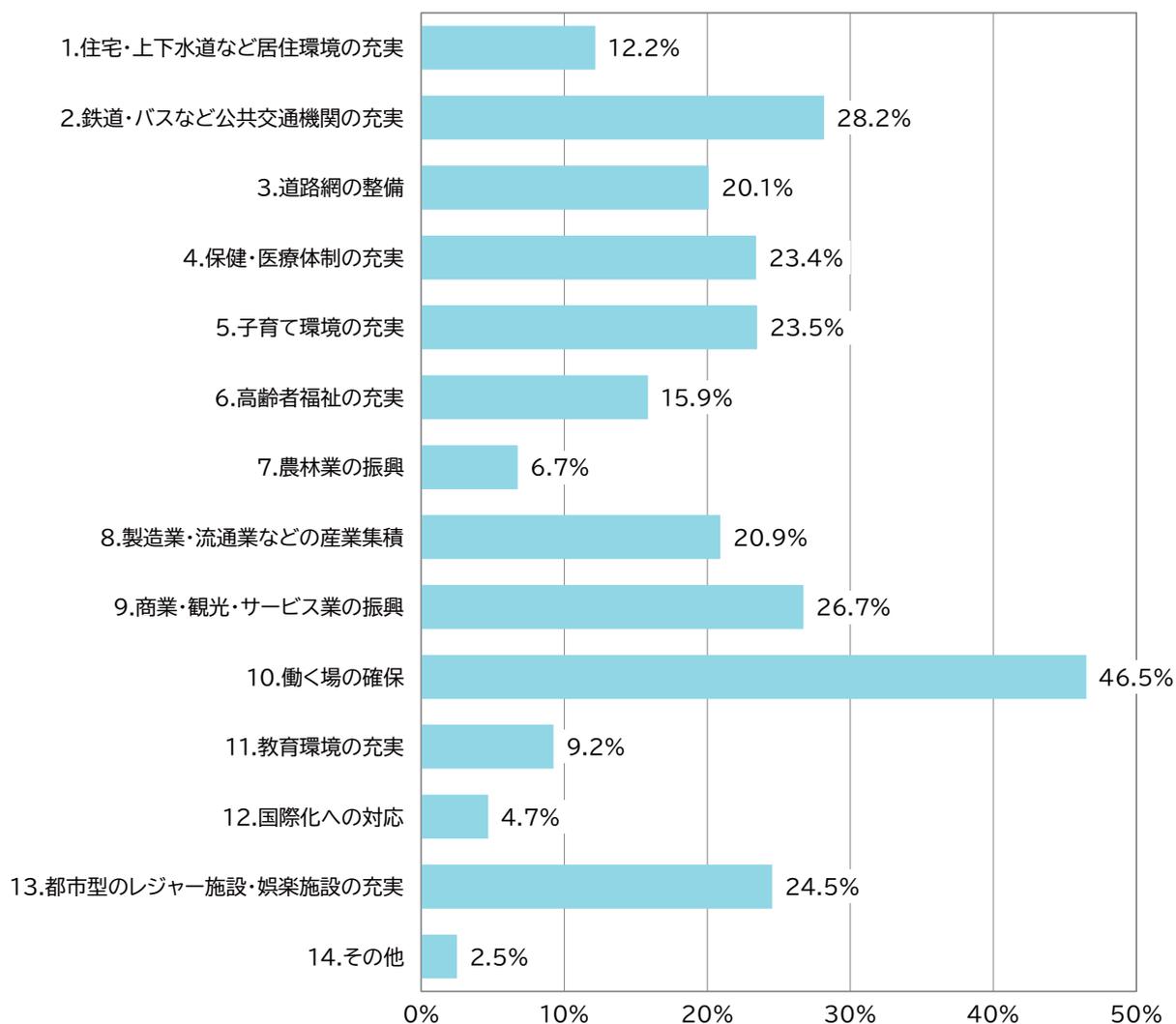
③ 今後、もっと充実してほしいものはどれですか。

- ◆今後、充実してほしいものは、「雇用環境」が最も高く31.1%であった。
- ◆続いて、「まちの活気」、「都市型のレジャー施設・娯楽施設」が高くなっている。



④ 岩手県南から宮城県北までの地域を中東北として発展させていくため、一関市の役割としてどういう分野に力を入れていくべきとお考えですか。

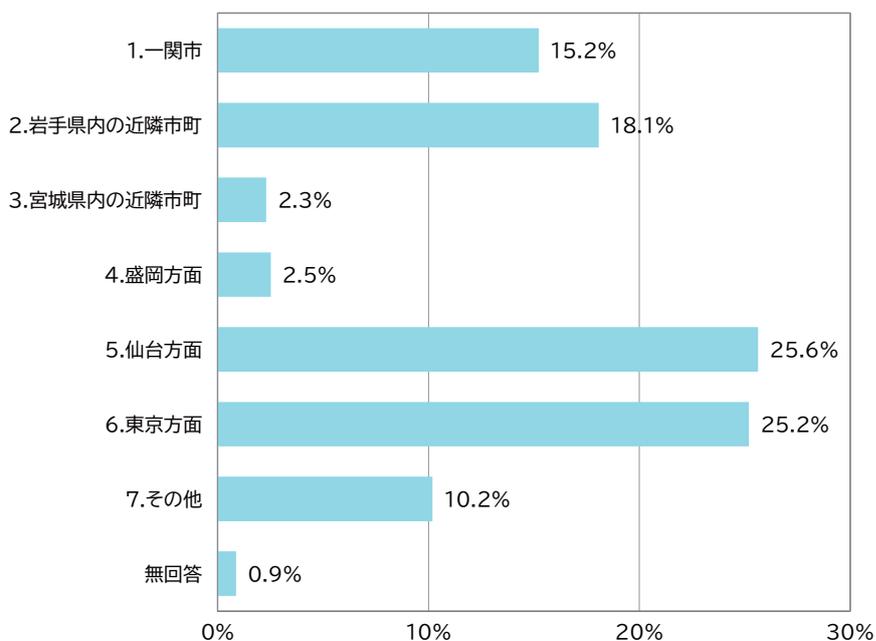
- ◆一関市が今後力を入れていくべき分野は、「働く場の確保」が最も高く46.5%であった。
- ◆続いて、「鉄道・バスなど公共交通機関の充実」、「商業・観光・サービス業の振興」、「都市型のレジャー施設・娯楽施設の充実」が高くなっている。



(2) 中学生・高校生アンケート

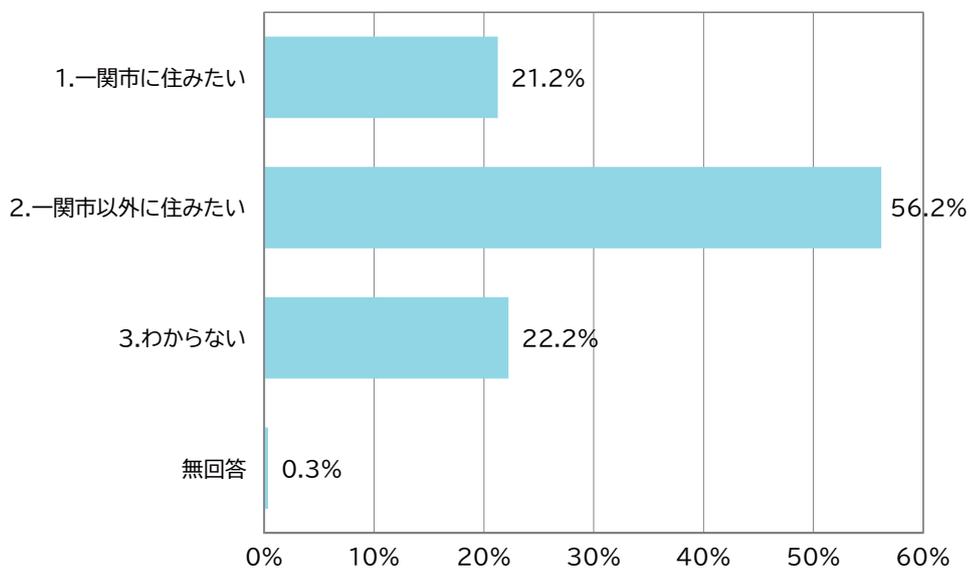
① 将来、どの地域への就職を希望しますか。

- ◆将来希望する就職地は、「仙台方面」と「東京方面」が高かった。
- ◆続いて「岩手県内の近隣市町」、「一関市」となっている。



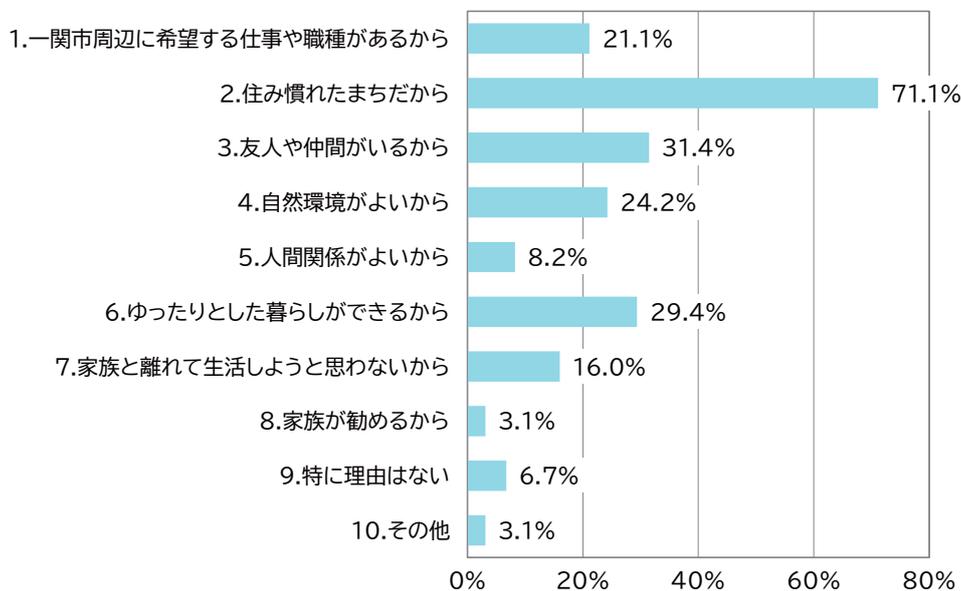
② あなたが就職後に住みたい場所はどこですか。

- ◆就職後に住みたい場所は、「一関市以外に住みたい」が最も高く50%を超えている。
- ◆「一関市に住みたい」は約2割にとどまっている。



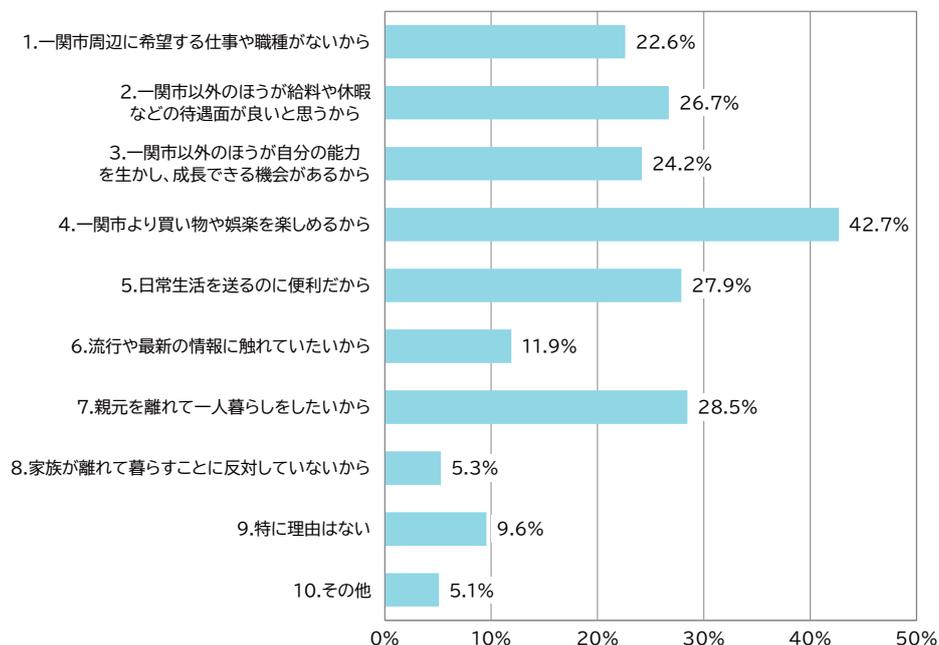
③ 一関市に住みたいと思った理由は何ですか。(前問②で「一関市に住みたい」の回答者のみ)

- ◆一関市に住みたいと思った理由は、「住み慣れたまちだから」が最も高く 71.1%となっている。
- ◆続いて、「友人や仲間がいるから」、「ゆったりとした暮らしができるから」が高くなっている。



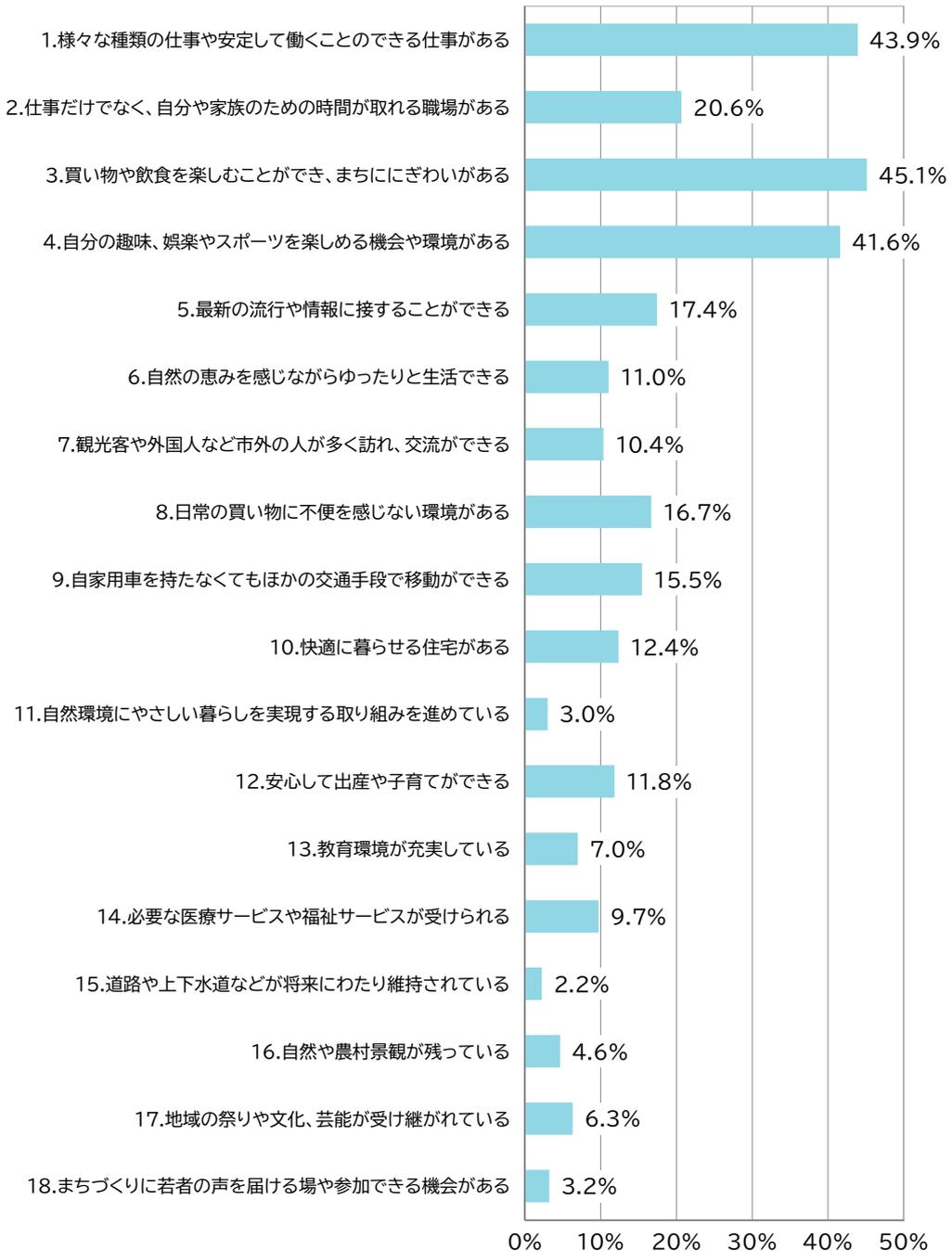
④ 一関市以外に住みたいと思った理由は何ですか。(前々問②で「一関市以外に住みたい」の回答者のみ)

- ◆一関市以外に住みたいと思った理由は、「一関市より買い物や娯楽を楽しめるから」が最も高く 42.7%となっている。
- ◆続いて、「親元を離れて一人暮らしをしたいから」、「日常生活を送るのに便利だから」が高くなっている。



⑤ 将来、どのようなまちになれば、一関市に住みたいと思う人が多くなると思いますか。

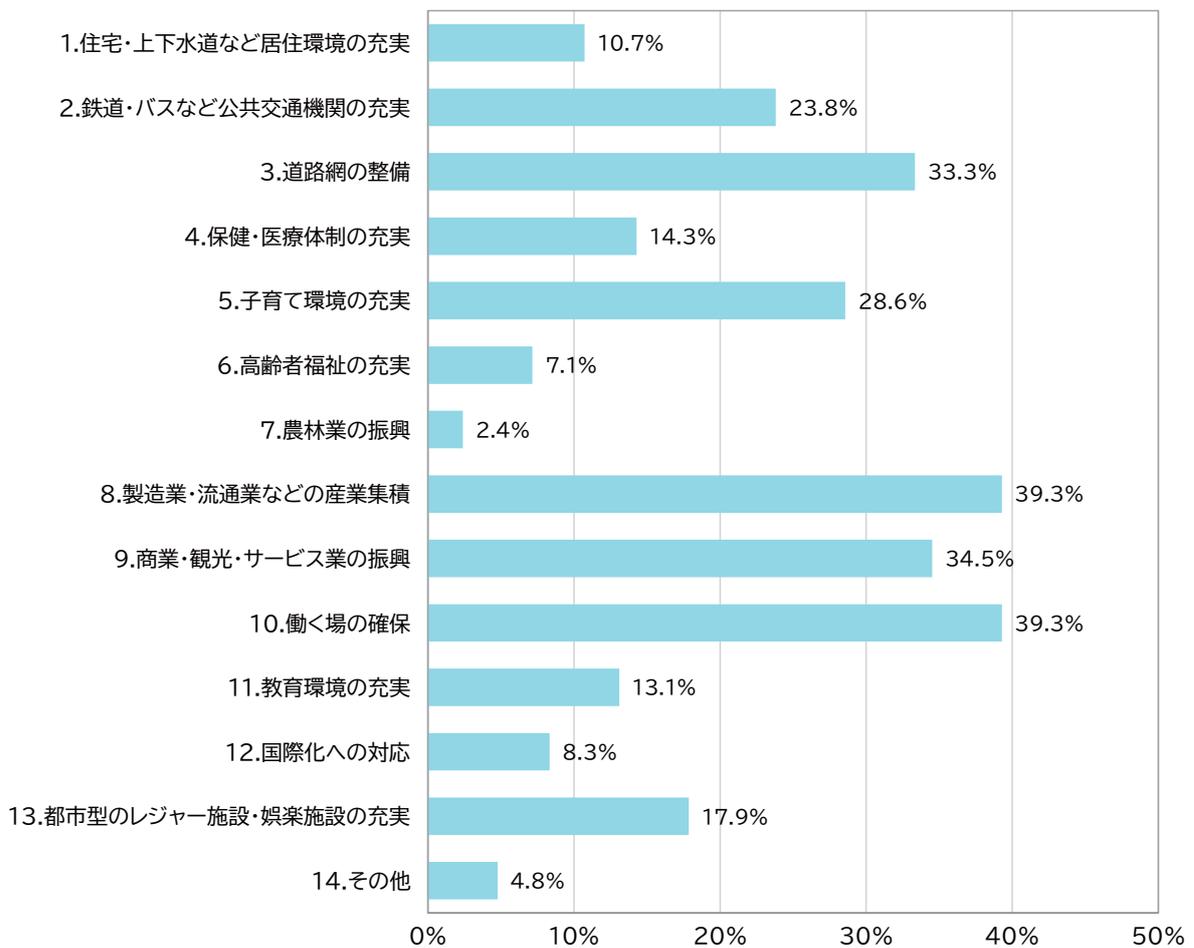
- ◆将来、どのようなまちになれば一関市に住みたいと思う人が多くなると思うかは、「買い物や飲食を楽しむことができ、まちににぎわいがある」が最も高く45.1%となっている。
- ◆続いて、「様々な種類の仕事や安定して働くことのできる仕事がある」、「自分の趣味、娯楽やスポーツを楽しめる機会や環境がある」が高くなっている。



(3) 企業アンケート

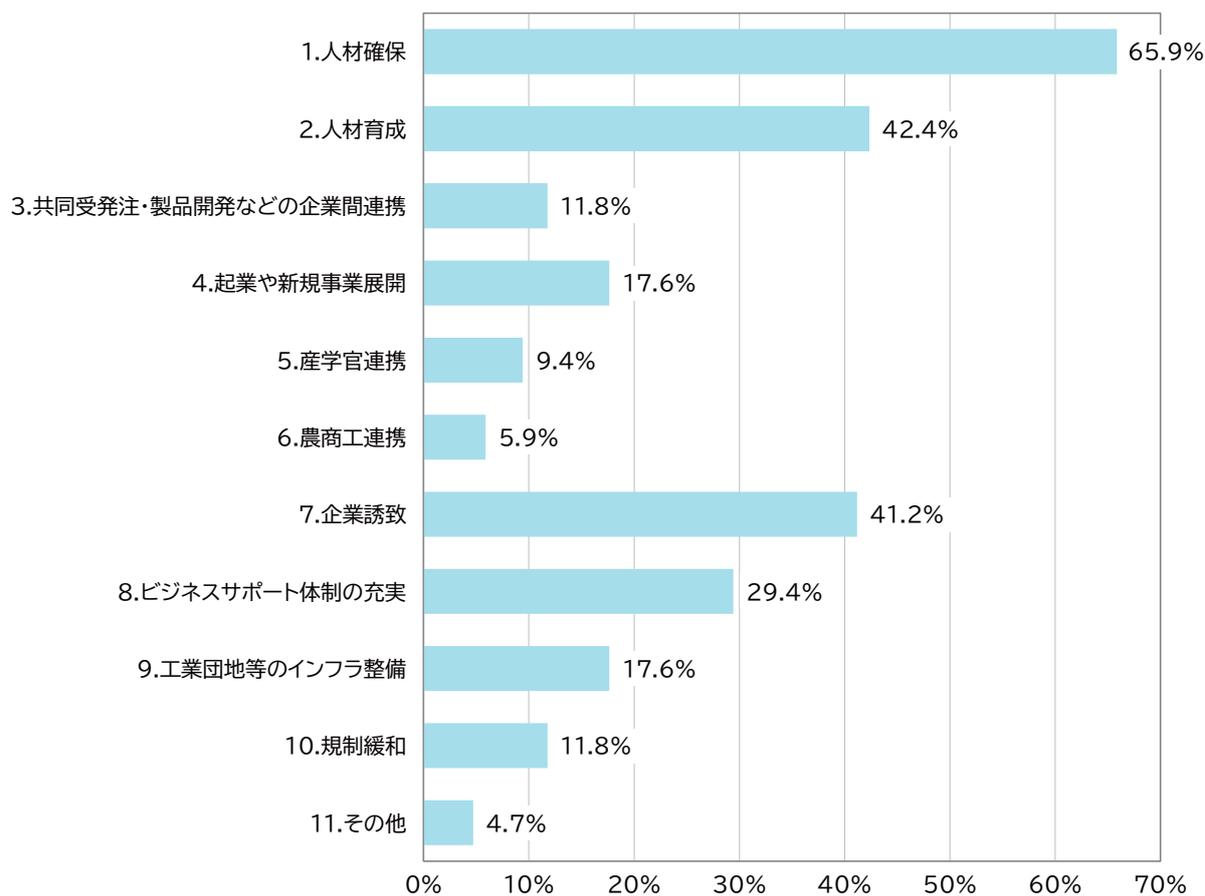
① 岩手県南から宮城県北までの地域を中東北として発展させていくため、一関市の役割としてどういう分野に力を入れていくべきとお考えですか。

- ◆一関市が、今後力を入れていくべき分野は、「働く場の確保」と「製造業・流通業などの産業集積」が最も高く39.3%となっている。
- ◆続いて、「商業・観光・サービス業の振興」、「道路網の整備」が高くなっている。



② 商工業の振興のため必要とお考えのものは、次のうちどれですか。

- ◆商工業の振興のため必要なものは、「人材確保」が最も高く65.9%となっている。
- ◆続いて、「人材育成」、「企業誘致」が高くなっている。



2 用語解説索引

該当ページには用語が出現するページ数を記載し、また、解説が掲載されているページ数を太字で表記しています。

区分	用語	該当ページ	
あ行	IoT	6、 65 、72、74	
	赤ちゃんの駅	109	
	空き家バンク	105 、106	
	新しい生活様式	85 、114、120、184	
	アフターコロナ時代	188、 189	
	遺構	128、 129	
	いちのせきファンクラブ	105	
	いちのせきメール	52 、172、173	
	一閑遊水地事業	138、 139	
	一般社団法人世界遺産平泉・一閑DMO	86	
	イノベーション	42、 43 、48	
	遺物	128、 129	
	医療資源	152、 153	
	医療的ケア	152、 153	
	磐井川堤防改修事業	138、 139	
	インターンシップ	115	
	インバウンド	84、 85 、86	
	ウェブ会議	184、 185	
	AI	6、 41 、43、65	
	エコドライブ	141 、143	
	SNS	100、 101 、157	
	SDGs 未来都市	182、 183	
	NPO	30、 41 、186	
	応援協定	170、 171	
	応急給水、応急活動訓練	147	
	汚水処理人口普及率	148、 149	
	汚染状況重点調査地域	50	
	温室効果ガス	6、140、 141	
	オンライン化	188、 189	
	オンラインデータベース	120、 121 、122	
	か行	介護予防・日常生活支援総合事業	160、 161
		ガイダンス施設	85 、87、130
		化石燃料	140、 141 、143
		学校支援ボランティア	114、 115 、116
		環境基準	136
環境保全協定		135 、136	
関係人口		84、 85 、104、105、106	
間伐		64、 65 、67、68、69	
かん養		62、 63 、67	
GIGAスクール構想		113	
基幹相談支援センター		165	
キャッシュレス化		189	
キャップハンディ体験		166	
キャリア教育		81 、112	
居宅介護支援事業所		157	
緊急消防援助隊登録隊員		176	
グリーンヘルパー		68	
グループホーム		165	
経常収支比率		191	
健康長寿		44 、160	
高規格救急自動車		174、 175 、176	
公衆無線LAN		97	
交通系ICカード		97	
高度救命処置用資器材		174、 175 、176	
交流人口		63 、66、69、84、124	

区分	用語	該当ページ	
	国際学術研究都市	39、46、 47	
	子育てひろば	109 、111	
	固定的な性別による役割分担意識	126、 127	
	子ども110番の家	180	
	個別処理区域	149	
	コミュニティFM放送	52 、100、170、172、173	
	コンビニ受診	152、 153	
	さ行	災害公営住宅	52
		災害時情報提供アプリ	170、 171 、172
		再生可能エネルギー	6、29、 135 、140、141、143
在仙サポーター		105	
再造林		67 、69	
サテライトオフィス		74、 75	
産学官イブニング研究交流会		75	
産学官金		48 、72、74、75	
30・10運動		142 、143	
市街地循環バス		96、 97	
市債		190、 191	
時差出勤		184、 185	
実質公債費比率		191	
指定管理（指定管理制度）		102、 103 、120、121	
自動体外式除細動器（AED）		174、 175 、176、177	
市民活動センター		187	
市民センター		102、 103 、119、120、121、122、123、186	
集合処理区域		148、 149	
住宅ストック		144、 145	
住宅セーフティネット		144、 145	
重要文化的景観		130、 131	
受益者負担		190、 191	
生涯学習		115 、120、121、122、123	
小区画水田		130、 131	
情報公開制度		188、 189 、191	
情報通信技術（ICT）		43 、65、86、100、113、114、189、190	
新型コロナウイルス		4、5、39、42、 43 、84、114、130、184、188	
森林環境譲与税		67	
水路のパイプライン化		65	
スクールガード		114、 115	
スクールカウンセラー	114、 115		
スケールメリット	192、 193		
スポーツツーリズム	124、 125		
スマート農業	62、 63 、65		
3R	142 、143		
生活支援コーディネーター	160、 161		
生活騒音	134、 135		
生活用水確保支援事業	146、 147		
成年後見制度	157 、158、165、166		
世界文化遺産「平泉」	11、46、84、 85 、86、130、144、192		

区分	用語	該当ページ
	世界保健機関（WHO）	184、 185
	ゼロ・エミッション	142
	ソーシャルディスタンス	85
	Society 5.0	6、 41 、74
た行	体験型観光	84、 85 、86、87
	滞在型観光	86
	第三セクター	190、 191
	脱炭素社会	141 、143
	多文化共生	48 、90、91
	多面的機能支払制度	62、 63 、66
	男女共同参画サポーター	126、 127
	地域おこし協力隊	63
	地域協働体	102、 103 、120、121、122、160、186、187
	地域経済分析システム（RESAS）	74、 75
	地域高規格道路	93
	地域内発型の産業	72、 73 、74
	地域農業マスタープラン（人・農地プラン）	62、 63 、65、68
	地域包括医療体制	153
	地域包括ケアシステム	160、 161 、162
	地域防災計画	170、 171 、172
	地産地消・地産外商	66、 67 、68、141
	地方交付税	188、 189
	着地型観光	63 、66
	超高速大容量通信サービス	100、 101
	長寿命化	65 、92、93、114、146、190
	ツイッターのフォロワー数	191
	定住自立圏構想	192、 193
	適応支援教室	114、 115
	適応支援相談員	114、 115
	デジタル化	44 、188
	デマンド型乗合タクシー	96、 97 、98
	テレワーク	5、74、 75 、184
	電子書籍	120、 121 、122
	特殊詐欺	178 、180
	特定健診	154 、168、169
	都市計画道路	93
	土水路	131
な行	内水面漁業	64、 65 、66
	中東北	72、 73 、81、192
	ニュースポーツ	125
	ニューツーリズム	69 、86
	認定こども園	110 、111
	認定農業者	65 、69
	濃厚接触者	184、 185
	農商工連携	62、 63 、66、68、69、74
	農林業系汚染廃棄物	50 、51
は行	働き方改革	42、 43 、80、81、82、100
	パブリックコメント	187
	ハローワーク	165 、185
	パンデミック	184、 185
	B D t	69

区分	用語	該当ページ
	避難行動要支援者	156、 157 、171
	費用対効果	149、 189 、190
	ファミリー・サポート・センター	109 、111
	風評被害	50 、51、184
	Facebookのリーチ数	191
	福祉学習会	158
	ふるさと会	105
	ふるさと名物応援宣言	85
	放課後子ども教室	110
	放課後児童クラブ	110 、111
	包括支援センター（地域包括支援センター）	157
	防災教育	84、 85 、86
	防災行政情報システム	52 、172
	防災マップ	170、 171 、172、173
	防災リーダー	52 、172
	ホットスポット	50
	骨寺村荘園遺跡	11、84、 85 、87、130、131、144
	骨寺村荘園交流施設	87 、130、131
	本寺地区景観計画	130、 131
ま行	まちづくりスタッフバンク	186、 187
	緑の少年団	67
	メディカルコントロール体制	176
	木質バイオマス	67 、68、143
や行	U・I・Jターン	81 、105
	遊休資産	42、 43 、188、190
	ユニバーサルデザイン	92、 93 、114、138、144、164、166
	ユネスコ無形文化遺産「和食；日本人の伝統的な食文化」	11、84、 85 、86
ら行	レファレンス	122
	ローリング	8、 189 、190
	6次産業化	62、 63 、66、68、69、74
わ行	ワーク・ライフ・バランス	81
	ワークショップ	187
	ワンセグ波	100、 101

3 新型コロナウイルスの影響における動き

年月日	一関市の動き	岩手県・国・世界の動き	
令和元年 12月31日		・【世界】中国当局からWHOへ原因不明の肺炎発生を報告	
令和2年	1月14日	・【世界】WHOが新型コロナウイルスの確認を発表	
	1月15日	・【国】日本国内で初めて感染確認（武漢に渡航した中国籍の男性）	
	1月30日	・【世界】WHOが「国際的な緊急事態」を宣言	
	2月3日	・【国】乗客の感染が確認されたクルーズ船が横浜港に入港	
	2月13日	・【国】国内で初めて感染者死亡	
	2月27日	・【国】全国すべての小中高校に臨時休校要請	
	2月28日	・対策本部（任意）を設置 ・感染拡大防止へ周知徹底	
	2月29日	・【国】東北で初の感染者を確認（仙台市）	
	3月4日	・市内小中学校臨時休校（卒業式も簡略化） ・放課後児童クラブの臨時開所 ・小学校3年生以下の児童を学校で受け入れ	
	3月11日	・【世界】WHOが「パンデミック」と認定	
	3月24日	・【国・世界】東京五輪・パラリンピック1年程度延期に	
	4月1日	・【国】全世帯に布マスク配布へ首相が表明	
	4月7日	・特措法に基づく対策本部を設置 ・「みんなのマスクプロジェクト」手作りマスクの買取開始	・【国】7都府県に緊急事態宣言
	4月13日	・「みんなのマスクプロジェクト」手作りマスクの配布開始	
	4月16日		・【国】緊急事態宣言を全国に拡大 ・【国】1人一律10万円の給付金支給を決定
	4月17日		・【国】布マスク配布始まる
	4月20日	・市民に外出自粛要請 ・市民や事業者の相談対応のため生活支援班、経営支援班を設置	
	5月2日	・市長、市幹部職員有志が、「GWはステイホーム」の外出自粛呼びかけ	
	5月11日	・都道府県をまたいだ移動は自粛を要請 ・多人数が集まるイベントは中止、延期 ・「新しい生活様式」の実践をお願い	
	5月12日	・1人一律10万円の給付金申請受付スタート	
5月18日	・県内初の取組として、「発熱PCR外来（市臨時診療所）」を開設		
5月25日	・対策本部を任意の本部に移行	・【国】緊急事態宣言、全国で解除	
6月20日、21日	・一関地方中学校「心の絆」交流体育大会において「心の絆・伝える思いフォト事業」実施（写真撮影等）		
6月28日		・【世界】世界の感染者が1,000万人を超える	
7月20日		・【国】国内の死者1,000人を超える	

年月日	一関市の動き	岩手県・国・世界の動き	
令和2年	7月21日	・栗登一平臨時首長懇談会実施（コロナ対策等）	
	7月22日		・【国】GoToトラベルキャンペーン始まる
	7月29日		・【岩手県】岩手県で初の感染者を確認
	8月11日		・【世界】世界の感染者が2,000万人を超える
	8月27日	・一関市生活応援商品券（1世帯当たり5,000円分）発送開始	
	10月1日		・【国】GoToイートキャンペーン始まる
	11月3日	・市内で初の感染者を確認	
	12月8日		・【世界】イギリスでワクチン接種開始
	12月14日		・【世界】アメリカでワクチン接種開始
	12月18日	・1月10日に開催を予定していた市成人式の取りやめを発表（1年延期予定）	
	12月25日	・市内の感染者が累計10人を超える	
	12月27日	・市内の感染者が累計20人となる	
	12月28日		・【国】GoToトラベルキャンペーン全国で一時的に停止
	12月31日		・【国】東京都で1,337人、全国で4,520人と1日当たりの過去最多の感染者を確認（当時）
12月	・市は、市議会12月定例会までに11回に及び補正予算を実施（総額で約165億800万円を措置し、127事業を実施）		
令和3年	1月7日	・特措法に基づく対策本部に移行	・【国】1都3県に緊急事態宣言
	1月13日		・【国】7府県にも緊急事態宣言（合わせて11都府県）
	1月15日	・市内の感染者が累計30人となる	
	1月23日		・【国】国内の死者5,000人を超える
	1月26日	・ワクチン接種をスムーズに行うため、新型コロナワクチン接種対策室を設置	
	1月27日		・【世界】世界の感染者が1億人を超える

4 後期基本計画策定の経過

	年月日	総合計画 審議会	まちづくり スタッフ会議	関連会議等	総合計画 推進委員会	備考
令和 元年	7月16日				第1回総合計画 推進委員会	・後期基本計画策定方針について ・アンケート実施要領について
	8月5日	第1回総合計画 審議会				・後期基本計画策定方針について ・市民等アンケート調査について
	10月4日			後期基本計画 策定に係るア ンケート (10月18日〆 切)		市民 1,628 人、中高生 913 人、企業 85 社が回答
	11月11日				第2回総合計 画推進委員会	・後期基本計画体系について
	11月25日				第3回総合計 画推進委員会	・後期基本計画体系について
	12月4日	第2回総合計 画審議会				・後期基本計画体系について ・市民ワークショップについて
	12月14日			第1回市民 ワークショップ		参加者：市民 45 人 一関、千厩会場
令和 2年	1月13日			高校生 ワークショップ		参加者：33 人 (市内高校8校及び一関高専)
	1月21日	第3回総合計 画審議会				・後期基本計画体系について ・後期基本計画策定に係るア ンケート結果について
	2月8日			第2回市民 ワークショップ		参加者：市民 31 人 一関、千厩会場
	3月17日				第4回総合計 画推進委員会	・後期基本計画分野別計画に ついて
	3月25日	第4回総合計 画審議会				・後期基本計画諮問 ・後期基本計画分野別計画に ついて ・まちづくりスタッフ会議に ついて
	4月27日		第1回まちづく りスタッフ会議 【書面開催】			・まちづくりスタッフ会議委 員委嘱 ・市民委員 25 人（公募 17 人、部推薦8人）、職員委 員 15 人、審議会委員（オ ブザーバー）10 人 計 50 人 ・後期基本計画分野別計画の 草案について
	7月4日		第2回まちづく りスタッフ会議			【部会別ワークショップ】 ・後期基本計画分野別計画に ついて
	7月27日				第1回総合計画 推進委員会	・第1回、第2回まちづくりス タッフ会議結果について ・後期基本計画分野別計画に ついて

年月日	総合計画 審議会	まちづくり スタッフ会議	関連会議等	総合計画 推進委員会	備考
令和 2年	7月28日	第1回総合計画 審議会			・第1回、第2回まちづくり スタッフ会議結果について ・後期基本計画分野別計画に ついて
	8月1日		第3回まちづく りスタッフ会議		【部会別ワークショップ】 ・後期基本計画分野別計画に ついて
	8月24日			第2回総合計 画推進委員会	・後期基本計画重点プロジェ クト、分野別計画、まちづ くりの進め方について
	9月2日	第2回総合計 画審議会			・後期基本計画重点プロジェ クト、分野別計画、まちづ くりの進め方について
	9月7日		第4回まちづく りスタッフ会議 【書面開催】		・後期基本計画分野別計画に ついて
	9月9日			パブリックコメ ント(9月30 日〆切)	・後期基本計画(案)について
	9月28日			第3回総合計 画推進委員会	・後期基本計画主な指標につ いて ・後期基本計画重点プロジェ クト、分野別計画、まちづ くりの進め方について
	9月30日	第3回総合計 画審議会			・後期基本計画主な指標につ いて ・後期基本計画重点プロジェ クト、分野別計画、まちづ くりの進め方について
	10月10日			タウンミーティ ング	参加者：22人 一関、千厩会場
	10月19日			第4回総合計 画推進委員会	・後期基本計画案について
	10月23日	第4回総合計 画審議会			・後期基本計画案について ・後期基本計画の答申案
	11月10日	第5回総合計 画審議会			・後期基本計画答申
	11月24日			第5回総合計 画推進委員会	・後期基本計画について
12月18日			一関市議会12 月定例会で後 期基本計画を 議決	・後期基本計画の策定	

5 諮問書

政 第 12002 号
令和 2 年 3 月 25 日

一関市総合計画審議会
会長 小 岩 邦 弘 様

一関市長 勝 部 修

一関市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

一関市総合計画基本構想で掲げた一関市の将来像実現のための施策の展開方法を体系的に定め、市民との協働による一関の新しい時代のまちづくりができるよう、令和 7 年度を目標年次とする一関市総合計画後期基本計画の策定について諮問します。

6 答申書

令和2年11月10日

一関市長 勝 部 修 様

一関市総合計画審議会
会 長 小 岩 邦 弘

一関市総合計画後期基本計画について（答申）

令和2年3月25日付けで当審議会に諮問がありました標記について、慎重に審議した結果、下記意見を付して別添のとおり答申いたします。

記

- 1 一関市総合計画審議会で出された意見及び一関市総合計画後期基本計画（以下、本計画）策定過程において提出された市民からの意見を十分尊重されたい。
- 2 地域の課題が複雑多様化し、分野を跨ぐ課題が増加していく中、それらに着実に対応するため、縦割りの行政ではなく、横断的な取組に努められたい。
- 3 新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」が示されたが、新たな発想と柔軟な対応で、本計画に掲げる各施策の推進を図られたい。
- 4 本計画の推進にあたっては、市民と行政の協働により進められたい。
- 5 本計画の趣旨や内容をわかりやすい形で市民に周知するとともに、図表やレイアウトを工夫しながら理解しやすい計画に努めること。
- 6 厳しい財政状況について市民と共通認識を図るとともに、財政の健全化に重点を置いた行財政運営に努めること。

7 一関市総合計画審議会委員名簿

(任期:平成31年3月8日~令和3年3月7日)

役職	氏名	備考
会長	小岩 邦弘	
副会長	徳谷 喜久子	
委員	阿部 新一	
	砂金 文昭	
	伊藤 一樹	
	太田 久美	
	大沼 佐樹子	
	小山 亜希子	
	菅野 佳弘	
	佐藤 弘子	
	東海林 訓	
	菅原 君代	
	菅原 敏	
	菅原 行奈	
	菅原 正弘	
	藤野 清貴	~令和2年4月
	須藤 壽弘	令和2年7月~
	千田 久美子	
	千田 博	
	千葉 哲夫	
	辻山 慶治	
	中尾 彩子	
	畠山 育美	
原田 哲		
三浦 幹夫		
水谷 みさえ		
吉田 正弘		
若山 義典		

8 一関市まちづくりスタッフ会議委員名簿

部会	役職	氏名	備考
「地域資源をみがき 生かせる 魅力あるまち」 部会	部会長	鈴木 伸一	
	副部会長	伊藤 勉	
	部会員	菅原 照之	
		菅原 彩佳	
		佐藤 真由美	
		菅原 薫	農林部 農地林務課
		山崎 政義	商工労働部 観光物産課
	オブザーバー	野本 浩司	商工労働部 工業労政課
		小岩 邦弘	総合計画審議会委員
原田 哲		総合計画審議会委員	
「みんなが交流して 地域が賑わう 活力あるまち」 部会	部会長	工藤 真理子	
	副部会長	村田 宰	
	部会員	千葉 琢磨	
		岩 渕 将	
		及川 恵理子	
		佐藤 幸一	総務部 総務課
		渡邊 博幸	まちづくり推進部 まちづくり推進課
	オブザーバー	坂本 泰久	建設部 都市整備課
		辻山 慶治	総合計画審議会委員
水谷 みさえ		総合計画審議会委員	
「自ら輝きながら 次代の担い手を 応援するまち」 部会	部会長	阿部 栄美	
	副部会長	荒川 貴信	
	部会員	阿部 信一	
		奥野 幸市	
		千葉 もと子	
		河野 新也	まちづくり推進部 いきがいづくり課
		鈴木 佐保	保健福祉部 一関子育て支援センター
	オブザーバー	岩 渕 悟	教育部 骨寺荘園室
		菅原 敏	総合計画審議会委員
若山 義典		総合計画審議会委員	
「郷土の恵みを 未来へ引き継ぐ 自然豊かなまち」 部会	部会長	藤野 準司	
	副部会長	福岡 祐	
	部会員	佐々木 芳雄	
		石川 幹雄	
		菅原 雪枝	
		佐藤 友和	市民環境部 生活環境課
		照井 美香	建設部 都市整備課
	オブザーバー	鈴木 隆稔	上下水道部 総務管理課
		徳谷 喜久子	総合計画審議会委員
千葉 哲夫		総合計画審議会委員	
「みんなが安心して 暮らせる 笑顔あふれるまち」 部会	部会長	小岩 次男	
	副部会長	橋本 温子	
	部会員	齋藤 公伸	
		高橋 飛鳥	
		高橋 恭子	
		平野 達哉	保健福祉部 長寿社会課
		鎌田 健治	保健福祉部 福祉課
	オブザーバー	荒屋 敷望	消防本部 消防課
		太田 久美	総合計画審議会委員
大沼 佐樹子		総合計画審議会委員	

9 一関市総合計画審議会条例

○一関市総合計画審議会条例

平成 17 年 10 月 31 日

条例第 219 号

改正 平成 23 年 9 月 22 日条例第 36 号

平成 27 年 3 月 12 日条例第 2 号

(設置)

第1条 市の総合的な計画の策定及び市長が必要と認める地域開発に関する重要事項を調査し、審議するため、市長の諮問機関として一関市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員 27 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員及び職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要に応じて知識経験を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(藤沢町の編入に伴う経過措置)

2 藤沢町の編入の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条本文の規定にかかわらず、平成 24 年 6 月 27 日までとする。

附 則（平成 23 年 9 月 22 日条例第 36 号）

この条例は、平成 23 年 9 月 26 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 12 日条例第 2 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

10 一関市まちづくりスタッフ会議設置要綱

○一関市まちづくりスタッフ会議設置要綱

平成 18 年6月 15 日

告示第 189 号

改正 平成 22 年6月 23 日告示第 148 号

平成 23 年7月 29 日告示第 194 号

平成 27 年2月 27 日告示第 27 号

平成 27 年3月 31 日告示第 80 号

(設置)

第1 市民と共に一関市総合計画基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を進めるため、一関市まちづくりスタッフ会議（以下「スタッフ会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 スタッフ会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関する事項について、調査、研究を行うこと。

(2) その他まちづくりに関し、調査、研究を行うこと。

(組織)

第3 スタッフ会議は、委員 50 人以内をもって組織する。

2 スタッフ会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募に応じた市民

(2) 市の職員

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第4 スタッフ会議に議長及び副議長1人を置く。

2 議長は、委員の互選により選出し、副議長は議長が指名する。

3 議長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 スタッフ会議は、市長が招集する。

2 スタッフ会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第6 一関市総合計画基本構想に掲げるまちづくりの目標ごとに、調査、研究を行うため、スタッフ会議に部会を置く。

2 各部会は、部会員 10 人以内をもって組織する。

3 各部会に部会長及び副部会長1人を置く。

4 部会長は、部会員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する。ただし、スタッフ会議の議長及び副議長は、部会長、副部会長になることができない。

5 部会長は、部会別会議の議長となり、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を処理する。

7 各部会の名称は、別に定める。

(部会別会議)

第7 部会別会議は、部会長が招集する。

2 部会別会議は、部会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第8 スタッフ会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9 スタッフ会議の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(補則)

第 10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成 18 年6月 15 日から施行する。

改正文（平成 22 年告示第 148 号抄）

平成 22 年7月1日から施行する。

前 文（平成 23 年7月 29 日告示第 194 号抄）

平成 23 年8月1日から施行する。

前 文（平成 27 年2月 27 日告示第 27 号抄）

平成 27 年3月1日から施行する。

前 文（平成 27 年3月 31 日告示第 80 号抄）

平成 27 年4月1日から施行する。

II 一関市総合計画推進委員会設置規程

○一関市総合計画推進委員会設置規程

平成 28 年 3 月 31 日

訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 市の総合計画（以下「計画」という。）を推進するため、市に総合計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他計画の推進に関し必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市長公室の事務を担当する副市長を、副委員長は他の副市長及び教育長をもって充てる。

3 委員は、市長公室長、各部長、消防長及び各支所長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務を処理するため、市長公室政策企画課に事務局を置く。

(補則)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

一関市総合計画
後期基本計画
2021 - 2025
(令和3年度 - 令和7年度)

令和3年3月

発行 / 一関市

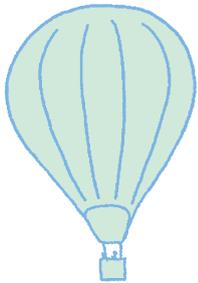
編集 / 市長公室 政策企画課

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

TEL 0191-21-2111

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>





みつけよう育てよう
郷土の宝
いのち輝く一関

一関市総合計画後期基本計画
2021-2025

